

防災に関してとった措置の概況 令和4年度の防災に関する計画

第208回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び令和4年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

〈特集〉 大規模災害から命を守るために

第1章 令和3年度に発生した主な災害	2
第1節 令和3年7月1日からの大雨による災害	3
第2節 令和3年8月の大雨による災害	6
第3節 令和3年千葉県北西部を震源とする地震による災害	9
第4節 令和3年12月25日からの大雪による災害	10
第5節 令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	11
第6節 令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や 新型コロナウイルス感染症対策	17
第7節 ボランティア・NPO等による対応	18
第2章 令和3年度の災害を受けた検討	23
第1節 盛土による災害の防止に関する検討	23
第2節 災害時における安否不明者の氏名等の公表	27
第3節 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に 関する検討会	28
第3章 更なる災害対策の拡充	30
第1節 個別避難計画の作成及び被災者支援システムの構築等	30
第2節 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討	33
第3節 首都直下地震の帰宅困難者等への対策に関する検討	37
第4節 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言	38
4-1 デジタル・防災技術ワーキンググループ	38
4-2 事前防災・複合災害ワーキンググループ	41
4-3 防災教育・周知啓発ワーキンググループ	43
第5節 学校における防災教育の更なる充実	48
第6節 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム	50
第7節 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策	52

特集のコラム

海底火山「福徳岡ノ場」の噴火による軽石について	13
フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の噴火に伴う潮位変化と政府の対応	14
被災者生活再建支援金 新たに支給対象となった中規模半壊世帯	16
JVOADによる「災害支援そなえ令和基金」の設立	22
防災女子の会からの提言について	47

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	54
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による 防災活動の推進	54
1－1 国民の防災意識の向上	54
1－2 防災推進国民会議と防災推進国民大会	58
1－3 防災訓練の取組	60
1－4 津波防災に係る取組	62
1－5 住民主体の取組（地区防災計画の推進）	64
1－6 ボランティア活動の環境整備について	68
1－7 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策	70
1－8 事業継続体制の構築	71
1－9 産業界との連携	76
1－10 学術界の取組	77
1－11 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化	78
第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え	82
2－1 防災基本計画の修正	82
2－2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実	83
2－3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保	84
2－4 防災におけるデジタル技術の活用	87
2－5 自然災害即応・連携チーム会議の開催等	89
2－6 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の 手引きの改訂	90
2－7 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の 検討	91
第3節 発生が危惧される災害への対応	91
3－1 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの 大規模広域避難の検討	91
第4節 国際防災協力	92
4－1 国連などの国際機関を通じた防災協力	93

4-2	二国間等防災協力	94
第5節	国土強靱化の推進のための取組	96
5-1	国土強靱化年次計画の策定	96
5-2	国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する 税制改正	98
5-3	国土強靱化地域計画の策定支援	99
5-4	国土強靱化に関する民間の取組促進及び 広報・普及啓発活動の推進	99
5-5	国土強靱化基本計画の見直し	100
第2章	原子力災害に係る施策の取組状況	101
第1節	原子力防災体制について	101
1-1	平時の原子力防災体制	101
1-2	緊急時の原子力防災体制	102
第2節	原子力規制委員会における原子力災害対策	103
2-1	原子力災害対策に係る取組	103
2-2	緊急時対応への取組	104
2-3	緊急時モニタリングに係る取組	104
2-4	事故・故障等	104
第3節	地域の原子力防災体制の充実・強化	104
3-1	地域防災計画・避難計画の策定と支援	104
3-2	その他の関係道府県への支援・取組	108
3-3	地域の原子力防災体制に係る訓練や研修	111
3-4	国際的な連携強化	114
第4節	令和3年度原子力総合防災訓練	115
4-1	実施概要	115
4-2	訓練実績の概要	116
4-3	訓練後の取組	117

第1部のコラム

防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021「集まれ！防災女性職員とその応援団」	80
--	----

第2部 令和2年度において防災に関してとった措置の概況

概要	118
第1章 法令の整備等	119
第2章 科学技術の研究	121
1 災害一般共通事項	121
2 地震災害対策	123
2-1 地震に関する調査研究	123
2-2 震災対策一般の研究	124
3 津波災害対策	125
3-1 津波に関する調査研究	125
3-2 津波対策一般の研究	126
4 風水害対策	126
5 火山災害対策	128
6 雪害対策	128
7 火災対策	129
8 危険物災害対策	129
9 原子力災害対策	130
第3章 災害予防	131
1 災害一般共通事項	131
1-1 教育訓練	131
1-2 防災施設設備の整備	133
1-3 災害危険地住宅移転等	135
1-4 その他	135
2 地震災害対策	143
2-1 教育訓練	143
2-2 防災施設設備の整備	144
2-3 その他	147
3 津波災害対策	149
3-1 教育訓練	149
3-2 防災施設設備の整備	149

3-3	その他	150
4	風水害対策	150
4-1	教育訓練	150
4-2	防災施設設備の整備	151
4-3	その他	152
5	火山災害対策	154
5-1	教育訓練	154
5-2	防災施設設備の整備	154
5-3	その他	155
6	雪害対策	155
6-1	教育訓練	155
6-2	防災施設設備の整備	155
6-3	その他	156
7	火災対策	156
7-1	教育訓練	156
7-2	防災施設設備の整備	157
7-3	その他	157
8	危険物災害対策	157
8-1	教育訓練	157
8-2	その他	157
9	原子力災害	159
9-1	教育訓練	159
9-2	防災施設設備の整備	159
9-3	その他	159
10	その他の災害対策	160
10-1	教育訓練	160
10-2	その他	160
第4章	国土保全	162
1	治水事業	162
2	治山事業	162
2-1	国有林治山事業	162
2-2	民有林治山事業	162
3	地すべり対策事業	163

3-1	農林水産省所管事業	163
3-2	国土交通省所管事業	163
4	急傾斜地崩壊対策事業	163
5	海岸事業	163
6	農地防災事業	163
7	災害関連事業	164
8	地盤沈下対策事業	164
9	下水道における浸水対策	165
10	その他の事業	165
第5章	災害復旧等	167
1	災害応急対策	167
1-1	令和2年(2020年)7月豪雨に対してとった措置	167
1-2	令和2年(2020年)台風第10号に対してとった措置	167
1-3	令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等に対してとった措置	168
1-4	令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震に対してとった措置	168
1-5	その他の災害に対してとった措置	169
2	災害復旧事業	171
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	171
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	171
2-3	文教施設等災害復旧事業	171
2-4	厚生施設災害復旧事業	172
2-5	その他の災害復旧事業	172
3	財政金融措置	173
3-1	災害融資	173
3-2	災害保険	175
3-3	地方交付税及び地方債	176
4	災害復興対策等	177
4-1	被災者生活再建支援金の支給	177
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	177
4-3	東日本大震災に関する復興対策	177

4-4	平成23年台風第12号による災害に関する復興対策	178
4-5	平成26年(2014年)広島土砂災害に関する復興対策	178
4-6	平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する復興対策	179
4-7	平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策	179
4-8	平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策	179
4-9	平成30年(2018年)7月豪雨に関する復興対策	180
4-10	平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策	181
4-11	平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する復興対策	181
4-12	平成30年(2018年)台風第24号に関する復興対策	181
4-13	令和元年(2019年)8月の前線に伴う大雨に関する復興対策	182
4-14	令和元年(2019年)令和元年房総半島台風に関する復興対策	182
4-15	令和元年(2019年)東日本台風に関する復興対策	183
4-16	令和2年(2020年)令和2年7月豪雨に関する復興対策	184
4-17	令和2年(2020年)台風第10号に対してとった措置に関する復興対策	185
4-18	令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等に関する復興対策	185
4-19	令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震に関する復興対策	185
4-20	その他の災害に関する復興対策	185
第6章 国際防災協力		187
1	多国間協力	187
2	二国間協力	188

第3部 令和4年度の防災に関する計画

概要	190
第1章 科学技術の研究	191
1 災害一般共通事項	191
2 地震災害対策	193
2-1 地震に関する調査研究	193
2-2 震災対策一般の研究	195
3 津波災害対策	195
3-1 津波に関する調査研究	195
3-2 津波対策一般の研究	196
4 風水害対策	196
5 火山災害対策	197
6 雪害対策	198
7 火災対策	198
8 危険物災害対策	199
9 原子力災害対策	200
第2章 災害予防	201
1 災害一般共通事項	201
1-1 教育訓練	201
1-2 防災施設設備の整備	203
1-3 災害危険地住宅移転等	206
1-4 その他	206
2 地震災害対策	216
2-1 教育訓練	216
2-2 防災施設設備の整備	217
2-3 その他	222
3 津波災害対策	223
3-1 教育訓練	223
3-2 防災施設設備の整備	224
3-3 その他	225

4	風水害対策	226
4-1	教育訓練	226
4-2	防災施設設備の整備	226
4-3	その他	229
5	火山災害対策	231
5-1	教育訓練	231
5-2	防災施設設備の整備	231
5-3	その他	231
6	雪害対策	232
6-1	教育訓練	232
6-2	防災施設設備の整備	232
6-3	その他	233
7	火災対策	233
7-1	教育訓練	233
7-2	防災施設設備の整備	234
7-3	その他	234
8	危険物災害対策	235
8-1	教育訓練	235
8-2	その他	235
9	原子力災害対策	236
9-1	教育訓練	236
9-2	防災施設設備の整備	237
9-3	その他	237
10	その他の災害対策	238
10-1	教育訓練	238
10-2	その他	238
第3章 国土保全		240
1	治水事業	240
2	治山事業	240
2-1	国有林治山事業	240
2-2	民有林治山事業	240
3	地すべり対策事業	241
3-1	農林水産省所管事業	241

3-2	国土交通省所管事業	241
4	急傾斜地崩壊対策事業	242
5	海岸事業	242
6	農地防災事業	242
7	災害関連事業	242
8	地盤沈下対策事業	243
9	下水道における浸水対策	243
10	その他の事業	244
第4章	災害復旧等	246
1	災害応急対策	246
1-1	自衛隊の災害派遣	246
1-2	非常災害発生に伴う現地災害対策等	246
1-3	緊急消防援助隊の災害派遣	246
1-4	災害救助費の国庫負担	246
1-5	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	246
1-6	その他の災害応急対策	246
2	災害復旧事業	246
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	246
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	247
2-3	文教施設等災害復旧事業	247
2-4	水道施設等災害復旧事業	248
2-5	その他の災害復旧事業	248
3	財政金融措置	248
3-1	災害融資	248
3-2	災害保険	249
3-3	地方債	250
4	災害復興対策等	250
4-1	被災者生活再建支援金の支給	250
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	250
4-3	東日本大震災に関する復興対策	250
4-4	平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策	253
4-5	平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策	254

4-6	平成30年（2018年）7月豪雨に関する復興対策 ……	255
4-7	平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策 ……	255
4-8	平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する 復興対策 ……	256
4-9	平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策 ……	256
4-10	令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する 復興対策 ……	257
4-11	令和元年房総半島台風に関する復興対策 ……	258
4-12	令和元年東日本台風に関する復興対策 ……	258
4-13	令和2年7月豪雨に関する復興対策 ……	259
4-14	令和2年（2020年）台風第10号に関する復興対策 ……	260
4-15	令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年） 1月の大雪等に関する復興対策 ……	260
4-16	令和3年（2021年）福島県沖を震源とする地震に 関する復興対策 ……	261
4-17	令和3年（2021年）7月1日からの大雨に関する 復興対策 ……	261
4-18	令和3年（2021年）8月の大雨に関する復興対策 ……	262
4-19	その他の災害に関する復興対策 ……	262
第5章 国際防災協力 ……		264
1	多国間協力 ……	264
2	二国間協力 ……	265
附属資料 ……		267

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

各施策について、詳しくは内閣府防災情報ホームページ等を御覧ください。

URL:<https://www.bousai.go.jp/index.html>

はじめに

令和4年版防災白書では、特集を「大規模災害から命を守るために」と題し、令和3年度に発生した主な災害の被害状況及び政府対応、令和3年度の災害を受けた対策の検討の内容、更なる防災体制強化に関する取組状況等について記載しています。

また、「第1部」においては、令和3年度中の我が国の災害対策の取組の状況として、

- ・ 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携
- ・ 災害対策基本法の改正を踏まえた防災基本計画の修正
- ・ 防災におけるデジタル技術の活用
- ・ 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の検討

など、令和3年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「令和4年版防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・ 宅地造成等規制法の改正	25
・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	30
・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策について（報告）	33
・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正	37
・ 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言	38
・ 第3次学校安全の推進に関する計画	48
・ 防災基本計画の修正	82
・ 復興庁設置法等の一部を改正する法律	119
・ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法	119

特集

大規模災害から命を守るために

第1章

令和3年度に発生した主な災害

第2章

令和3年度の災害を受けた検討

第3章

更なる災害対策の拡充

特集 大規模災害から命を守るために

我が国では近年、大規模な自然災害が相次いでいる。特に、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」という。）以降、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、ここ数年はほぼ毎年のように大規模災害が発生しており、また、それらの災害を踏まえて、各種の法改正を始め、防災体制の一層の強化に取り組んできたところである。このような中、昨年も、令和3年7月1日からの大雨において、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、多くの犠牲者が出る痛ましい災害となった。

これら一連の災害対応の中で再認識されたことは、「命を守る」ことの重要性である。家屋やインフラ等に対する被害の軽減や社会経済活動の維持ももちろん重要であるが、住民による適切な避難行動、そのために必要な防災情報の提供、災害発生後の迅速な人命救助、そして災害関連死を生まないための避難所の環境改善や新型コロナウイルス感染症対策などを通じて、かけがえのない命を災害から守り、そしてつないでいくことの重要性が改めて認識されたと言える。

このため、令和4年版防災白書の「特集」は、「大規模災害から命を守るために」をテーマとして、まず、令和3年度に発生した主な災害について、その被害状況、政府対応等を振り返る（第1章）。その上で、熱海市の土石流災害を契機として政府が取り組んでいる、盛土災害の防止、災害時における安否不明者の氏名等の公表、住民による適切な避難行動を確保するための方策について、一連の検討状況を概説する（第2章）。さらに、令和3年5月に施行された改正災害対策基本法（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号））において自治体の努力義務とされた避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する取組状況や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定を検討など、近年の防災体制強化に関する政府の取組状況を概説する（第3章）。

第1章 令和3年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等により大規模な被害を受けた。令和3年度では、令和3年7月1日からの大雨、令和3年8月の大雨、令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とする地震、令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震等により被害が発生した。特に令和3年7月1日からの大雨は、静岡県熱海市における土石流の被害を中心に複数の都府県において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフラインなどにも甚大な被害をもたらした。

令和3年度に発生した主な災害

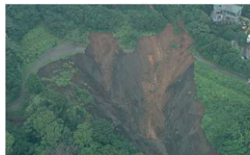
主な風水害（床上浸水10戸以上）		
事象名	月	主被災地域
令和3年7月1日からの大雨	7月	秋田県、神奈川県、静岡県、鳥取県、島根県、広島県、鹿児島県
令和3年台風第9号及び第10号	8月	青森県、千葉県
令和3年8月11日からの大雨	8月	岐阜県、広島県、福岡県、佐賀県
令和3年台風第14号	9月	高知県、宮崎県

【凡例】	
●	風水害（主被災地域）
●	土砂災害（主被災地域）
■	地震（震度）
▲	噴火

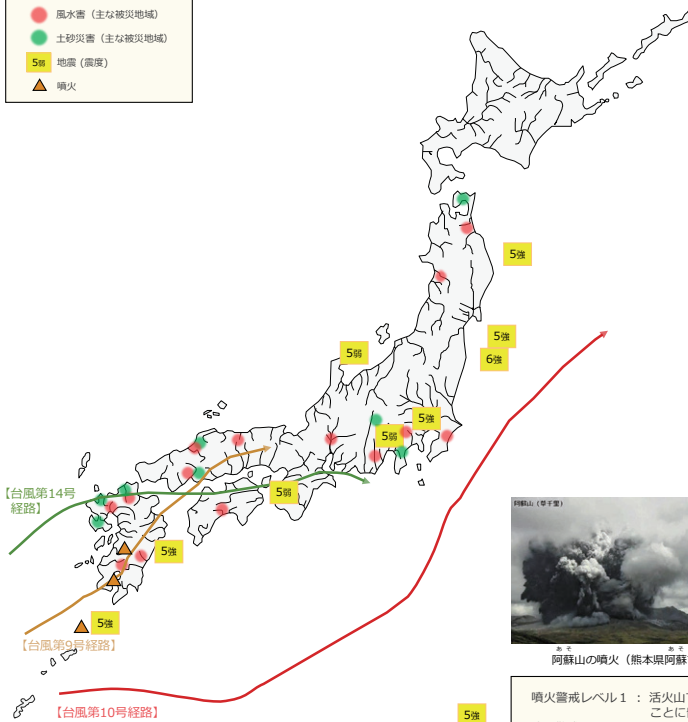


令和3年8月11日からの大雨（佐賀県武雄市）

主な土砂災害（人家被害5戸以上）		
事象名	月	主被災地域
令和3年7月1日からの大雨	7月	静岡県、鳥取県、広島県
令和3年台風第9号及び第10号	8月	青森県
令和3年8月11日からの大雨	8月	長野県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県



静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流（静岡県熱海市）



阿蘇山の噴火（熊本県阿蘇市等）

噴火警戒レベル1	： 活火山であることに留意
噴火警戒レベル2	： 火山周辺規制
噴火警戒レベル3	： 入山規制
噴火警戒レベル4	： 高齢者等避難
噴火警戒レベル5	： 避難

主な地震（最大震度5弱以上）		
事象名	月	主被災地域
宮城県沖	5月	宮城県石巻市、大崎市、蒲谷町
石川県能登地方	9月	石川県珠洲市
岩手県沖	10月	青森県上町
千葉県北西部	10月	埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区
山梨県東部・富士五湖	12月	山梨県大月市
紀伊水道	12月	和歌山県御坊市
トカラ列島近海	12月	鹿児島県十島村
父島近海	1月	東京都小笠原村
日向灘	1月	大分県大分市、佐伯市、竹田市、宮崎県延岡市、高千穂町
福島県沖	3月	宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町

主な噴火（噴火警戒レベル3以上）		
事象名	月	主被災地域
桜島	4月	鹿児島県鹿児島市
諏訪之瀬島	6月、9月、10月、11月、12月	鹿児島県十島村
阿蘇山	10月	熊本県阿蘇市、高森町、南阿蘇市

出典：水害レポート2021（国土交通省）より内閣府作成

第1節 令和3年7月1日からの大雨による災害

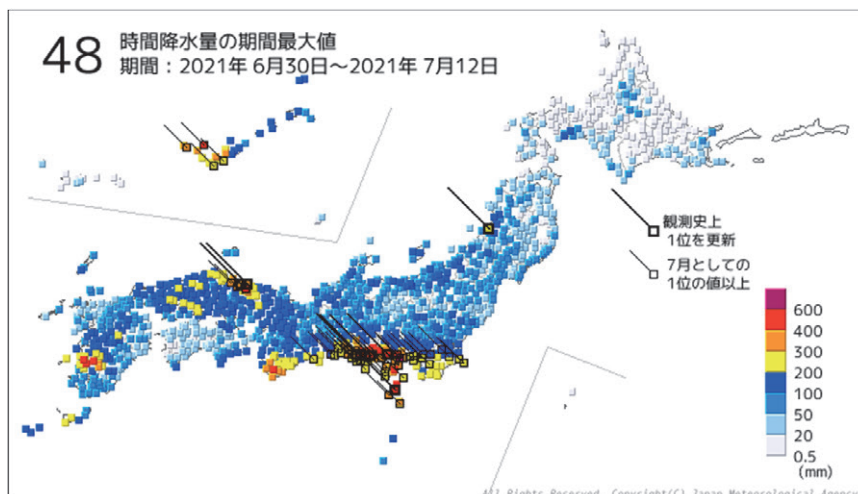
(1) 概要

梅雨前線が、令和3年6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞した。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。

7月1日から7月3日にかけて梅雨前線は本州南岸に停滞した。7月1日には伊豆諸島で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月2日から3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上一位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

7月4日以降、梅雨前線は次第に北上し西日本から東日本の日本海側でも雨となった。特に7月7日には中国地方の日本海側で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月8日には広島県を中心に日降水量が200ミリを超える大雨となった。7月9日夜から10日にかけては、九州南部を中心に雷を伴い猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り、9日からの総雨量が鹿児島県さつま町や伊佐市で500ミリを超える記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は鹿児島県、宮崎県、熊本県を対象とした大雨特別警報を発表した。7月12日には全国的に広く大雨となり、青森県、三重県、島根県及び鳥取県で1時間降水量の観測史上一位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

48時間降水量の期間最大値（令和3年6月30日～7月12日）



主な期間降水量（令和3年6月30日～7月12日）

都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量
			(mm)
神奈川県	足柄下郡箱根町	箱根（はこね）	911.5
鹿児島県	薩摩郡さつま町	紫尾山（しびさん）	631.0
鹿児島県	薩摩郡さつま町	さつま柏原（さつまかしわばる）	619.5
静岡県	御殿場市	御殿場（ごてんば）	611.5
鹿児島県	伊佐市	大口（おおくち）	607.0

出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

(2) 被害状況

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市における土石流の被害を中心として、死者は27名（静岡県）、行方不明者は2名（神奈川県1名、静岡県1名）、重傷者は2名（静岡県1名、鳥取県1名）、軽傷者は10名となった。住家被害は、全壊が59棟、半壊・一部損壊が440棟、床上・床下浸水が2,945棟であった（消防庁情報、令和4年3月25日現在）。

（参照：<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/210701baiuzennsenn36.pdf>）

人的・住宅被害（令和4年3月25日現在）

■人的被害				■住宅被害					
	死者	行方不明者	重軽傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
群馬	0	0	1	神奈川	2	1	12	21	438
神奈川	0	1	1	静岡 ^(※1)	54	13	42	147	205
静岡	27	1	4	広島	0	78	155	98	512
鳥取	0	0	4	島根	3	26	86	81	611
岡山	0	0	1	鹿児島	0	0	3	64	182
香川	0	0	1	その他	0	1	23	88	498
合計	27	2	12	合計	59	119	321	499	2,446

(※1)熱海市では、住家被害98棟(消防庁3/25時点)、非住家を含めると128棟(熱海市9/3時点)の被害が報告。

出典：消防庁ホームページより内閣府にて作成

この大雨の影響で、停電や断水などのライフラインへの被害のほか、熱海市の土石流を含めて274件の土砂災害が発生した。

また、この大雨における「災害救助法」(昭和22年法律第118号)の適用団体は4県9市2町に上った。

令和3年7月1日からの大雨の被害状況



静岡県熱海市における土石流の被害 (内閣府資料)



静岡県熱海市における土石流の源頭部 (内閣府資料)

(3) 政府の対応

政府は令和3年7月1日12時30分に関係省庁災害警戒会議を開催した。そして、同月3日10時30分頃に静岡県熱海市土石流災害が発生した後は、13時10分に官邸対策室を設置、14時45分に内閣府調査チームを静岡県庁に向けて派遣した。さらに同日17時から菅内閣総理大臣(当時)出席の下関係閣僚会議(第1回)を開催し、菅内閣総理大臣(当時)から「二次災害にも注意しつつ、機動的かつ万全の対応を進め、また、避難所等に対する必要な支援を迅速に行うこと」について指示が行われた。同日17時30分には令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部を設置し、19時に特定災害対策本部会議(第1回)を開催した(同月5日までに同会議を計2回開催)。

そして、7月5日11時に特定災害対策本部から非常災害対策本部へ体制を強化し、同日11時30分に菅内閣総理大臣(当時)出席の下「令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議(第1回)」を開催した(同月30日までに同会議を計3回開催)。

7月6日には棚橋内閣府特命担当大臣(防災)(当時)が、同月12日には菅内閣総理大臣(当時)が静岡県の被災現場を視察した。加えて、赤澤内閣府副大臣(当時)が3県の被災現場を視察し(同月20日:島根県、21日:鳥取県、28日:鹿児島県)、二之湯内閣府特命担当大臣(防災)が静岡県の被災現場を視察した(11月22日)。

7月6日には、各府省の事務次官級職員を構成員とする「令和3年7月1日からの大雨被災者生活・生業再建支援チーム」が、菅内閣総理大臣(当時)からの指示の下設置され、同月30日に被災

者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、できることは全てやるという姿勢の下、緊急に対応すべき施策を「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。

激甚災害の指定については、令和3年5月7日から7月14日までの間の豪雨による災害として、令和3年8月31日に指定政令、令和4年3月11日に一部改正政令の閣議決定を行った（附属資料14-1参照）。



令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議
(第2回) (内閣府資料)



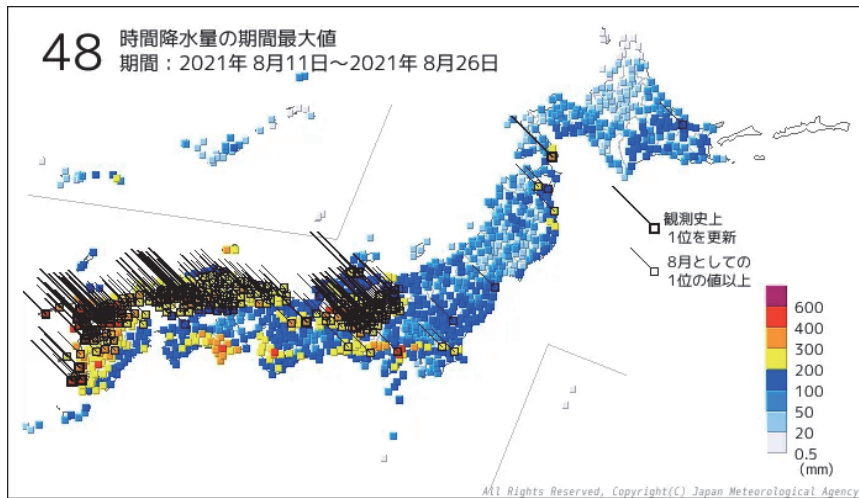
静岡県の被災現場を視察する
棚橋内閣府特命担当大臣(防災) (当時) (内閣府資料)

第2節 令和3年8月の大雨による災害

(1) 概要

令和3年8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。この影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日から26日までの総降水量が多いところで1,400ミリを超える記録的な大雨となった。8月12日には九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400ミリを超える大雨となった。8月13日には中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で日降水量が8月の値の一位を更新するなど、記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は広島県を対象とした大雨特別警報を発表した。8月14日には西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量が555.5ミリを観測し、観測史上一位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は長崎県、佐賀県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報を発表した。8月16日から18日にかけては、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、日降水量が九州南部や四国地方、近畿地方の多いところで200ミリを超える大雨となった。8月19日から22日にかけては、四国地方の太平洋側を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り続き、日降水量が多いところで200ミリを超える大雨となった。8月22日以降は台風第12号や台風から変わった低気圧の影響を受け、大雨となったところがあった。

48時間降水量の期間最大値（令和3年8月11日～8月26日）



主な期間降水量（令和3年8月11日～8月26日）

都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量
			(mm)
高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬（やなせ）	1431.0
宮崎県	えびの市	えびの（えびの）	1426.0
長崎県	雲仙市	雲仙岳（うんぜんだけ）	1360.0
佐賀県	嬉野市	嬉野（うれしの）	1334.5
高知県	香美市	繁藤（しげとう）	1270.5

出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

(2) 被害状況

令和3年8月の大雨により、長野県岡谷市の土石流や長崎県雲仙市の土砂崩れ、佐賀県の六角川の氾濫などが発生し、死者は13名（長野県3名、広島県3名、長崎県5名、熊本県1名、鹿児島県1名）、重傷者は4名（長野県1名、福岡県2名、長崎県1名）、軽傷者は13名となった。住家被害は、全壊が45棟、半壊・一部損壊が1,534棟、床上・床下浸水が4,887棟であった（消防庁情報、令和4年3月25日現在）。

（参照：<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/20210811ooame25.pdf>）

人的・住宅被害（令和4年3月25日現在）

■人的被害				■住家被害				
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
長野	3	1	4	7	4	40	1	463
広島	3	0	1	0	2	42	24	54
福岡	0	2	1	11	78	37	120	343
佐賀	0	0	4	10	53	56	346	970
長崎	5	1	0	5	1,083	14	271	2,045
その他	2	0	3	12	14	111	34	216
合計	13	4	13	45	1,234	300	796	4,091

出典：消防庁ホームページより内閣府にて作成

この大雨の影響で、断水などのライフラインへの被害のほか、414件の土砂災害や26水系68河川で氾濫等が発生した。

また、この大雨における「災害救助法」の適用団体は6県13市7町1村に上った。

令和3年8月の大雨の被害状況



長野県岡谷市の土砂崩れの被害（内閣府資料）



長崎県雲仙市の土砂崩れの被害（内閣府資料）



佐賀県武雄市の六角川氾濫の被害（内閣府資料）

(3) 政府の対応

政府は令和3年8月12日11時に官邸において情報連絡室を設置し、関係省庁災害警戒会議を開催した。同月13日8時45分に広島県に大雨特別警報（同時刻に情報連絡室を官邸連絡室へ改組）が発表されると、8時46分に菅内閣総理大臣（当時）から「国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと」、「地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと」、「被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で災害応急対策に全力で取り組むこと」について指示が行われるとともに、9時50分に官邸連絡室を官邸対策室へ改組し、菅内閣総理大臣（当時）出席の下関係閣僚会議（第1回）を開催した。さらに11時30分には特定災害対策本部を設置し、15時に特定災害対策本部会議（第1回）を開催した（同月24日までに同会議を計9回開催）。また、同月15日9時15分には内閣府調査チームを佐賀県庁に派遣した。

8月21日には棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が佐賀県と長崎県の被災現場を視察し、同月24日には赤澤内閣府副大臣（当時）が長野県の被災現場を視察した。

激甚災害の指定については、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害として、令和3年9月28日に指定政令の閣議決定を行った（附属資料14-2参照）。



8月11日からの大雨に関する関係閣僚会議（第1回）
（内閣府資料）



長崎県の被災現場を視察する
棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）（内閣府資料）



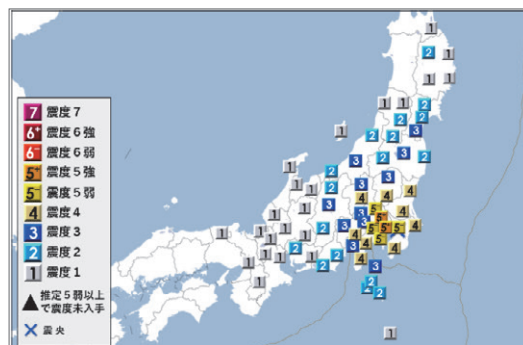
令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議（第6回）（内閣府資料）

第3節 令和3年千葉県北西部を震源とする地震による災害

（1）概要

令和3年10月7日22時41分に千葉県北西部の深さ75km（暫定値）でマグニチュード5.9（暫定値）の地震が発生し、埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区で震度5強を観測したほか、関東地方を中心に東北地方から近畿地方にかけて震度5弱から1を観測した。

各地域の震度



出典：気象庁ホームページ

(2) 被害状況

この地震により、重傷者は6名（埼玉県3名、千葉県2名、東京都1名）、軽傷者は44名となった（消防庁情報、令和4年3月25日現在）。

（参照：<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/20211007chibakenhokuseibu9.pdf>）

人的被害（令和4年3月25日現在）

■人的被害

	死者	重傷者	軽傷者
茨城県	0	0	1
埼玉県	0	3	10
千葉県	0	2	13
東京都	0	1	4
神奈川県	0	0	16
合計	0	6	44

出典：消防庁ホームページより内閣府にて作成

首都圏において終電時間が近づく中で地震が発生したことから、鉄道の運転見合わせ等によって駅前を中心に多くの滞留者が発生した。

(3) 政府の対応

政府は、令和3年10月7日22時43分に官邸対策室を設置し、同時刻に岸田内閣総理大臣から「早急に被害状況を把握すること」、「地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと」、「国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと」、「被害の拡大防止の措置を徹底すること」について指示が行われた（附属資料14-3参照）。

第4節 令和3年12月25日からの大雪による災害

(1) 概要

令和3年12月25日から28日にかけて、日本付近の強い冬型の気圧配置により、期間降雪量（12月25日0時から28日7時まで）が福島県南会津郡只見町で162cmになったほか、群馬県利根郡みなかみ町で136cm、新潟県中魚沼郡津南町で135cmとなるなど、北日本から東日本の日本海側、太平洋側の一部の地域において大雪となった。

この大雪により、死者は2名（北海道1名、新潟県1名）、重傷者は6名（岩手県2名、新潟県2名、岐阜県2名）、軽傷者は20名（青森県2名、新潟県5名、富山県3名、福井県2名、三重県2名、滋賀県4名、鳥取県1名、島根県1名）となった（消防庁情報、令和3年12月30日現在）。

また、北陸自動車道や東北自動車道等の高速道路の通行止め、鉄道での運転の見合わせが発生する等、交通インフラにも被害が発生した（国土交通省情報、令和3年12月28日現在）。

なお、今冬（令和3年11月1日～令和4年3月31日）の雪による死者は97名、重傷者は580名、軽傷者は1,014名となった（消防庁情報、令和4年4月12日現在）。

(2) 政府の対応

政府は令和3年12月24日12時に官邸において情報連絡室を設置し、関係省庁災害警戒会議を開催した。

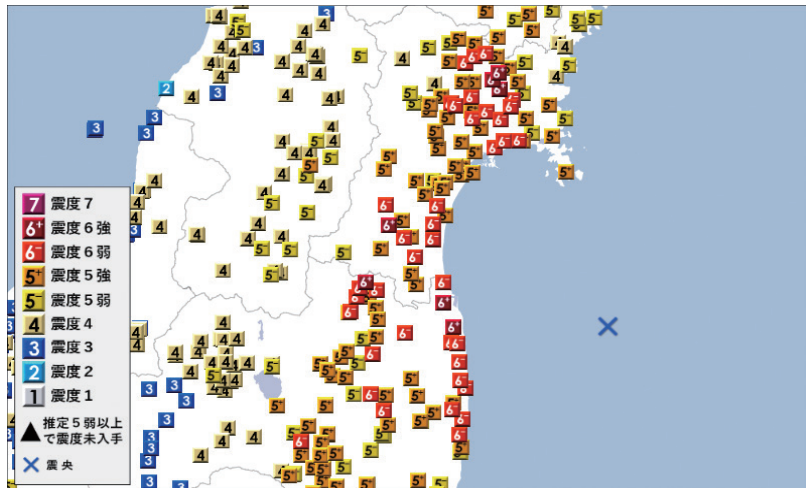
第5節

令和4年福島県沖を震源とする地震による災害

(1) 概要

令和4年3月16日23時36分に福島県沖の深さ57km（暫定値）でマグニチュード7.4（暫定値）の地震が発生し、宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町で震度6強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度6弱から1を観測した。

各地域の震度（拡大図）



出典：気象庁ホームページ

(2) 被害状況

この地震による死者は3名（宮城県2名（うち1名は災害関連死）、福島県1名）、重傷者28名、軽傷者217名となった（内閣府情報、令和4年4月19日現在）。

住家被害については、全壊111棟、半壊1,285棟、一部損壊19,048棟であった（内閣府情報、令和4年4月19日現在）。

（参照：https://www.bousai.go.jp/updates/r4fukushima_eq_0317/pdf/r4fukushima_eq_0317_08.pdf）

人的・住宅被害（令和4年4月19日現在）

■ 人的被害

	死者		重傷者	軽傷者
	死者	うち災害関連死者		
宮城県	2	1	10	96
福島県	1		9	92
その他	0		9	29
合計	3	1	28	217

■ 住家等被害

	住家等被害		
	全壊	半壊	一部破損
宮城県	30	189	7,668
福島県	81	1,095	11,372
その他	0	1	8
合計	111	1,285	19,048

出典：消防庁ホームページより内閣府にて作成

この地震の影響で、東京電力管内及び東北電力管内で最大223万戸の停電が発生するとともに、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県において最大69,999戸の断水が発生するなど、ライフラインへの被害のほか、東北新幹線の福島駅～白石蔵王駅間で脱線による運休等、交通インフラにも被害が発生した。



路面のひび割れ（福島県相馬市）

（3）政府の対応

令和4年3月16日23時38分に岸田内閣総理大臣から「早急に被害状況を把握すること」、「地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと」、「国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと」について指示が行われ、23時39分に官邸対策室を設置した。

3月19日には、二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が福島県の被害現場を視察した。

さらに、28日に岸田内閣総理大臣より、二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が中心となって、関係閣僚と連携し、被害状況や自治体からの要請を踏まえながら支援策を速やかに取りまとめるよう指示があった。これを受けて、4月8日に、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。

同支援策には、特例的な中小企業等グループ補助金による中小企業への支援や、特例的な半壊家屋の解体支援などに加え、高い技術力を要する伊達橋の復旧工事を国の権限代行で実施することなどを盛り込んだ。

激甚災害の指定については、福島県相馬郡新地町の区域に係る災害として、令和4年4月8日に激甚災害の指定の見込みを公表した（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第5条及び第24条の適用）（附属資料14-4参照）。



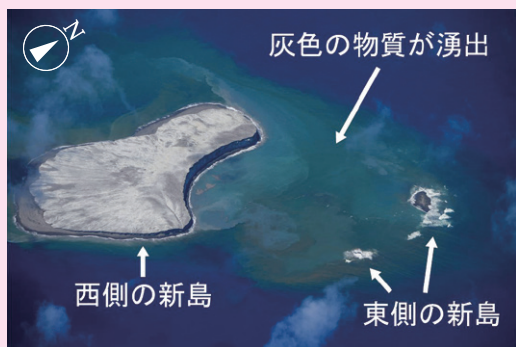
現地視察を行う二之湯内閣府特命担当大臣（防災）

【コラム】

「海底火山「福徳岡ノ場」の噴火による軽石について」

令和3年8月13日から15日にかけて発生した小笠原の海底火山「福徳岡ノ場」の噴火活動に伴い、大量の軽石が「いかだ」のように海面を埋め尽くした。この「軽石いかだ」は海流によって引き延ばされながら西に移動し、同年10月以降、日本各地の沿岸部においても、「福徳岡ノ場」の噴火により生じたと思われる軽石の漂流・漂着が多数確認された。これらの軽石は、港湾・漁港において船舶の出入りの妨げになるほか、航行中の漁船のエンジントラブルに繋がるなど、様々な面で影響を及ぼしている。令和3年度末時点では、沖縄県・鹿児島県（南西諸島）から茨城県にかけて、延べ91の港湾、154の漁港、62の市町村の海岸で軽石の漂流・漂着が確認され、フェリーの運休やエンジントラブルによる漁船の航行不能といった影響が生じている。

政府としては、令和3年10月28日、内閣官房副長官の下に「海底火山『福徳岡ノ場』の噴火に係る関係省庁対策会議」を設置し、関係省庁で連携して迅速な対応に取り組んできた。軽石による被害を防ぐため、関係省庁から都道府県や海運事業者等に対する注意喚起のほか、軽石の漂流・漂着が予測される太平洋側の港湾・漁港では、軽石の流入を防ぐオイルフェンスの設置・準備などの対応がとられている。港湾・漁港等に既に漂着した軽石の回収・処理については、災害復旧事業等により、国として財政的な支援を行っているほか、国土交通省港湾局と水産庁の連携による「漂流軽石回収技術検討ワーキンググループ」を設置、軽石回収技術に係る事例集を公表し、リエゾン等を通して技術的な支援を行っている。また、沖縄県の運天港においては、「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく港湾管理者（沖縄県）からの要請を受け、運天港の港湾施設の一部管理を国土交通大臣が代行しており、軽石除去に関する全体計画の策定や海上からの軽石の除去等、様々な支援を行っている。また、国土交通省では、海運事業者が軽石対策を行う際の参考となる情報等を取りまとめた「軽石被害防止に向けた安全運航のポイント」及び「海運事業者における軽石対策事例集」を公表するなど、船舶への被害防止、安全運航の継続の観点から必要な取組を行っている。さらに、操業自粛や漁船の故障、それに伴う収入減といった漁業関係の被害への対応としては、漁業共済等により減収補填や漁船の修繕費用への支援が行われている。



福徳岡ノ場（令和3年8月26日）（海上保安庁資料）



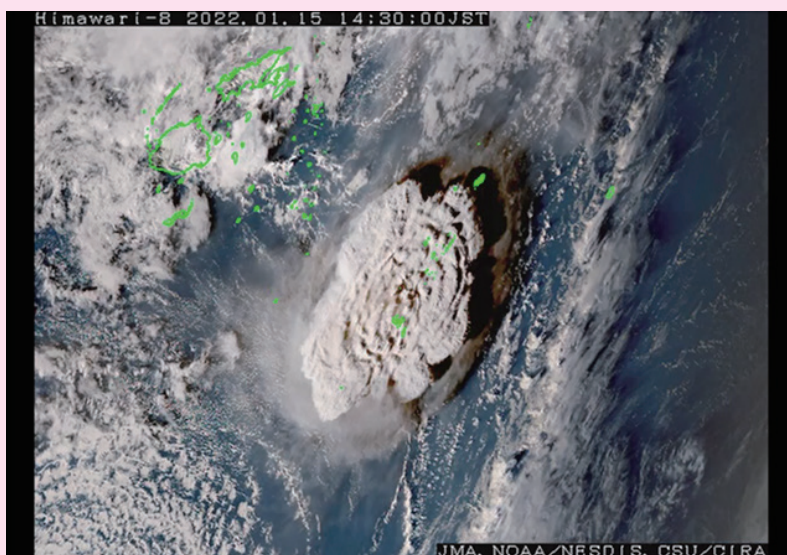
運天港における軽石除去（国土交通省資料）

【コラム】

「フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の噴火に伴う潮位変化と政府の対応」

トンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山において、令和3年12月から令和4年1月にかけて噴火が発生した。一連の噴火活動は12月20日の爆発的な噴火で始まり、1月に入って一時活動は低下したものの、1月14日、15日に規模の大きな噴火が発生し、その際の噴煙は気象衛星「ひまわり」でも観測された（下図）。特に、15日の噴火は非常に大規模であり、ニュージーランドのウェリントン航空路火山灰情報センターによると、噴煙は高度約52,000フィート（約16,000m）に達し、また、噴煙の上部が直径600 km以上にも広がった。米国スミソニアン自然史博物館によれば、この噴火により、フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山から70～100km東にある島々において、かなりの降灰があったと報告されている。

令和4年1月15日のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火発生時の衛星画像



出典：気象庁資料

フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山近傍のヌクアロファ（トンガ）で令和4年1月15日13時25分頃（日本時間）から火山噴火に伴うとみられる潮位変化が観測された。日本でも潮位変化が生じる可能性が予想されたことから、気象庁は、同日18時00分に遠地地震に関する情報（日本への津波の有無を調査中）を発表した。そして、日本への伝播経路上の海外の潮位観測点での潮位変化は小さかったことから、同日19時01分に遠地地震に関する情報（日本沿岸で若干の海面変動あり）及び19時03分に津波予報（若干の海面変動）を発表した。その後、日本国内の潮位観測点で、通常地震による津波から予想される到達時刻よりも2時間以上も早く潮位変化が観測され始め、これらの潮位変化が大きくなる傾向が見られた。このため、災害が発生するおそれがあり、警戒・注意を呼びかける必要があったことから、同月16日0時15分に奄美群島・トカラ列島に津波警報、北海道太平洋沿岸部東部から宮古島・八重山地方までの太平洋沿岸などに津波注意報を発表した。さらに、同日2時54分には岩手県の津波注意報を津波警報に切り替え、同日4時07分に長崎県西方と鹿児島県西部に津波注意報を発表した。（その後、潮位変化の減衰に応じて、津波警報・津波注意報は順次切り替え・解除。）この潮位変化を津波の高さの測定方法で測ると、鹿児島県の奄美市小湊（気象庁所属）で134cm、岩手県の久慈港（国土

交通省所属)で107cmを観測するなど、全国で潮位変化が観測された。

政府の対応として、16日0時15分に官邸連絡室を設置し、被害情報等を収集した。

この潮位変化により、漁船の転覆・沈没等については30隻、漁具・養殖施設・共同利用施設については158件、魚類養殖等については143件の被害が報告された。(令和4年4月15日時点)

今回の潮位変化は、通常の地震による津波到達時間よりも2時間以上も早かったこと、トンガから日本への経路上の観測点での潮位変化が小さかったことなどから、通常の地震に伴う津波とは異なるものであったが、国民に防災行動を呼びかけるため、津波警報等の仕組みを利用した。なお、潮位変化が観測された時刻において、日本の地上気象観測点で約2ヘクトパスカルの気圧の変化が観測された。

今回の一連の対応について、観測された時点では潮位変化のメカニズム等が明らかでなかったため津波警報等の発表までに時間を要したことや、噴火発生から津波警報等の発表までの間の情報発信が不十分だったこと等の課題があった。気象庁では、これらの課題を踏まえ、当面の対応として、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合に、「遠地地震に関する情報」により、日本でも火山噴火等に伴う潮位変化が観測される可能性がある旨をお知らせする措置を令和4年2月から講じており、同年3月8日のマナム火山(パプアニューギニア)の噴火の際に、このお知らせを発表した。また、今般の噴火を踏まえた火山噴火等に伴う潮位変化に対する情報発信のあり方の議論に資するよう、今回の潮位変化がどのようなメカニズムで発生したと考えられるのか「津波予測技術に関する勉強会」にて有識者により検討され、今回の潮位変化が海洋と大気の相互作用によって発生したと考えられること等が報告書として同年4月に取りまとめられた。この報告書を踏まえ、同年5月から、大規模噴火等が発生した際の潮位変化に関する情報発信のあり方について、津波、火山、防災情報等に関する有識者や自治体の防災関係者、情報を伝える報道関係者も参加した検討会において検討を進めている。

また、今回の潮位変化を踏まえ、内閣府及び消防庁から都道府県を通じて市町村に対し、津波における避難指示の発令等について適切な対応を促す通知を発出した。

【コラム】

被災者生活再建支援金

新たに支給対象となった中規模半壊世帯

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）は被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、その生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県の相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給し、生活の再建を支援するための法律であり、これまで累次の改正が行われてきた。

令和元年6月に、被災者生活再建支援制度の在り方を議論するために、内閣府と全国知事会等で設置した「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」で行った実態把握調査によれば、半壊世帯（損害割合20%以上40%未満）のうち大規模半壊世帯には満たない半壊世帯の一部（損害割合が30%台）は、修理費の平均が500万円弱であり、主要な居室、機能等を含む大規模な補修を行わなければ居住できない状況との結果であった。

そのため、令和2年11月の臨時国会に、支給対象となる被災世帯として、半壊世帯の一部（損害割合30%台）を中規模半壊世帯として追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃借する場合は25万円を支給することとする「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が提出され、衆参両院の審議を経て、同年12月2日に全会一致で可決・成立、同月4日に公布・施行された。

この改正法は、「令和2年7月豪雨」以降に発生した災害について適用することとし、これまでに（令和4年2月末現在）、被災者生活再建支援法が適用された5災害で、2,660世帯が中規模半壊世帯（従前の半壊世帯（損害割合20%以上40%未満）のうち31.7%）として新たに支給対象となっている。

改正後の被災者生活再建支援法が適用された災害における住家の被害状況（令和4年2月末現在）

※罹災証明書ベース

全壊	大規模半壊	中規模半壊 (A)	半壊 (B)	準半壊	準半壊に至らない 一部損壊
2,096 世帯	1,700 世帯	2,660 世帯	5,733 世帯	10,455 世帯	26,603 世帯

※被災者生活再建支援法適用市町村の住家の被害状況のみ記載。

※改正後の被災者生活再建支援法が適用された災害

・令和2年7月豪雨、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和3年4月1日に発生した強風による災害

令和3年7月1日からの大雨、令和3年8月11日からの大雨

※半壊世帯のうち、中規模半壊性の割合は31.7%（= A / (A + B)）

第6節

令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の現下の状況においては、避難所における3つの「密」の回避など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意する必要がある。内閣府としても、これまで、①避難所への避難だけでなく、安全な親戚・友人宅等への避難や、可能な限り多くの避難所の確保、②マスク・消毒液等の用意など避難所の衛生管理、③パーティション等を活用した避難者スペースの十分な確保などコロナ禍における避難所の運営等について、自治体への助言・指導に努めてきたところである。

令和3年7月及び8月の大雨等による災害対応で得られた、避難所に関する被災地での経験やノウハウについては、今後の災害対応に活かしていくため、新型コロナウイルス感染症の対策も含め、取組事例等を取りまとめ、全国の地方公共団体に通知した。

(1) 取組事例の取りまとめ

以下のような取組を行った地方公共団体があったことから、今後の災害対応に当たって参考にしよう通知した。

① 専門家による避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況の確認

専門家（保健師や医師会を含む。以下同じ。）や避難生活支援スキルの高いNPO等による、個々の避難所における平時及び避難所の開設後の新型コロナウイルス感染症対策や衛生環境等の具体的な内容の確認が行われた。

避難所における新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの事例

避難所衛生環境チェックリスト

記載日:	年 月 日	記載者氏名:	
避難所名:		記載者連絡先:	
	チェックポイント		チェック結果
避難所全般	①	避難所に入る前に、泥や粉じんを落とす場所があるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②	避難所は土足禁止とし内と外の境界が明確であるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③	避難所受付・健康管理に用いる体温計は非接触型が準備されているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④	避難所の目立つ場所（掲示板・入口）や、トイレなどの感染リスクが高い場所に、感染症予防ポスターを掲示しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤	ベットの避難場所は区分けされているか（変入可の場合）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥	多くの人が使用する場所（入口・トイレ・食堂等）に手指消毒剤を設置しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦	発熱・呼吸器/消化器症状のある人を隔離する部屋が予め確保できているか（トイレも隔離することを想定しておく）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑧	清掃の担当と頻度が決められており、定期的に換気できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑨	ゴミ箱の設置場所は、食事場所など清潔なエリアと混在することがない場所に決められているか（可能であれば蓋をすると尚良い）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑩	ゴミの保管場所は、居住スペースとは別の場所に設置し、臭気などが発生しない頻度で回収できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑪	手指衛生や環境消毒に使用する薬剤の使用期限・保管場所は適切であるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
居住	⑫	家族と家族の間は2mスペースを確保しているか（距離が保てない場合はパーティションを用いる等工夫する）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑬	世帯毎に部屋に避難している場合、定期的に部屋の換気を促しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑭	寝床は、段ボールベッドを使用する等、床からの粉塵の吸入を防止するための対策をとっているか（マットレスの場合、清掃の徹底と頭元に通路を作らない工夫等）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
食事	⑮	段ボールベッドやマットレスの配置は、飛沫予防のために頭元は互い違いにするなど工夫しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑯	食事前手指衛生ができる環境が整っているか（手洗い場・石けん/手指消毒剤）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑰	テーブルは避難者数に応じ準備し、3密に配慮したレイアウトとなっているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
トイレ	⑱	食事はテーブルで摂取できているか（床に直置きして摂取しない）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑲	食事前手指消毒剤を準備できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑳	摂取後の残飯やごみは速やかに回収しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉑	避難者数に対しトイレの設置数（男女比）は妥当であるか（最低50人に1基、可能であれば20人に1基、男<女が望ましい）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉒	手洗いに必要な石けん（または手指消毒剤）、ペーパータオルが清潔に準備されているか（泡タイプの手指消毒剤は、高齢者には石けんと区別しにくい点に注意）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
トイレ	㉓	定期清掃・環境消毒場所（高頻度接触面）及び担当者が決められているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉔	清掃・環境消毒に必要な個人防護具や消毒薬が準備できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉕	乳幼児のおむつ交換をする場所が決められているか（ワンフロアでは、一角を不潔エリアとして区分けする等）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

出典：佐賀県感染防止対策地域連携協議会資料

避難所における新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト

1 避難行動の住民への周知	<input type="checkbox"/> 適切な避難場所の選定について周知を図っている。
	<input type="checkbox"/> 必要な物資は避難所に持参するよう呼びかけている。
2 避難所の確保	<input type="checkbox"/> 可能な限り多くの避難所の確保を行っている。
	<input type="checkbox"/> 避難所の活用スペースの見直しを行っている。
	<input type="checkbox"/> 要配慮者の受入先の確保を行っている。
3 避難所開設の事前準備	<input type="checkbox"/> 避難所で十分なスペースが確保できるよう検討を行っている。
	<input type="checkbox"/> 管轄保健所との相談・連携体制を構築している。
	<input type="checkbox"/> 感染防止対策に有効な物資・資材の確保を行っている。
	<input type="checkbox"/> 要配慮者への対応を検討している。
	<input type="checkbox"/> 避難所運営担当職員に対する研修及び訓練を実施している。
4 避難所における感染防止対策	<input type="checkbox"/> 入所時には手指の消毒・体温計測を行い、受付票の内容及び聞き取りにより健康状態を十分確認する。
	<input type="checkbox"/> 避難所内では定期的に換気し、パーティション等を活用して避難者間のスペースを十分に確保する。
	<input type="checkbox"/> 避難所内ではマスク着用を原則とし、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
	<input type="checkbox"/> 消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺等に設置し、手指の消毒を徹底する。
	<input type="checkbox"/> 避難所内では定期的に清掃し、物品等も定期的、および目に見える汚れがあるときに家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所内の衛生環境を整える。
	<input type="checkbox"/> 物資配布時間を細かく調整するなどして、避難所内での密集・密接を回避する。
	<input type="checkbox"/> 避難所内には内履きと外履き（土足）エリアに区分する。
	<input type="checkbox"/> 避難所内に感染防止対策に係るポスター等を掲示し、周知啓発を行う。
5 避難者の健康管理	<input type="checkbox"/> 避難所内には保健師等を配置又は巡回させ、避難者の健康状態を定期的に確認する。
6 車中泊など避難所外避難者への対応	<input type="checkbox"/> 集約場所の確保や避難者の効率的な把握体制の構築を図っている。

出典：熊本県資料

② 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

・ 避難所の発熱等の症状のある避難者に対して、別室を用意して隔離するとともに、保健所及び地

元の医療機関が連携して検査が実施された。

- ・避難所において、消毒や拭き掃除がしやすいようにポリカーボネート製の簡易ベッドが利用された。

③避難所における生活環境改善

- ・熱中症対策、寒さ対策の観点から、冷暖房設備が完備された避難所を優先的に開設した。また、体育館に冷暖房設備が完備されていない学校等においては、冷暖房設備が完備されている教室等が適宜活用された。
- ・普段土足で利用されている施設であっても、避難所として活用する場合には、土足を禁止し、下駄箱（段ボールで作成した簡易なもの等）を設置するなど、衛生管理の観点から、屋外と屋内の動線を分離した。また、トイレにおいても、専用のスリッパ等を用意し衛生管理が徹底された。
- ・要配慮者が滞在する避難所で必要となる段ボールベッドを確保するため、県があっ旋して同一県内の他の市から融通して調達された。
- ・災害発生直後には、段ボールベッドの上に座布団や簡易マットを敷いて寝床生活を送ることが多いが、避難生活が長期化する場合には、別途マットレス、布団やリネン等が手配された。
- ・避難者に対して、災害発生直後には、避難所の備蓄食料（アルファ米、カップ麺等）の提供が中心となるが、避難生活が長期化する場合には、地元の飲食店等とも連携して、栄養面にも配慮した弁当等が提供された。

(2) 関係部局間での連携並びに自宅療養者及び濃厚接触者に対する情報共有等

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、平時から、都道府県及び市町村の関係部局が連携して、自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）に対する情報提供等について検討し、必要な対応を行うことが特に重要となっている。

このため、過去に発出した通知等を踏まえ、自宅療養者等の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておくよう周知した。また、あらかじめ、自宅療養者等の災害時の対応や避難方法を定めておき、本人に対して伝えておくこと等を周知した。

(3) 濃厚接触者の避難

濃厚接触者が避難する場合には、可能な限り個室管理することとしているところ、個室管理が困難な場合には、専用スペース等を確保し、やむを得ず同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫をすることを周知した。また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討することを周知した。

(4) 避難所における各世帯の滞在する区画等の管理

避難所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合において、濃厚接触者の特定に活かせるよう、各世帯の滞在する区画等に番号を付して管理することを周知した。

第7節 ボランティア・NPO等による対応

(1) 令和3年に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和3年7月1日からの大雨による災害においては、静岡県、島根県、広島県、鹿児島県において、社会福祉協議会により7市で災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）が立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約2,800人のボランティアが支援活動を行った（令和3年9月30日現在）。

令和3年8月の大雨による災害においては、長野県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県において、社会福祉協議会により11市区町で災害VCが立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約4,700人のボランティアが活動を行った（令和3年11月30日現在）。

被災地では被災家屋の清掃や片づけ、被災ごみの運び出し、家屋内・水路の土砂搬出、避難所での物品配布、避難所からの引越し支援など、地域の実情に応じた被災者支援活動が展開された。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被災地ではボランティアを県内や市町村内に限定して募集するとともに、ボランティアにマスクの着用、手洗い、人と人との距離の確保など、基本的な感染予防の実施を求めた。静岡県熱海市ではボランティア希望者のための事前登録フォームをWeb上で開設し、活動地域や活動人数を事前に調整するといった取組も展開された。

また、災害VCを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有するNPO等により、土砂・がれきの撤去など被災家屋への技術的な支援や、被災地における災害廃棄物への対応、在宅避難者支援、仮設住宅への支援、生業支援など、幅広い分野で支援活動が行われた。佐賀県では、県内の中間支援組織である「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」が、感染症対策を明記した「支援要請等のためのガイドライン」を作成し、被災者と支援者の安全確保を最優先した支援活動が展開された。

災害ボランティアの活動状況

	令和3年7月1日からの大雨 (令和3年9月30日現在)	令和3年8月の大雨 (令和3年11月30日現在)
災害VCの開設数	7市	11市区町
災害ボランティアの活動数(累計) ^{※1}	2,822人	4,711人
NPO等ボランティア活動実施団体数 ^{※2}	51団体	131団体

※1：災害VCを経由したボランティアの人数

※2：静岡県、福岡県、佐賀県にて情報共有会議に参加した団体の数

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページより内閣府作成



令和3年7月1日からの大雨におけるボランティア活動の様子（熱海市社会福祉協議会資料）



令和3年8月の大雨における災害ボランティア活動の様子
(大町町社会福祉協議会資料（左）、佐賀市社会福祉協議会資料（右）)

(2) 行政・ボランティア・NPO等の連携

被災地の静岡県、福岡県、佐賀県では、行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な被災者支援主体が、支援活動に関する情報を共有し、活動を調整するための場である「情報共有会議」を開催し、被災者のニーズ把握、在宅避難者への支援など、行政・ボランティア・NPO等による連携のとれた支援が実施された。

また、全国域でも、内閣府、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）、全国社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）により、「全国情報共有会議（コア会議）」が開催され、各団体のもつ被災地の情報共有や今後の被災地支援の方法の検討などが行われた。

被災地における情報共有会議の開催状況

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県ボランティア本部・情報センター情報共有会議」 ※県内団体と一部の県外団体間の情報共有の場として開催 (7/3, 4, 7) ○「連絡調整会議」 ※県内で活動する団体間の情報共有の場として開催 (7/5, 6, 7, 8, 12, 13, 14, 15, 16, 19, 21, 26, 8/2, 10, 17, 23, 30) ○「ふじのくに災害支援者会議」 ※県内・県外問わず、すべての団体間の情報共有の場として開催 (7/9) ○「伊豆山地区支援団体情報交換会」 ※静岡県熱海市内で活動する団体間の情報共有の場として開催 (7/18、8/2、5、12、19、25、9/3、9)
福岡県	福岡県における大雨災害に関する情報共有会議 (8/16, 17, 19, 20, 21, 23, 25, 27, 30、9/3, 6, 9, 13, 16)
佐賀県	葉隠会議 (8/15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 28、9/1, 4, 8, 11, 18, 25、10/2, 9, 23、11/12、12/18、1/22)



静岡県における情報共有会議の様子（静岡県資料）



福岡県における情報共有会議の様子
(災害支援ふくおか広域ネットワーク資料)

(3) 佐賀県における避難所運営等に関する支援

内閣府とJVOADの協働事業として、避難所環境の確認及び改善サポートを目的に、佐賀県武雄市と大町町で避難所のアセスメントを実施した。避難所生活環境の改善に関して専門的知見のある二つのNPO団体の協力を得て、両団体のスタッフに「避難生活支援アドバイザー」として活動してもらい、

- ・コロナ禍における避難所の長期化を考慮した生活環境アセスメントシートの作成
- ・避難所支援に関わる関係各所（行政担当課や日本赤十字社佐賀県支部、保健所）へのヒアリング
- ・武雄市、大町町の避難所でのアセスメント及び避難環境改善のサポート
- ・アセスメント結果の関係各所への報告、今後の改善に関する意見交換

を実施した。

アセスメントから避難所改善までの一連の取組を地元支援団体と伴走して取り組んだことにより、地元支援団体が継続して避難生活改善に関わる体制の整備につながった。今回の活動を、第3章第4節で後述する「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築の具体化に活かすこととしている。



「避難生活支援アドバイザー」の活動の様子（認定NPO法人レスキューストックヤード資料）

【コラム】

JVOADによる「災害支援そなえ令和基金」の設立

近年、被災者のニーズが多様化し、災害時のボランティアやNPO等の活動領域が拡大する中、行政、NPO、ボランティア等の三者が連携・協働する必要性が一層高まっている。

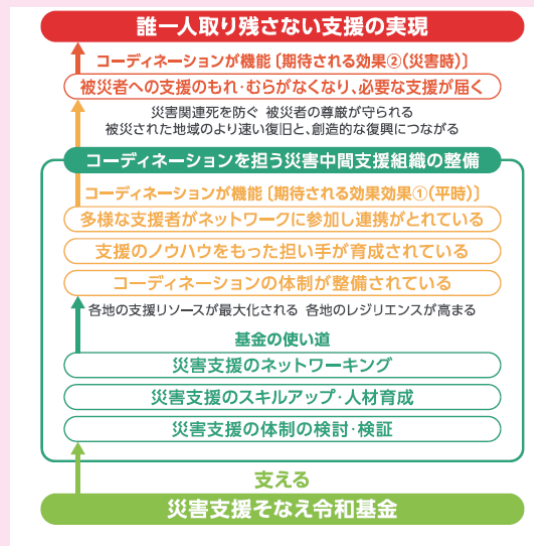
平成28年に設立された特定非営利活動法人全国ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）は、災害時のNPO・ボランティア等の異なる組織の活動調整や活動支援を行う唯一の全国域の中間支援組織である。内閣府は、令和元年にJVOADとタイアップ宣言を行い、災害時に全国域の情報共有会議を開催するなど、JVOADと協力し、行政、NPO、ボランティア等の三者の連携・協働の促進に取り組んできた。

被災者へより効果的な支援を行うためには、平時から支援者同士の連携体制を構築し、地域の災害対応力を強化していくことが重要である。このためJVOADは、設立から5周年を迎えた令和3年11月1日、災害発生時にNPOやボランティア等によって行われる様々な支援を調整する「中間支援組織」を各地域に整備・育成するため、天皇陛下御即位に際してJVOADに賜与された御下賜金の一部を活用し、「災害支援そなえ令和基金」を設立した。

同基金は、ひろく企業、団体、個人等から賛同及び寄付を求めるもので、JVOADは、今後同基金を活用して全国の各地域において以下の事業を進めることとしている。

- ・災害支援者間のネットワーキング（都道府県域でのフォーラム・連絡会議の開催）
- ・災害支援のスキルアップ・人材育成（災害支援の担い手及びコーディネーターを育成するための研修の実施）
- ・災害支援体制の検討・検証（災害時の具体的な体制を整えるための検証等）

内閣府としても、引き続きJVOADと連携・協力を進めるとともに、災害支援そなえ令和基金を通じて、地域ごとの連携体制が一層強化されることを期待している。



出典：JVOADホームページより
（参照：https://jvoad.jp/support/#support5）

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市の土石流災害を始め、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府として、令和3年7月30日に「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」を取りまとめ、その中で今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する」とした。

これを受け、まずは人家等に影響のある盛土について、その実態を把握するとともに、危険と思われる箇所については早急に対策を講じる必要があることから、令和3年8月より関係機関の連携の下、全国的な盛土の総点検が開始された。

また、令和3年8月10日には関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下本節において「関係府省連絡会議」という。）が、令和3年9月30日には民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下本節において「有識者検討会」という。）が設置され、盛土による災害防止に向けた対策について議論が行われた。

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/morido_saigai/index.html
<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosai/ai/>）

（1）盛土の総点検

令和3年8月11日に、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省の関係局長等による連名で、都道府県知事に対して総点検実施の依頼文書が発出され、各都道府県等において各々の現場における目視での確認も含め、盛土の総点検が進められた。

令和3年12月、関係府省においてその時点での点検状況の整理が行われ、有識者検討会に報告された。さらに、令和4年3月末時点において、全国の総点検対象となる約3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告があり、その取りまとめ結果が公表された。

盛土の総点検のとりまとめについて（1）

- 令和4年3月末時点において、全国の総点検対象となる約 3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告あり。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約 1,100箇所あった。

【盛土の総点検のとりまとめ結果（令和4年3月16日時点）】

○ 総点検の対象箇所数	: 36,354 箇所	
上記のうち、点検完了箇所数	: 36,310 箇所 (99.9%)	
▶ 現場における状況について		
① 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土	… 516 箇所] 必要に応じ、 詳細調査等を実施
② 廃棄物の投棄等が確認された盛土	… 142 箇所	
▶ 法令手続きとの関係について		
③ 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土	… 728 箇所] 各法令に基づく 行政上の措置が必要
④ 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土	… 515 箇所	
※ ①～④ は重複有り（重複を除くと、1,089箇所）		

※上記箇所は令和3年8月から順次点検した時点の結果を集計したものであり、
各々の点検実施後の状況の変化（是正措置の実施済のものが含まれることなど）については考慮していない。

出典：第4回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会資料（令和4年3月28日）
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/morido_saigai/kanjikai/dai4/gijisidai.pdf）

（2）有識者検討会の提言

有識者検討会は、令和3年9月から12月まで4回にわたって各分野の専門的な見地から議論を重ね、政府において整理された盛土の総点検に関する状況等を踏まえ、令和3年12月24日に提言を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/pdf/teigen_honbun.pdf）

提言では、既存の危険な盛土箇所に関する対策の方向性や、危険な盛土等の発生を防止するための仕組みの今後の方向性について、関係機関が取り組むべき内容が盛り込まれた。

既存の危険な盛土箇所に関する対策については、

- ・盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要
- ・対策に当たっては行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき

などの基本的な考え方を示し、「行為者等に対する法令上の措置の徹底」、「危険箇所対策等」及び「危険箇所対策が完了するまでの間の措置」に関する具体的な対応策が提言された。

また、今後の危険な盛土等の発生を防止するための仕組みについては、

- ・危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき
- ・新たな法制度を実効性のあるものとするためには、法の施行体制・能力の強化が必要
- ・新たな法制度の創設と併せ、建設現場から排出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要
- ・廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底を図っていく必要

などの基本的な考え方が示され、「危険な盛土等を規制するための新たな法制度の創設」や「法施行体制・能力の強化」、「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」や「廃棄物混じり盛土の発生防止等」などに関する具体的な対応策が提言された。

盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要	
1. 危険な盛土箇所に関する対策	
【基本的な考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要。 対策に当たっては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき。 	
【具体的な対応策】	
(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づき行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。 	(3) 危険箇所対策完了までの間の措置 <ul style="list-style-type: none"> 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。 ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。
(2) 危険箇所対策等 <ul style="list-style-type: none"> 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。 また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による技術的な危険箇所対策（土砂の除去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。 	
2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み	
【基本的な考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 崩落により人家等に影響を与えないよう、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。 また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、法の施行体制・能力の強化が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。 さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底を図っていく必要。 	
【具体的な対応策】	
(1) 新たな法制度の創設 <ol style="list-style-type: none"> 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定） スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に） 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可） 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に） 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化） 	
(2) 法施行体制・能力の強化 <ol style="list-style-type: none"> 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施 関連事業者(※)の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施 <small>※：建設業者、資材自動車運送事業者、廃棄物処理業者</small>	
(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等 <ol style="list-style-type: none"> 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画(※1)の徹底等） 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等(※2)の徹底） 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事関係利用の促進、優良事例の展開） <small>※1：元請業者が土砂等の搬出先(他の工事現場、残土処理場等)を記載した計画 ※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進</small>	
(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等 <ol style="list-style-type: none"> マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等） 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等） 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等） 	(5) その他の対応 <ol style="list-style-type: none"> 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等） 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

出典：内閣府資料
 (参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosagai/pdf/teigen_gaiyou.pdf)

(3) 提言を踏まえた対応

有識者検討会より提言がなされたことを踏まえ、関係府省連絡会議において、令和3年12月27日に「盛土による災害の防止のための取組について」の申合せを行い、「有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するもの」とした。

これらを受け、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないように、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するための新たな法制度を検討し、令和4年3月に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」を第208回国会へ提出した。同法律案は、衆参両院の審議を経て、5月20日に可決・成立した。

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」
※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているもの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

- 中間検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
完了検査 ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

出典：国土交通省資料

第2節 災害時における安否不明者の氏名等の公表

災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、地方公共団体において安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。氏名等は個人情報であることから、各地方公共団体はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断している。

令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生した。当初、被害状況の正確な把握が困難であったことから、熱海市は地図や現地確認により被災棟数130棟を特定するとともに、住民基本台帳との突合により被災エリアの住民128世帯217人を特定し、安否確認に着手した。その結果をもとに、5日夜に静岡県災害対策本部が安否不明者64人の氏名等を公表し、広く安否不明者に関する情報を募ったところ、安否不明者本人やその知人からの連絡があり、翌6日朝には安否不明者は25人となった。その後も逐次、特定した安否不明者の住所地を地図上にプロットし、救助・搜索の活動エリアを重点化した。

この事例を踏まえて、令和3年9月16日に内閣府は消防庁と連名で、通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を各都道府県防災主管部長に対して発出し、地方公共団体が氏名等公表を行うに当たっての留意事項を周知した。その主な内容は、以下のとおりである。

- ・災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関等と連携の上、平時から検討しておくこと。
- ・都道府県が氏名等公表を行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。
- ・氏名等公表を行うことにより、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある時の個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討すべきこと。
- ・配偶者からの暴力やストーーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、公表に当たってはあらかじめ関係市町村を確認すること。

令和3年12月1日時点では、都道府県のうち30団体が氏名等公表に係る方針等を定めている。

なお、災害対応や平時の準備において地方公共団体が個人情報を取り扱う際の活用範囲や留意点等をまとめた防災分野における個人情報の取扱いに関する指針を令和4年度中に策定するため、令和4年3月から専門家による検討会を実施しており（特集第3章第4節4-1（2）②参照）、同検討会において氏名等公表についても議論している。

第3節

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会

(1) 検討の経緯

令和3年5月の「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の改正により、避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、避難すべきタイミングを明確にするなど、避難情報を住民に分かりやすく伝えるための見直しが行われたところであるが、同年7月からの一連の豪雨災害では土石流により多くの方が亡くなる被害が発生したほか、洪水や浸水による被害が相次いだ。今般の一連の豪雨災害を受けて、内閣府において「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」(以下本節において「検討会」という。)を設置し、住民の適切な避難行動や市町村による避難情報の適切な発令に関して議論が行われた。検討会における議論を踏まえ、令和4年2月4日に「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)」が公表された。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/r3hinanworking/index.html>)

(2) 報告書の概要

この報告書においては、次のとおり主な対応の方向性が示された。

①住民の適切な避難行動の促進に向けた対応の方向性について

激甚化・頻発化する災害の中、一人ひとりの状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要がある。

こうした住民主体の防災対策への転換は、一朝一夕に成し得るものではなく、「災害文化」を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要である。

【住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る意識の向上」】

過去の災害において適切な避難により命を救えた事例を見ると、平時から防災リーダーが中心となり地域で防災活動を行うことで住民の防災意識が向上していることから、地域の防災リーダーを育成していくことが重要である。また、地域住民が主体的に参加型・体験型の実践的な防災活動に参加することを通じて、地域防災力の向上を図っていくことが必要である。

加えて、子どもたちへの防災教育の場面では、学校安全の推進に関する計画や学習指導要領の改訂を始め、防災教育の充実が逐次図られてきたものの、一部で形骸化等も見られたことから、子どもたちが「自らの命は自らが守る」意識を身につけ、将来の地域における防災の担い手として育てられるように、地域と学校が連携して実践的な防災教育を着実に推進していくことが重要である。

地区防災計画制度により地域住民と市町村の連携を強化し、自助・共助・公助のそれぞれの強みを活かすことで、実効性ある避難行動に結び付くことが期待される。参加型・体験型の防災活動や実践的な防災教育など、地域防災力の向上に積極的に取り組んでいる地域では、更なる防災意識の向上と定着を図るための手段として、地区防災計画の作成を推進することが重要である。

【災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押し】

災害から一人でも多くの命を救うためには「災害文化」を根付かせるための継続的な取組と併せ、早期に避難の実効性を高められるよう、人の行動特性を踏まえた避難を促す取組も重要である。また、災害の切迫感・臨場感が住民に伝わり、住民が危機感を持つことができるようデジタル技術の活用を図ることも重要である。

②市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応の方向性

行政は、平時からの防災教育と啓発を通じて住民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図ると

ともに、災害時には住民が主体的な避難行動をとれるよう全力で支援することが重要である。特に避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命である。

こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で、避難情報が適切に発令できるよう、市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図ることにより、災害対応力を向上することが重要である。

【市町村における災害対応に関する理解の向上】

被災経験の有無などにかかわらず、市町村が円滑に災害対応を行えるよう、知見を有する人材の育成や平時からの避難情報の発令基準の整備により、災害対応に関する理解を深めることが重要である。

【市町村に対する技術的な支援の充実】

市町村における災害対応力の強化に併せて、市町村が高度で専門的な情報も踏まえた判断を行えるよう、専門家からの技術的な助言など、市町村に対する支援の充実を図ることが重要である。

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（概要）	
目指す社会	住民 「自らの命は自らが守る」意識を持つ 行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する
住民	<p>課題 避難情報が発令されても、住民が適切に避難行動をとれていないのではないか</p> <p>①住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識が低いのではないか</p> <p>【個人】 ・住民は、平時から自分が住む地域における災害リスクや避難行動を整理するとともに、災害時に防災情報を主体的に入手することが重要であるが、正しく認識できていない人もいる。</p> <p>【地域】 ・避難の実効性が高い地域では、防災に関する地域のリーダーの存在が重要な役割があるが、全国的にはこうした取組は一部の地域に限られている。</p> <p>・参加型・体験型の実践的な取組によって、災害を「我がこと」として捉えている地域があるが、全国的にはこうした取組は一部の地域に限られている。</p> <p>・地区防災計画に関する取組を通じて、住民自らが計画作成へ主体的に参加するとともに、住民間で地域防災に関する情報共有を強化することにより、地域の防災力の向上を図っていくことが重要であるが、住民等の地区防災計画の意識や必要性に関する理解が不足している。</p> <p>【学校】 ・全国の概ね全ての小・中学校で避難訓練等が実施されているが、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施した学校は少なく、内容の定量化・形骸化も見られる。</p> <p>②災害の切迫感・臨場感が住民に伝わっていないのではないか</p> <p>・周囲からの呼びかけや臨場感ある画像の提供などの対応により、災害時に住民の避難を促している事例があるが、このような取組の普及が必ずしも十分ではない。</p>
	<p>住民の適切な避難行動の促進に向けた対応</p> <p>○激甚化・頻発化する災害の中、一人一人の状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとることが必要。</p> <p>○こうした住民主体の防災意識の定着は、一朝一夕に成し得るものではなく、災害文化を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要である。</p> <p>○また、災害文化を根付かせるための継続的な取組と併せ、早期に避難の実効性を高める取組も重要である。</p> <p>①住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上</p> <p>・地域における防災教育の推進</p> <p>対応① 地域の防災活動の中心となるリーダーの育成</p> <p>対応② 参加型・体験型の実践的な防災活動の展開</p> <p>・学校における防災教育の推進</p> <p>対応③ 全ての小・中学校で実践的な防災教育を実施</p> <p>対応④ 地域と学校が連携した防災教育の支援</p> <p>・地区防災計画の作成推進</p> <p>対応⑤ 地区防災計画の作成推進を通じた地域防災力の向上</p> <p>②災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押し</p> <p>対応⑥ 人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促す取組の推進</p> <p>対応⑦ 防災デジタルに関する技術を活用した避難行動を促す取組の推進</p>
行政	<p>課題 市町村は、避難情報の発令を躊躇するなど、適切に避難情報を発令できていないのではないか</p> <p>①市町村における災害対応に関する理解が十分ではないのではないか</p> <p>・市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために災害対応にあたる必要があるが、市町村によっては、被災経験が少ない等の理由により、平時からの備えを含めた、災害対応への理解が十分ではない場合がある。</p> <p>②避難情報の発令において、技術的な判断が難しいのではないか</p> <p>・市町村は、防災気象情報等を参考として、避難情報を発令するが、刻々と変化する情報を判断するには技術的素養を要する。市町村によっては、技術力を有する職員が不足しており、技術的な判断が難しい。</p> <p>③避難情報の発令において、心理的な負担があるのではないか</p> <p>・避難情報の発令は住民に具体的な行動を求めるものであるが、避難情報を発令しても災害が起きず空振りになることで、住民の避難情報への信頼性を損なう等の懸念が生じる。</p> <p>・住民に避難行動を求めることによって、新型コロナウイルス感染症や避難中に被災するなど、かえって住民がリスクにさらされるおそれもある。</p>
	<p>市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応</p> <p>○行政は、平時からの防災教育と啓発を通じて、住民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図るとともに、災害時には、住民が主体的な避難行動をとれるよう全力で支援することが重要である。特に、避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命である。</p> <p>○こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で、避難情報が適切に発令できるよう、市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図ることにより、災害対応力を向上することが重要である。</p> <p>①市町村における災害対応に関する理解の向上</p> <p>対応⑧ 市町村長や危機管理の責任者等に対する避難情報の適切な発令等に資する研修の充実</p> <p>対応⑨ 空振りを減らし、住民が我がごと感を持つよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むための取組の推進</p> <p>②市町村に対する技術的な支援の充実</p> <p>対応⑩ 国・都道府県や気象の専門家などが技術的な助言を行う等により、市町村における避難情報の発令を支援</p>

出典：内閣府資料
（参照：https://www.bousai.go.jp/fusuigai/r3hinanworking/pdf/hokoku_gaiyo.pdf）

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化している。災害に対して、大事な命を守るために、平時から「わたし達」が、災害はどこでも起こりうる身の回りにあるものとして捉えるとともに、防災を当たり前と感じて生活に取り込む防災の日常化を通じて、「災害文化」を醸成することが大切である。他方で行政は、「わたし達」が災害から命を守るための行動に対する支援を惜しんではならない。

報告書では、本検討会における取りまとめを受けて、住民と行政が丸となった取組を進め、災害による犠牲者が一人でも少なくなるよう、防災意識の高い社会が実現されることを強く期待としている。今後、住民主体の防災対策の定着に向けて、報告書に示された対応策を推進することとしている。

第3章 更なる災害対策の拡充

第1節 個別避難計画の作成及び被災者支援システムの構築等

(1) 個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下本節において「高齢者SWG」という。）の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者SWGからの提言を踏まえ、「災害対策基本法」が令和3年5月に改正・施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいことや個別避難計画の作成手順などを示した。

個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和4年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画作成モデル事業を34市区町村及び18都府県のモデル団体において実施し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った。

〈個別避難計画作成モデル事業の概要〉

○実効性のある個別避難計画を作成する優良モデルの集積

- ・地域ごとに多種多様な課題に対応して実効性のある個別避難計画を効率的・効果的に作成する優良モデルを集積する。
- ・市町村に対して、個別避難計画作成に係る有識者が指導・助言等の支援を行い、福祉専門職や地域の専門家が参画するモデル事業を実施し、当該事業の下での一連の作成作業を通じて、効率的な作成プロセスの確立を目指す。

○自治体間におけるノウハウ共有の場の提供

- ・取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、得られた知見を効果的に全国の自治体に共有できる機会を提供する。

○成果の普及

- ・モデル事業で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う。

出典：内閣府資料

<令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書の概要>

令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、ノウハウ共有ミーティングなどのお互いに相談できる意見交換の場を設け、モデル団体の取組状況や自治体間で得られた知見を効果的に共有していただくとともに、全国の自治体に優良事例を展開しながら事業を実施してきた。(モデル団体：34市区町村、18都府県)

■個別避難計画作成に当たって重要な点

- ・関係者と取組の必要性について認識を共有すること
- ・首長がリーダーシップを発揮すること
- ・行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」こと
- ・計画作成のノウハウの共有、研修会の実施、難病患者等に関する情報共有の仕組みづくりなど都道府県が市町村の取組を支援すること
- ・できる取組から行うこと
- ・優先度の高い方は、関係者が一体となって、令和3年度から5年程度で作成できるよう取り組むこと
- ・優先度の高い方の作成と並行して、本人・地域記入の個別避難計画の作成を進めること
- ・防災や福祉の既存の体制・仕組みを活用すること(自主防災組織、社会福祉協議会など)
- ・計画作成を通じ、健康加齢者も含め「年をとっても大丈夫」という社会を皆でつくり、地域共生社会づくりにつなげること

■個別避難計画作成の各ステップにおける留意点

個別避難計画の作成に関する具体的な手順や内容は、自治体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要。

推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部局と福祉部局が連携する体制を構築 ・庁内プロジェクトチームを設置 等
計画作成の優先度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで早期に作成するための手段であり、迅速に進める 等
福祉専門職の理解を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画作成の義務化も踏まえ、ケアマネ事業所等と積極的に連携 等
自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・負担を分担して継続できる体制をつくる ・行政の仕事の押し付けでなく、命を守る取組であることの啓発 等
避難支援等実施者の候補者に協力打診	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人に負担が集中することを防ぐ ・地域で連携して避難支援ができるしくみづくりをする 等
本人、関係者、市町村による計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の関係者に加え福祉・医療関係者も参画して計画を作成 等
実効性を確保する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いざという時のために2階へ逃げるなど、できる避難訓練から始める 等

■取組の種類ごとの留意点

<p>福祉避難所の確保や直接避難に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入対象者を特定して公示できる制度を活用することにより、避難してくる人が分かり、施設から協力を得やすくなる ・マッチングだけでなく、図上訓練等で実践する等
<p>避難支援等実施者の確保に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負担を減らす（できるだけ実施してもらうなど） ・計画の中身を詰めていくと、避難支援等実施者にお願いすることが見えてきて、協力を得やすくなる ・要支援者への支援は、未来の自分を助けること（住民啓発）等
<p>地区防災計画との連携に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画を議論することで、住民の要支援者への関心が高まり、個別避難計画の作成や支援への協力を得られやすくなる 等



要支援者と関係者が避難支援等の調整を行う地域調整会議



危険箇所等を確認できる避難訓練

■個別避難計画をつくって良かったという避難行動要支援者の声

- 個別避難計画を作成することで、避難場所・避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができた
- 避難所に行けることが分かって良かった
- 安心感が高まった
- 地域の人が気軽に声をかけてくれるようになって嬉しかった
- 避難時の持出品の整理など「自らできることも意識していきたい」

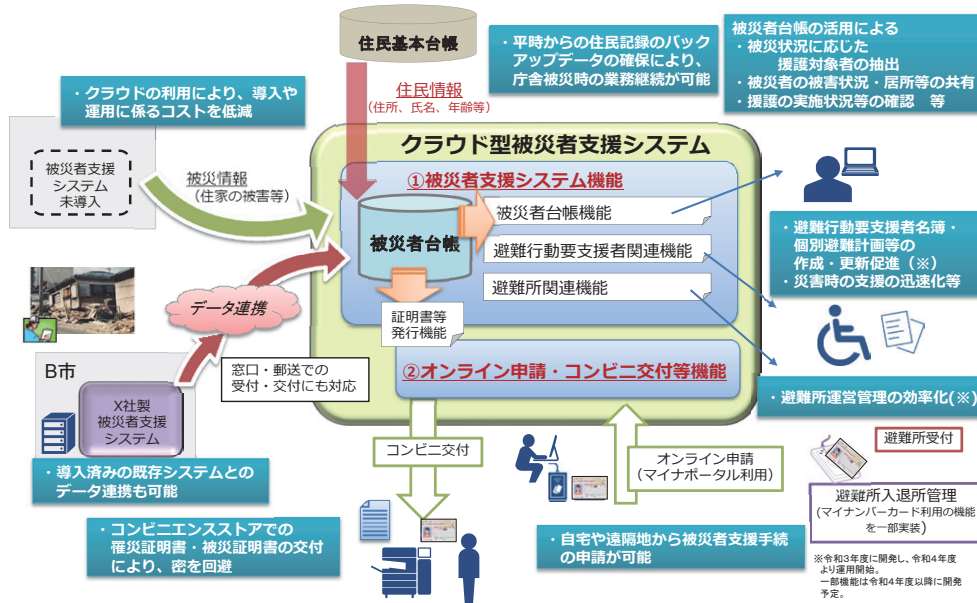
出典：内閣府資料

これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

(2) 被災者支援システムの構築等

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住基データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度に開発し、自治体向けの説明会等を実施した。令和4年度からは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において運用を開始する予定としている。

クラウド型被災者支援システムの概要



出典：内閣府資料

また、被災者の円滑な生活再建を図るためには、被災者が抱える多様な課題が解決されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に聞き、関係者が連携して必要な支援を行う取組である、いわゆる「災害ケースマネジメント」が重要である。

このため、内閣府では、令和3年度に防災基本計画において「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」との記載が追加されたことを踏まえ、当該取組が全国的に広がるよう、先進的な事例をまとめた取組事例集を作成・公表し、各自治体に共有した。

加えて、令和4年度には、全国の自治体が当該取組を実践できるよう、災害ケースマネジメントの標準的な取組手法をまとめた手引書を作成・公表し、各自治体に共有する予定である。

第2節 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

(1) 検討の経緯

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に対する防災対策については「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」等に基づき政府全体で重点的に進めてきたところであるが、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成23年9月28日）の提言を踏まえ、住民等の生命を守ることを最優先とし、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立するため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した対策の見直しを行った。

平成27年2月には「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会（以下本節において「モデル検討会」という。）」を内閣府に設置し、最大クラスの地震・津波による震度分布、津波高等の検討を行い、結果を令和2年4月に公表した。さらに、同月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ（以下本節において「日本海溝・千島海溝WG」という。）」を防災対策実行会議の下に設置し、令和3年12月に最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定に対する防災対策を取りまとめ公表した。

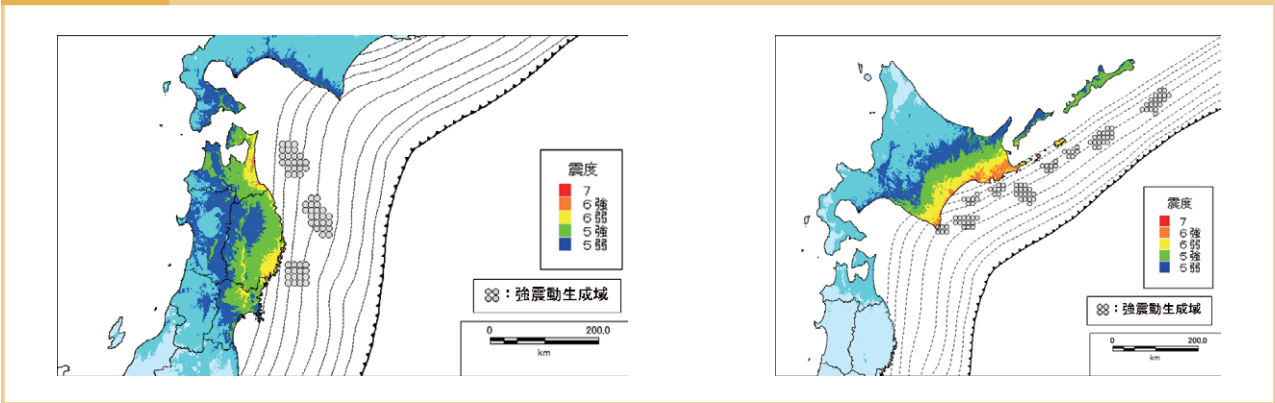
(2) 最大クラスの地震の震源域・震度分布・津波高等の推計結果

モデル検討会では、東北地方太平洋沖地震の大すべり域の北側領域（岩手県以北の日本海溝及び千島海溝沿いの領域）における最大クラスの津波断層モデルの検討にあたり、過去6千年間における津波堆積物資料を基に推定することを基本とし、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域を日本海溝モデル、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域を千島海溝モデルとして分けし検討を行った。

この津波断層モデルから推定された地震の規模は、日本海溝モデルがモーメントマグニチュード(Mw) 9.1、千島海溝モデルがMw 9.3である。この津波断層がずれ動いた際は、岩手県から北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが想定される(図表3-2-1)。

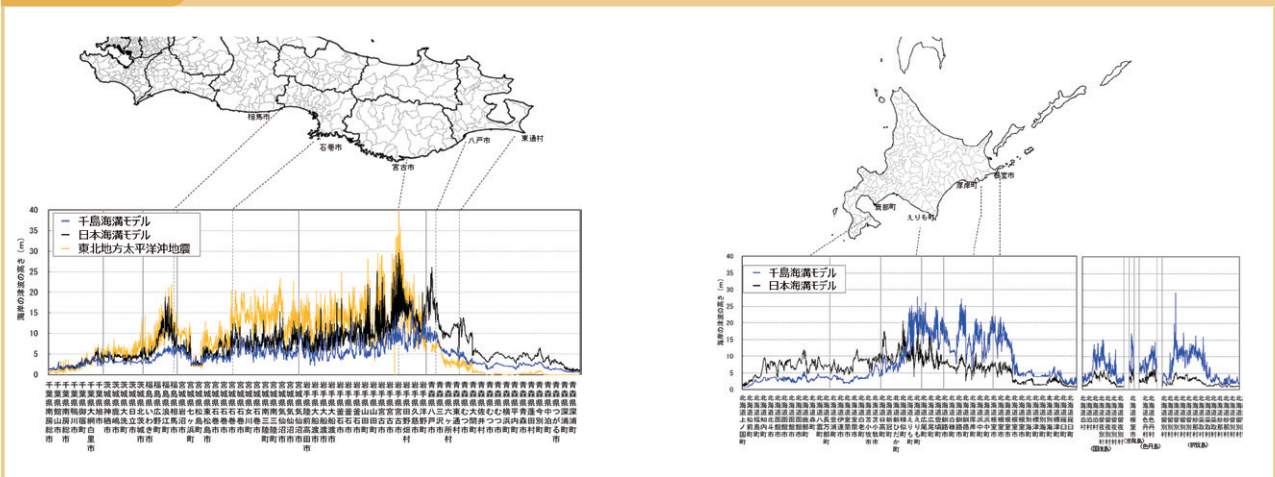
津波高は、東北地方太平洋沖地震と比べると、青森県以北で今回推計した津波高の方が高くなり、岩手県内では、海岸地形にもよるが、宮古市付近より北で今回推計した津波高の方が高くなる場所がある(図表3-2-2)。

図表3-2-1 震度分布図(左:日本海溝モデル、右:千島海溝モデル)



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集
(参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html)

図表3-2-2 想定される沿岸津波高



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集
(参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html)

(3) 被害想定結果

被害想定結果は地震の発生時期や時間帯の前提条件により大きく異なるが、日本海溝モデル・千島海溝モデルのそれぞれについて取りまとめている（図表3-2-3）。

被害想定では、被災地が積雪寒冷地であることを踏まえ、津波から難を逃れた後、二次避難が困難で、屋外で長時間寒冷状況にさらされることで低体温症により死亡のリスクが高まる者を低体温症要対処者とし、その人数を低体温症要対処者数として今回新たに算出している。

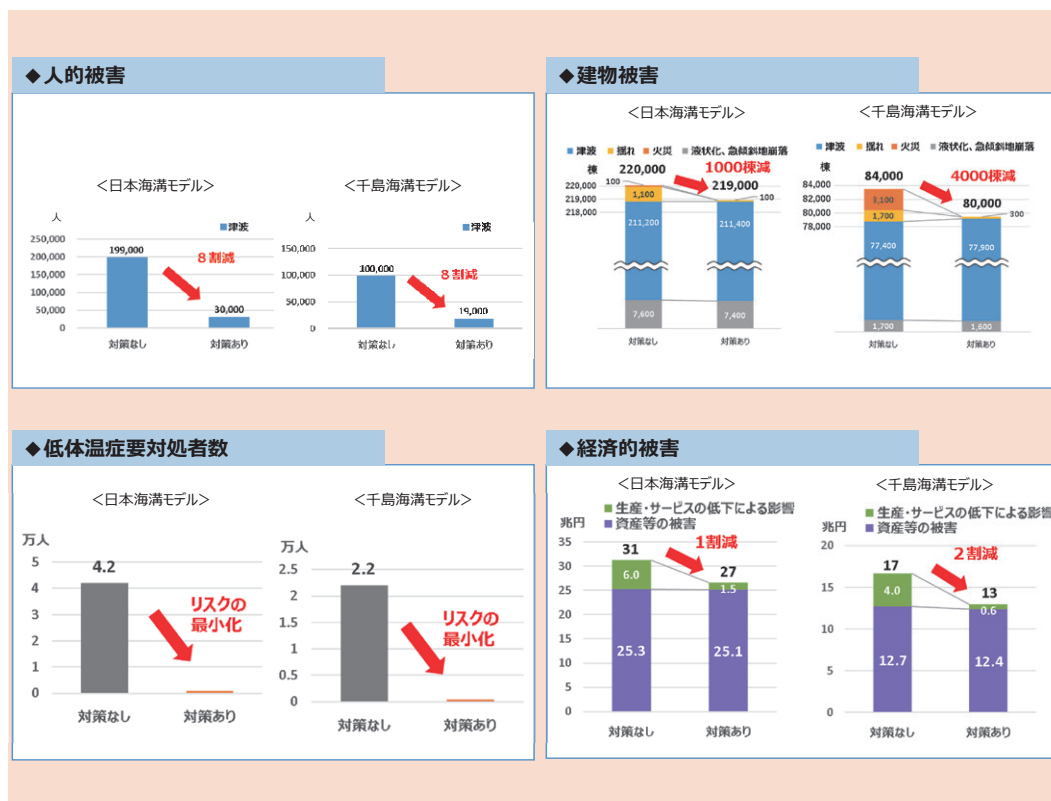
また、被害想定では防災対策を徹底することにより、死者数が8割減になる、低体温症要対処者となるリスクを最小化できるなど、被害量を減じることができることも併せて示している（図表3-2-4）。

図表3-2-3 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 被害想定結果 概要

	日本海溝モデル	千島海溝モデル
全壊・焼失棟数	約220千棟～約220千棟	約81千棟～約84千棟
死者数	約6千人～約199千人	約22千人～約100千人
負傷者数	約3.3千人～約22千人	約2.6千人～約10千人
津波被害に伴う要救助者数	約66千人～約69千人	約32千人～約41千人
低体温症要対処者数	約42千人	約22千人
経済的被害額	約31兆円	約17兆円

出典：内閣府資料

図表3-2-4 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 防災対策の効果



出典：内閣府資料

行政のみならず、地域、住民、企業等の全ての関係者が被害想定を自分ごととして冷静に受け止め、何ら悲観することなく、

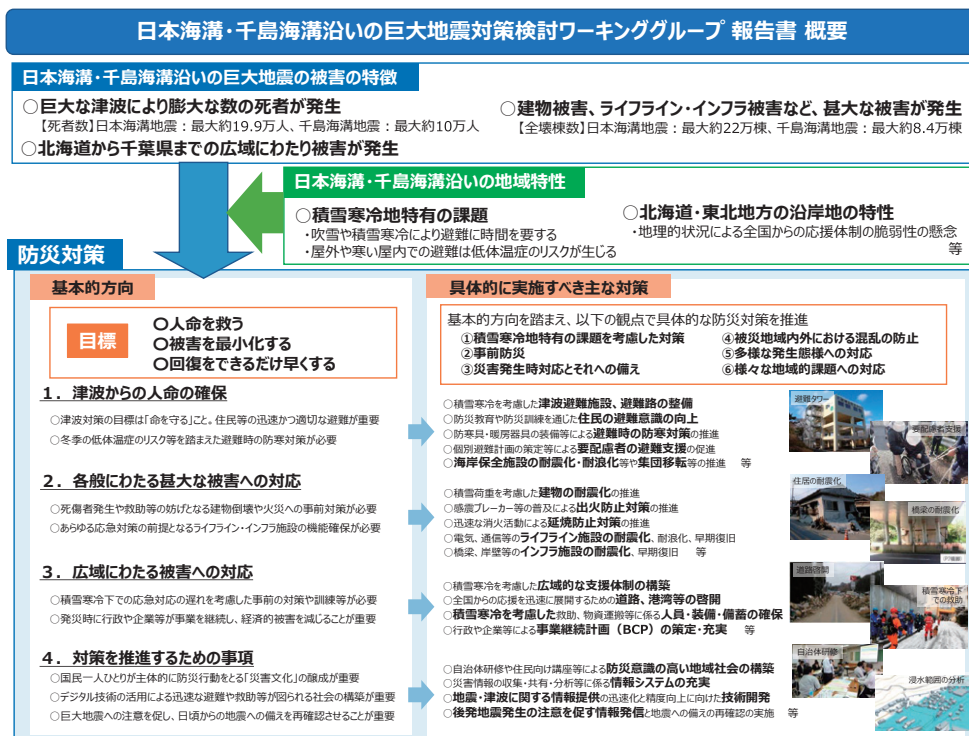
- ①強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難する。
- ②強い揺れに備えて建物の耐震診断・耐震補強を行うとともに、家具の固定を進める。
- ③初期消火に全力を挙げる。

等の取組を行うことにより、一人でも犠牲者を減らす取組を実施することが求められる。

(4) 最終報告

日本海溝・千島海溝WGでは被害想定結果を踏まえ、当該地震の特徴及び課題を整理し、対策の基本的方向性を明らかにし、具体的に実施すべき対策を最終報告書に取りまとめた(図表3-2-5)。

図表3-2-5 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策について 最終報告 概要



出典：内閣府資料（令和4年3月22日公表）
（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害の特徴は、「巨大な津波により膨大な数の死者が発生」、「建物被害、ライフライン・インフラ被害など、甚大な被害が発生」、「北海道から千葉県までの広域にわたり被害が発生」することである。これらに加え、被害が想定される地域の特性である「積雪寒冷地特有の課題」や「北海道東北地方沿岸地の特性」による影響も考慮した基本的方向が、次のとおり示された。

①津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。避難意識の改善や避難タワー等の活用・整備等の取組により、被害を減らすことが可能である。防災教育や防災訓練を通じた住民の避難意識の向上、津波避難タワーや避難路の整備等による避難距離や避難時間の短縮、低体温症のリスク軽減のため避難場所・避難所での防寒対策に取り組む必要がある。

②各般にわたる甚大な被害への対応

死傷者発生の主要因は津波によるものだが、火災、建物倒壊による死者数はそれに次ぐものであり、自力脱出困難者の発生や道路閉塞、火災、避難者の発生等も被害拡大の要因となる。これらについても対応するため、耐震化、出火・延焼防止対策、ライフライン・インフラ施設の耐震化・耐浪化等の取組を推進する必要がある。

③広域にわたる被害への対応

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、日本海溝モデル・千島海溝モデルの双方で、千葉県から北海道にかけて、高さ3m以上の大津波が襲来するなど、広域にわたり被害が発生する。しかし、積雪寒冷下では救助・物資運搬等の活動に時間を要し、本州等からの広域支援が十分に機能しない懸念がある。このため、積雪寒冷を踏まえた広域的な支援体制の構築、救助・物資運搬等の人員・装備備蓄の確保、行政・企業等の事業継続計画（BCP）の策定・充実に推進する必要がある。

④対策を推進するための事項

対策を推進するに当たり、防災意識の高い地域社会の構築、科学的知見の蓄積・デジタル技術の活用等の取組を総合的に推進する必要がある。また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域近傍でMw7.0以上の地震が発生した際には、巨大地震の発生の可能性が普段より高まるため、後発の巨大地震に備えた注意を促す情報発信と、それを受けて行政・企業・国民が普段からの地震への備えの再確認をし、後発地震が発生した際の円滑な避難等、被害を軽減するための準備が必要となる。

また、被害想定等を踏まえ、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正案が議員立法により国会に提出され、衆参両院の審議を経て、令和4年5月13日に可決・成立した。

第3節 首都直下地震の帰宅困難者等への対策に関する検討

首都直下地震における帰宅困難者等対策については、平成23年3月11日の東日本大震災の際に首都圏で約515万人が帰宅困難となったことから社会的に注目を集め、対策の必要性が再認識された。このため、平成23年に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置し、「一斉帰宅抑制の基本方針」と5つのガイドラインを策定し、一時滞在施設の確保などその実効性を確保するための施策に取り組んできた。

近年、鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートホンの普及などデジタル化の進展により個人への情報提供方法が多様化してきた。また、令和3年10月7日に発生した千葉県北西部を震源とする地震では、多くの人々が深夜遅くまで駅周辺を中心に滞留する事態となり、帰宅困難者等対策の重要性が改めて明らかになった。

これらの状況を踏まえ、内閣府は「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を開催することとした。本委員会は、令和3年11月19日より検討を開始し、今後の帰宅困難者等対策の在り方について、現在検討を行っているところである。

第2回までの会議では、委員から、社会状況の変化を踏まえた帰宅困難者等対策を検討していくことや、その対策の普及啓発の重要性等について意見があり、今後これらの内容も踏まえて検討を進めていくこととしている。

(参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/kento_index.html)

第4節 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言

近年、自然災害が激甚化、頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大災害も切迫している。また、令和3年は平成28年熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した節目の年であることから、内閣府では令和2年12月にデジタル・防災技術、事前防災・複合災害、防災教育・周知啓発の3つの分野について、有識者や関係省庁の参画を得て、内閣府特命担当大臣（防災）の私的諮問機関又はナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の下でのワーキンググループを開催し、巨大な自然災害により失われる命を激減させていく新たな方策について検討を進めた。

各ワーキンググループの検討を踏まえ、令和3年5月25日にそれぞれの提言書が小此木内閣府特命担当大臣（防災）（当時）に手交された。

特集

大規模災害から命を守るために



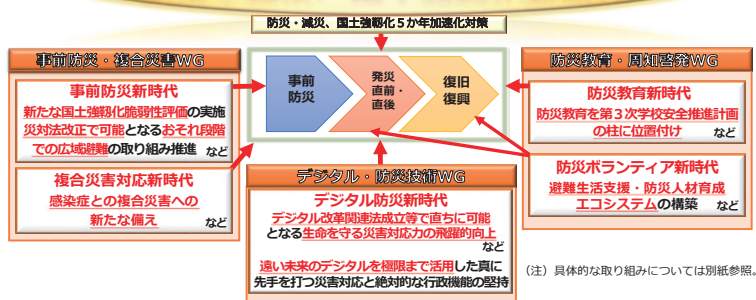
防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言に関する記者会見（内閣府資料）

防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言

防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言

- 明三陸地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を挟んで100年以上経ってなお2万人超の犠牲者
- 熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今、今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が必要

防災・減災、国土強靱化新時代



出典：内閣府資料

4-1 デジタル・防災技術ワーキンググループ

現在、人命にかかわる事前防災や被災後の人命救助に役立つ可能性があるデータの多くが散乱、埋没している状況にある。こうしたデータのデジタル化を推進し、データの解析により問題点の検出や解消を図るなど、先手を打つための意思決定を支援していく必要がある。

内閣府ではこうした課題を検討するため、「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催し、

その中で現在の技術では実現が困難であっても、今後の技術革新等を見据え、中長期（10年程度以上）の時間軸でデジタル・防災技術として目指すべき未来像を議論する「未来構想チーム」と、既に活用が進みつつある技術について中短期（5年程度）の時間軸で、実装を見据え、技術・制度両方の観点からの課題の洗い出しや改善の方向性を議論する「社会実装チーム」の2つのチームを立ち上げて検討を行った。各チームにおける検討結果を取りまとめた提言書を受けて、防災対策におけるデジタル化を進めるための各種取組を関係府省庁が連携・協議しながら推進していくこととした。

※デジタル・防災技術ワーキンググループ（未来構想チーム）

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/digitalWG.html>）

※デジタル・防災技術ワーキンググループ（社会実装チーム）

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/digitalWG2.html>）

(1) 提言の主な内容

未来構想チームにおいては、

- ・デジタルツインによる被災・対応シミュレーション
- ・ドローンやセンサー等を活用した、空間・インフラ情報等のリアルタイムの収集と共有
- ・会議や行政手続をオンラインで完結可能とすること等を内容とする行政機関等のデジタル移転

などの事前防災や人命救助の場面における、デジタル化により実現可能な目指すべき到達点について提言がなされた。

また社会実装チームにおいては、

- ・災害時に必要となる情報項目や取得時間等の標準化
- ・自治体等の災害対応に関する個人情報の取扱いの整理
- ・関係機関が人手を介さず必要な情報を収集・分析・加工・共有することができる体制の整備

などの防災分野のデジタル化の問題点及びシステムの使い勝手や機能の向上、高度化の方向性について、提言がなされた。

※デジタル・防災技術ワーキンググループ（未来構想チーム）提言

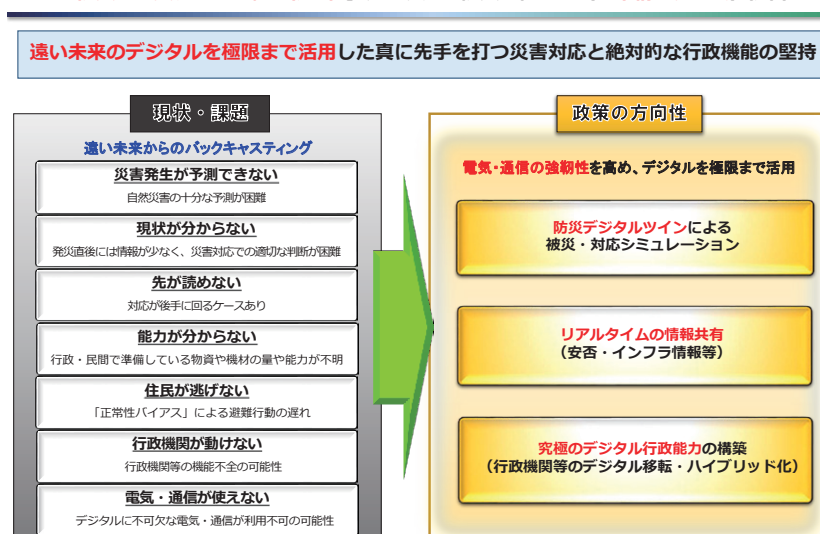
（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/pdf/teigen_03.pdf）

※デジタル・防災技術ワーキンググループ（社会実装チーム）提言

（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/pdf/teigen_04.pdf）

デジタル・防災技術ワーキンググループ（未来構想チーム）提言の概要

【防災・減災、国土強靱化新時代】デジタル・防災技術WG（未来構想チーム）提言

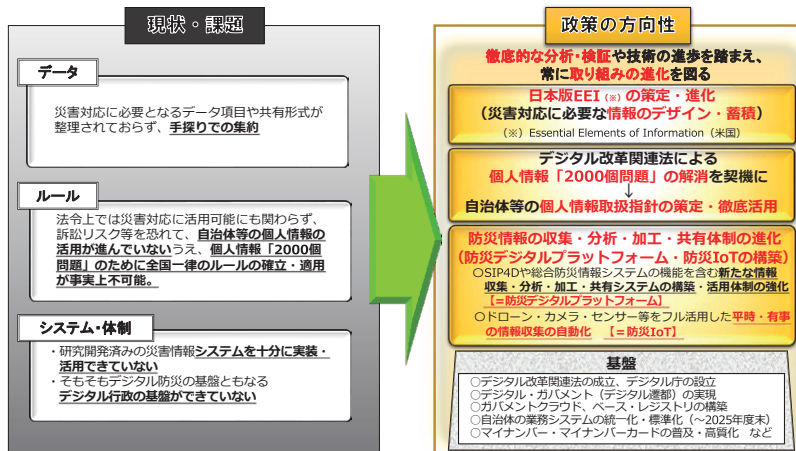


出典：内閣府資料

デジタル・防災技術ワーキンググループ（社会実装チーム）提言の概要

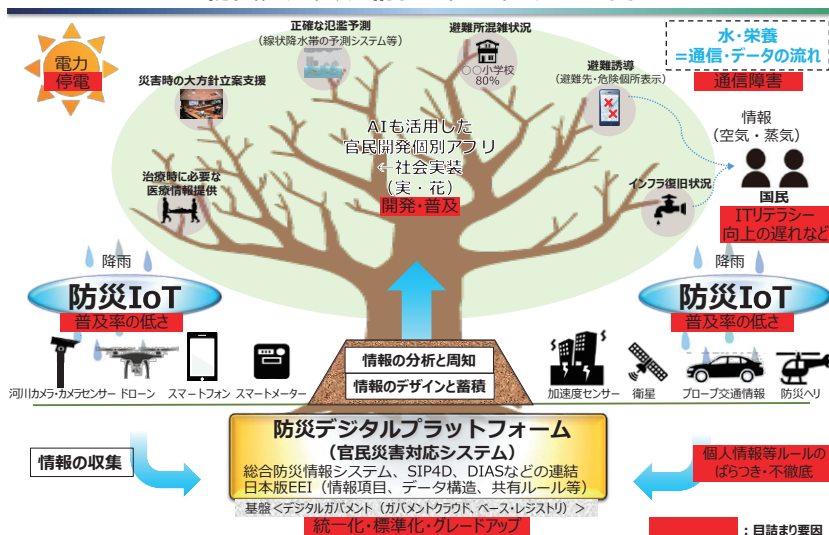
【防災・減災、国土強靱化新時代】デジタル・防災技術WG（社会実装チーム）提言

デジタル改革関連法成立等で直ちに可能となる生命を守る災害対応力の飛躍的向上
～救命・救助、災害関連死の防止の促進～



出典：内閣府資料

防災デジタル 情報・データ フロー図



出典：内閣府資料

(2) 提言を踏まえた対応

① 「防災IoT」データ（ドローンカメラ等）を活用した災害対応の高度化のための取組

災害現場においては、各種カメラや防災ヘリ等による状況確認に加え、ドローン等による空撮なども行われている。これらを含めた各種IoTによる膨大・多様なデータを、被災自治体を含めた各防災関係機関の間において適切に取得・共有するため、データ形式や使用する機器の規格等の、技術的な標準手法の整理に資する実態調査を進めている。

② 防災分野における個人情報の取扱いに関する指針の策定のための取組

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（いわゆる「2,000個問題」）が、デジタル改革関連法[※]により共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築される。これを契機とし、災害対応や平時の準備においても自治体等が個人情報を取り扱う際の活用範囲や留意点等をまとめた取扱指針を令和4年度中に策定するた

特集

大規模災害から命を守るために

め、専門家による検討会を実施している。

※「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)、「デジタル庁設置法」(令和3年法律第36号)、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(令和3年法律第39号)及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)

③総合防災情報システムの整備等

総合防災情報システムは、災害情報を地理空間として共有し、災害時における政府の迅速・的確な意思決定の支援を目的としたシステムであるが、更なる情報収集機能等の強化が必要不可欠である。令和6年度に運用開始予定の次期システムにおいては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が研究開発の一環として運用しているS I P 4 D (Shared Information Platform for Disaster Management) 等も含めたシステムの役割や在り方を再度整理した上で、利用対象機関の範囲拡大を検討すると共に、情報収集・分析・加工・共有等の機能の実現・強化をするため、災害時に必要となる情報項目や取得時間等の標準化を行いながら、地方公共団体等災害対応関係機関の意見も参考に、本システムのあるべき姿を検討している。

4-2 事前防災・複合災害ワーキンググループ

防災・減災、国土強靱化の取組は、5か年加速化対策を策定し、今後取組を加速化・深化することとしているところであるが、今後の取組の方向性について議論するため、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の下に「事前防災・複合災害ワーキンググループ」を開催し、課題と対応方策等について検討を行った。

検討結果を取りまとめた提言書を受けて、事前防災や複合災害に関する各種取組を関係府省庁と連携・協議しながら推進していくこととした。

(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/jizen_fukugou_wg/index.html)

(1) 提言の主な内容

【事前防災に関する取組】

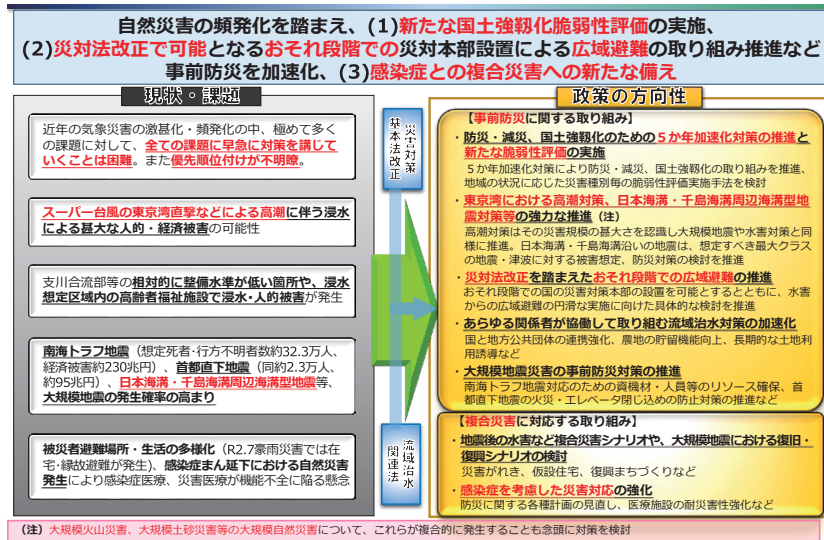
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進と新たな脆弱性評価の実施
5か年加速化対策により防災・減災、国土強靱化の取組を推進、地域の状況に応じた災害種別ごとの脆弱性評価実施手法を検討
- 東京湾における高潮対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の強力な推進
高潮対策はその災害規模の甚大さを認識し、大規模地震や水害対策と同様に推進。日本海溝・千島海溝沿いの地震は、想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定、防災対策の検討を推進
- 「災害対策基本法」を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進
おそれ段階での国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、水害からの広域避難の円滑な実施に向けた具体的な検討を推進
- あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水対策の加速化
国と地方公共団体の連携強化、農地の貯留機能向上、長期的な土地利用誘導等
- 大規模地震災害の事前防災対策の推進
南海トラフ地震対応のための資機材・人員等のリソース確保、首都直下地震の火災・エレベーター閉じ込めの防止対策の推進等

【複合災害に関する取組】

- 地震後の水害など複合災害シナリオや、大規模地震における復旧・復興シナリオの検討
災害がれき、仮設住宅、復興まちづくり等
- 感染症を考慮した災害対応の強化
防災に関する各種計画の見直し、医療施設の耐災害性強化等
(参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/pdf/teigen_05.pdf)

事前防災・複合災害ワーキンググループ提言の概要

【防災・減災、国土強靱化新時代】事前防災・複合災害WG 提言



出典：内閣官房資料

(2) 提言を踏まえた対応

①新たな脆弱性評価の実施に向けて

現行の脆弱性評価は、最悪の事態を想定したフローチャート分析と国土強靱化施策の重要業績指標 (KPI) の評価により行っているところである。しかし、これらの評価方法についてはフローの重要度や施策の不足の有無が表現できていないこと、地域ごとの脆弱性の違いを表現できていないことといった幾つかの課題があることから、可能な限り改善方法を検討した上で、次期脆弱性評価の実施へ繋げていくこととしている。例えば、強靱化施策に関するKPIの地域別比較により、地域ごとに懸念される災害への対応施策の進捗状況等について分析等が行えるようにすることや、国土強靱化施策の推進による減災効果を定量的に示せるようにする、といった改善ができるように次期脆弱性評価の実施に向けて更なる検討を進めているところである。

②「災害対策基本法」を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進

令和3年5月の「災害対策基本法」の一部改正において、災害が発生するおそれがある段階における国の災害対策本部の設置、市町村長・都道府県知事による広域避難の協議、都道府県知事による運送の要請に関する規定等が措置されたところである。また、同年6月には「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討を行ってきた結果について、報告書「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針について～荒川下流域を中心とした地域における検討～」として、大規模水害時における住民避難の考え方や、行政が用意する広域避難先の開設や運営方法、行政による避難手段の確保や誘導の支援、大規模水害時における避難の考え方等にかかる住民周知、広域避難等に要する費用負担の考え方、今後の広域避難検討における関係機関間の連携・役割分担等についての方向性を整理し公表した。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/pdf/suigaiworking/dai6kai/shiryo.pdf>)

③感染症を考慮した災害対応の強化

令和2年春以降、我が国でも新型コロナウイルス感染症が全国的にまん延し、そのまん延下での自然災害対応を余儀なくされているところである。こうした対応を円滑に行えるようにするため、政府は、様々なガイドライン・通知等の整備・周知を行ってきた。具体的には、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」（令和3年6月（内閣府・消防庁・厚生労働省・環境省））において、地方公共団体等に対して避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促したところである。また、「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について（通知）」（令和3年8月（内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁））においては、被災するおそれのある地方公共団体が、実情に応じ、できるだけ多くの避難所確保について検討する必要性の周知を行っており、これにより平時からの避難所の確保、避難所の情報提供及び避難所における感染症対策等といった課題への対応を行ったところである。更には、「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）」（令和3年9月（内閣府・消防庁・厚生労働省））においては、大雨等における災害対応で得られた被災地での経験やノウハウについて周知を行っており、専門家による避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況の確認にかかる取組、避難所における新型コロナウイルス感染症対策及び生活環境改善にかかる取組、自宅療養者等の災害時の対応といった課題への対応を行ったところである。

※新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）

（参照：https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf）

※新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について（通知）

（参照：https://www.bousai.go.jp/pdf/210803_corona_hinanjo.pdf）

※令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）

（参照：https://www.bousai.go.jp/pdf/210927_corona_hinanjo.pdf）

4-3 防災教育・周知啓発ワーキンググループ

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人ひとりが適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、子どもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。また、災害から守られた命が災害後の避難生活等において災害関連死として失われることなく、被災者が尊厳ある避難生活を送ることができるようにするためには、国民の共助意識を周知啓発しながら、意欲ある災害ボランティアによる避難生活支援を充実し、避難生活を向上させる環境を整備していくことが有効である。

内閣府ではこうした課題を検討するため、防災教育・災害ボランティアに関して「防災教育・周知啓発ワーキンググループ」を開催し、その中で、充実させるべき防災教育の内容や効果、その防災教育内容の普及方法を検討する「防災教育チーム」と、地域の災害ボランティアが意欲を持って避難生活支援のスキルを向上させ、地域の避難所運営など避難生活の向上に活躍できる仕組みを検討する「災害ボランティアチーム」の2つのチームを立ち上げ検討を行った。各チームにおける検討結果を取りまとめた提言書を受けて、防災教育と災害ボランティアに関する取組を関係府省庁が連携・協議しながら推進していくこととした。

※防災教育・周知啓発ワーキンググループ（防災教育チーム）

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kyoikuWG.html>）

※防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）

（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/wg/kyoikuWG_sgteam/kyoikuWG_sgteam.html）

（1）防災教育チーム

①提言の主な内容

防災教育を取り巻く学校や地域の実情や課題、実際に学校や地域で行われている防災教育の好事例などを把握した上で、全ての子どもが災害から命を守る能力を身に付けることができるよう、今後実現を目指すべき防災教育として、

- ・全ての小・中学校における地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施
- ・命を守ることを最重視した、想定外に対応できるようにする避難訓練
- ・災害を自分事として捉えるようにする防災教育
- ・主体的、内発的に避難する態度の育成や、防災教育を通じた人への思いやりの心の育成

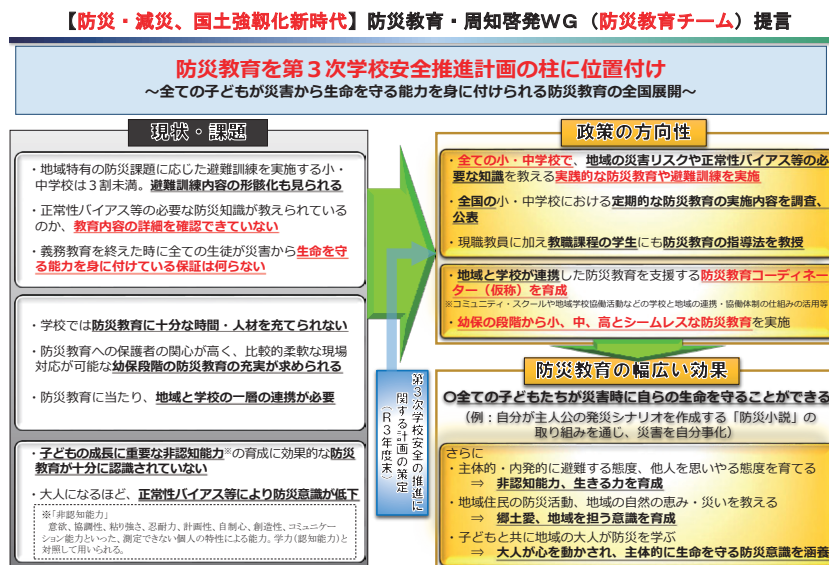
などが挙げられ、このような防災教育を実現するための方法として、

- ・防災教育・避難訓練の実施状況に関する定期的な調査による取組状況の見える化
- ・今後目指す防災教育についての教員向け及び教職課程向けの手引きや各種災害についてインパクトの強い教材など作成
- ・地域と学校が連携した防災教育の実施の推進
- ・防災教育への保護者の関心が高く、比較的柔軟な現場対応が可能な幼保段階の防災教育の充実や、幼保、小、中、高等学校とシームレスな防災教育の実施

などが提案された。さらに防災教育を通じて育まれる人間力や生きる力といった非認知能力、郷土愛や地域を担う意識など防災教育の持つ幅広い効果についても検討され、防災教育の意義や必要性について整理している。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/pdf/teigen_06.pdf）

防災教育・周知啓発ワーキンググループ（防災教育チーム）提言の概要

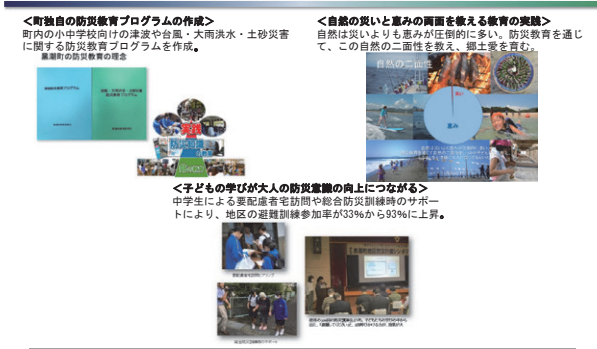


出典：内閣府資料

実践的な防災教育・避難訓練の事例①



実践的な防災教育・避難訓練の事例②



出典：内閣府資料

②提言を踏まえた対応

令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に本提言の内容が反映されるとともに、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練が実施されるように、今後目指すべき防災教育に係る教員等向けの手引きや地域と学校が連携した防災教育の推進に係る手引きの作成などに取り組んでいるところである。

(2) 災害ボランティアチーム

①提言の主な内容

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、平成28年熊本地震では災害関連死が8割を占めるなど、超高齢社会の我が国においては避難生活環境の向上が喫緊の課題である。

こうした状況の中、被災者支援の優れたスキルを持つ災害ボランティア・NPO等も現れてきており、被災地に駆けつけ避難生活支援を行い、避難所の機能や生活環境の向上に大きな役割を果たしている。しかし、そうしたNPO等は全国的にも少数であり、その活躍は必ずしも知られていない。加えて、そうしたNPO等に対する地方自治体や地域住民の理解も十分ではない。

また、大規模災害時には、避難所設置運営者である市町村は様々な業務を抱え、避難生活支援に十分なマンパワーを確保することが困難であり、災害対応の経験が乏しい職員は必ずしも十分な避難生活支援スキルを有していない。加えて、大規模災害時には、広域から災害ボランティアが集まるのが困難であり、感染症等の影響により、地域外の災害ボランティアを受け入れることが困難となる事態も想定される。

こうした現状を踏まえつつ、避難生活支援を充実させ、避難生活環境を向上させていくには、市町村が避難者（住民）自身の主体的な避難所運営を促しつつ、避難生活を適切に支援できる有能な災害ボランティア・NPO等と連携・協働する体制を確立していくことが重要である。そしてそのためには、避難生活支援スキルの高い災害ボランティア人材を各地で増やしていく必要がある。

このため、提言においては、

- ・地域の災害ボランティア人材の発掘と、災害ボランティアの信頼と認知度を高める体系的なスキルアップ研修の仕組みを導入すること
- ・一定のスキルを持った災害ボランティア人材について、どの地域にどのような方がいるのかを把握して市町村・地域とマッチングし、活動の場を具体化すること
- ・スキルを持った地域の災害ボランティア人材と市町村・地域住民の連携・協働による地域防災力の向上を図ること

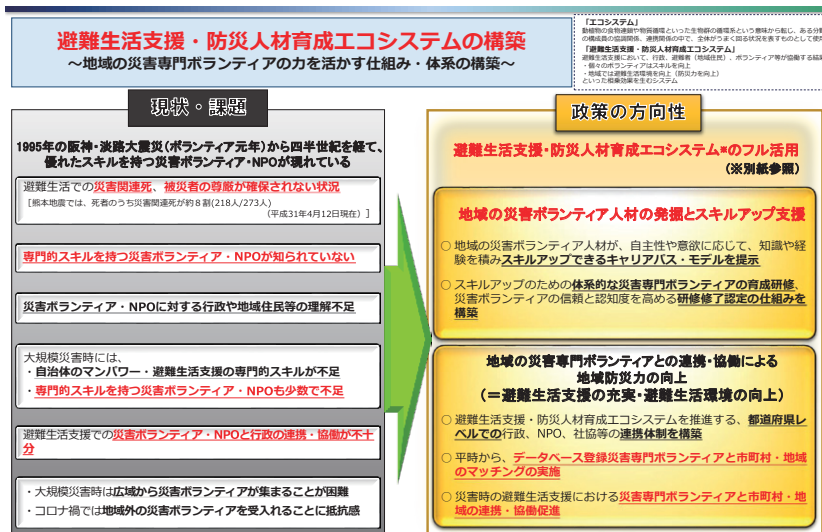
を柱とする「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」を構築することが提案された。この仕組みを導入することにより、避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働

する結果、個々の人材はスキルを向上させるとともに、地域では避難生活環境と地域防災力が向上するという相乗効果が生まれることが期待されている。

(参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/pdf/teigen_07.pdf)

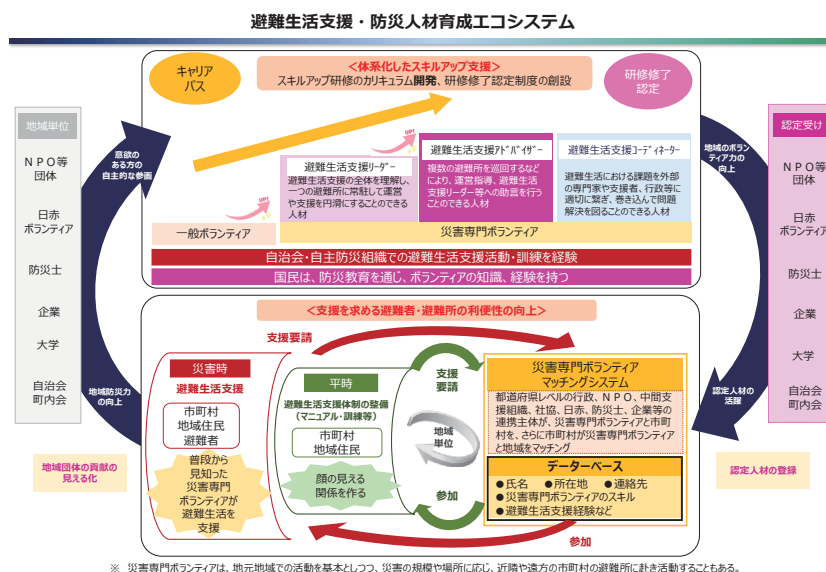
防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）提言の概要

【防災・減災、国土強靱化新時代】防災教育・周知啓発WG（災害ボランティアチーム）提言



出典：内閣府資料

避難生活支援・防災人材育成エコシステム



出典：内閣府資料

②提言を踏まえた対応

「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けて、令和3年10月に本提言の具体化のための検討会を立ち上げ、避難生活支援に精通されているNPOや有識者、地方公共団体や関係団体等の関係者の御意見を伺いながら、研修カリキュラム等の作成に取り組んでいる。令和4年度には、意欲のある都道府県においてモデル研修事業を実施するべく、検討を進めているところである。本提言の具体化を通じて、地域のボランティア人材と、地域防災力の向上を図り、避難所等の生活環境の向上を図っていくこととしている。

【コラム】 防災女子の会からの提言について

女性の視点に立った災害対応については、これまでも女性の避難所運営への参画や女性のニーズに配慮した支援物資の充実などが図られるとともに、国の取組の強化も行われてきた。一方、被災現場における女性への配慮が十分であるとは言えず、防災に関わる国・自治体の女性職員の数も非常に少ないのが現状である。このような状況を打破するため、令和2年12月に内閣府において、防災担当と男女共同参画局の女性職員による「防災女子の会」が立ち上がった。

防災女子の会では、資料の調査や自治体・NPOへのヒアリング、内閣府防災担当職員へのアンケート等を通して、女性の視点に立った防災を実現するための提言を取りまとめ、令和3年5月に小此木内閣府特命担当大臣（防災）（当時）に提言を手交した。

提言は2章で構成されている。第1章では、女性の視点に立った被災者支援を推進するため、内閣府男女共同参画局において取りまとめられた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の取組のうち、避難所における性暴力・DVの防止や地方防災会議や中央防災会議を始めとする防災計画作成の場への女性の参画等、特に重要であると考えられる施策を示すとともに、避難所運営に関する業務を整理している「避難所運営ガイドライン」についても修正を行うよう求めている。



第2章では、女性の視点を組み込むための防災担当の体制強化に向けて、防災担当職員を取り巻く職場環境の改善を進め、国や自治体の防災を担う女性職員の割合を増やすとともに、男性職員も含む全ての防災担当職員が女性の視点に立った災害対策への理解を深めること、防災担当と男女共同参画担当が協力すること、多様な組織の防災人材がつながることが重要であると示している。

提言を踏まえ、政府としては避難所等における性暴力・DVの防止、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めることについて防災基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）に追記したほか、中央防災会議及び防災対策実行会議において、女性委員の割合を33%（9名中3名）、女性専門委員の割合を56%（9名中5名）に引き上げた（閣僚委員を除く）。さらに、令和3年6月には内閣府特命担当大臣（防災）と内閣府特命担当大臣（男女共同参画）・女性活躍担当大臣が連名で、全国の自治体に対して、女性の視点からの防災・減災の推進についてのメッセージの発信も行った。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/joshi/index.html>
<https://www.bousai.go.jp/r30611message.html>）

第5節 学校における防災教育の更なる充実

令和3年3月、中央教育審議会に「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について」が諮問された。これを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会においては、内閣府の防災教育・周知啓発ワーキンググループ（防災教育チーム）提言も踏まえ、防災を含む学校安全について専門的な見地から議論を重ね、令和4年2月7日に「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」が取りまとめられた。この答申を踏まえ、令和4年3月25日に「第3次学校安全の推進に関する計画」（以下「第3次計画」という。）が閣議決定された。

（参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm）

第3次計画では、学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があることなどの課題認識を踏まえ、特に防災教育については、施策の基本的な方向性の一つに「地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する」ことを掲げ、

- ・全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する
- ・学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る
- ・実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況を始めとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する

などの国の具体的な取組が示された。

また、地方公共団体の取組として、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進することが示された。

このほか、災害発生時の避難所運営に係る取組や、非常災害時には地域住民の避難所等ともなる学校施設の安全性の確保等の防災に関する必要な取組が示された。

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

➡ **5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

出典：文部科学省資料

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリ/ハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

出典：文部科学省資料

第6節 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

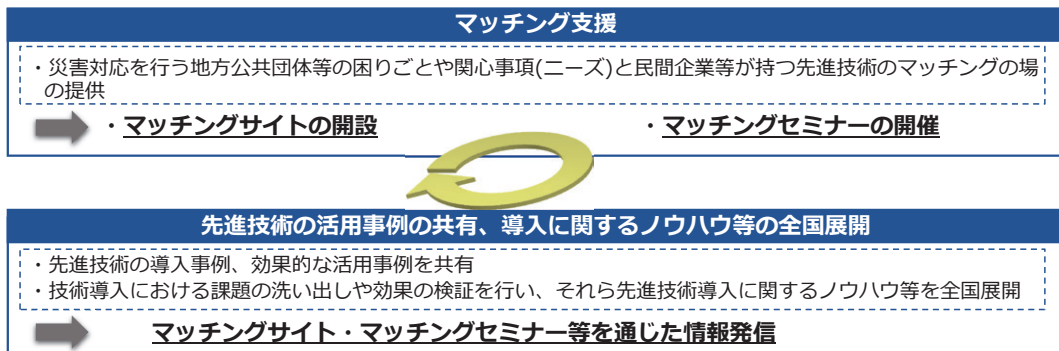
近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、地方公共団体等においてもデジタル技術を始めとする先進技術を積極的に活用していくことが重要である。一部の地方公共団体等では、既に先進技術の活用が進められ、災害対応において効果を発揮しているものの、先進技術に関する情報収集や技術導入の機会が限られていることから、導入が進んでいない地方公共団体等も多い。

このため、内閣府において、令和3年度に災害対応に当たる地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、地方公共団体等における先進技術の効果的な活用事例の横展開等を行う場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（以下「防テクPF」という。）を設置した。

防テクPFにおける取組として、これまでに常設するウェブサイト（以下本節において「マッチングサイト」という。）を開設するとともに、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるセミナー（以下本節において「マッチングセミナー」という。）を開催しており、その概要は以下のとおりである。

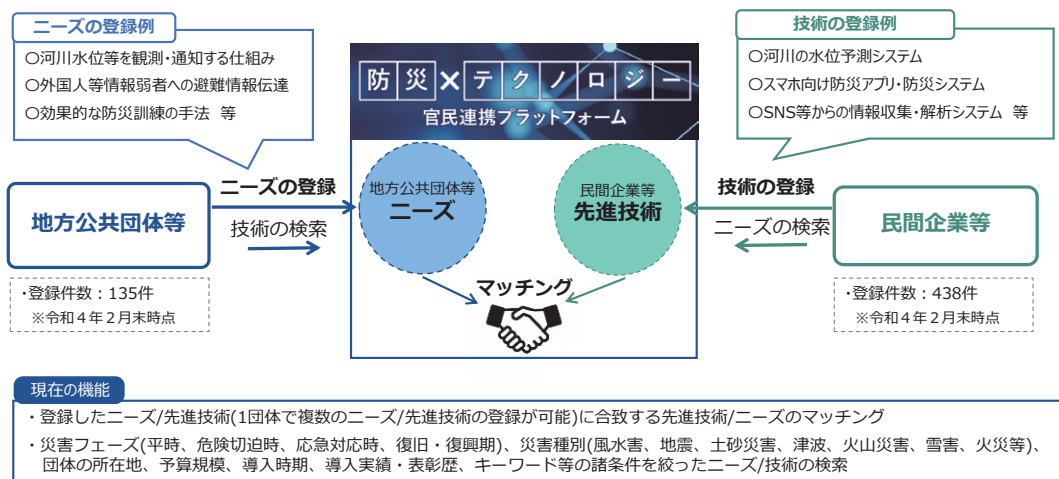
マッチングサイトは、令和3年7月から運用を開始しており、地方公共団体等は自団体が抱える防災上の課題やニーズを、民間企業等は自社が保有する防災に有用な技術を、それぞれ登録することができる。マッチングサイトには、令和4年2月末現在、約580団体（地方公共団体等：約140団体、民間企業等：約440団体）が登録している（以下本節において「登録団体」という。）。

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（防テクPF）の概要



出典：内閣府資料

マッチングサイトの概要



出典：内閣府資料

特集

大規模災害から命を守るために

登録された技術やニーズは、合致しそうなニーズや技術と自動的にマッチングされるほか、「平時」から「復旧・復興期」までの災害フェーズや、「風水害」「地震」等の災害種別、導入費用、導入実績など、条件を絞って自由に検索することもできる。また、登録団体は、有用な情報を持つ相手方に対して、マッチングサイトに登録されている連絡先から連絡を取ることが可能となっている。これらの機能を活用し、民間企業等による地方公共団体等への技術提案等がなされ、先進技術の導入に向けた協議等が進展している事例も出てきている。

(参照：https://www.bosaitech-pf.go.jp/)

マッチングセミナーは、令和3年度中に計3回開催し、各回とも官民合わせて約300から400団体が参加した。第1回は令和3年8月31日に完全オンライン形式にて開催し、防テクPFの事業概要の説明や、地方公共団体に実際に導入されている先進技術の事例紹介などを行った。第2回は、令和3年11月5日に、岩手県釜石市において「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」のイベントとして、オンライン形式と対面形式とを併用して開催した。第2回セミナーでは、先進技術の導入事例に加え、災害対策に向けた地方公共団体独自の施策についても紹介した。さらに、民間企業等と地方公共団体が一対一で直接、自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる「個別相談会」を実施した。第3回は、令和4年2月10日に、完全オンライン形式にて開催し、第2回と同様に事例紹介と個別相談会を実施した。

これらの取組により、地方公共団体等が先進技術を知る機会の提供や、民間企業等による地方公共団体への技術の紹介及び地方公共団体による企業への課題の共有がなされ、新たな導入事例の契機となるなどしている。

令和4年度においても、民間企業等が保有する先進技術により地方公共団体等が抱える課題やニーズを解決し、地方公共団体等の防災力を向上させるため、マッチングサイトやマッチングセミナーの運営に加え、地方公共団体等が抱えるニーズ等の具体化や企業との接触等に向けた支援を通じ、先進技術導入の促進を図っていくこととしている。

マッチングセミナーの開催実績

開催日	第1回 (令和3年8月31日)	第2回 (令和3年11月5日)	第3回 (令和4年2月10日)
開催地	オンライン開催	岩手県釜石市 (「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」のイベントとして開催)	オンライン開催
参加申込数	地方公共団体等：144件 民間企業等：414件	地方公共団体等：97件 民間企業等：199件	地方公共団体等：86件 民間企業等：279件
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○棚橋防災担当大臣（当時）による開会挨拶 ○防テクPFの説明 ○地方公共団体×企業による取組事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①京都府福知山市の事例 ②広島県広島市の事例 ③大分県日田市の事例 ○マッチングサイトの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 【第1部】 ○開会挨拶 ○地方公共団体×企業による取組事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①北海道喜茂別町の事例 ②東京都新宿区の事例 ③静岡県藤枝市の事例 ④熊本県八代市の事例 ○災害対策に向けた地方公共団体独自の施策の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①新潟県の取組 ②宮城県仙台市の取組 ○内閣府からの情報提供 【第2部】 ○地方公共団体との個別相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 【第1部】 ○開会挨拶 ○地方公共団体×企業 取組事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①福岡県福岡市の事例 ②福岡県大牟田市の事例 ③静岡県熱海市の事例 ○防テクPFを通じたマッチング事例の紹介 ○来年度の防テクPF事業について 【第2部】 ○地方公共団体との個別相談会

出典：内閣府資料

第7節 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策

(1) 緩和策と適応策は気候変動対策の車の両輪

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクはさらに高まることが予測されている。

我が国では、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。しかしながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、熱波のような極端な高温現象や大雨等の変化は避けられないことから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、適応の取組が必要となる。



出典：環境省資料

(2) 気候変動適応計画の改定

気候変動適応の法的位置づけを明確化し、一層強力に推進していくべく、平成30年6月13日に「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）（以下「適応法」という。）が公布され、同年12月1日に施行された。適応法施行前の同年11月には適応法の規定に基づき、「気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）が策定された。

また、令和2年12月には、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、「気候変動影響評価報告書」を公表した。本報告書では、科学的知見に基づき、自然災害・沿岸域をはじめとする、7分野71項目を対象に、重大性、緊急性、確信度の3つの観点から評価を行った。

（参照：<http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>）

令和3年10月には、気候変動影響評価報告書で示された最新の科学的知見を勘案し、適応計画の改定を行った。本計画では、後述する「気候変動×防災」の考え方を組み込む等、幅広い分野で適応策を拡充している。

（参照：<https://www.env.go.jp/press/110115.html>）

(3) 「気候変動×防災」「適応復興」の取組

環境省及び内閣府は、令和2年6月に気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む

戦略である「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」を公表した。本戦略の内容は以下のとおりである。

- ・あらゆる主体が、各分野で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく、すなわち「気候変動×防災」の考え方を組み込む。
- ・地域を災害前の元の姿に戻すという原形復旧の発想に捉われず、自然の性質を活かして災害をいなししてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、いわば「災害をいなし、すぐに興す」社会を目指す。このため、被災後に速やかに対応できるよう、災害発生前から未来を見据え、復興後の社会やまちの絵姿を地域で検討・共有し「より良い復興」を目指す、事前復興の取組を進める。

環境省では、各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくため、「適応復興」の取組を促進するための地方公共団体向けマニュアルを作成するなど、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させた取組を進めている。

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要 令和2年6月30日		
<p>【自然要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される ・これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた 	<p>【社会要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 ・都市への人口集中による災害リスクの高まり ・感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク 	
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要 ・SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す 		
<p>気候変動×防災の主流化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 ・気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 ・各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。 		
課題	方向性	今後の取組例
<p>策の脱炭素化に向けた包括的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 ・「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 ・土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 ・気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 ・災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし ・古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 ・デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 ・避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 ・再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行
<p>変容の個人・企業・地域の連携の促進の行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 ・気象災害の激甚化も念頭に、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 ・地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり ・治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
<p>の海外展開の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 ・アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進

出典：内閣府・環境省資料
https://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国はその自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和3年度においても令和3年7月1日からの大雨を始めとした多くの災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和3年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

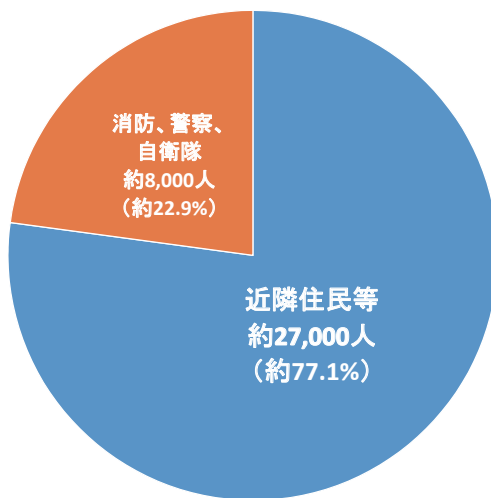
我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従来から多くの自然災害を経験してきた。このため、平常時においては堤防の建設や耐震化など災害被害の発生を防止・軽減すること等を目的としたハード対策と、ハザードマップの作成や防災教育など災害発生時の適切な行動の実現等を目的としたソフト対策の両面から対策を講じて、万が一の災害発生に備えている。また、災害が発生した時には、災害発生直後の被災者の救助・救命、国・地方公共団体等職員の現地派遣による被災地への人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型の物資支援、激甚災害指定や「被災者生活再建支援法」等による資金的支援など、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、今後発生が危惧される南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、さらに近年激甚化・頻発化する気象災害などによって広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念されている。

平成7年(1995年)兵庫県南部地震(以下「阪神・淡路大震災」という。)では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により生き埋めになった人の約8割が救出されており、「公助」である救助隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある(図表1-1-1)。また、熊本県等に被害をもたらした令和2年7月豪雨では、同県球磨村在住の住民が自宅外への避難を考えた「きっかけ」として、雨の降り方などの周囲の状況や避難指示(緊急)の発令などの避難情報・防災気象情報とともに、家族・友人・知人や町内会・近所の人による避難の呼びかけと回答した住民が少なくない割合でいたという調査結果もあり、避難の判断にあたって「公助」とともに「自助」「共助」が重要であるといえる。(図表1-1-2)。

市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にある。このため、国民一人ひとりが災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



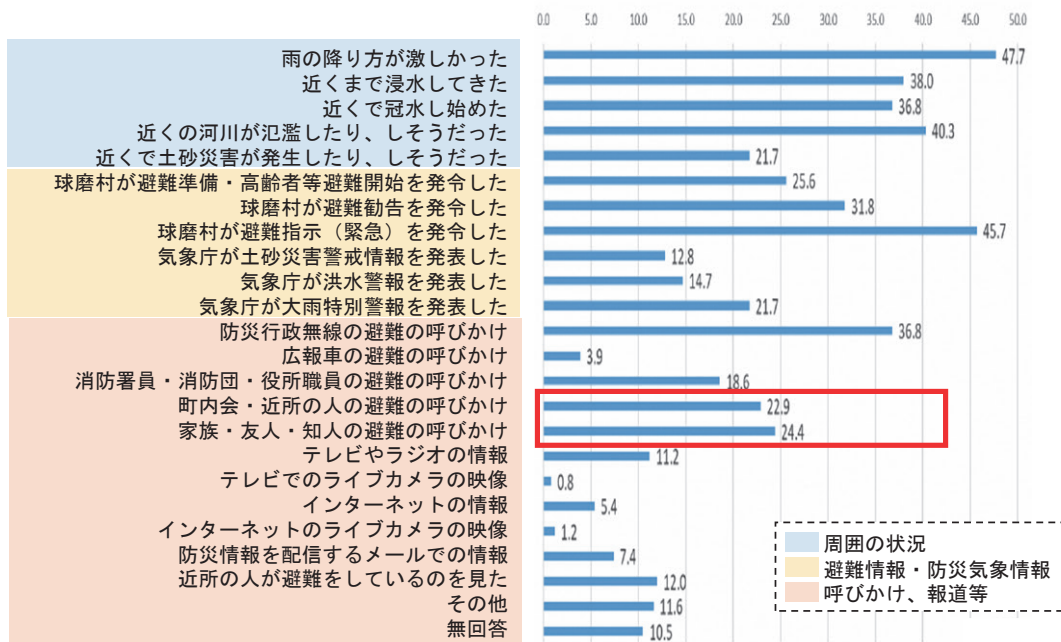
出典：河田恵昭（平成9年）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

図表 1-1-2 令和2年7月豪雨の被災地における事例（熊本県球磨村）

令和2年7月豪雨の被災地における住民アンケート結果

調査対象：球磨村在住の全住民
 調査期間：2021年1月7日～2月22日
 n=629(配布数:1,099人、回収率:57.2%)

問：自宅外への避難を考えた「きっかけ」は何ですか（複数回答可） n=258

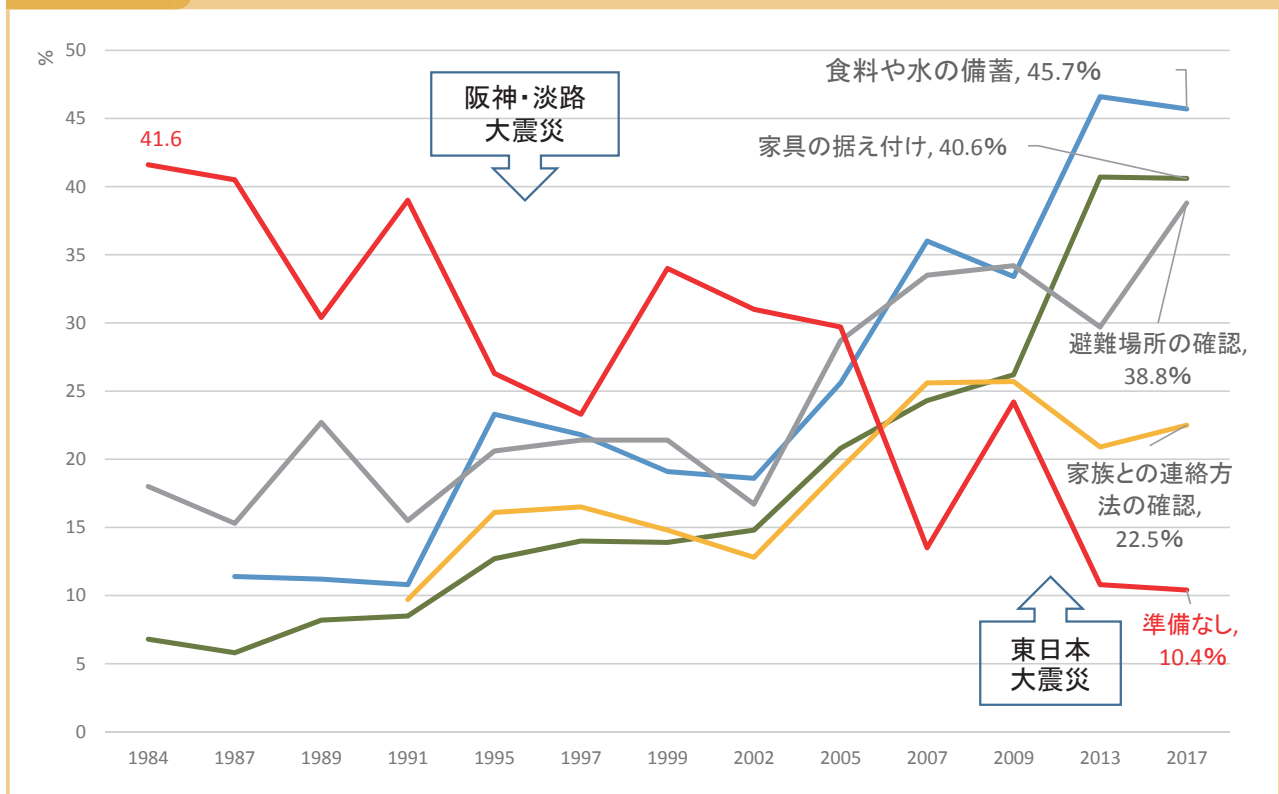


出典：熊本県球磨村、CeMI 環境・防災研究所（令和3年5月）「球磨村住民アンケート 集計・分析結果」より内閣府作成

防災・減災のための具体的な行動とは、まずは「自助」として、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことや、避難訓練に参加して適切な避難行動を行えるように準備することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等、「共助」による災害被害軽減のための取組が必要である。

「自助」の重要性の認識や具体的な対策を講じる動きは、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表1-1-3）。「共助」についても、令和元年東日本台風における長野県長野市長沼地区等のように、平時より地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や避難訓練等の共助の取組を行っていた地域においては効果的な避難事例がみられ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

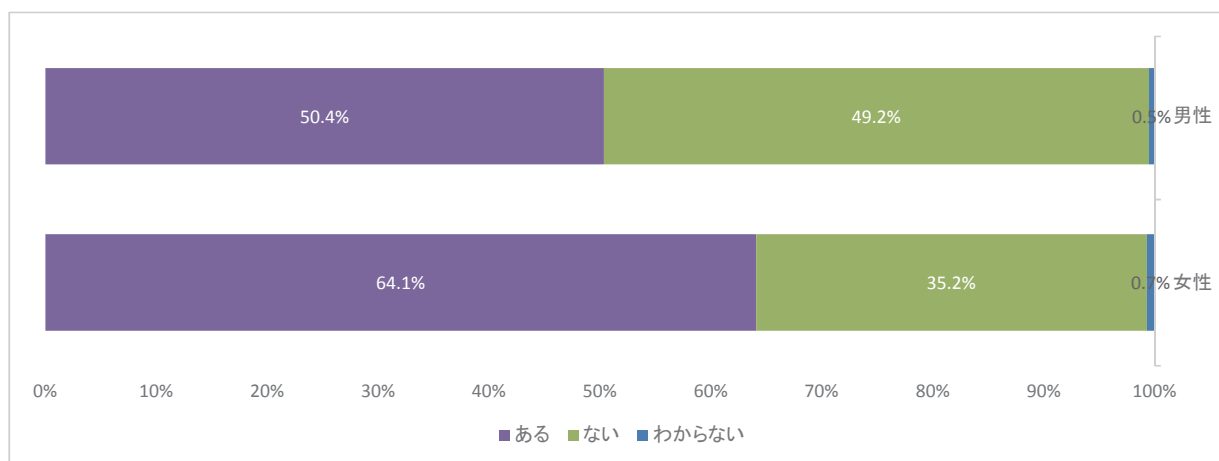
図表1-1-3 自助の取組の進展



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

「自助」「共助」を考える上では、家族や身近な人と話し合いを持つことが重要である。平成29年調査時において、ここ1～2年ぐらいの間に、家族や身近な人と、災害が起きたらどうするかなどについて話し合ったことがある人の割合は、男性は50.4%、女性は64.1%である（図表1-1-4）。

図表 1-1-4 災害についての家族や身近な人との話し合い（男女別）

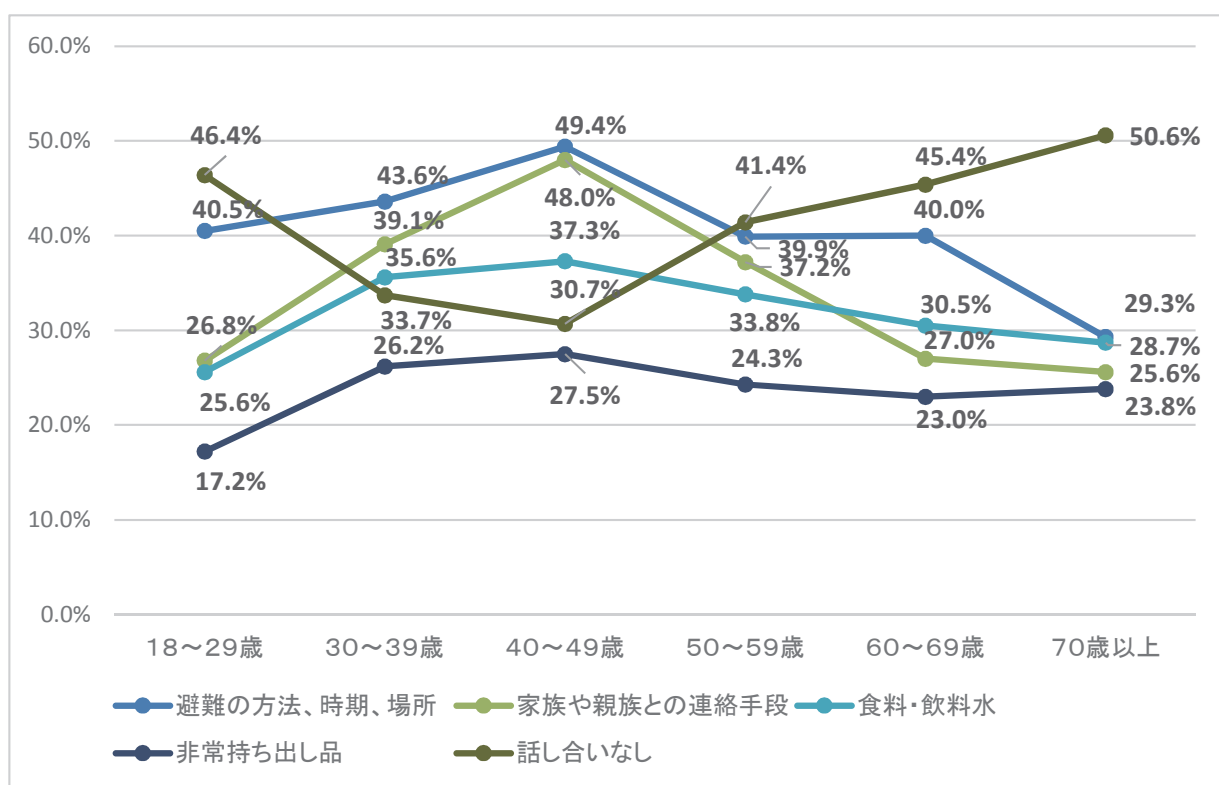


出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

「話し合ったことがある」人のうち、話し合った内容については「避難の方法、時期、場所」を挙げた人の割合が68.2%と最も高く、「家族や親族との連絡手段」（57.8%）、「食料・飲料水」（55.3%）、「非常持ち出し品」（41.7%）が続く結果となっている。

年齢別に見ると、70歳以上で「話し合ったことがない」と回答した人の割合が50.6%と最も高く、「避難の方法、時期、場所」を話し合ったと回答した割合は約3割となっている（図表 1-1-5）。

図表 1-1-5 災害について家族や身近な人と話し合った内容（上位5項目）（年齢別）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

行政が「公助」の充実に不断の努力を続けていくことは今後も変わらないが、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎきることはますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解の下、住民の「自助」「共助」を主体とする防災政策に転換していくことが必要である。現在、地域における防災力には差がみられるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

内閣府や関係省庁においては、こうした調査データを参考に国民の「意識」を「備え」（具体的行動）に結び付けるための周知活動や施策等をより強化するべく取り組んでおり、本節では「自助」「共助」による「事前防災」に焦点を当て、多様な主体との連携による様々な施策を紹介することとする。

1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報、意見の交換及びその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係などの各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年に設立され、普及・啓発活動を行っている。

(1) 防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により、令和3年11月6日～7日に、行政、公益団体、学术界、民間企業、NPO等の様々な団体が日頃から行っている防災活動を全国的な規模で発表する「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」を、東日本大震災から10年の節目を迎えた岩手県釜石市で開催した。大会は「～震災から10年～つながりが創る復興と防災力」をテーマとし、東日本大震災からの10年を振り返るとともに、これからの復興と防災の在り方を考え、震災の経験と教訓を多くの人へ、また未来へとつなげる機会とすることを目指した。また、同大会は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式にて開催した。

オープニングでは、主催者を代表して二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が開会の挨拶を行い、「防災の輪が全国各地に広がって、我が国の防災力が一層強化されることを願っている」旨を述べた。その後、大塚防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）が主催者挨拶を、達増岩手県知事及び野田釜石市長が開催地挨拶を行った。オープニングディスカッションでは、「東日本大震災の伝承と防災」をテーマとして、「いのちをつなぐ未来館」での取組（次世代を担う子供たちのための防災学習等）、「3.11 伝承ロード」での取組（伝承施設のネットワーク化）、雲仙岳災害記念館での取組等を通じて、教訓から何を学び、どのように次世代に伝えていくのかについて意見交換を行った。

出展総数は187で、40のセッション、24のワークショップ、100のプレゼンテーション、23の屋外展示が催された。内閣府や様々な団体が行うテーマ別セッションでは、10年前の東日本大震災を踏まえ、ますます重要となる自助・共助の取組等について議論がなされた。内閣府が主催するハイレベルセッションでは、「つながりが創る復興と防災力～東日本大震災の経験から～」をテーマとして、釜石市長を始め、復興と防災力を担ってきた内外のリーダーたちをつなぎ、復興、住民の防災意識の向上、復興の担い手育成等、「より良い復興」（Build Back Better）に向けたこれまでの経験と未来について語られた。また、ワークショップでは、全国の多様な防災の担い手が集い、日頃からの防災・減災の取組事例や取り組む上での悩み・課題を共有するものなど様々な企画が実施され、プレゼンテーションでは東日本大震災の伝承や防災に関する最新技術など多くの防災・減災活動等が紹介された。

クロージングでは、秋本防災推進国民会議副議長による主催者挨拶、越谷岩手大学教授・地域防災

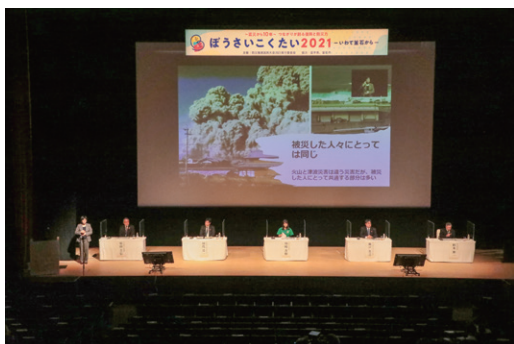
研究センター長による大会総括があり、締めくくりとして大野内閣府副大臣（防災担当）からは大会参加者への感謝と、次回大会（令和4年10月22日～23日に兵庫県神戸市にて開催予定）への期待が表明された。現地来場者約5,800人、オンライン視聴数約1万800回の参加実績となった同大会を通じて、行政による「公助」はもとより、国民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持って災害に備える「自助」と、地域、学校、企業、ボランティアなどが助け合う「共助」を組み合わせることによって、我が国全体の防災力を高めていくことの重要性が確認された。



二之湯内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



大塚議長による主催者挨拶（オープニング）



オープニングディスカッション



ハイレベルセッション



内閣府・TEAM防災ジャパンによるセッション



秋本副議長による主催者挨拶（クロージング）

(2) 第7回防災推進国民会議

第7回防災推進国民会議は、新たに加わった5つの構成団体の参加を得て令和3年12月23日に開催された。会議は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、首相官邸会議室にて現地とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で行われた。冒頭、岸田内閣総理大臣は、防災推進国民会議の各団体の防災活動への取組に対する感謝の言葉とともに、「災害対応に当たっては、女性の視点や障害者・高齢者等の支援を要する方の視点など、様々な、多様な視点から取組を進めていくことが重要である。災害が頻発化・激甚化する中、我が国の防災力を高める上で、各界各層の皆様方の取組は欠かせず、国民一人ひとりの防災力を高めていくため、今後とも、なお一層の御協力を賜りたい。」と本会議に寄せる期待を述べた。

続いて、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」などの活動報告等があり、日本労働組合総連合会及び全日本中学校長会から自助・共助による防災意識の向上に向けた取組が紹介された。



第7回防災推進国民会議の様子
(岸田内閣総理大臣出席)

1-3 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は「災害対策基本法」、防災基本計画及びその他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の向上を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和3年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和3年度総合防災訓練大綱」（令和3年5月25日中央防災会議決定）に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

令和3年9月1日の「防災の日」に、地震発生直後を想定した政府本部運営訓練を新型コロナウイルス感染症対策に配慮して行った。まず、菅内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚が徒歩で官邸や各府省庁に参集し、緊急災害対策本部会議の運営訓練をオンラインで実施した。同会議では、山中横浜市長とのテレビ会議を通じた被害状況や支援要請の把握、各閣僚からの被害・対応状況の報告、人命第一での対応方針の確認や政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を行うなど、地方公共団体等と連携しながら、地震発生直後の応急対策の実施体制の確保、手順確認等を実施した。また、同会議の一部を報道機関へ公開した。会議終了後には、菅内閣総理大臣（当時）が記者会見を行い、NHK中継を通じて国民へ命を守る行動をとるよう呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を含めた避難所運営の支援等、政府の初動対応について発信を行った。

(2) 九都県市合同防災訓練と連携した訓練

令和3年11月7日に神奈川県横浜市を主会場とする九都県市合同防災訓練が行われ、岸田内閣総理大臣や関係閣僚等が参加した。岸田内閣総理大臣は官邸からヘリコプターで同訓練会場に赴き、警察、消防、自衛隊が実施する救出救助訓練、水消火器による初期消火訓練、段ボールベッドや電源としての電気自動車の展示等の避難所運営訓練等を視察・体験した。



政府本部運営訓練（オンライン）
（出典：首相官邸ホームページ）



九都県市合同防災訓練で消火訓練に参加する
岸田内閣総理大臣
（出典：首相官邸ホームページ）

(3) 政府図上訓練

令和3年6月に南海トラフ地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。本訓練においては、関係府省庁職員及び南海トラフ地震防災対策推進地域内の地方公共団体職員等が参加し、オンラインで物資調達・輸送調整等支援システムを活用した支援物資の要請及び配分等を実践しながら実施した。

令和4年3月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を緊急災害現地対策本部運営訓練（東京）と連携しつつ実施した。本訓練においては、関係府省庁職員や東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、神奈川県の職員が参加し、訓練における新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインを活用した上で、関係機関との連携を要する課題について討議する討議型訓練を実施した。



南海トラフ地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



首都直下地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練

地域ブロック毎の訓練では、被災が想定される都府県等と連携し、南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。四国及び九州においては、令和3年12月に現地に参集した上で、実際の災害に近い状況を模擬した状況付与型訓練と災害発生時に関係機関の連携を要する課題について討議する討議型訓練を実施した。なお、近畿及び中部においては、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、現地に参集せず、令和4年2月にオンラインを活用した討議型訓練のみを実施した。



緊急災害現地対策本部運営訓練（四国）にオンラインで参加する大野内閣府副大臣



南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練（九州）

これらの訓練によって、関係府省庁職員の知識・練度の向上や関係機関との連携を強化するとともに、これらの訓練を踏まえ、諸計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性の検証を行った。

1-4 津波防災に係る取組

11月5日は「稲むらの火」の物語に由来する「津波防災の日」であり、国連総会で制定された「世界津波の日」でもある。津波は迅速かつ適切な避難により人的被害を相当程度軽減できる災害であることから、津波の特性や適切な対応について理解し、適切に行動できることが特に重要となる。このため、11月5日及びその前後には、内閣府や関係省庁、地方公共団体、民間企業等により津波防災の意識向上に資する取組が各地で行われている。

(1) 津波避難訓練

令和3年度は「津波防災の日（11月5日）」の前後の期間において、全国各地で国（10府省庁）、地方公共団体（123団体）、民間企業等（48団体）の主催する地震・津波防災訓練が実施され、約114万人が参加した。

内閣府では上記の期間を中心に地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練の企画・実施等の取組支援を全国9ヶ所（北海道木古内町、鹿部町、福島県いわき市、千葉県館山市、富津市、高知県高知市、四万十町、福岡県豊前市及び鹿児島県志布志市）で行った。これらの訓練では、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に最寄りの避難場所等へ避難する訓練（避難訓練）のほか、地域ごとの防災計画等に応じて、安否確認、避難所開設・運営訓練等を行うとともに、地域の被害想定や地理的条件等を考慮した避難計画作成学習会や講演会等を開催し、訓練や学習会等合わせて延べ25回実施、計約3千人の地域住民等が参加した。



我が身を守る訓練
（北海道鹿部町）



高台への避難訓練
（鹿児島県志布志市）



防災に関する講演会
(千葉県館山市)



避難計画作成学習会
(福島県いわき市)

(2) 普及啓発活動

① 津波防災の普及啓発活動

「津波防災の日」及び「世界津波の日」について周知し、津波防災への認識や取組を促進するため、令和3年度は全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットにおけるレジ・ディスプレイ画像の表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和3年度の津波防災啓発ポスター

② 令和3年度「津波防災の日」スペシャルイベントの実施

11月5日の「津波防災の日」及び「世界津波の日」当日には、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催によって、「津波防災の日」スペシャルイベントを岩手県釜石市において、現地とオンライン配信より開催した。

同イベントでは、最初に二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が、津波被害の教訓を忘れないために、東日本大震災の発生から10年という節目の年に釜石市で同イベントを開催することの意義を述べた。

次に第1部の基調講演では、今村東北大学災害科学国際研究所所長から、発災から10年を経た東日本大震災の経験と教訓を振り返るとともに、不確実な事象が発生する現代社会における気候変動や新型コロナウイルス感染症など新たなリスクへの対応方法について述べられた。

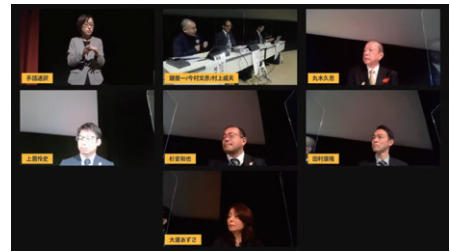
そして、第2部の「『誰一人として犠牲にならない津波防災』に向けて」をテーマとしたパネルディスカッションでは、地方公共団体や研究者、NPO、自治会など様々な主体や視点から津波防災に取り組む5名の登壇者による活動の紹介と意見交換が行われた。

同イベントのアーカイブ動画を「津波防災特設サイト」において公開している。

(参照：<https://tsunamibousai.jp/>)



二之湯内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶（ビデオメッセージ）



「津波防災の日」スペシャルイベントの様子

1-5 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、共助と公助をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

令和3年4月1日現在、37都道府県140市区町村の2,030地区で地区防災計画が地域防災計画に定められ、さらに47都道府県310市区町村の5,181地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われている。制度創設から8年が経過し、地区防災計画が更に浸透していくことが期待される（[図表1-5-1](#)、[図表1-5-2](#)）。

図表 1-5-1 地域防災計画に定められた地区防災計画の状況について（令和3年4月1日現在）

◆地域防災計画に反映済み：37都道府県、140市区町村、2,030地区
（R2年度に新たに反映された計画 316地区）

※調査対象：市区町村
 ※R3.4.1時点の集計値
（R4.4.1更新）

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	9	39	石川県	1	1	岡山県	3	3
青森県	0	0	福井県	0	0	広島県	0	0
岩手県	4	32	山梨県	5	529	山口県	1	7
宮城県	1	11	長野県	11	163	徳島県	0	0
秋田県	2	16	岐阜県	4	16	香川県	4	21
山形県	1	38	静岡県	6	23	愛媛県	4	32
福島県	2	3	愛知県	8	12	高知県	3	42
茨城県	6	82	三重県	3	14	福岡県	2	18
栃木県	4	5	滋賀県	0	0	佐賀県	0	0
群馬県	1	16	京都府	2	41	長崎県	1	9
埼玉県	6	28	大阪府	2	11	熊本県	6	158
千葉県	1	2	兵庫県	3	133	大分県	0	0
東京都	11	168	奈良県	2	5	宮崎県	1	1
神奈川県	5	284	和歌山県	0	0	鹿児島県	10	39
新潟県	3	22	鳥取県	1	4	沖縄県	0	0
富山県	1	2	島根県	0	0	合計	140	2,030

出典：内閣府資料

図表 1-5-2 地区防災計画の策定に向けた活動の状況について（令和3年4月1日現在）

◆地区防災計画の策定に向けて活動中^(注)：47都道府県、310市区町村、5,181地区
（注）市区町村に提案済みだが地域防災計画には未反映分を含む（R2年度に新たに活動開始した地区 1,143地区）

※調査対象：市区町村
 ※R3.4.1時点の集計値
（R4.4.1更新）

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	8	67	石川県	5	140	岡山県	6	101
青森県	3	59	福井県	16	806	広島県	4	120
岩手県	6	36	山梨県	13	93	山口県	4	107
宮城県	7	372	長野県	13	66	徳島県	4	16
秋田県	2	2	岐阜県	8	86	香川県	9	24
山形県	2	87	静岡県	4	123	愛媛県	7	66
福島県	7	24	愛知県	10	32	高知県	3	60
茨城県	8	30	三重県	10	79	福岡県	7	72
栃木県	21	59	滋賀県	7	170	佐賀県	1	2
群馬県	6	33	京都府	6	17	長崎県	2	177
埼玉県	9	149	大阪府	10	354	熊本県	10	369
千葉県	2	6	兵庫県	12	372	大分県	2	367
東京都	8	75	奈良県	5	7	宮崎県	5	23
神奈川県	3	22	和歌山県	1	1	鹿児島県	12	99
新潟県	5	165	鳥取県	3	10	沖縄県	5	7
富山県	5	11	島根県	4	18	合計	310	5,181

出典：内閣府資料

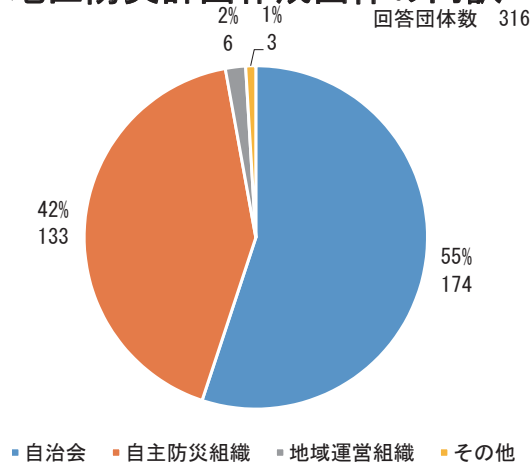
（1）地区防災計画の動向

内閣府において、令和2年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画56市区町村316地区の事例等进行分析したところ、以下のような特徴がみられた（図表1-5-3～図表1-5-6）。

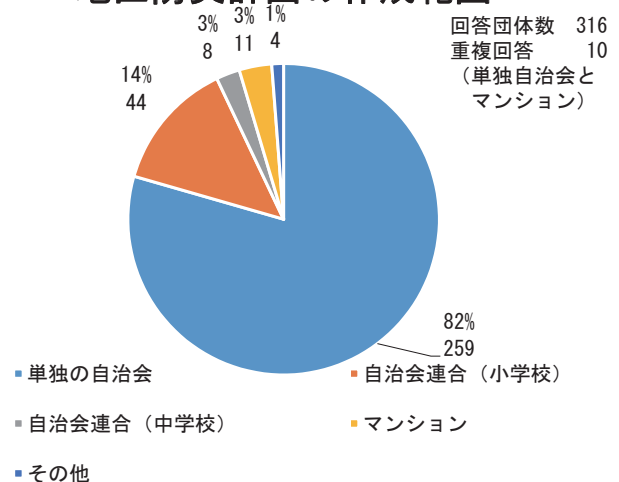
- ① 地区防災計画の作成主体は、55%が自治会、42%が自主防災組織であった。
- ② 計画の範囲は単独の自治会が82%、小学校区程度が14%であった。地区内の人口については、66%が500人以下、77%が1,000人以下の人口であった。一方で、20,000人を超える人口の地区も見られた。
- ③ 地区防災計画策定のきっかけとして、86%の地区に関する回答が「行政の働きかけ」であった。このことから、地区防災計画の策定には、行政による後押しが重要であると考えられる。
- ④ 計画内容について、「対象範囲」「基本方針」「地区の災害リスク」といった基本的な情報の他に、「情報収集・伝達方法」「発災時の組織・体制」「物資・資材の備蓄」「避難時の支援・誘導」「防災訓練」などが、多くの地区の計画内容に含まれていた。

図表 1-5-3 令和2年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成団体と作成範囲

地区防災計画作成団体の内訳



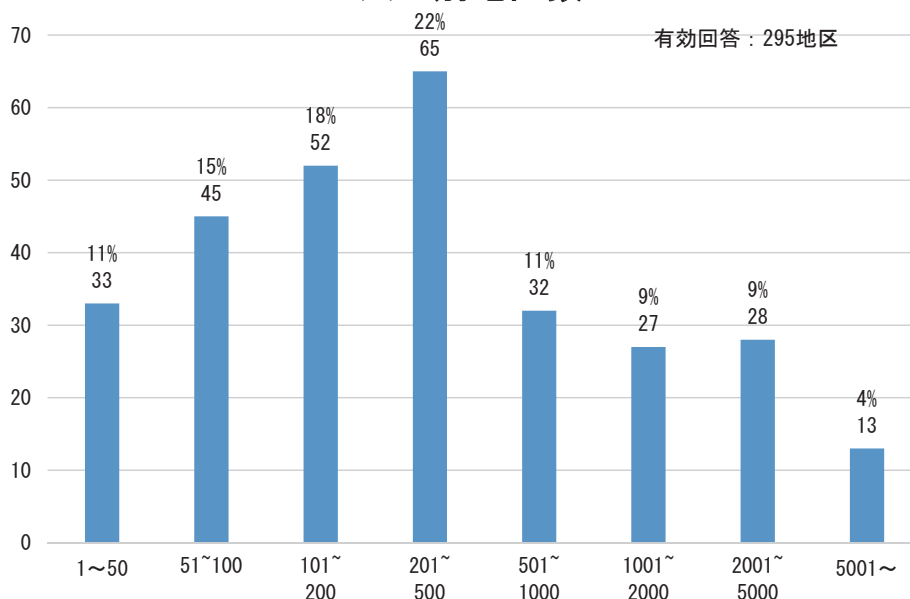
地区防災計画の作成範囲



出典：内閣府資料

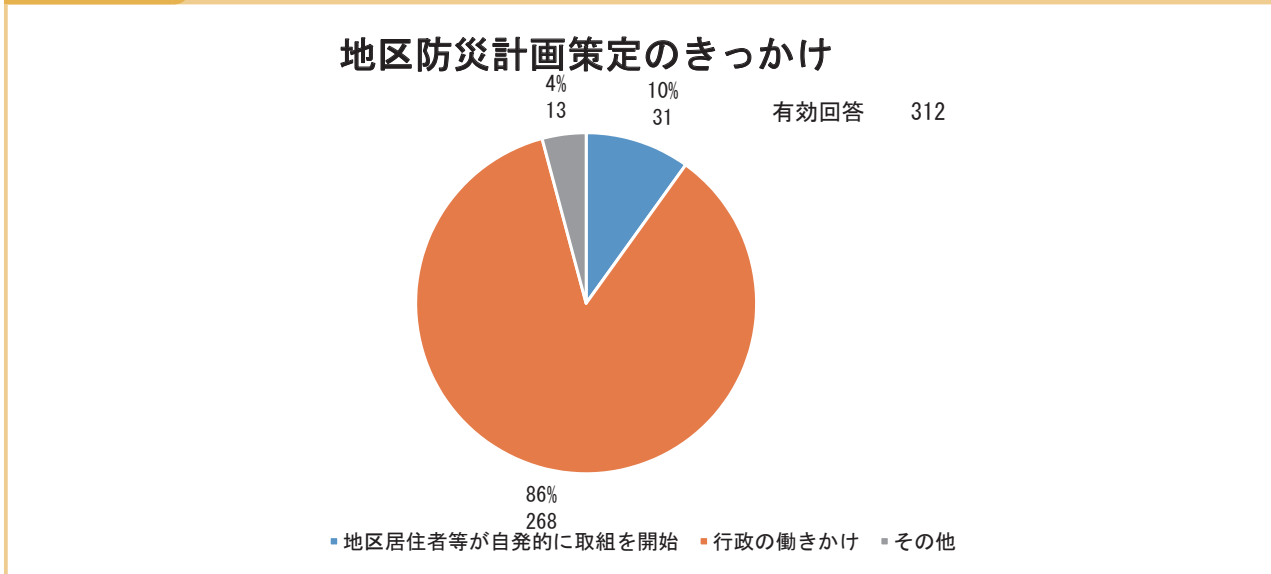
図表 1-5-4 令和2年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の人口別地区数

人口別地区数



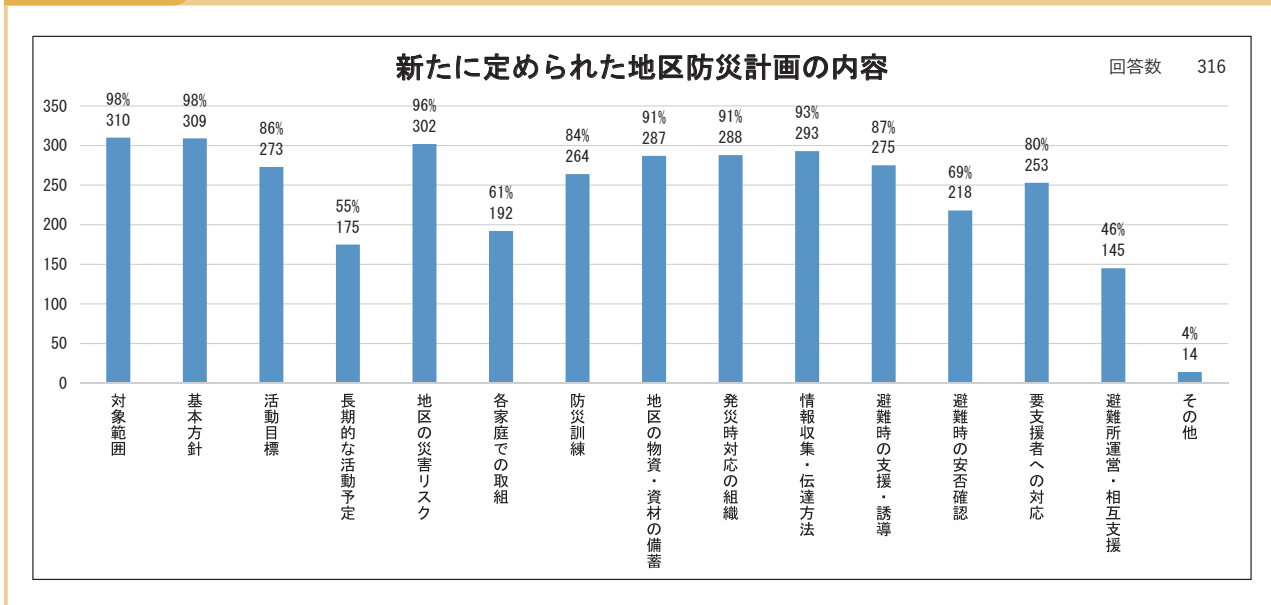
出典：内閣府資料

図表 1-5-5 令和2年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成のきっかけ



出典：内閣府資料

図表 1-5-6 令和2年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の内容



出典：内閣府資料

(2) 内閣府の取組

①地区防災計画フォーラム2022の開催

内閣府は、地区防災計画の事例や経験を共有することにより、地区防災計画の策定を促進するため、「地区防災計画2022フォーラム」を令和4年3月20日に開催した。本フォーラムでは、二之湯内閣府特命担当大臣（防災）の開会挨拶の後に、内閣府から地区防災計画の取組状況について説明をした。そして、「地区防災計画と個別避難計画の連携」をテーマに熊本県あさぎり町永山地区、愛媛県松山市高浜地区、兵庫県川西市清和台地区の3地区の代表者から、「多様な主体による地区防災計画の取組」をテーマに沖縄県北谷町美浜地区、神奈川県横須賀市よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア自主防災会、鳥取県若桜町わかさ氷ノ山地区の3地区の代表者から、それぞれの地区の取組が紹介され、その後、それぞれのテーマについて活発な意見交換が交わされた。本フォーラムのアーカイブ動画を公開した。

(参考：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/220411_forum.pdf)

②防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021「地区防災計画の更なる可能性を考える」セッション

令和3年11月6日、7日に開催した「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」において、地区防災計画に関するセッションをオンライン配信により開催した。

同セッションでは「地区防災計画の更なる可能性を考える」をテーマに、静岡県伊豆市土肥地区、札幌時計台ビル、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会において地区防災計画に取り組む3名の登壇者が“防災だけではない、他の視点も取り入れた計画づくり”や“住民以外の主体による計画づくり”について紹介し、意見交換を行った。本セッションのアーカイブ動画を公開している。

(参考：<https://bosai-kokutai.jp/>)

③地区防災計画の作成に関する基礎研修会

地区防災計画の作成に取り組む方々に向けて異なる立場の視点や取組を紹介することで、地区防災計画の作成及びその支援を推進するため、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会」を令和3年12月24日と令和4年1月12日の2回、オンライン配信により開催した。

同研修会では地区防災計画の作成支援に取り組む研究者、自治体の職員及びそれ以外の作成支援人材の方等がそれぞれの立場における経験について述べた後、参加者からの質問に回答した。この2回の研修会についてアーカイブ動画を公開した。

(参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/220202_kenshu-movie.pdf)

④地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防' z（ちくぼうず）」の活動支援

「地区防' z」とは地区防災計画の作成支援に取り組む自治体職員が、日常的に計画作成時の課題等についての情報交換や経験の共有を行うためのプラットフォームである。令和4年2月21日と3月1日には、地区防' zのメンバーを中心とする自治体職員を対象にした「地区防' z オンラインミーティング」をオンラインで開催し、自治体職員同士で地区防災計画の取組支援に関する意見交換や相談などを行った。

⑤地区防災計画ライブラリの更新

地区防災計画の策定に向けた活動を促進するため、これから地区防災計画の策定を目指す方々や既に策定された地区防災計画の更なる改善を目指す方々に向けて、地域防災計画に定められた地区防災計画の事例を地域別・テーマ別に一覧できるライブラリを、平成31年4月に内閣府のホームページにおいて構築し、公開した。内閣府では、同ライブラリの情報の更新、追加を継続して行っている。

(参考：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>)

1-6 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他多様な団体が被災地に向けつけ、きめ細かな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティア・NPO等による被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有、活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

(1) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の推進

内閣府が令和4年1月に実施した「令和3年度 多様な被災者支援主体間の連携・協働に関する調査」によると、全42都道府県において、災害時に情報共有など連携ができる体制が整備されている

ことが確認できた。しかし、連携体制は整えられているものの、都道府県によって連携の状況は様々であり、災害時の被災者支援活動における行政・ボランティア・NPO等の役割の整理が必要であること、特に行政の役割について、行政内部で十分に整理、理解されていないことが課題であると都道府県が感じていることが本調査を通じて分かった。

(2) 防災とボランティアのつどい

令和4年2月6日、内閣府が主催する「防災とボランティアのつどい～能登半島地震・新潟県中越沖地震からボランティアの連携・協働を考える～」がオンラインで開催された。第1部では、「当時のボランティア活動の連携・協働を振り返る」をテーマとして、令和4年で15年を迎える「能登半島地震」「新潟県中越沖地震」の被災地において生み出された連携、協働の取組について、石川県、新潟県それぞれで尽力された方々によるパネルディスカッションを行った。

また、第2部では、「[新潟県中越地震][新潟県中越沖地震]以降のボランティア活動の連携・協働」をテーマに、平成16年新潟県中越地震や平成19年新潟県中越沖地震を経て、新潟県内でどのような連携・協働がされているのか、そして現在の全国的な連携・協働の状況について、行政、社会福祉協議会、NPOがパネルディスカッションを行った。

防災とボランティアのつどい



第1部の様子



第2部の様子

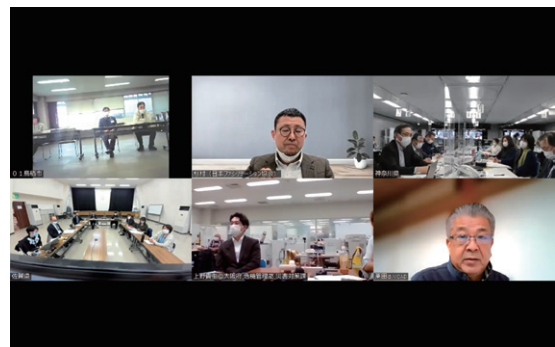
(3) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携促進のための研修会

災害時に行政・ボランティア・NPO等の連携・協働が円滑に行われるためには、平時から研修等を通じて交流や相互理解を図っておくことが必要である。内閣府では、行政、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター関係者、NPO等が顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深めるため、研修会を実施している。

令和3年度は、これまで全国各地で連携体制の構築が進んできた現状を踏まえ、「多様な主体間における連携促進のための研修会」を、受講対象を三層に分けて実施した。「基礎研修」はオンライン配信とし、34都道府県から約250人が受講した。「連携関係づくり研修」は、3県が受講し、それぞれの会場で行政、社会福祉協議会、NPO等から20人前後が参加した（新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の参加者はオンライン参加）。「中核人材育成研修」は、3府県が受講し、3回にわたる研修会を行った。それぞれの会場で行政、社会福祉協議会、NPO等から20人前後が参加した（新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の参加者はオンライン参加）。同研修会は、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携・協働の必要性を理解し、地域内で連携・協働体制の構築、活動の活性化を図ることを目的として開催された。研修では、すでに連携・協働体制の構築に取り組んでいる地方公共団体や社会福祉協議会、NPO（中間支援組織を含む）等が、災害時における多様な主体の連携・協働の必要性をテーマに講義を行った。また、「連携関係づくり研修」や「中核人材育成研修」では、参加自治体の状況に応じて、更なる連携・協働体制の構築を図るための演習を実施し、参加自治体同士の意見交換を行った。



多様な主体間における連携促進のための研修会（連携関係づくり研修）の様子



多様な主体間における連携促進のための研修会（中核人材研修）の様子

1-7 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策

夏季に自然災害が発生した場合、被災直後のインフラ障害や物資の不足等により、避難生活や片付け作業において熱中症のリスクが高まることが考えられる。このため、環境省・内閣府・消防庁・厚生労働省・気象庁が連携し、災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、令和3年3月に公表するとともに、同年6月に関係府省庁のルートを活用して地方公共団体へ周知した（[図表1-7-1](#)）。また、災害が発生した際は被災した地方公共団体に対して再度リーフレットを周知した。

図表 1-7-1 災害時の熱中症予防リーフレット

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

環境省
内閣府
消防庁
厚生労働省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…

- 暑さを避けましょう**
涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、子ども、障害者の方は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。
- のどが潤いていなくてもこまめに水分をとりましょう**
- 暑さに関する情報を確認しましょう**
身の周りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT)^(*)の確認を。「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開)も活用を。
- 屋外で人と2m以上離れているときはマスクをはずしましょう**
暑熱環境でのマスク着用は熱中症のリスクを高めます。新型コロナウイルス感染症予防と熱中症予防を両立させましょう。

避難生活における注意点

- 被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では**普段以上に体調管理**を心掛けましょう。
- 高齢者、子ども、障害者**の方は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車中は**日陰や風通しの良い場所**に駐車しましょう。専用の断熱シート等も活用しましょう。また、**乳幼児等を車の中で一人にさせない**ようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

- 作業開始前には必ず**体調を確認**し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。
- できるだけ**2人以上で作業**を行い、作業中は**お互いの体調を確認**するようにしましょう。
- 休憩・水分補給**は、一定時間毎にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の涼しい場所を確保しましょう。
- 暑い時間帯の作業は避け**ましょう。
- 汗をかいた時は塩分の補給**も。

※「暑さ指数 (WBGT)」気温・湿度・輻射 (ぶくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。

2. 熱中症が疑われるときには…

熱中症の応急処置

もし、あなたやまわりの人が熱中症にかかってしまったら…
落ち着いて、状況を確かめて対応しましょう。最初の判断が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか?
(めまい・失神・唇内傷・発汗の停止・大量の発汗・嘔吐・不快感・吐き気・めまい・昏倒・意識障害・意識障害がはげしい・手足の運動障害・高体温)

はい ↓ **救急車を呼ぶ**
救急車が到着するまでの間に応急処置を始めてください。呼びかけへの反応が薄い場合には無理に動かさず安静にさせてください。

いいえ ↓ **チェック2** 呼びかけに応えますか?
はい ↓ **涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす**
救急車が到着するまでの間に応急処置を始めてください。呼びかけへの反応が薄い場合には無理に動かさず安静にさせてください。

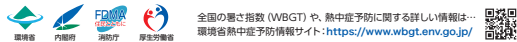
いいえ ↓ **チェック3** 水分を自力で摂取できますか?
はい ↓ **水分・塩分を補給する**
水のう等があれば、目、鼻の下、足のうら等を重点的に冷やしましょう。

いいえ ↓ **チェック4** 症状がよくなりましたか?
はい ↓ **そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅**しましょう。

いいえ ↓ **医師機関へ**
本人が離れたところの医療機関にいる人が付添って、長距離の状態を伝えましょう。

体温を効果的に下げるための方法の例

- 上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- 皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- 服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- 氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。



全国の暑さ指数 (WBGT) や、熱中症予防に関する詳しい情報は…
環境省熱中症予防情報サイト: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

【熱中症警戒アラート^(*)】は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。
※熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。 QRコード → 環境省

出典：環境省ホームページ

(参照: https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20210315_heatillness_leaflet_saigai.pdf)

1-8 事業継続体制の構築

(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

国の行政機関である中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、中央省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年3月には、「首都直下地震対策特別措置法 (平成25年法律第88号)」に基づき「政府業務継続計画 (首都直下地震対策)」(以下「政府業務継続計画」という。)が閣議決定されたことを受け、中央省庁はこれまでの業務継続計画について見直しを行った。

内閣府においては、毎年度、政府業務継続計画に基づき、省庁業務継続計画の実効性向上のため、有識者等による評価や各省庁と連携した訓練等を行っており、これを受けて中央省庁は必要に応じ省庁業務継続計画の見直しや取組の改善等を行っている。

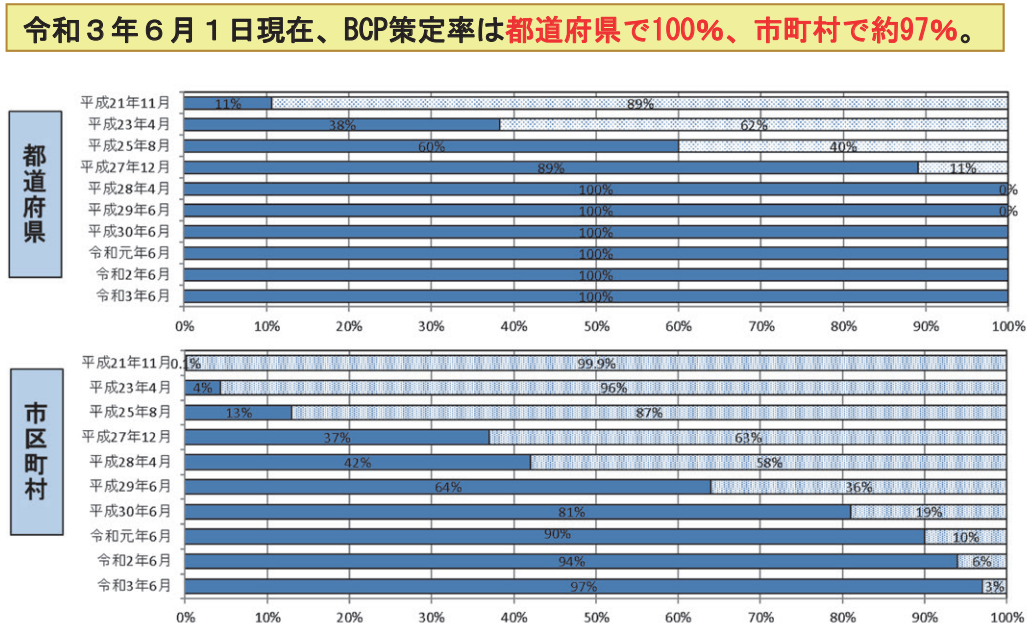
また内閣府では、省庁業務継続計画の取組や見直しの支援を目的として、平成28年4月に「中央省庁業務継続ガイドライン」(以下本項において「ガイドライン」という。)(第2版)を策定したところであるが、最近の社会情勢の変化や新たに判明した課題等に対応するため、ガイドラインの見直しを行い、令和4年4月にガイドライン (第3版)を策定した。

政府としては、このような取組を通じて、首都直下地震発生時においても業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県で平成28年度に100%に達し、市町村では令和3年6月時点で前年比3%増となる約97%となっている（図表1-8-1）。

図表1-8-1 地方公共団体における業務継続計画の策定率



出典：平成21年11月：地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府防災及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月：地方自治情報管理概要（平成24年3月総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月：大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率速報値（総務省消防庁調査）
 平成27年12月：地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）
 平成28年4月、平成29年6月、平成30年6月、令和元年6月、令和2年6月、令和3年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

内閣府では、市町村に対して業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、平成28年2月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。

また、大規模災害が発生した場合、被災した市町村が膨大な災害対応業務に単独で対応することは困難な状況となる。このため、業務継続体制を構築する上で、地方公共団体においては、業務継続計画とともに、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの支援を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する必要がある。内閣府では、専任の防災職員がいないなど防災体制面に不安を抱えている市町村においても、受援体制の整備について理解し、なるべく負担を少なく受援計画を作成できるよう、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を策定し、令和3年6月に内容拡充の改訂を行った。

さらに、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援するため、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催している。

これらの取組を通じて、業務継続計画の策定のほか、策定した業務継続計画における重要6要素^{*}や受援体制の整備など、引き続き、総務省・消防庁とも連携し、地方公共団体における業務継続体制

の構築を支援していく。

※重要6要素（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

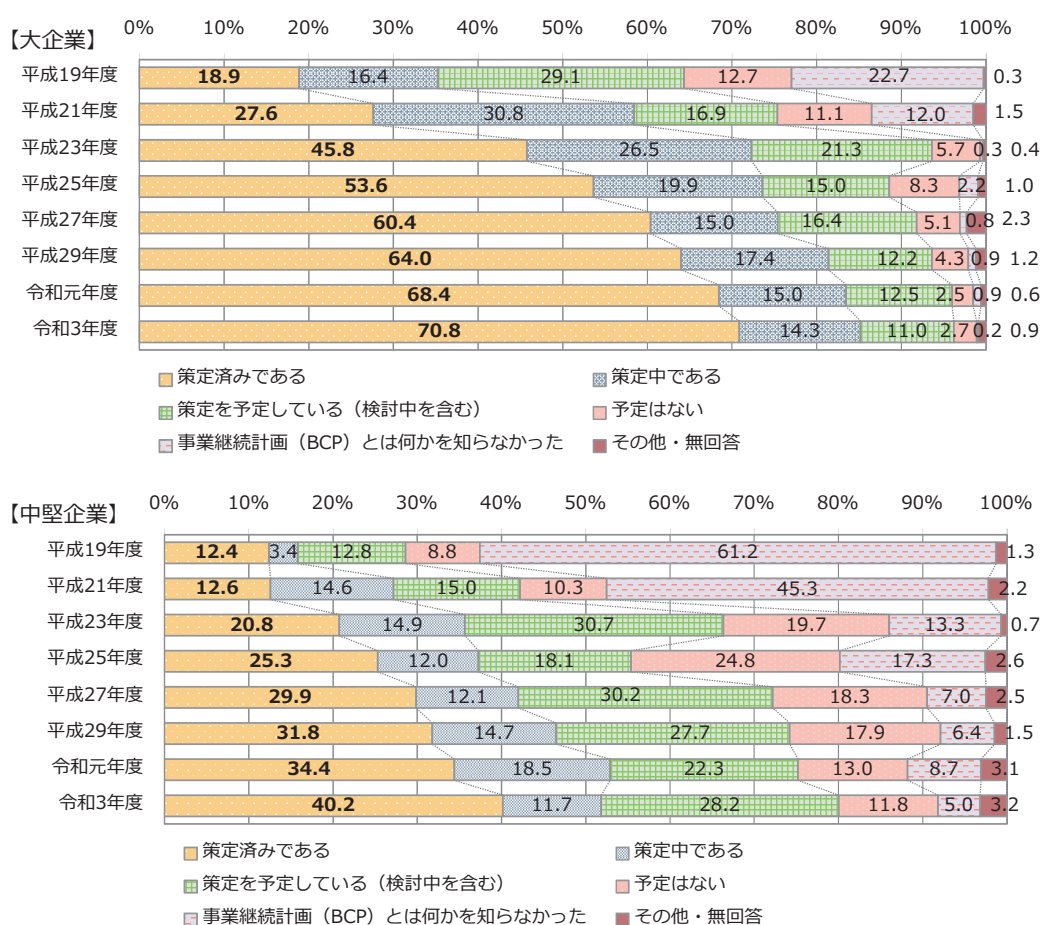
〈1〉首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、〈2〉本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、〈3〉（職員が業務を遂行するための）電気・水・食料等の確保、〈4〉災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、〈5〉重要な行政データのバックアップ、〈6〉非常時優先業務の整理

（3）民間企業の事業継続体制の構築状況

内閣府では、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、平成17年に「事業継続ガイドライン」を策定し、平成25年には事業継続における平常時からのマネジメント（Business Continuity Management（BCM））の考え方を盛り込むなど、社会情勢の変化等を踏まえた改定を行ってきた。令和3年4月には改定版として「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」を公表し、その普及を進めるとともに、ガイドラインに沿ったBCPの策定を推奨している。

また、内閣府では、BCPの策定率を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度おきに継続して実践しており、令和4年1月に実施した「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」では、BCPを策定した企業は大企業70.8%（前回調査（令和2年1月）は68.4%）、中堅企業40.2%（前回調査は34.4%）と、ともに増加しており、策定中を含めると大企業は約85%、中堅企業は約52%となっている（図表1-8-2、図表1-8-3）。

図表1-8-2 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

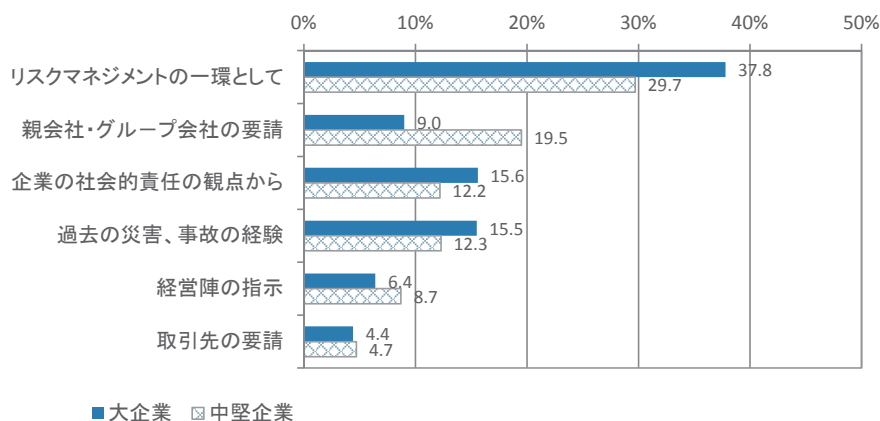
図表 1-8-3 企業調査（令和3年度）のアンケートの回収状況

		全体	大企業 (資本金10億円以上かつ 常用雇用者数50人超等)	中堅企業 (10億円未満かつ 常用雇用者数50人超等)	その他企業 (資本金1億円超かつ 大・中堅企業以外)	
全体	企業数	1,839	608	607	624	
	BCP策定率	45.7%	70.8%	40.2%	41.9%	
被災の有無	被災あり	企業数	1058	421	355	282
		BCP策定率	47.7%	70.9%	38.9%	44.2%
	被災なし	企業数	772	185	247	340
		BCP策定率	43.6%	70.2%	41.2%	40.5%

出典：「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

また、BCPの策定割合以外の主な調査結果は以下のとおりである（図表1-8-4～図表1-8-6）。

図表 1-8-4 【BCPを策定（予定）した最も大きなきっかけの回答状況】

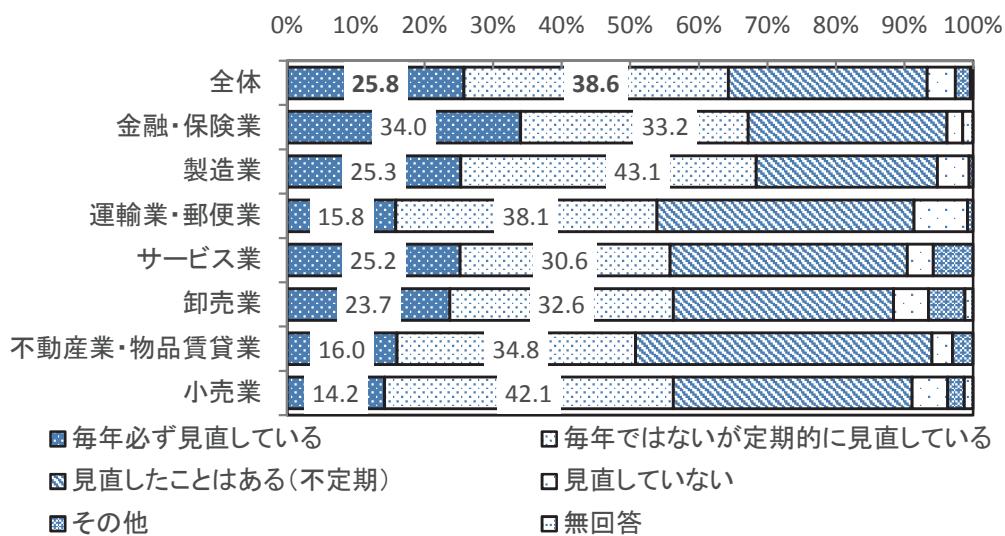


n：大企業585、中堅企業492

対象：事業継続計画（BCP）を策定済み、策定中又は策定を予定している企業。上位の回答を抜粋

出典：「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

図表 1-8-5 【BCPの見直しについての回答状況】

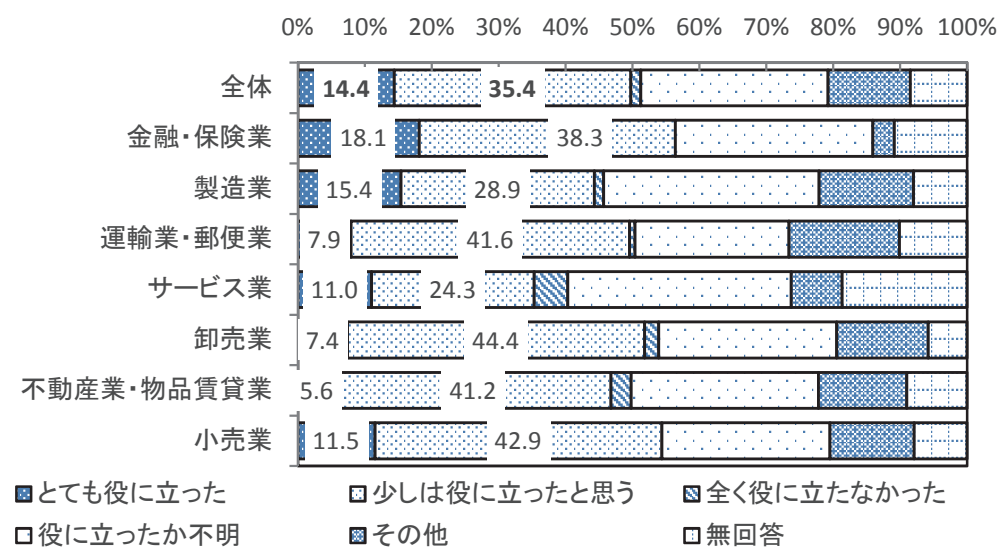


n : 954

対象：事業継続計画（BCP）を策定済みの企業。業種別は、回答数が多い業種のみ

出典：「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

図表 1-8-6 【被災時にBCPが役に立ったかについての回答状況】



n : 954

対象：事業継続計画（BCP）を策定済みの企業。業種別は、回答数が多い業種のみ

出典：「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

1-9 産業界との連携

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年3月23日に「防災経済コンソーシアム」が設立された（図表1-9-1）。

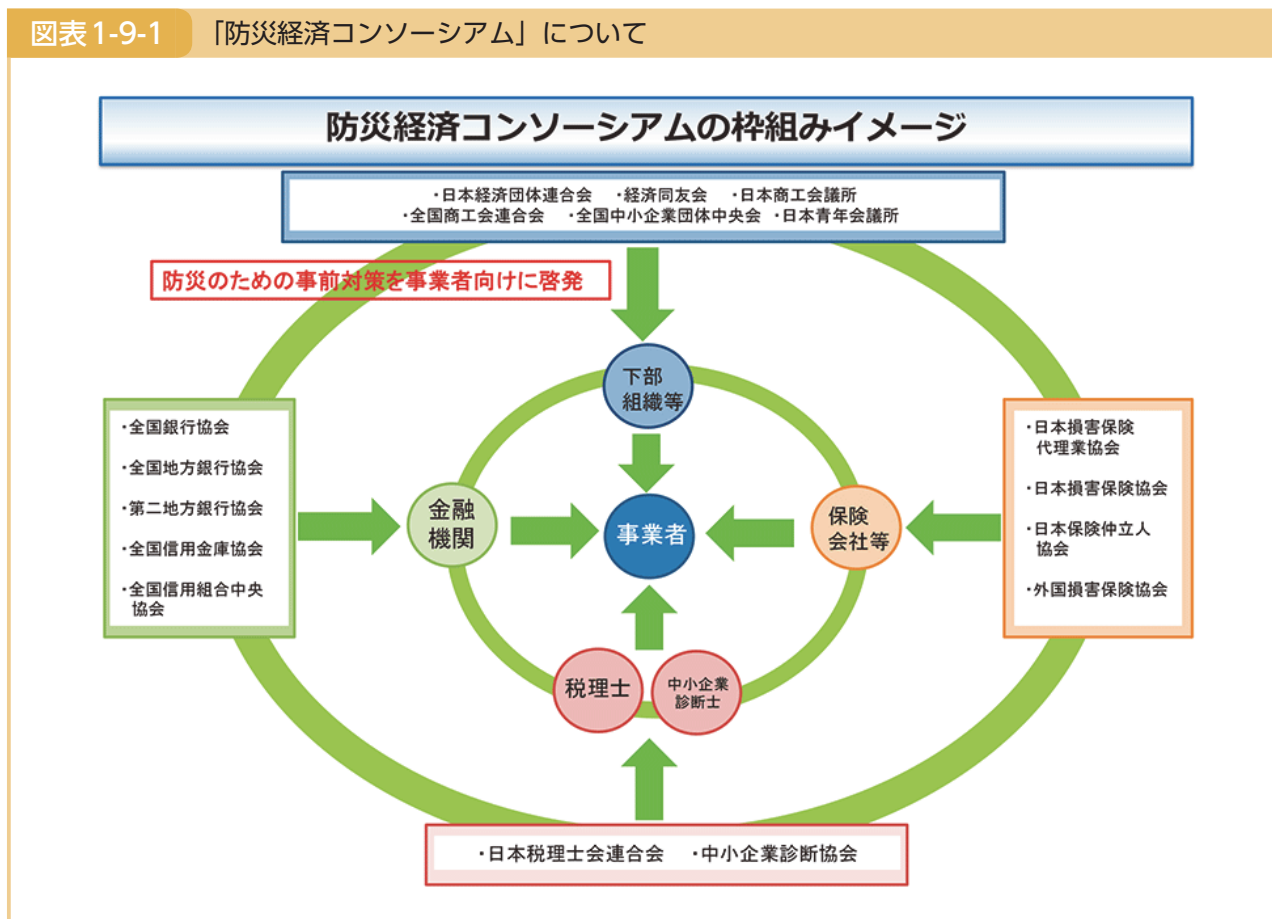
内閣府では、こうした産業界の取組が官民一体で促進されていくよう、情報交換を行うなど、適宜支援を行っている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）

この「防災経済コンソーシアム」では、事業者の災害への事前の備えに向けた事業者共通の理念として、「防災経済行動原則」（図表1-9-2）を策定している。

令和3年度は、17団体のメンバーが主に当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発する活動を行った。メンバー間の意見交換に加え、行政の各機関からの防災に関する情報提供や有識者による講演も含め、3回の事務部会が開催された。

図表1-9-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

図表 1-9-2 「防災経済行動原則」について

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（１）～（４）の事前の備えを行うことが重要である。

- （１）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- （２）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、BCP対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- （３）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- （４）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】の（１）～（４）の実現を図るために必要な推進を図る。
2. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
3. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

出典：内閣府ホームページ

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>)

1-10 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等の様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和4年2月末現在、62学協会（正会員59学会、特別会員3協会）が同連携体に参加している。

同連携体は、令和3年8月に第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、「激化する気象災害への備え」をテーマに、中央省庁と学術界の双方からそれぞれの取組を発表した。また、令和3年11月には日本学術会議主催フォーラム・第12回防災学術連携シンポジウムとして「防災教育と災害伝承」、防災学術連携体・特別シンポジウムとして「防災教育と災害伝承への多様な視点—東日本大震災から10年を経て—」をそれぞれオンライン開催し、東日本大震災後の10年間の経験と教育を踏まえ、今後の防災教育と災害伝承に関する取組について発表した。

日本学術会議 防災減災学術連携委員会(防災学術連携体との連携開催)
第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」
激化する気象災害への備え

日時 2021年8月3日(火) 13:00~16:00
会場: 日本学術会議よりオンライン開催(zoom)

地球温暖化の影響などで気象現象は近年激化しており、今後もその傾向は続く
と予想されています。従来の想定よりも激しい豪雨・暴風や高潮などの気象外
乱に対して、どう備えれば良いのかを考えるため、関係府省庁と関係学会との
情報交換を行います。政府と学会との今後の連携のあり方も議論します。



安全工学学会	日本看護学会協議会	日本地震学会
経済学総合科学研究会協議会	日本機械学会	日本地質工学会
経済学大学経済学協会	日本気象学会	日本地学学会
気象情報・防災工学会	日本数学会	日本経済情報高度化学会
計測自動制御学会	日本計画法学会	日本社会学会
ことば学術学会	日本建築学会	日本造園学会
防犯学学会	日本電子学会	日本農林学会
日本文化学会	日本建築師学会	日本経済学学会
石炭学会	日本公衆衛生学会	日本地球惑星科学学会
システム工学学会	日本地質学連合会	日本地質学連合会
建築工学会	日本学術会議	日本地質学連合会
地質学学会	SCIENCE COUNCIL OF JAPAN	日本地質学連合会
地質学学会	日本学術会議	日本地質学連合会
土木学会	日本気象学会	日本地質学連合会
日本安全教育学会	日本コンクリート学会	日本地質学連合会
日本応用地質学会	日本建築学会	日本地質学連合会
日本海洋学学会	日本災害看護学会	日本地質学連合会
日本火山学会	日本災害看護学会	日本地質学連合会
日本農工学会	日本自然災害学会	日本地質学連合会
日本法政学会	日本森林学会	日本地質学連合会
	農業経営学連合会	

第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」 記念撮影

1-11 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

大規模災害の発生は全ての人の生活を脅かすが、中でも人口の51.4%は女性であり（総務省「人口推計」、令和3年8月1日現在）、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠である。こうした認識の下、政府は第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）^{*}や防災基本計画等に基づき、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進めている。

令和3年の防災基本計画の修正に当たっては、地方公共団体が地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことや、市町村が避難所における性暴力やDVの発生を防止すること等が新たに盛り込まれた。国においても、中央防災会議の委員について委員（閣僚を除く）に占める女性を1名から3名に増やした。

また、地方公共団体が女性の視点からの災害対応の取組を進める際に参照できるよう、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月作成。以下本項において「ガイドライン」という。）の更なる周知と活用徹底に向けて、令和3年5月に「実践的学習プログラム」を作成した。同プログラムは地方公共団体の職員が、ガイドラインの内容をより深く理解し、女性の視点に立った災害対応の取組を企画立案・実行することを目的としており、研修やイベント等の様々な機会に利用できるよう座学・動画教材を提供している。

（参照：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/program/index.html>）

災害発生時の対応において男女共同参画の視点を取り入れるため、内閣府男女共同参画局長が、令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部及び令和3年8月の大雨特定災害対策本部の本部員に初めて任命^{*}されるとともに、同会議に出席した。また、7月に静岡県熱海市で発生した土砂災害では、同局の職員を現地に派遣し、避難所の状況を確認するなど男女共同参画の視点からの災害対応に取り組んだ。さらに、第5次男女共同参画基本計画に掲げる「男女共同参画センターが災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援を促す」ため、「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の運用を開始した。

（参照：<https://saigai-network.j-kaikan.jp/>）

※内閣府男女共同参画局長が、政府の災害対策本部の本部員に任命されたのは、令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部が初めて。

内閣府では、災害対応においては行政だけでなく民間の力も不可欠であるとの認識の下、地域で女性が防災リーダーとして活躍するための取組事例・ノウハウ集の作成を進めるなど、行政と民間との連携強化にも取り組んでいる。今後とも、防災・復興の意思決定過程や防災の現場に女性が主体的に参画し、男女共同参画の視点に立った災害対応が全国各地に浸透するよう取り組む。

※第5次男女共同参画基本計画において掲げる主な取組：

- ・ 平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。
- ・ 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。(図表1-11-1、図表1-11-2)
- ・ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行う。
- ・ ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップして「見える化」する。

(参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf)

図表1-11-1 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

都道府県	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	
徳島県	81	39	48.1	20%以上 7団体
鳥取県	67	27	40.3	
島根県	72	29	40.3	
佐賀県	70	19	27.1	
茨城県	52	14	26.9	
滋賀県	62	16	25.8	
京都府	66	14	21.2	
岐阜県	61	12	19.7	15%以上～20%未満 14団体
千葉県	52	10	19.2	
長野県	80	15	18.8	
福島県	54	10	18.5	
宮城県	60	11	18.3	
新潟県	77	14	18.2	
沖縄県	55	10	18.2	
栃木県	56	10	17.9	
富山県	67	12	17.9	
岩手県	77	13	16.9	
長崎県	68	11	16.2	
鹿児島県	63	10	15.9	
埼玉県	73	11	15.1	
香川県	60	9	15.0	
群馬県	48	7	14.6	10%以上～15%未満 17団体
熊本県	57	8	14.0	
岡山県	59	8	13.6	
和歌山県	55	7	12.7	
宮崎県	55	7	12.7	
福井県	56	7	12.5	
三重県	64	8	12.5	
兵庫県	56	7	12.5	
神奈川県	57	7	12.3	
宮城県	59	7	11.9	
山口県	60	7	11.7	
愛媛県	60	7	11.7	
大阪府	61	7	11.5	
東京都	74	8	10.8	
高知県	59	6	10.2	
山形県	60	6	10.0	
奈良県	60	6	10.0	
福岡県	61	6	9.8	
大分県	59	5	8.5	
石川県	70	5	7.1	
静岡県	60	4	6.7	
秋田県	61	4	6.6	
北海道	98	4	5.9	
愛知県	89	4	5.8	
広島県	59	3	5.1	
山梨県	64	3	4.7	
合	2944	474	16.1	

(備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2021年度)。
 2.調査時点は原則として2021年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。
 3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 4.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

出典：内閣府資料

図表 1-11-2 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2021年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	328 (2021年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	9.3% (2021年)	15%（早期）、 更に30%を目指す（2025年）

出典：「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）より作成

【コラム】

防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021 「集まれ！防災女性職員とその応援団」

令和3年11月7日、岩手県釜石市で開催された「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021」で、内閣府男女共同参画局は初めてセッションの一つを主催（オンライン配信）した。

「集まれ！防災女性職員とその応援団」と題したセッションの目的の一つは防災女性職員同士が「つながる」こと。災害対応では、地方公共団体の役割が大変重要であり、各団体で男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠である。そのための具体的な取組の一つが「防災部局に女性職員を配置すること」であるが、現状では防災部局の女性職員は少数派であり、組織で意見を言いづらい、災害対応での悩みを相談しづらい等、女性職員が所属内で孤独を感じることも多いという声が聞かれる。そこで、防災に関わる女性職員が日頃の業務や実際の災害対応で感じた疑問や悩みをざっくばらんに話し、一緒に解決方法を考えるためのワークショップを実施した。

もう一つの目的は行政と民間が「つながる」こと。災害対応においても民間との連携が重要であることを踏まえ、地域で防災に携わる方々に「応援団」として参加いただき、平常時から行政と民間がつながるための事例紹介等を行った。

セッション当日は、国や地方公共団体で防災や男女共同参画に関わる部局の女性職員のほか、地域の防災リーダーや防災士等、約100人が参加した。共催団体の「よんなな防災会女子部」と「オンライン市役所デザイン部図解・グラレコ課」の協力の下、災害対応業務を行った市役所職員の体験に基づく事例紹介、女性の視点を踏まえた災害対応に関する内閣府からの情報提供に続き、3つのテーマに分かれてワークショップを行った。

テーマ1「防災×行政女性職員」のワークショップでは、防災部局に女性が少ないことによる悩み等が話し合わせ、参加者からは同じ立場で頑張っている仲間がいて心強いとの感想もあった。「防災と子育て・介護」を扱ったテーマ2のワークショップでは、自衛隊の「緊急登庁支援制度」の紹介や災害対応業務での困り事が共有され、介護や子育てを担う職員への配慮の必要性に関して声を上げることの大切さについて認識が高まった。テーマ3「防災と男女共同参画・福祉」では、地域の調整役としての行政職員の役割を踏まえ、様々な関係者との対話を通じて連携していくことが、地域の困り事の解決には重要であるとの話がなされた。

セッションの開催を通じて、防災女性職員同士、そして行政と地域の防災リーダーとのつながりを広げていくことの重要性が共有された。

セッションの詳細はこちら：

<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2021/202112/202112.html>



第2節

防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、「災害対策基本法」第34条第1項に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>)

令和3年5月には、「災害対策基本法」の改正等を踏まえ、防災基本計画の修正を行った(図表2-1-1)。

具体的には、非常災害対策本部長を内閣総理大臣とする等の災害対策本部の見直しや、避難勧告と避難指示の避難指示への一本化、個別避難計画の作成の努力義務化等の内容を反映している。

このほか、昨今の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害対応で得られた知見に基づき、避難所における感染症対策や、パーティション等の備蓄の促進等を盛り込んだほか、女性の視点を踏まえた防災対策の推進など、防災に関する最近の施策の進展等を踏まえた修正を行っている。

図表2-1-1 防災基本計画修正(令和3年5月)の概要

防災基本計画修正(令和3年5月)の概要	
■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。	
主な修正項目	
災害対策基本法の改正を踏まえた修正	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
<ul style="list-style-type: none">○ 災害対策本部の見直し<ul style="list-style-type: none">・ 特定災害対策本部の設置・ 非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更・ 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置○ 個別避難計画の作成<ul style="list-style-type: none">・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化○ 避難勧告・避難指示の一本化等<ul style="list-style-type: none">・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し○ 広域避難に関する事項<ul style="list-style-type: none">・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議・ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結・ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 避難所における感染症対策<ul style="list-style-type: none">・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等○ 避難所開設・運営訓練の実施<ul style="list-style-type: none">・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施○ パーティション等の備蓄の促進<ul style="list-style-type: none">・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進○ コロナの自宅療養者等に対する情報共有等<ul style="list-style-type: none">・ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認・ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供○ 被災自治体への応援職員等の感染症対策<ul style="list-style-type: none">・ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底・ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	
<ul style="list-style-type: none">○ 災害対応業務のデジタル化の推進○ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保○ 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応○ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進○ 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 事前防災の取組や複合災害への対応の推進○ ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援○ 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進○ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進○ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建○ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

出典：内閣府資料

2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ確かな災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験に依るところが大きい。このため、内閣府においては「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を図るために、平成25年度より地方公共団体の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成研修」を企画・運営している。

令和3年度は、法令制度等の防災基礎から指揮統制等の防災マネジメントに至る防災業務全般の知識・技術を習得する「有明の丘研修」を9～10月期と1～3月期に実施した。また、地域の実情やニーズに合わせたカリキュラム検討を開催都道府県が担う等、地方公共団体の自立した人材育成の推進に資する「地域研修」を全国7ヶ所で実施した。さらに、有明の丘研修の修了者を対象とした「フォローアップ研修」を3月に実施し、更なるスキルアップと人的ネットワークの強化を図った。

加えて、災害対応の現場で防災業務を行う応援職員等が、短時間に担当業務の基礎的な知識を習得するための「防災スペシャリスト養成eラーニング」についても、専用Webサイトでの公開を開始した。なお、これら研修の企画・運営に当たっては、防災関連の有識者からなる企画検討会を設置し、社会情勢・ニーズ等を踏まえた助言を勘案しながら研修内容等の見直しと拡充を図った。

大規模な災害発生時には、地方公共団体の首長や危機管理・防災責任者等が十分なリーダーシップを発揮し、国や他の地方公共団体と密接に連携しながら迅速かつ確かな災害対応を図る必要がある。このため、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し（市区長を対象とした同セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大に配慮して令和3年度は中止）、災害現場での陣頭指揮における的確な判断能力の向上に資する支援を行うとともに、都道府県の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別研修」や市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を内閣官房、内閣府及び消防庁の共催により実施し、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深め、平時から「顔の見える関係」の構築を図った。

なお、これら研修全般の企画・運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえつつ、受講者の拡大等に有利なオンライン方式と人的な交流促進等に有利な対面方式を併用しながら、合理的かつ効果的な研修方法により実施した。

地方自治体の防災体制を混乱なしに、ICSに準拠した形へと変換する方法

- 1 地方自治体が危機に際して行うべき業務を6種類に分類する
- 2 専門危機管理部門・共通危機管理部門がやるべき業務を整理する
- 3 災害対応にあたって実施すべき業務を明確化する
- 4 行政組織図をもとに、事態対処（社会基盤、地域機能、個人支援）、後方支援、対策立案の各機能に部単位で割り振り、担当者に対して原案として提示する。
- 5 担当者からの回答をもとに課単位に割り振りを精緻化する。



令和3年度「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘研修）オンライン座学」の様子



令和3年度「全国防災・危機管理トップセミナー」の様子

2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」とは、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」とは、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。このため、内閣府は平成25年に「災害対策基本法」を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和3年4月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表2-3-1のとおりとなっている。

図表2-3-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水氾濫	火山現象
指定箇所数(箇所)	70,323	66,253	21,701	85,035	38,365	39,286	37,993	10,329
想定収容人数(万人)	11,808	13,236	5,874	22,970	8,569	16,753	7,208	2,279

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている（図表2-3-2）。

図表2-3-2 指定緊急避難場所の表示例



出典：国土地理院HP
（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）

内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」による案内板等の整備について、早急に着手するように全国の地方公共団体に呼びかけている（**図表2-3-3**、**図表2-3-4**）。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）

図表2-3-3 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例



出典：内閣府資料

図表2-3-4 避難場所等の図記号の標準化の取組

災対法の災害種類	JIS制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用一般図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ	崖崩れ
土石流	地滑り
地滑り	土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー
火山	シェルターなどに避難するため、それらの周知を実施

●避難場所は災害種別毎に設定。

●避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。
→平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。



出典：内閣府資料

また、「災害対策基本法」第49条の7に基づく指定避難所の指定状況については、指定制度が創設された平成26年4月以降、指定を終えていない市町村に対し、速やかに指定を終えるように促していることもあり、平成26年10月1日現在は48,014ヶ所であったが、令和3年12月1日現在は81,978ヶ所に増加した。

近年の災害における状況等を受け、避難所の生活環境の確保に関する様々な問題や、避難所のトイレの改善に関する課題などが指摘された。災害時に避難所において不自由な生活を強いられる状況下においても、生活の質を向上させ、良好な生活環境の確保を図ることが重要と考えられる。このため、内閣府では市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対策を講じていくため、平成27年7月以降「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を開催し、平成28年4月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府策定・公表）の一部改訂を行うとともに、本取組指針に基づく「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の3つのガイドラインを公表した。

また、令和2年度に開催された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所ごとに受入対象者を特定して、あらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとされたことを踏まえ、令和3年5月に「災害対策基本法施行規則」（昭和37年総理府令第52号）及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改正を行った。

さらに、令和4年4月には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」と、本取組指針に基づく「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」について、近年、避難所をめぐって、感染症対策、生活環境等の改善、立地状況に応じた適切な開設・防災機能設備等の確保、女性の視点を踏まえた避難所運営などの対応が必要となっていることから改定し、公表した（図表2-3-5）。

図表2-3-5 避難所に関するガイドライン等について

「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）（令和4年4月改定）

災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、平時からの庁内外の連携協働体制の確立や避難者の健康の維持という観点を重視するとともに、トイレ、寝床、入浴、ペットなど忘れられがちな細かな対応業務なども明示して、実施すべき19の業務を具体的なチェックリストで整理している。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月）（令和4年4月改定）

災害時にトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためられることによって、排せつを我慢して水分や食品の摂取を控えることで、健康の悪化や、最悪の場合は生命の危機を及ぼすことにつながるため、トイレの確保や管理が重大な事柄であることを強調している。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月）（令和3年5月改定）

東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）を実質的に改定・修正する形で作成したものであり、平時の取り組みなくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるとの認識から、福祉避難所についても、市町村を中心として、平時からの取組を進めていくことを強調している。

出典：内閣府ホームページ

（参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>）

2-4 防災におけるデジタル技術の活用

平成28年熊本地震に係る初動対応検証レポート（内閣官房・内閣府、平成28年）や、応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（内閣府、平成28年）において、被災市町村の状況や避難者の動向、物資の状況などの把握が災害対応中に困難であったことから、事前に各種の情報について取り扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係機関間における災害情報ハブに関する仕組みづくりを行うことが必要との指摘があった。

このため、内閣府では、情報の共有を図るために効果的な手段と考えられるデジタル技術の活用、また、関係機関間における情報共有の方法や期間等のルール及びこれを通じた情報のやりとり（以下「災害情報ハブ」という。）（[図表2-4-1](#)）を推進するため、平成29年度から中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、検討を進めてきた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaiyouhouhub/index.html>）

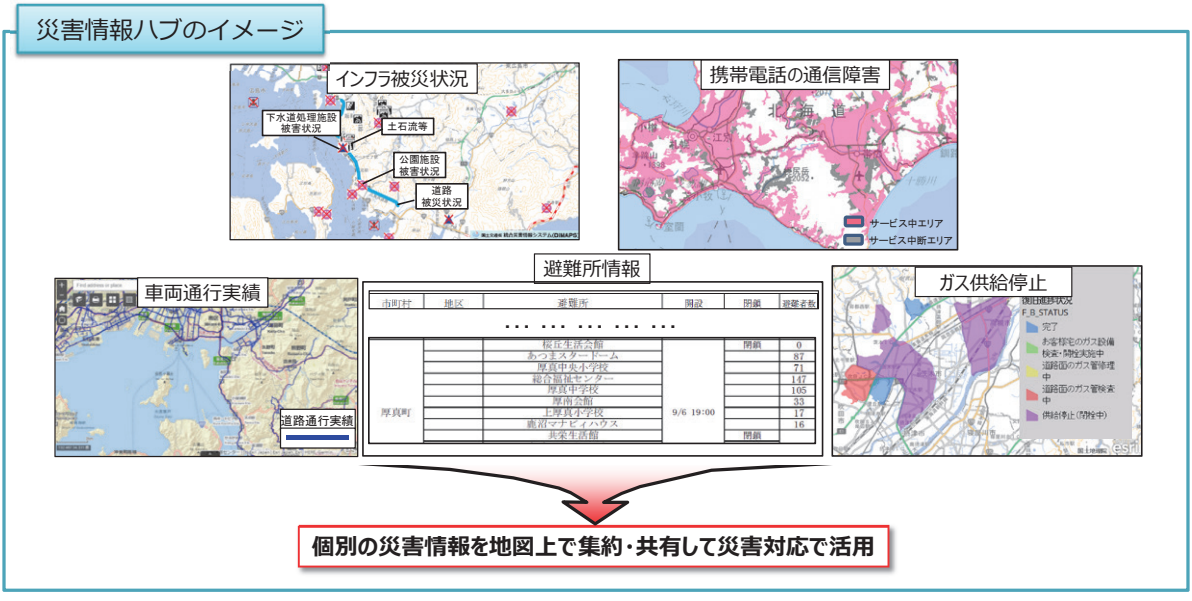
このような検討を踏まえ、平成30年度に、^{アイサット}ISUT（Information Support Team）という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームを試行的に立ち上げ、令和元年度から本格的に運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し事前にデータで共有する体制が整えられないもの（動的な情報）も存在する。災害対応機関の的確な意思決定には、これらの情報を地図上に重ね合わせ、状況を体系的に把握することが大変重要である。ISUTがそのような情報を収集・整理・地図化するとともに、電子地図を表示するためのサイトであるISUTサイトを開設し、関係機関（行政機関、指定公共機関等）へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる。

ISUTはこれまで、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨による熱海での土石流災害などの災害対応に当たってきた。令和2年7月豪雨においては、熊本県・鹿児島県の2県にISUTが派遣され、情報の収集・整理を支援するとともに、ISUTが作成した地図（[図表2-4-2](#)）は、被災県・市町村の災害対策本部での状況説明や、実働機関、他の地方公共団体からの応援職員への状況説明などに活用され（[図表2-4-3](#)）、地方公共団体の効果的な災害対応に貢献することができた。例えば、熊本県では孤立集落の解消を支援するために、道路、電力、通信のライフラインの復旧状況が集落ごとに把握できる地図を作成し、日々の災害対応の進捗管理に活用された。また、令和3年7月1日からの大雨による熱海での土石流災害では、静岡県にISUTが派遣され、各機関が撮影したドローン映像を集約しISUTサイトに掲載した（[図表2-4-4](#)）。これにより、他機関が撮影したドローン映像を関係機関で確認することができた。

これらの災害に対応するため、地図化などの業務の一部について民間事業者へ委託するなどのISUTの体制強化を継続的に実施したことで、より円滑な支援活動を行うことができた。

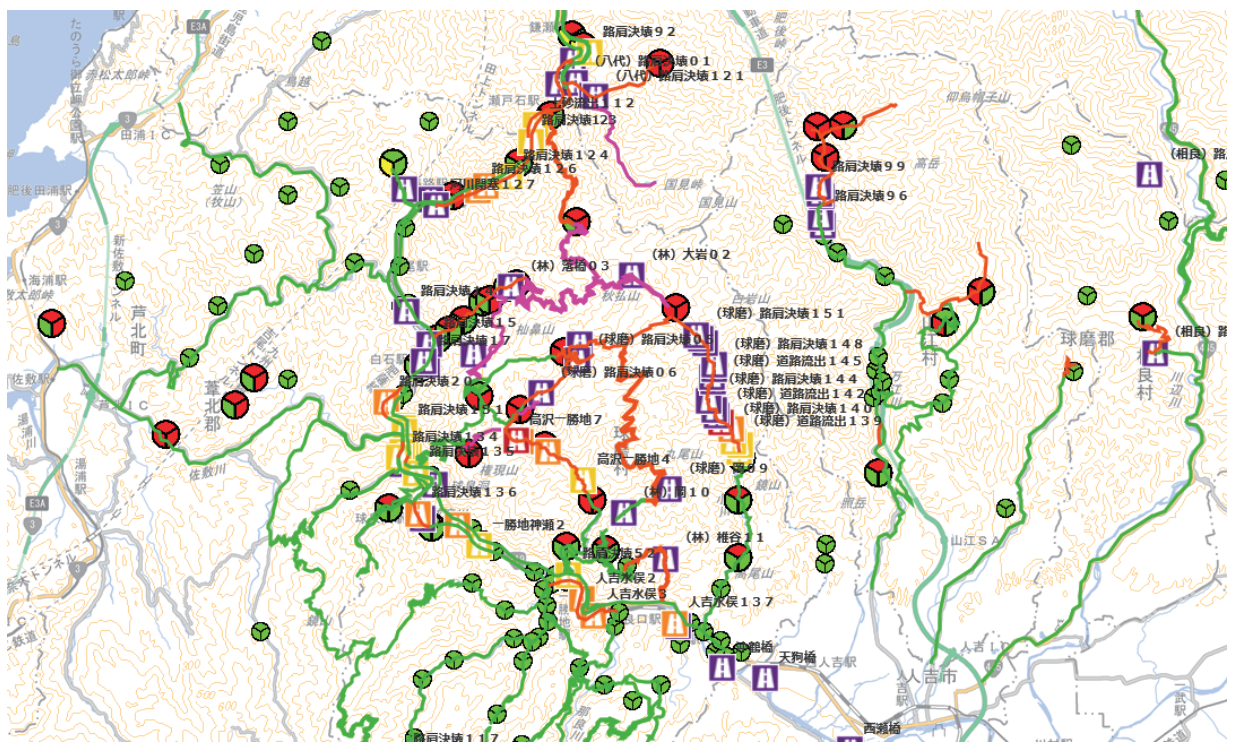
さらに、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うために、現地活動の写真等の被災情報をより迅速に情報収集・共有するツールの開発やISUTサイトの活用に関する研修プログラムを開発・実施した。

図表2-4-1 「災害情報ハブ」のイメージ図



出典：内閣府資料

図表2-4-2 令和2年7月豪雨で作成した地図例（孤立集落解消用支援地図）



出典：内閣府資料

図表 2-4-3 令和2年7月豪雨（熊本県庁）におけるISUTサイトと地図の活用状況



熊本県災害対策本部会議での活用



孤立集落解消に向けた担当者会議（県主催）での活用



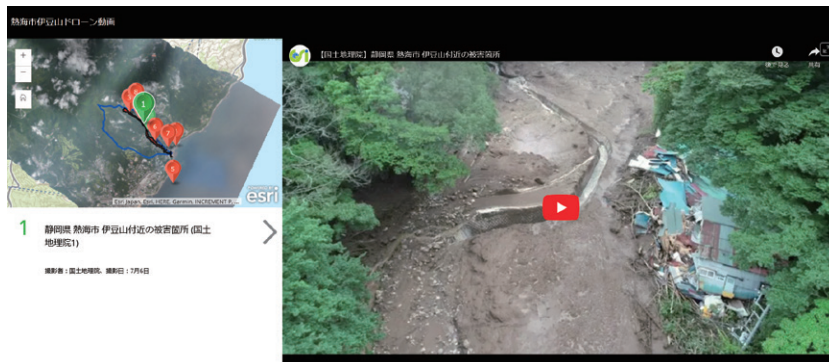
航空調整班での活用



実働機関調整会議（県主催）での活用

出典：内閣府資料

図表 2-4-4 令和3年7月1日からの大雨による熱海での土石流災害を掲載したドローン映像



出典：内閣府資料

2-5 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

大規模災害発災直後の政府の初動対応と応急対策を迅速・円滑に行うためには、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、平時から「顔の見える関係」を構築し、適切な役割分担と相互の連携協力を図ることが重要である。

このため、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、令和2年度から「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。

また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力や水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水、食料、段ボールベッド、パーティション等のプッシュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取

りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活再建と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度より、今後大規模災害が発生した場合には被災者の生活・生業の迅速・円滑な支援のために「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和3年7月1日からの大雨においては、7月6日に「令和3年7月1日からの大雨被災者生活・生業再建支援チーム」が設置され、同月30日には、同チームを中心に、被災者の生活と生業の再建に向け緊急に対応すべき施策として「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」を取りまとめた。

2-6 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きの改訂

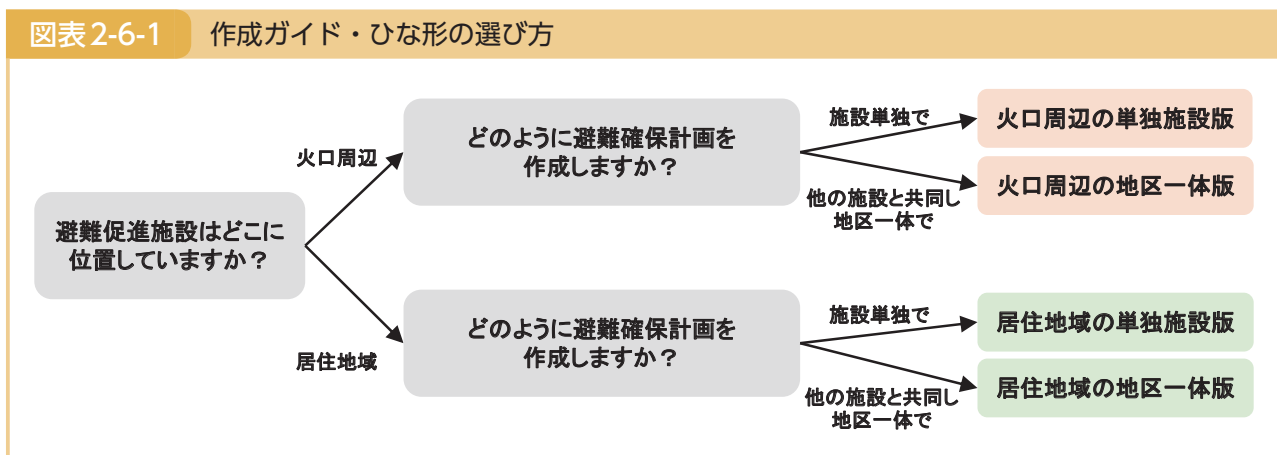
平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害を契機に、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）が改正され、市町村が地域防災計画に指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

内閣府では、火山現象発生時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成を支援するため、平成28年に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を公表し、令和3年に改訂した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/index.html>）

令和3年の改訂では「噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合」の対応策について手引きに追記するとともに、想定すべき火山現象や避難方法が異なる火口周辺と居住地域において施設関係者が適切に避難確保計画を作成できるよう、作成ガイドやひな形を再構成した（[図表2-6-1](#)）。

図表2-6-1 作成ガイド・ひな形の選び方



出典：内閣府資料

2-7 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の検討

病院船（災害時等において船内で医療行為を行うことを主要な機能とする船舶をいう。以下同じ。）に関しては、従来から政府において、調査研究や既存船舶を活用した実証訓練が実施されてきた。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症への対策として、医療提供の場の確保のための病院船の活用を検討を行い、令和3年3月に内閣府、厚生労働省、防衛省及び国土交通省が連名で、病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方を取りまとめ、公表した。この政府の考え方では、病院船について、大規模災害発生時に、特に陸路が途絶された地域や離島に対して、陸上医療機関を補完することが期待されるとし、①医療従事者の確保、②運航要員の確保、③平時の活用方策という課題について引き続き対応策を検討しつつ、これらの課題が解決していない現状を踏まえ、当面、新たに病院船の建造に着手するのではなく、既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組むこととした。

これを受けて、令和3年度は医療関係団体の意見等を踏まえつつ、医療従事者約150名が参加し、初動（要員の参集）から完了（患者の搬出）までの活動を実証する自衛隊艦艇を活用した本格的な訓練の準備を進めた。令和4年1月の新型コロナウイルス感染症の拡大のため、実動訓練は中止することになったが、実動訓練の準備段階や図上訓練で得た知見については、今後の検討に活用していく。

また、令和3年6月に、議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和3年法律第79号）が成立し、公布の日から3年以内に施行される予定である。同法は、災害時や、感染症の発生・まん延やそのおそれがある時に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備を推進することを目的とするものであり、基本方針として、①陸上医療との役割分担・連携協力、②災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（国以外の者により保有することを含む）、③人員の確保、④人材の育成、⑤物資の確保、⑥平時の活用、⑦民間活用が挙げられている。政府は、基本方針に基づき、必要な法制上又は財政上の措置等を講じるとともに、整備推進計画を策定することとされている。

政府は、同年10月に関係府省連絡会議を開催し、法の施行に向けて、政府一体となって検討を開始したところであり、これまでの政府の取組を活かしつつ、引き続き医療関係団体の意見にも十分に耳を傾けながら、災害時の医療提供体制の充実に取り組んでいく。

第3節 発生が危惧される災害への対応

3-1 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

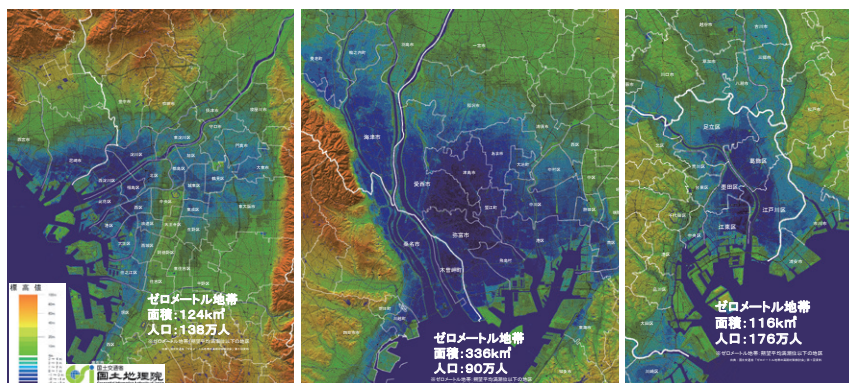
地球温暖化に伴い、勢力がより強い台風の割合が増えること等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている。

（図表3-1-1）

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）

図表3-1-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

同報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的として、平成30年6月に東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和3年度までに7回開催し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成した。引き続き、同ガイドラインに基づき更なる具体化に向けた検討を進めていく。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）

甚大かつ広範囲にわたる被害が発生した令和元年東日本台風において、広域避難に関する課題が顕在化したことから、中央防災会議の下に設置された「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」において検討を行い、その提言を踏まえ、令和3年5月に「災害対策基本法」等を改正し、災害が発生するおそれ段階における国の災害対策本部の設置、市町村長・都道府県知事による広域避難の協議、都道府県知事による運送の要請に関する規定等が措置された。

また、改正「災害対策基本法」の施行に合わせて、広域避難の検討に係る基本的な考え方・手順や先進事例等について記載した「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」などを地方公共団体に通知し、広域避難の円滑な実施に向けた取組を進めている。

（参照：https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_kouikihinan/index.html）

第4節 国際防災協力

我が国は、災害の経験・知識や防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を宮城県仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力、二国間等防災協力を積極的に推進している。

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

(1) 国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の活動を支援するため、令和3年度においては内閣府及び外務省が合わせて約529万ドル（約5億7,000万円）を拠出している。

我が国は、毎年11月5日を「世界津波の日」とする平成27年の国連総会決議の採択を主導し、翌28年以降、UNDRRとの共催で、津波の脅威に対する意識向上を目的とする啓発イベントを開催している。令和3年11月5日に開催した「世界津波の日」オンライン・イベントでは、「現在、そして将来世代のための津波リスク削減に向けた科学技術の活用」をテーマに、関係国・機関の専門家や若手研究者などによる活発な議論が行われた。

また、UNDRRは、令和3年12月8日～9日の日程で「アジア・太平洋防災パートナーシップ（APPDRR：Asia-Pacific Partnership for Disaster Risk Reduction）フォーラム」をオンラインで開催した。同フォーラムではアジア太平洋地域における防災分野の取組状況の共有や、令和5年に仙台防災枠組の中間点を迎えるに当たり同地域において優先的に取り組むべき事項などについて議論が行われた。

(2) 国際復興支援プラットフォーム（IRP）

国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワークと兵庫行動枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年3月に神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（Build Back Better）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

令和3年度は、令和4年1月19日に神戸市において「国際復興フォーラム」が、現地とオンラインを併用するハイブリッド形式で開催された。同フォーラムは「復興を通じたレジリエンス構築のためのシステムの再設計：仙台防災枠組の中間点における進捗状況と残された課題の評価」をテーマとし、内田内閣府大臣官房審議官、齋藤兵庫県知事、水鳥国連事務総長特別代表（防災担当）兼国連防災機関長、竹谷国際協力機構（JICA）防災分野特別顧問を始め、65ヶ国から400名が参加した。フォーラムでは仙台防災枠組の実施状況を振り返り、残された課題を議論するとともに、「より良い復興（Build Back Better）」をより推進するためのアジェンダ設定や重点的なテーマについて、基調講演やパネルディスカッションを通じて発信が行われた。



国際復興フォーラムの様子

(3) アジア防災センター（ADRC）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ADRC：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和4年3月現在、アジアの31ヶ国が加盟している。ADRCは、災害情報の共有、加盟国の人材育成、コミュニティの防災力向上、メンバー国・国際機関・地域機関・NGOとの連携の4つの柱を軸に活動を行っている。加盟国から客員研究員を招聘しており（令和3年12月現在で累計121名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星観測による被災情報の提供等の活動も行っている。

内閣府はADRCとの共催により、「アジア防災会議（ACDR：Asian Conference on Disaster Reduction）2021」を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第17回目の同会議は「変化と変革の時：レジリエントなアジアへの道」をテーマに、令和3年12月14日～16日の期間にオンラインにより開催された。加盟国（31ヶ国中22ヶ国）を始め、UNDRR、JICAなどの関係機関の関係者や専門家など264名が参加した同会議では、二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が開会挨拶をビデオメッセージで行い、安心安全な社会に向けたローカルニーズに適合した防災技術開発、積極的な防災行動の促進のための教育・啓発、強靱な社会に向けた防災投資などについて情報共有や意見交換がなされた。

また、会議のプレイベントとして、令和3年6月～10月の期間において計5回のテーマ別セミナーが開催されたほか、内閣府とADRCが主催するサイドイベントとして、令和3年12月15日に「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD：Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction）」による官民防災セミナーが開催された。同セミナーにおいては、アジア防災会議出席者やJIPAD会員団体等から約70名が参加し、日本の民間企業12社より各社が有する防災に関する技術等に関する説明が行われた。



アジア防災会議の様子

4-2 二国間等防災協力

内閣府は国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

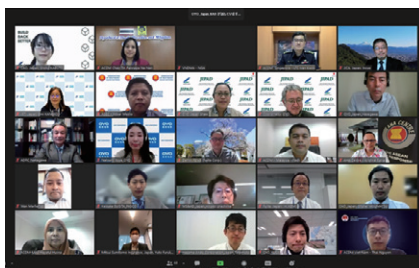
(1) 日ASEAN防災閣僚級会合の開催を通じたASEANとの連携

令和元年11月に安倍内閣総理大臣（当時）が出席した「第22回ASEAN+3（日中韓）首脳会議」において、「日ASEAN防災閣僚級会合」の立ち上げが議長声明に盛り込まれた。これを受けて、令和3年10月14日、日本政府（内閣府）とASEAN加盟10ヶ国の防災担当部局による「第一回日ASEAN防災閣僚級会合」がオンラインで開催され、二之湯内閣府特命担当大臣（防災）が共同議長として出席した。同会合では、日本とASEANの防災分野における協力の在り方について意見交換が行われ、今後の方針について、共同声明の採択という形で合意された。

また、令和4年3月29日には、内閣府とASEAN事務局の共催による「日ASEAN官民防災セミナー」が開催された。セミナーにおいては、内閣府、JICA、ADRC、国立環境研究所、科学技術振興機構などの関係機関及びJIPAD会員団体から33団体、ASEAN加盟国10ヶ国の防災担当部局等から約100名が参加し、日本とASEANの防災政策や最新の取組等に関して相互に情報共有を行うとともに、日本の民間企業3社により、各社が有する防災に関する技術等に関する説明が行われた。



第1回日ASEAN防災閣僚級会合で発言する二之湯内閣府特命担当大臣（防災）



日ASEAN官民防災セミナーの様子

（2）内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、国際会議やビデオ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。令和4年2月にビデオ会議を開催し、①要配慮者への避難支援、②避難所に関する取組、③避難生活支援における専門人材の育成等について情報交換を行った。

（3）西バルカン諸国との防災交流

平成30年1月に安倍内閣総理大臣（当時）が西バルカン諸国を訪問した際に発表した「西バルカン協力イニシアティブ」において、日・西バルカン諸国との協力の柱として防災分野が位置付けられている。これに基づき、令和3年11月8日～11日に「第2回西バルカン防災セミナー」がブルガリアのヴェリコ・タルノヴォにおいて、現地とオンラインを併用するハイブリッド形式で開催された。セミナーには、日本、ブルガリア、西バルカン諸国、国際機関等の防災関係者が出席し、同地域において関心が高まっている地震対策について意見交換が行われた。また、JIPAD会員を中心とした日本の民間企業3社より、地震対策に関する最新技術についての説明が行われた。

第5節 国土強靱化の推進のための取組

5-1 国土強靱化年次計画の策定

政府は、「国土強靱化年次計画2021」（以下本節において「年次計画2021」という。）を令和3年6月17日に決定（国土強靱化推進本部決定）した。年次計画2021では、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下本節において「5か年加速化対策」という。）が策定されたことを受けて、①流域治水対策や地震津波対策、道路ネットワーク機能の確保等の風水害や大規模地震等への対応、②道路施設や学校施設等インフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策、③災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化等デジタル化の推進等を盛り込むとともに、5か年加速化対策がおおむね15兆円程度の事業規模を目途としているのに対し、初年度となる令和3年度は約4.2兆円の事業規模（うち国費約2.0兆円）となることを取りまとめた。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）のフォローアップを行い、全体でおおむね7兆円程度の事業規模を目途としていたところ、約6.9兆円を確保するとともに、160項目の緊急対策のうち、153項目については令和2年度までの予算により目標を達成または目標達成の目途がついており、全体として目標はおおむね達成したと評価した。

加えて、事前防災の必要性やその効果への国民一人ひとりの理解・関心を高めるため、本対策等により災害時に効果を発揮した具体的な事例について取りまとめることにより、普及啓発を図った。

その他にも、防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言、令和2年7月の豪雨災害、12月から令和3年2月にかけての大雪等において新たに判明した災害の教訓等を踏まえ、国土強靱化の観点から必要な施策を推進することとした。

また、令和3年度は「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（座長：藤井聡 京都大学教授）（以下本節において「懇談会」という。）において、年次計画2021の策定に関する議論を行った（図表5-1-1）。

図表5-1-1 国土強靱化年次計画2021の概要（令和3年6月）

国土強靱化年次計画2021の概要－1

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組みべき主要施策等を取りまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るもの。

1. 2021年度の国土強靱化の取組のポイント

(1) 5か年加速化対策の推進

■近年、気象災害は激甚化・頻発化しており、大規模地震の発生も切迫。国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化基本計画に基づく取組の推進を図ることを基本としつつ、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、中長期の目標を定め、重点的かつ集中的に実施して、目標達成年次を前倒し。

■3分野123の対策について、取組の更なる加速化・深化を図る。

（風水害や大規模地震等への対応）

・河川整備に加えダム等の事前放流や浸水被害軽減のための防災まちづくりなどハード・ソフト一体となった流域治水対策

・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成対策

・災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能の確保のための高規格道路のミッシングリンク解消 等

（インフラ老朽化対策）

・道路施設や学校施設などインフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策 等

（デジタル化等の推進）

・集中豪雨等の観測体制の強化・予測精度の向上、ロボット・ドローン技術の活用、スマートフォンを通じた避難に関する情報等の提供、被災状況収集を行う防災チャットボットの社会実装を加速など、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 等

■省庁連携を通じ、効率的に実施。（流域治水対策、連携型インフラデータプラットフォームの構築等）

(2) 地域の強靱化の推進

■地域計画は、全都道府県及び1,398市町村（約80%）で策定が完了し大きく進展。（令和3年5月1日時点）

■5か年加速化対策の中長期の目標や対策を各地域の計画に落とし込み、目指すべき地域の将来の姿を示すなど、内容を充実。地域計画に基づく取組の促進・支援を重点的に実施。（令和4年度以降、内容充実した地域計画に基づく取組に対する予算の重点化を推進）

■災害のおそれの状況に応じて、市町村が応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の構築を促進。

(3) 広報・普及啓発活動の推進

■国民一人一人に対して、事前防災の必要性やその効果等も含め理解・関心を高めるため、関係者が連携し、広報・普及啓発の対象者を明確にして、戦略的に実施。年内を目途に国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）を取りまとめ。

(4) 戦略的政策課題、防災・減災、国土強靱化新時代の実現のためのWG提言、令和2年度災害教訓を踏まえた取組

■国土・自然条件に適う国土強靱化：グリーンインフラ、災害リスクを踏まえた土地利用を推進。人とコミュニティのレジリエンス：多様な主体の力の活用等を推進。

■事前防災：複合災害WG、デジタル・防災技術WG未来構想・社会実装チーム、防災教育・周知啓発WG防災教育・災害ボランティアチームの提言を反映。

■令和2年度に発生した7月豪雨（新型コロナの影響下での災害対応）、大雪による災害を通じた経験、検討で得られた成果等を踏まえ、必要な施策を推進。

国土強靱化年次計画2021の概要－2

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

2. 年次計画2021の主要施策の例

基本計画に掲げた45のプログラムにおいて、5か年加速化対策も踏まえ、施策を推進

- 全国109の一級水系等において、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定し、河川整備に加え、ダムの事前放流や浸水被害を軽減するためのまちづくり、水害リスク情報空白域の解消などハード・ソフト一体となった**流域治水を推進**
- 道路橋梁や学校施設など**インフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策の推進**
- 災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能の確保のための**高規格道路のミッシングリンク解消**
- 集中豪雨等の観測体制の強化・予測精度の向上、ロボット・ドローン技術の活用、スマートフォンを通じた避難に関する情報等の提供、被災状況収集を行う防災チャットボットの社会実装を加速など、**災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化**
- **DMAT・DPATの養成、TEC-FORCEの充実・強化**
- 防雪施設、消雪施設、中央分離帯開口部やUターン路等の整備、タイムラインの作成など**道路の雪害対策の推進**
- 避難行動要支援者の避難のための**個別避難計画作成の促進**
- 避難所における**新型コロナウイルス感染症への対応** 等

3. 5か年加速化対策の進捗管理

(1) 進捗状況(事業費ベース)

- 全体でおおむね15兆円程度の事業規模(財政投融資の活用や民間事業者等による事業を含む)を目標としていたところ、初年度となる令和3年度分は約4.2兆円。

(2) 123対策の進捗状況

- 123の対策ごとに設定した中長期の目標の着実な進捗を図るため、進捗状況を把握・管理。
- 当該年度中の対策の実施状況を踏まえ、翌年度に策定する年次計画において、進捗状況をフォローアップ。

区分	事業規模の目標 〈閣議決定時〉	事業規模 〈初年度分〉	うち国費 〈初年度分〉
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね15兆円程度	約4.2兆円	約2.0兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.5兆円	約1.5兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.7兆円	約0.4兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円

※ 財政投融資を活用した事業には現下の低金利環境も踏まえ初年度にまとめて融資額が財措置されているものがあることや経済対策の一環として行うことも踏まえ対応したこと等により、5か年の事業規模(おおむね15兆円程度を目標)の年平均額を上回る額が初年度には計上されている。
 ※ 5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば。
 ※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

国土強靱化年次計画2021の概要－3

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

4. 3か年緊急対策の実施結果

(1) 実施結果(事業費ベース)

- 全体でおおむね7兆円程度の事業規模(財政投融資の活用や民間事業者等による事業を含む)を目標としていたところ、現地状況の詳細確認等を精査の上、対策期間である令和2年度までに約6.9兆円を確保し、順調に進捗。

区分	事業規模 〈当初想定〉	事業規模 〈対策期間である 令和2年度時点〉
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	おおむね7兆円	約6.9兆円
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.4兆円
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円	約2.8兆円
(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円	約0.5兆円
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円	約0.1兆円
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.5兆円
(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円	約0.3兆円
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円	約1.1兆円
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円	約2.0兆円
(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円	約0.03兆円

※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

(2) 160項目の緊急対策の実施結果

- 令和2年度までの予算により、所定の目標を達成した項目は141項目。新型コロナウイルス感染症拡大の影響や現場条件等による計画・工程の変更等により、一部に遅れがあるものの目標達成の目途がついている項目が12項目で、全体としては目標はおおむね達成したと評価。
- | | |
|---------------------------|-------|
| 令和2年度までの予算で目標を達成 | 141項目 |
| 令和3年度以降に目標達成の目途がついている(※1) | 12項目 |
| 目標の達成に向けて検討が必要(※2) | 7項目 |
| 対策全体 | 160項目 |

- 地方自治体や民間施設設置者の財源確保、関係者との権利調整等の必要性が生じ、7項目については目標の達成に向けて検討が必要。これら項目については、関係省庁において目標の達成に向けて対応を検討し、早期に結論を得た上で、速やかに実施。

(3) 災害時に効果を発揮した事例等

- 〈大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化〉
 - ・ 河川における洪水時の危険性に関する緊急対策
 - ・ 内水浸水の危険性に関する緊急対策
 - ・ 学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策
- 〈救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保〉
 - ・ 災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策
- 〈電力等エネルギー供給の確保〉
 - ・ 高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策
- 〈食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保〉
 - ・ 農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策
- 〈陸海空の交通ネットワークの確保〉
 - ・ 道路路面・盛土等に関する緊急対策

※1 新型コロナウイルスの影響、関係する他の計画との調整、現場条件等による事業計画・工事工程の変更等により、一部完了していない箇所等があるが、実施割合が高く、完了の目途がつけられているもの

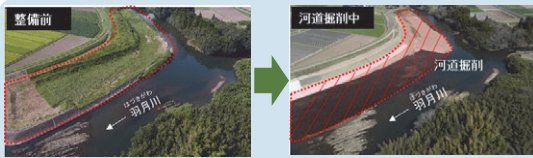
※2 施設設置者や地方自治体の財源確保や関係者との権利調整等の必要性が生じるなど、目標の達成に向けて検討を要するもの

国土強靱化関係事業により、災害を防止できた事例

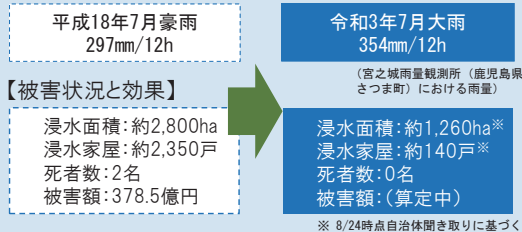
国土強靱化

- **川内川流域の河川改修（鹿児島県伊佐市、さつま町等）**
築堤、河道掘削等を実施することにより、**令和3年7月大雨**時において、水位を約3.1m低減させ、川内川本川からの越水を回避。浸水被害を軽減。

- **道路冠水対策事業（岐阜県七宗町）**
横断管渠、側溝等の排水構造物を整備する冠水対策を実施することにより、**令和3年8月大雨**時において、道路冠水の発生を未然に防止。

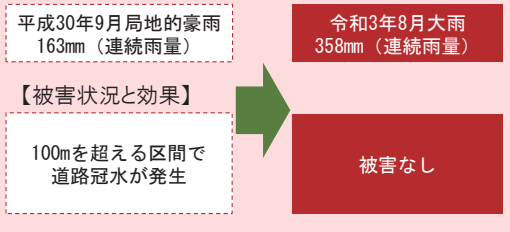


主な事業	対策内容	事業費	対策期間
激特事業	築堤、河道掘削、分水路整備	約375億円	H18～H23
3か年緊急対策	築堤、河道掘削	約101億円	H30～R2
鶴田ダム	洪水調節容量の増強（ダムの有効活用）	約711億円	H19～H30



路線	対策内容	事業費	対策期間
国道41号	排水構造物(横断管渠、側溝等)	約27億円※	H30～R2

※岐阜県 国道41号 維持管理における、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業費(冠水)の総額

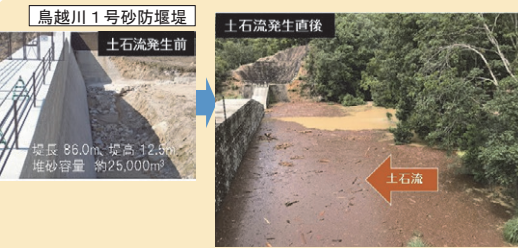


国土強靱化関係事業により、災害を防止できた事例

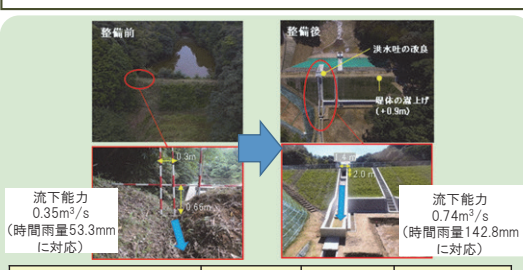
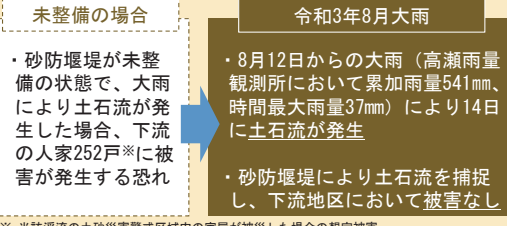
国土強靱化

- **広島西部山系直轄砂防事業（広島県広島市）**
令和3年8月大雨により土石流が発生したが、整備した砂防堰堤により、土砂・流木を捕捉。下流地区への被害なし。

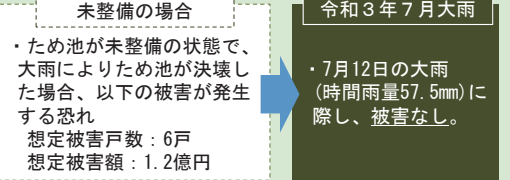
- **奥原池ため池整備事業（島根県出雲市）**
堤体の嵩上げ、洪水吐の流下能力向上を図り、ため池堤体を強化。
令和3年7月大雨時においても、洪水を安全に流下させることにより、決壊等による被害なし。



主な事業	対策内容	事業費	対策期間
直轄砂防事業	砂防堰堤	約11億円	H27～H28



事業名	対策内容	事業費	対策期間
農村地域防災減災事業	堤体嵩上げ 洪水吐改良	9,000万円	H29～R元
うち3か年緊急対策		2,500万円	R元



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2021_01.pdf)

5-2 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

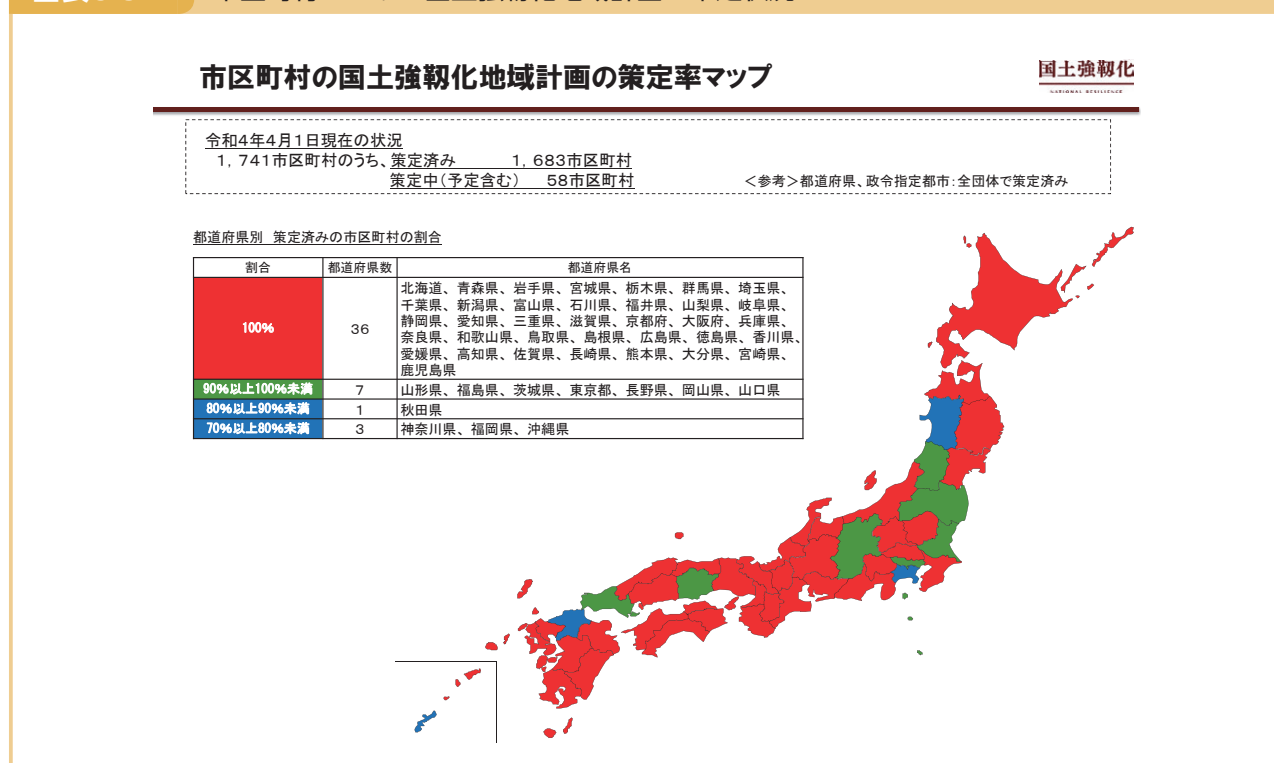
令和3年度補正予算においては、5か年加速化対策の加速化・深化に係る経費として、国費約1.5兆円を計上するとともに、その他、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するための経費として、国費約0.3兆円を計上している。また、令和4年度当初予算においては、国費約4.6兆円の国土強靱化関係予算を計上している。

また、民間事業者等が行う国土強靱化の取組を税制面においても促進できるよう、関係省庁と連携し国土強靱化に資する税制の更なる充実を図ってきており、令和4年度の税制改正事項については、新設1件、拡充2件を含む8項目を取りまとめ、公表した。

5-3 国土強靱化地域計画の策定支援

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要である。地方公共団体においては、国土強靱化地域計画（以下本節において「地域計画」という。）の策定が進められ、政府では策定を促進するため、国の職員による説明会等を行うとともに、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組に対して、関係府省庁所管の57の交付金・補助金による支援を実施した。この結果、令和4年4月1日時点において、47都道府県及び1,683市区町村が策定を終え、残る58市区町村でも早期の策定に向け検討が進められている（図表5-3-1）。また、交付金・補助金による支援については、地域計画の策定状況を踏まえ、令和4年度からは地域計画に事業箇所や実施時期等が具体的に明記された事業への重点化を図ることにより地域計画の内容充実を促進することとした。

図表5-3-1 市区町村における国土強靱化地域計画の策定状況



出典：内閣官房資料

5-4 国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・普及啓発活動の推進

(1) 国土強靱化に関する民間の取組促進

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度より事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の自助のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（+共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、

令和3年11月末までに、計257団体（うち「+共助」は156団体）が認証されている。また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介する等、先導的取組の浸透を図っている（図表5-4-1）。

さらに、国土強靱化に関する個人や地域での活動を広げていくため、一般の方を対象に「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和3年度はオンラインで計4回開催した。また、国土強靱化に関する官民の連携を促進するため、工業団地を対象としたモデル事業を実施しており、令和4年1月にはその成果を共有するシンポジウムを京都府京都市において開催した。

図表5-4-1 国土強靱化に関する民間の取組促進



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html）

（2）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の広報・普及啓発活動を推進するため、年次計画2021に国土強靱化広報・普及活動戦略（仮称）を策定する旨を位置付け、広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会を設置し、令和4年1月に中間取りまとめを行った。中間取りまとめでは、これまでの取組における課題を検証・分析の上、改善の方向性を示し、広報・普及啓発の基本方針として、（ア）国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信、（イ）受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、（ウ）関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を掲げている。これを踏まえ、内閣官房において、関係府省庁の協力を得て、国土強靱化広報・普及活動戦略を策定し、国土強靱化のさらなる広報・普及啓発活動に取り組むこととする。

5-5 国土強靱化基本計画の見直し

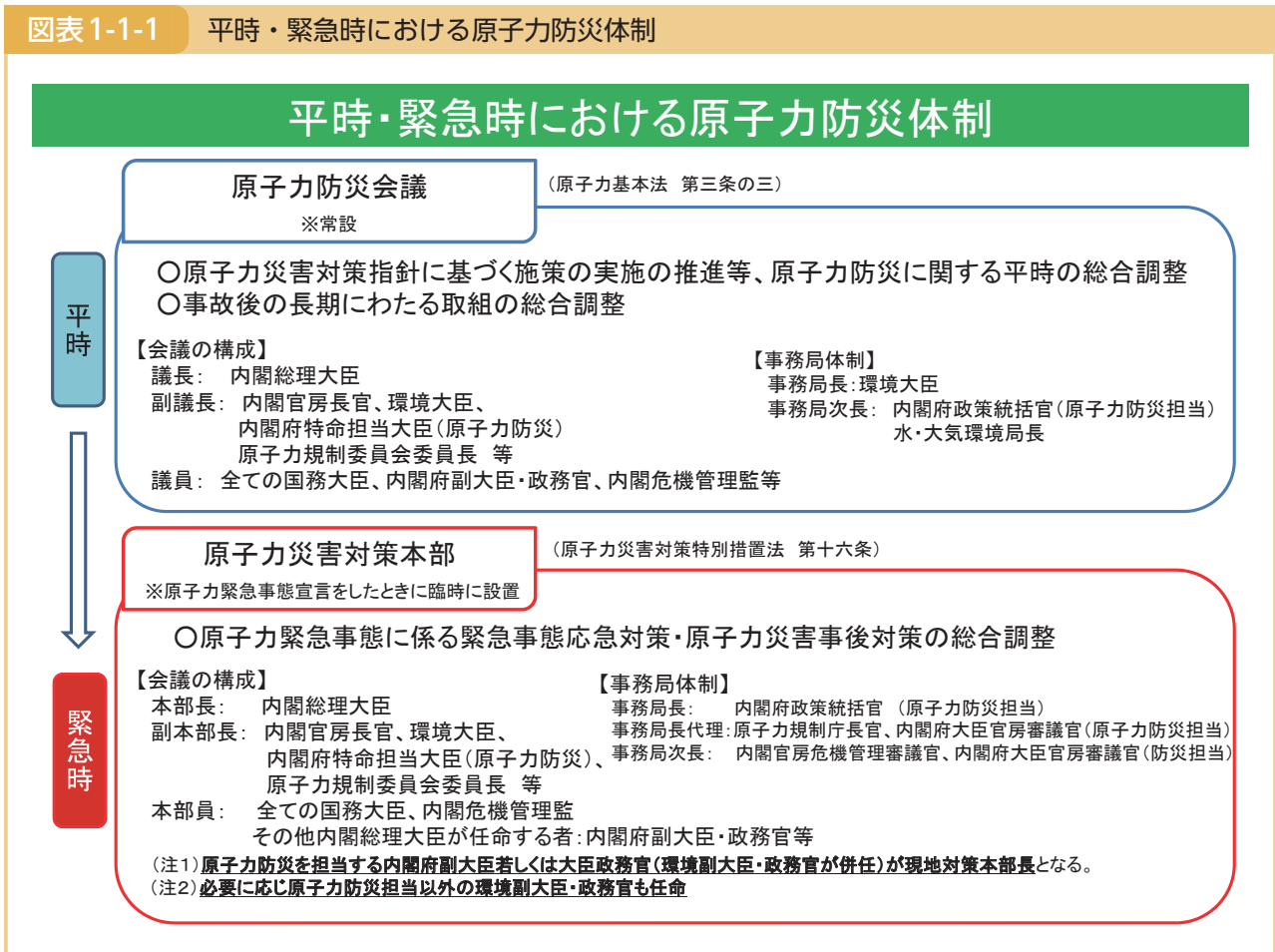
現在の国土強靱化基本計画（以下本節において「基本計画」という。）は『『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要』（基本計画第1章）との理念の下、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、施策の策定に係る基本的な指針等を定めている。また同時に「今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする」（基本計画第4章）とも定めている。現在の基本計画は平成30年12月に変更され、令和3年度は計画変更から3年を経過したことに鑑み、懇談会において同計画の見直しについて検討に着手した。

懇談会ではこれまでの国土強靱化に関する取組のほか、国土強靱化の理念に関することや、近年の社会情勢の変化や災害からの知見等を踏まえるとともに、国土強靱化の取組を一層推進していくため、地域計画や年次計画、民間の取組の活性化並びに各種対策等の国土強靱化の計画等の体系のあり方等、今後の国土強靱化のあり方全般について議論を行っており、今後、これらの議論を踏まえ基本計画の見直しを進めていくこととしている。

1-1 平時の原子力防災体制

原子力災害対策に係る施策は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁と関係地方公共団体等が参加する各地域の地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の緊急時対応について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

図表1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

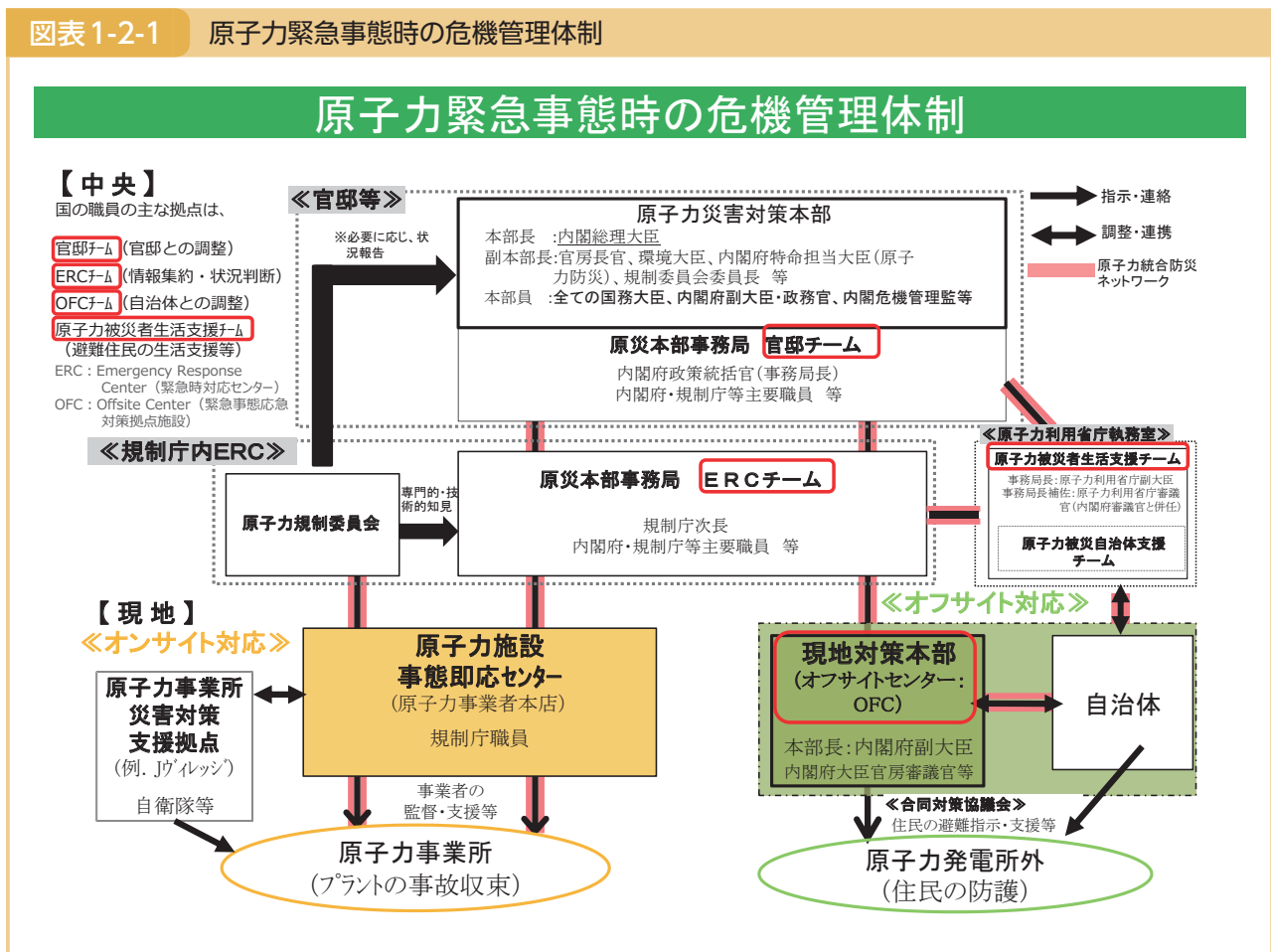
1-2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、本部員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

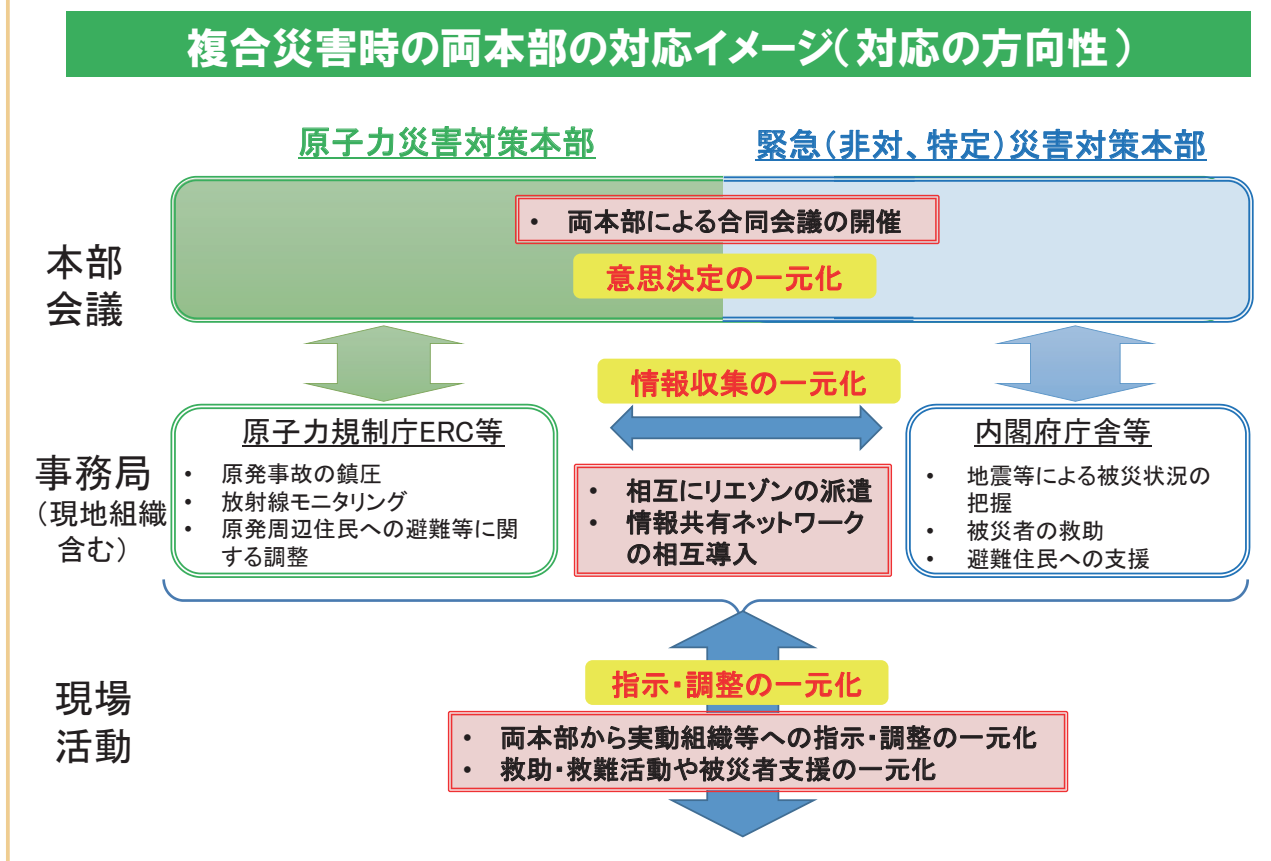
また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」又は「非常災害対策本部」（令和3年5月の災害対策基本法改正以降は「特定災害対策本部」を含む。）と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表1-2-1、図表1-2-2）。

図表1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制



出典：内閣府資料

図表 1-2-2 複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。

地域原子力防災協議会において取りまとめられた「避難計画を含むその地域の緊急時における対応」の実態や、放射線防護対策が講じられた施設の整備状況等を踏まえ、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化し、令和3年度第21回原子力規制委員会（令和3年7月21日）において原子力災害対策指針の一部改正を決定した。

原子力災害時における医療体制については、高度被ばく医療支援センター等への支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めている。

2-2 緊急時対応への取組

原子力規制委員会は、緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力を維持・向上するため、緊急時対応にあたる職員が着実に訓練及び研修に取り組むことができるよう、緊急時対応に係る訓練基本方針とその運用細則を令和3年度に定めた。これに基づき、令和3年度下半期は訓練・研修計画の作成及び実施の評価など必要なマネジメントを行った。また、原子力事業者防災訓練に接続して訓練を実施し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）プラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上を図った。

加えて、令和3年度原子力事業者防災訓練報告会において、実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等について、事業所ごとに実施された原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。また、原子力事業者防災訓練報告会の下に設置した訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和元年度及び令和2年度に作成した訓練シナリオに基づき、5原子力事業者及び6原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練を実施した。また、令和2年度に作成した訓練シナリオに基づき、9原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。さらに、これらの訓練成果を踏まえて、令和3年度の訓練シナリオの作成に着手した。

2-3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域に整備している。各地域の緊急時モニタリングセンターについては、原子力災害時に確実に機能するよう、必要な資機材等の維持管理を行っている。さらに、原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム」については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するため、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。

2-4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和32年法律第167号）では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和3年度に受けた報告は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子力事業者等から3件、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく許可届出使用者等から1件となっている。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下本章において「地域防災計画」という。）を作成し、都道府県及び市町村が原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から概ね30km圏内の関係地方公共団体により地域防災計画が策定されている（図表3-1-1）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況（令和4年3月31日現在）

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域	13	13	11
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海第二地域	14	14	5
浜岡地域	11	11	11
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	124

出典：内閣府資料

決が困難な対策について国が積極的に支援することとしている。

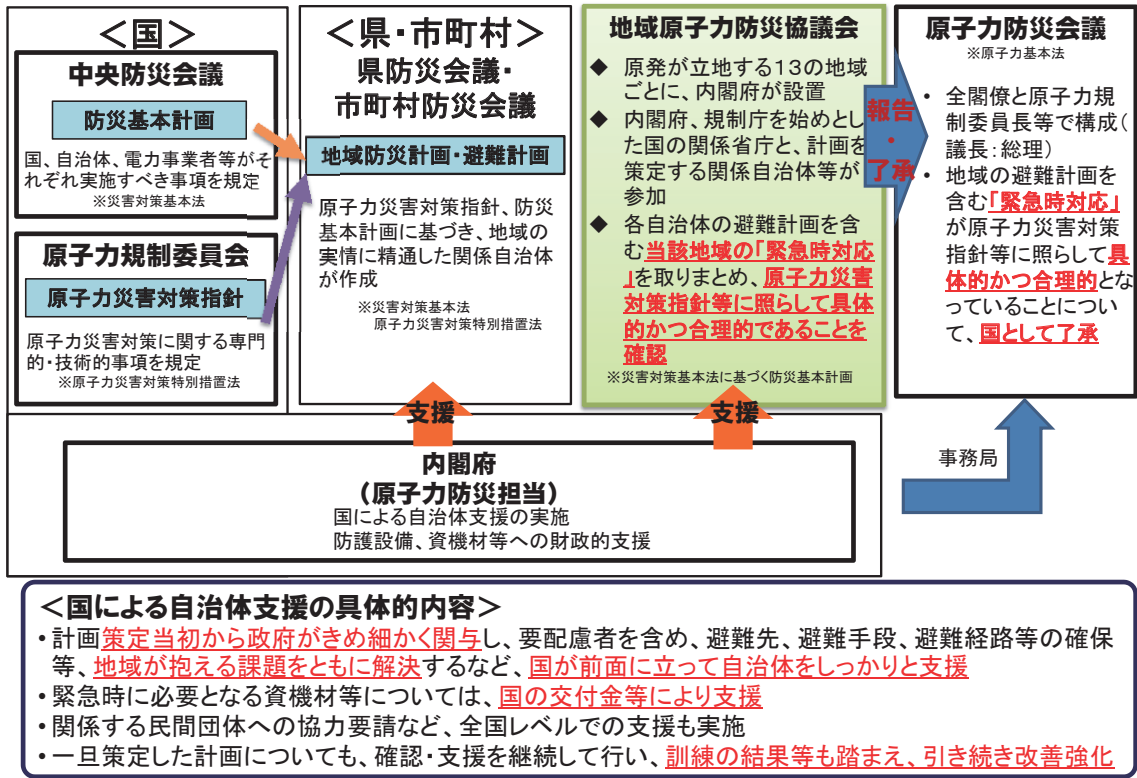
原子力防災体制の構築・充実については、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することとしている。

内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月に原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表3-1-2）。

地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、避難計画を含む「緊急時対応」を取りまとめ、協議会においてそれが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。また、内閣府は原子力防災会議の了承を求め、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告することとしている。「緊急時対応」の確認を行った地域については、「緊急時対応」の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加え、協議会において確認した「緊急時対応」に基づき訓練を行い（Do）、訓練結果から反省点を抽出し（Check）、その反省点を踏まえて当該地域における「緊急時対応」の改善を図る（Action）というPDCAサイクルを導入し、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化を図っている。

図表3-1-2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

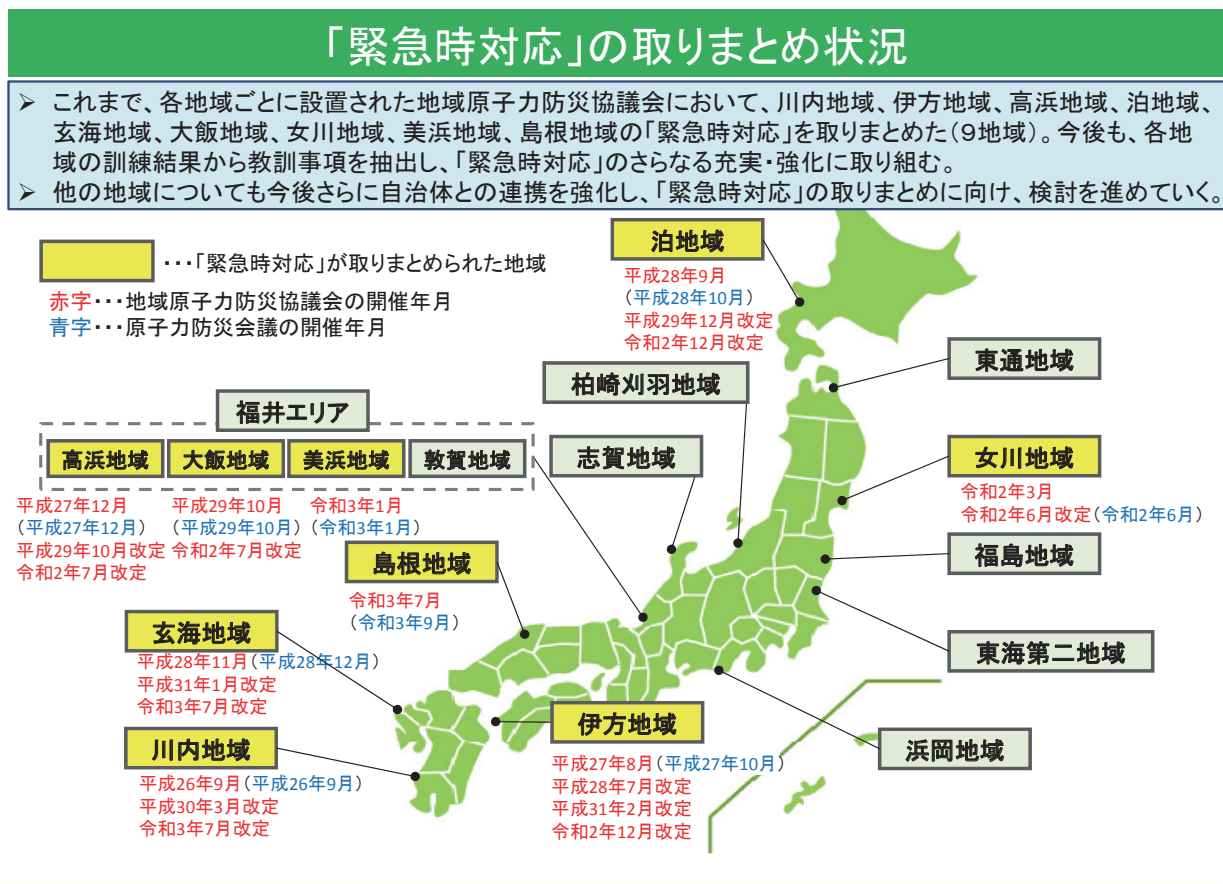
地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



出典：内閣府資料

各地域の「緊急時対応」について、令和3年度には島根地域原子力防災協議会（第1回）において「島根地域の緊急時対応」が取りまとめられ、その内容が確認された（図表3-1-3）。

図表3-1-3 「緊急時対応」の取りまとめ状況



出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

(1) 島根地域

島根地域については、島根地域原子力防災協議会の下に設置された島根地域原子力防災協議会作業部会を平成27年3月から令和3年7月までの間に33回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を行った。その後、令和3年7月30日に開催された島根地域原子力防災協議会（第1回）において「島根地域の緊急時対応」を取りまとめた。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_shimane.html)

「島根地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所から概ね5km圏内、9,487人、4,250世帯）は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難等を実施。30km圏外に避難先を確保。
- ② U P Z（発電所から概ね5～30km圏内、約45万人、約19万世帯）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一時移転等を実施。U P Z内の約45万人に対応できる避難先を確保。
- ③ 避難車両、避難所などにおいて感染症対策を実施する感染症等の流行下における防護措置を反映。
- ④ 避難経路上の信号を制御できるシステムの導入や、ウェブサイトやアプリによる地区ごとの避難先施設までの経路・道路の渋滞状況といった情報の提供など避難を円滑に行うための対応策の実施。

島根地域原子力防災協議会（第1回）では、避難先や移動手段確保に向けた取組、屋内退避施設の整備状況等について確認するとともに、不測の事態には警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省の実動組織関係4省庁が、関係機関からの要請により必要な支援を行うことなどを確認した。また、中国電力株式会社は、福祉車両の確保、避難退域時検査や簡易除染への動員、物資支援など、事業者として最大限対応していく旨を表明した。以上により、島根県及び鳥取県の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

また、令和3年9月7日に開催された原子力防災会議（第12回）において、島根地域原子力防災協議会（第1回）における確認結果の報告及び了承がなされた。

（2）玄海及び川内地域

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方について」等を踏まえ、令和3年7月の玄海地域原子力防災協議会（第3回）及び川内地域原子力防災協議会（第2回）において、それぞれ「玄海地域の緊急時対応」及び「川内地域の緊急時対応」を改定した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_genkai.html
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_sendai.html）

3-2 その他の関係道府県への支援・取組

（1）安定ヨウ素剤の備蓄・配布

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、P A Z（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）・U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄や事前配布を行っている。U P Z外の住民に対する安定ヨウ素剤については、内閣府が備蓄を行っている。

事前配布では、緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内住民に対し、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に沿った医師による説明会の遠隔開催を、令和2年度より新型コロナウイルス感染症流行への対応として時限的・特例的に推進している。

（2）オフサイトセンターの指定

「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている（図表3-2-1）。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、「原子力災害対策特別措置法」に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令で定められているが、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に5～30km圏内（U P Z内）とする等の改正を行っている。その後、平成29年3月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年8月に核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について発電用原子炉施設と基本的に同等の要件に改正した。

なお、女川地域のオフサイトセンターは、旧オフサイトセンターが東日本大震災の津波により被災したことから、宮城県仙台市にある消防学校を暫定オフサイトセンターとして使用していたが、新たなオフサイトセンターを同県女川町内に建設し、令和2年4月に指定した。

図表3-2-1 全国のおフサイトセンター



出典：内閣府資料

(3) 原子力災害対策の充実に向けて

平成28年3月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力政策に関し、地域の防災を担う地方公共団体の声に応えるために、全国知事会からの要望に対する対応として「原子力災害対策の充実に向けた考え方」を取りまとめた。この考え方を踏まえ、原子力災害対策の充実について、政府一体となって対応するため、同年4月に原子力災害対策関係府省会議を開催し、同会議の下に実動部隊の協力（第1分科会）、民間事業者の協力（第2分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第3分科会）の3つのテーマについて分科会を設置することを決定した。各分科会においては、関係府省が連携・協力しつつ、地方公共団体の意見を聴きながら、専門的かつ実務的な検討を行い、その取りまとめ結果を平成29年7月に開催した原子力関係閣僚会議等に報告した（図表3-2-2）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は令和2年6月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、原子力災害時には各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策の万全を期すこととした。加えて、令和2年11月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、新型コロナウイルス感染症での高齢者の重症化リスクを始めとする様々なリスクを勘案し、合理的に生命・健康を守るため、

- ・避難所・避難車両等において、距離を保つ、マスク着用、手指消毒を徹底する等の感染対策を実施すること
- ・濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける・隔離するなど、感染防止に努めること
- ・屋内退避等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気を行わないことを基本とすること。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間の換気を行うよう努めること

等の防護措置における考え方を示すとともに、現場の状況に応じた適切な対応を図り、各地域の実情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めるよう地方公共団体に通知した。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_bougosochi.pdf
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_guidelines.pdf)

図表3-2-2 原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

1. 実動組織の協力

①各実動組織における具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記

(具体的な活動例)

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

②平常時においては、地域連絡会議※1の場等も活用し、情報共有、意見交換等の取り組みを推進

③原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえた、合同調整所※2の仕組みも活用

④地域ごとに各機関の特長を活かして連携

※1 地域連絡会議
原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2 合同調整所
各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

2. 民間事業者との協力協定等の締結

①自治体と民間事業者の協定等において定めていくべき内容等を整理・提示

(内容の具体例)

- 業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定することや、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の資機材を自治体側で準備するとともに、当該資機材の配布手順や配布方法について理解を深めていくこと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に自治体が負担、補償すること
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、定期的な研修の機会を提供すること

3. 情報提供の在り方

①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先

②住民や民間事業者等に対し、屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、避難情報等を住民に提供

- ③拡散計算については、
- 事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化
 - 緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理

出典：内閣府資料

3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

(1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった国や地域の関係実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査については、一部実動訓練を取り入れた形で実施されている（図表3-3-1）。

各地域原子力防災協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、訓練の企画・実施や評価方法の普及、訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は平成30年3月に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定しており、平成31年3月には同ガイダンスの改訂等を行った。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）

図表3-3-1 令和3年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊	北海道原子力防災訓練	令和3年10月28日
東通	青森県原子力防災訓練	令和3年11月1日
女川	宮城県原子力防災訓練	令和4年2月10～12日 (※国との原子力総合防災訓練)
福島	福島県原子力防災訓練	令和3年11月24日、27日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和3年11月9日、13日
志賀	石川県原子力防災訓練	令和3年11月23日
	富山県原子力防災訓練	
福井	福井県原子力総合防災訓練	令和3年10月29日、30日
	滋賀県原子力防災訓練	令和3年10月29日、11月20日
	岐阜県原子力防災訓練	令和3年10月29日、11月20日、11月24日、11月28日
	京都府原子力防災訓練	令和3年11月28日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	新型コロナウイルスの感染急拡大を踏まえ訓練を中止
島根	島根県原子力防災訓練	令和4年2月2日
	鳥取県原子力防災訓練	令和4年2月2日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和3年10月15日
	山口県原子力防災訓練	
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和4年2月26日
	長崎県原子力防災訓練	令和3年12月4日
	福岡県原子力防災訓練	令和4年2月26日
川内	鹿児島県原子力防災訓練	令和4年2月11日

出典：内閣府資料

(2) 国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施 (国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施した。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等を対象に原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時の住民避難等を円滑に行うために必要な防護措置に関わる情報

共有等の対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施した。

さらに、国の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施した。

①原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を修得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和3年度においては、36回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令の概要（座学）
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
- ・東京電力福島原子力発電所事故の教訓（座学）等

②原子力災害現地対策本部図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応能力を習得すること、また、地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画の検証及び改善を図ることを目的として、原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。令和3年度においては13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等

③中核人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から中心的な役割を担う要員を対象に、原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的として中核人材育成研修を実施している。令和3年度においては、国及び道府県の要員に対してそれぞれ2回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・発電用原子炉における緊急事態（座学）
- ・原子力緊急事態と健康影響（座学）
- ・原子力緊急事態における防護措置（座学）
- ・図上演習

④実務人材研修

a. 避難退域時検査等の対応

避難退域時検査及び簡易除染の実実施計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、避難退域時検査の具体的計画及びマニュアル等の作成担当者や検査場における責任者となる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和3年度においては4回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
- ・避難退域時検査の計画策定及び運営に関する演習 等

b. バスによる避難等の対応

バスによる避難計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、バスによる避難等の対応の具体的計画及びマニュアル等を作成できる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和3年度においては4回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・住民の避難バスの確保・手配業務に関わる業務手順と事前の準備等（座学）

- ・各道府県のバス等による住民避難に関する準備状況の共有、課題の抽出と改善の検討

c. 防護措置の状況等の共有等の対応

「防護措置の状況等」に係る情報の取りまとめ・共有等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、各事態における防護措置を具体的に進めるために必要な被災状況等の把握方法、関係者間での情報共有等の実施方法について理解することを目的として、実務人材研修を実施している。令和3年度においては2回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・「防護措置の状況等の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
- ・各事態における確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

（地方公共団体による研修事業）

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援した。

①防災業務関係者研修

防災業務関係者研修は、原子力災害時に住民防護活動を行う民間事業者等を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護の基本的考え方及び住民防護活動の流れ等を習得することを目的として実施した。

②原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として実施した。



講義の様子
(原子力災害対策要員研修)



演習の様子
(原子力災害現地対策本部図上演習)



講義の様子
(中核人材育成研修)



講義の様子
(実務人材研修)

3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

(1) 原子力防災体制に係る二国間協力

①アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和3年度は感染症流行下における防護措置や訓練、専門人材育成についてのオンラインによる局長級会合を1回、技術意見交換会合を2回開催した。

②フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、仏国内務省等の仏国の関係機関との定期的な意見交換や、訓練の相互招待を通じて原子力防災体制の連携を深めている。令和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」での行動計画に基づき、令和3年7月に「原子力事故発生時の危機計画・管理分野における協力委員会」第2回会合をオンラインで開催した。

③訓練視察への招待

原子力総合防災訓練においては、前述の米仏を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受け入れている。同視察では、事前説明会や意見交換会を含み、全期間を通じて現地に滞在し、原子力災害拠点病院や、住民避難の様子、原子力緊急事態宣言を行う様子等を紹介している。意見交換会においては、原子力総合防災訓練や緊急時における体制等について相互理解を深めてきた。令和2年11月に実施した訓練に、在京の米国及び仏国大使館からの見学者を受け入れた。

④その他の国際協力

上記以外にも、随時情報交換、意見交換及び海外からの視察団の受入れを行っている。令和2年度は感染症流行下での防護措置の変更や、原子力防災体制等について、英国、カナダ、ドイツ、台湾、スウェーデン等と遠隔での意見交換を行った。

(2) 国際機関との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）との協力・情報交換も積極的に行っている。IAEAについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（EPReSC：Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。OECD/NEAが開催する「原子力緊急事態作業部会（WPNEM）

Working Party on Nuclear Emergency Matters)」等の原子力防災に関する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

令和3年度は、遠隔でのビデオ会議等に参加した。新型コロナウイルス感染症の流行下における原子力防災の在り方等について意見交換を行った。IAEAからは新型コロナウイルス感染症下における原子力緊急事態に関するアンケートが行われ、内閣府は原子力規制庁による回答に協力した。WPNEM定例会合では各国からの発表が行われ、内閣府から日本の取組を発表した。

第4節 令和3年度原子力総合防災訓練

4-1 実施概要

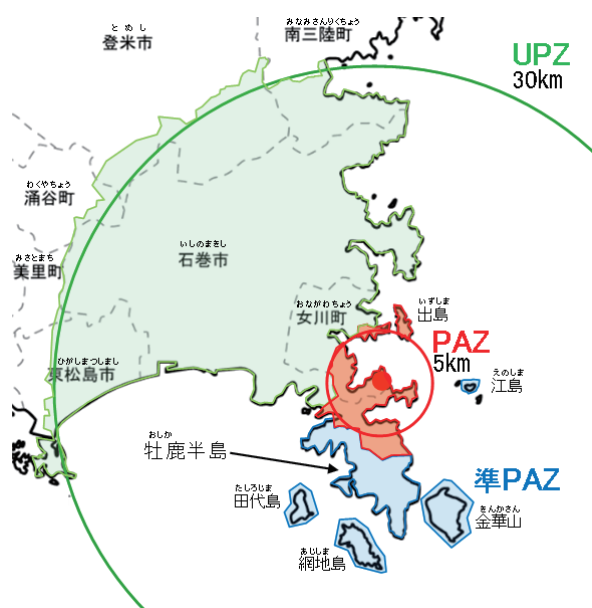
(1) 位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、令和3年度原子力総合防災訓練は東北電力女川原子力発電所を対象として以下を目的として実施した。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html)

- ・国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ・原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証（図表4-1-1）
- ・訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ・原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

図表4-1-1 女川地域の原子力災害対策重点区域



※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone
 ※UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone
 ※準PAZ：UPZのうち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域

出典：内閣府資料

(2) 実施時期及び対象となる発電所

女川原子力発電所を対象として、令和4年2月10日から12日に実施した。

(3) 参加機関等

(参加機関数：130機関、参加人数：約2,700人)

- ・ 政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
- ・ 地方公共団体：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町ほか関係市町村
- ・ 事業者：東北電力株式会社
- ・ 関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

(4) 事故想定

宮城県沖を震源とした地震及び津波が発生する。これにより運転中の女川原子力発電所2号機は、緊急停止する。さらには、設備の故障が重なり、残留熱除去機能、原子炉注水機能が喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

(5) 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、事項に示す3項目を重点項目として実施した。

4-2 訓練実績の概要

(1) 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図った。また、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（宮城県女川オフサイトセンター）、原子力施設事態即応センター（東北電力株式会社本社）等に派遣した。



参集した要員による情報収集活動
(女川オフサイトセンター)

(2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定

首相官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、緊急事態応急対策等拠点施設、宮城県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立した。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行った。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施した。



岸田内閣総理大臣と関係閣僚の参加による
原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議（官邸）での訓練

（3）住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）やP A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準P A Z）内の住民避難を行った。また、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図った。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施した。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（O I L）の基準に基づき、O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施した。

※ 避難訓練の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自治体職員が住民役を代行して行った。



一時移転、避難退域時検査等

4-3 訓練後の取組

今回の訓練で得られた教訓を踏まえ、今後実施する訓練内容の充実、各種計画・マニュアル等の改善など、原子力防災体制等の継続的な改善に努めていく。また、地域原子力防災協議会などにおける、「女川地域の緊急時対応」の改善に向けた検討にも活かしていく。

第2部

令和2年度において 防災に関してとった 措置の概況

第1章

法令の整備等

第2章

科学技術の研究

第3章

災害予防

第4章

国土保全

第5章

災害復旧等

第6章

国際防災協力

概要

1 法令の整備等

「復興庁設置法等の一部を改正する法律」「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等の法令が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進した。また、災害に強い地域づくりなどを実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

令和2年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業等について実施した。

(3) 財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による

措置等、財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災を始めとする災害に対して、農林水産業分野や国土交通分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

第1章 法令の整備等

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画を作成し、計画に基づく特例措置を活用できる対象地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講ずるもので、令和3年4月に全面施行（一部公布日施行）された。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図り、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるもので、令和2年10月に施行された。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和3年政令第37号）

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を令和3年度まで延長するもので、令和3年2月に施行された。

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）

令和二年七月豪雨による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措

置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用するもので、令和2年7月に施行された。

令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和2年政令第234号）

令和二年七月豪雨による災害を、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号の規定に基づく非常災害として指定することについて定めるもので、令和2年8月に施行された。これにより、被害を受けた都道府県や市町村等が災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとなる。

激甚災害に関する政令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく政令として、以下の6政令を制定した。

- ・令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第149号）
- ・令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第250号）
- ・令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第306号）
- ・令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第38号）
- ・令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関す

る政令（令和3年政令第46号）

- ・東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第62号）

第2部

令和2年度において防災に関してとった措置の概況

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行ったほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献した。

(令和2年度決算額 81,106百万円の内数)

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

①戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

平成30年度に開始した「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」第2期の「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」において、大規模災害時に国や市町村の意思決定の支援を行う情報システムを構築するための研究開発を推進しつつ、研究成果を試験的に令和2年7月豪雨といった実災害で活用し、事後検証を行うことで研究開発の有効性を検証した。

(令和2年度決算額 科学技術イノベーション創造推進費55,500百万円の内数)

②官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)

「官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)」の「革新的建設・インフラ維持管理技術/革新的防災・減災技術領域」において、国、自治体に加え、民間の災害対応主体による事前の防災・減災対策や、発災後の応急対応等の充実に寄与する各省による技術開発や社会実装の取組を、AIなどを活用して推進し

た。

(令和2年度決算額 科学技術イノベーション創造推進費55,500百万円の内数)

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、防災・減災に向けた取組として、光や電波を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を瞬時に把握するリモートセンシング技術の高性能化及び高精細化を行った。

(4) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」に参画し、他の研究機関及び企業等と連携して開発した防災チャットボットSOCDAの長期実証実験に取り組んだ他、接近時高速無線接続による通信途絶領域解消技術を搭載したシステムの導入を地方公共団体が決定し、構築を開始した。また、災害情報の収集と分析を行うDISAANA/D-SUMMを引き続き公開し、実証実験を継続した。

(5) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

(6) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進した。

(令和2年度決算額 120百万円)

(7) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、南海ト

ラフ地震・首都直下地震等の大規模地震や津波、水害、土砂災害などの自然災害に対し、ICT等の最新技術を活用し迅速で効果的な救急救助活動を行うため、ドローンなど上空からの画像情報を活用した救助活動計画の策定手法と、救助現場での安全なガレキ取除き手法、さらに、ドローンに搭載したレーザーによる情報収集手法、レーザーセンサーによる安全監視手法に関する研究開発を行った。

(令和2年度決算額 46百万円)

(8) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防隊が現場に近づけない過酷な環境となる石油コンビナート火災・爆発災害対策のための消防ロボットシステムの研究開発を実施し、実戦配備型を平成30年度末に完成させ、令和元年度に消防本部への実証配備を開始した。令和2年度には、実証配備を引き続き進め、その結果を基に、訓練や実戦活用を通じた機能・システムの最適化、低コスト化、準天頂衛星などの新技術の導入等実戦配備型の改良を行うとともに、量産型の仕様を策定した。

(令和2年度決算額 71百万円)

(9) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

(10) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念される首都直下地震を始めとする内陸部を震源とする地震、南海トラフや日本海溝等における海溝型巨大地震及びその余震、津波や火山災害による被害の軽減に向け、陸海の基盤的地震観測網等を活用した予測技術等の研究開発を行った。

(11) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在

のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・利活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について、社会実装を目指した研究開発を実施した。

(12) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行った。

(13) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行った。

(14) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止技術の開発のために、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行った。

(15) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組んだ。

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機SAR等を用いた、地震、水害、火山噴火等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

(令和2年度決算額 145百万円)

(17) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒

冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行った。

(18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

(令和2年度決算額 966百万円)

(19) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する研究

環境省においては、環境研究総合推進費により、生態系を活用した防災・減災の評価・実施方法に関する研究を推進した。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（令和元年5月31日）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

(令和2年度決算額 689百万円)

(2) 南海トラフ海底地震観測網の構築

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網を構築する計画を推進した（後掲 第2章3-1（1））。

(令和2年度決算額 2,018百万円)

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波

警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用した（後掲 第2章3-1（2））。

(令和2年度決算額 1,017百万円)

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明や地震活動の予測及び津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、自治体の防災計画等の策定支援や地震被害の軽減を図るため、「日本海地震・津波調査プロジェクト」や「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施した。

(令和2年度決算額 677百万円)

(6) 首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト

文部科学省においては、首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報の収集により、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータの整備等を推進した。

(令和2年度決算額 456百万円)

(7) 国土強靱化に向けた海底広域変動観測

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観

測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施した。さらに、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行った。

(令和2年度決算額 運営費交付金
34,953百万円の内数)

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明した。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行った。

(令和2年度決算額 運営費交付金
62,387百万円の内数)

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行った(後掲 第2章3-1(3))。

(令和2年度決算額 運営費交付金
62,387百万円の内数)

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測などを高度化するため、地下地質の3次元モデルの構築を進めるとともに、地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を行った。また、震源断層モデルや断層による地盤の変形メカニズムの研究を行った。

(令和2年度決算額 運営費交付金
62,387百万円の内数)

(11) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行った。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行った。

(令和2年度決算額 74百万円の内数)

(12) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。また、先進レーダ衛星(ALOS-4)への対応を行った(後掲 第3章5-3(7))。

(令和2年度決算額 1,964百万円の内数)

(13) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進した。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行った。

(令和2年度決算額 36百万円の内数)

(14) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(令和2年度決算額 1,931百万円の内数)

(15) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、GNSS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(令和2年度決算額 95百万円)

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究 開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨

大地震や首都直下地震等、巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献するため、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等研究基盤を活用した研究開発等を実施した。

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池やパイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行った。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、震源近傍強震動の予測手法の開発、沿岸構造物の吸い出し・陥没等安定性評価と対策技術の開発に関する研究を行った。

(5) 鉄道施設における防災・減災、戦略的維持管理に資する技術開発

国土交通省においては、地震災害に備えるために、鉄道施設の耐震補強工法の開発等の防災・減災対策に資する技術開発を行った。また、戦略的維持管理の観点から、鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発を行った。

(令和2年度決算額 195百万円の内数)

(6) インフラ施設の地震レジリエンス強化のための耐震技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、道路・河川構造物の地震レジリエンス強化のため、巨大地震に対する構造物の被害最小化技術・早期復旧技術の開発、地盤・地中・地上構造物に統一的に適用可能な耐震設計技術の開発、構造物への影響を考慮した地盤の液状化評価法の開発を行った。

(7) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

(令和2年度決算額 11百万円)

(8) 大規模地震に起因する土砂災害のプレアナリシス手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、大規模地震時における迅速かつ効率的な応急対応等に向けた活動に資するため、想定地震における大規模斜面崩壊の発生状況を事前に推定することが可能な手法の検討を実施した。

(令和2年度決算額 10百万円)

(9) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、極大地震動に対する鉄骨造建築物の倒壊防止のための評価法としてエネルギー法を検討することやピロティ柱及び架構試験体に補修補強工法を適用することによる強度上昇の確認等を行った。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震観測網の構築

(再掲 第2章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測網の運用

(再掲 第2章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第2章2-1(9))

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行った。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を実施した。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波による構造物周辺の局所洗掘量の推定手法の構築、津波による港湾構造物変形への粒子法の適用に関する研究を行った。

(5) 河川構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川構造物の設計技術の開発を行った。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を精密・迅速に計測するためのレーダーやライダー等の電磁波を用いた計測技術に関する研究開発を行った。また、精密な降雨状況を観測可能なフェーズドアレイ気象レーダーについて、他機関との密接な連携により大規模イベント及び自治体との実

証実験を行った。

(2) マルチセンシングに基づく水災害予測技術に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地球温暖化による気候変動の影響等に伴う竜巻、短時間強雨、強い台風等の増加による風水害、土砂災害等の気象災害を軽減するため、先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短期間のゲリラ豪雨等の予測技術に関する研究開発を実施した。

(3) 豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(4) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の山地災害防止機能に関する研究を行った。

(5) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行った。

(6) 突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に資するため、土石流・地すべり等の土砂移動の監視、土石流・流木・地すべり等の土砂移動によるリスク評価及び被害の防止・軽減、移動した不安定土砂の安全な撤去のための対策に関する研究を行った。

(7) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川災害防除技術として、河道侵食防止に関する

研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施した。

(8) 水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

(9) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施した。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、日本沿岸域を対象とした波浪推算手法の課題整理と高度化、岸壁の越波・排水を考慮したふ頭の浸水シミュレーション手法の開発に関する研究を行った。

(11) 地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震後に自治体が速やかに災害対応をできるように、建物管理者が地震発生直後に実施する庁舎等の拠点建築物の健全性判定を支援するための技術開発の検討を行った。

(令和2年度決算額 9百万円)

(12) 大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、現地に立ち入らずとも被災状況を予測可能

な、大規模地震時の係留施設の即時被害推定手法の確立を目的とし、サイト増幅特性の予測精度の向上等に関する研究を実施した。

(令和2年度決算額 8百万円)

(13) 避難・水防に即応可能な情報伝達のための決壊覚知・氾濫実況予測に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、逃げ遅れゼロの達成のため、市町村などに向けた情報提供の更なる充実を目的として、決壊を覚知し氾濫発生の実況予測情報を提供するシステムの研究開発を行った。

(令和2年度決算額 15百万円)

(14) 下水道管路の防災・減災技術の開発に関する実態調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、大雨時の下水道管路、ポンプ場の被災リスク低減及び復旧活動の迅速化を目的として、被災施設の要因分析を行い、施設対策メニューを検討した。

(令和2年度決算額 42百万円)

(15) 免疫性を考慮した降雨指標に応じた崩壊生産土砂量の予測に関する検討

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫被害の防止・軽減に資するため、過去の降雨履歴（降雨の免疫性）が斜面崩壊に与える影響を考慮した崩壊生産土砂量の予測精度の向上のための研究を行った。

(令和2年度決算額 4百万円)

(16) 斜面・対策施設下部が全面的に水没した場合の崩壊危険度の評価手法の検討

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、浸水等水没による急傾斜地崩壊対策施設の損傷リスクを低減するため、水没リスクのある地域における施設の機能評価を織り込んだ危険度評価手法の検討を行った。

(令和2年度決算額 25百万円)

(17) 下水処理場の復旧時の運転管理手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、被災した下水処理場の早期復旧手法を検討するため、被災下水処理場の復旧対応事例に関

する情報収集及び、復旧段階の下水の処理・消毒の対策手法の検討を行った。

(令和2年度決算額 18百万円)

(18) 洗掘の被害を受ける可能性が高い道路橋の抽出と改造マニュアルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、道路橋の洗掘・流失被害を踏まえ、道路橋の構造の特徴に基づく洗掘・流失の被災可能性が高い橋梁の抽出方法の開発及び洗掘・流失対策技術の充実に関する研究を行った。

(令和2年度決算額 50百万円)

(19) 建築物の外装材及び屋根の耐風性能向上に資する調査研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、近年の台風により強風時の脆弱性が顕在化した屋根瓦、木造小屋組、フロントサッシを対象に、被害実態を踏まえた耐風性能向上に資する仕様と試験評価法の検討を行った。

(令和2年度決算額 49百万円)

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明や火山噴火発生及び噴火推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。

(令和2年度決算額 運営費交付金 62,387百万円の内数)

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢

献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を行った。

(令和2年度決算額 650百万円)

(3) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や緊急対策技術の開発に関する研究を行った。

(4) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

(令和2年度決算額 49百万円)

(5) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査を行った。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報の整備を引き続き行った。

(令和2年度決算額 1百万円)

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ステークホルダーとの協働によりニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、道路雪氷等の雪氷災害についてのモニタリング技術及び面的予測モデルに関する研究開発を行った。

(2) 雪崩の発生及び流下に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。また、雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、雪崩に対す

る森林の減勢効果を検証した。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害を防止・軽減するため、高精度空間情報を用いた雪崩の三次元計測に関する開発を行った。

(4) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保の支援を目的として、積雪寒冷環境下における効率的道路管理技術の開発や効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や吹雪対策施設等の性能向上に関する研究を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発

木造密集市街地を火災から守るためには、住民による出火防止（予防）と消防による延焼拡大阻止（防ぎよ）が一体となった取組が必須である。南海トラフ地震・首都直下地震においても甚大な火災被害が想定されているところであり、市街地火災に対する効果的な予防と消防活動を行うために、火災延焼シミュレーションを中心とした市街地火災対策に関する研究開発を行った。

（令和2年度決算額 55百万円）

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲 第2章8（1））。

（令和2年度決算額 50百万円）

- ・火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

有効な火災予防対策が行えるよう火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、建物からの効果的な避難に関する研究開発を行った。

（令和2年度決算額 21百万円）

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、スマートフォンのナビゲーション技術による避難誘導の評価実験や、人感センサによる出火の感知実験等を行った。

(4) 非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標及び評価プログラムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、非住宅建築物の防火性能の向上のため、火災後の継続使用性能を総合的に評価する新しい性能指標（等級）およびその評価プログラムの開発を行った。

（令和2年度決算額 10百万円）

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策施設・設備の長期間使用により老朽化した危険物施設に活用できる腐食状態のモニタリング技術や診断技術を調査し、老朽化を踏まえた施設類型毎の点検のあり方について検討を行うとともに、施設の長寿命化のための補修・補強方法及び施設の長期間使用を前提とした技術基準のあり方について検討を行った（後掲 第3章8-2（3））。

（令和2年度決算額 32百万円）

- ・燃料供給インフラの維持に向けた安全対策の検討

国内の石油製品需要の減少を背景として、過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所の数が年々減少し、自家用車や農業機械へ

の給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配達などに支障を来すいわゆる「SS過疎地問題」が、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から、全国的な課題となっている。このような状況を踏まえ、①現存する給油取扱所の事業継続に係る各方策、②過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策について検討を行った（後掲 第3章8-2（3））。

（令和2年度決算額 23百万円）

・危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発
石油タンクなど産業施設やエネルギー施設の強靱化と消火技術の効率化のために、①石油タンクの地震被害に関する高精度予測と石油タンク地震・津波被害シミュレータの開発、②石油タンク等の火災規模や油種等に応じた強力な泡消火技術、③石油コンビナートで貯蔵・取り扱われる反応性の高い化学物質の火災危険性に関するより適切な評価と消火時の安全管理技術についての研究開発を行った。

（令和2年度決算額 49百万円）

・地下タンクの健全性診断に係る研究開発
防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発した。

（令和2年度決算額 44百万円）

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査
（再掲 第2章7（1））

（2）爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安分野では、事故事例データベース等の整備を進め共通基盤技術の研究を行った。

（令和2年度決算額 運営費交付金
62,387百万円の内数）

9 原子力災害対策

（1）農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研

究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の流出入実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行った。

（2）原子力発電所等の耐震・耐津波安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

（令和2年度決算額 1,195百万円）

（3）原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

（令和2年度決算額 748百万円）

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」の前後の期間を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修等を実施した。

(令和2年度決算額 242百万円)

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

(令和2年度決算額 1,318,121百万円の内数)

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,000者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施した。

(5) 応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的とし

て、地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施した。

(令和2年度決算額 4百万円)

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成推進

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの養成を推進するため、研修資料をHPに掲載した。

(7) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(令和2年度決算額 570百万円)

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行った。

(令和2年度決算額 30百万円)

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施した。

(令和2年度決算額 106百万円の内数)

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医

師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

（令和2年度決算額 7百万円）

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

（令和2年度決算額 7百万円）

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

（令和2年度決算額 2百万円）

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

（令和2年度決算額 8百万円）

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部において医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とし

た研修を実施した。

（令和2年度決算額 5百万円）

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンを養成する研修を実施した。

（令和2年度決算額 3百万円）

(17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施した。

(18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

（令和2年度決算額 97百万円）

(19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練のほか、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施した。

(20) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処す

るため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

(令和2年度決算額 53百万円)

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、首都直下地震等大規模災害等に備え、老朽化した電源設備の更新や固定型衛星通信設備の整備を行った。

(令和2年度決算額 802百万円)

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星による、災害関連情報の伝送を行う災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集された個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの提供を行った。

(令和2年度決算額 37,198百万円の内数)

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機(ヘリコプター)等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進して各部隊・職員の専門性、経験、能力等に合った実戦的な訓練を行った。

(令和2年度決算額 39,327百万円)

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(令和2年度決算額 22,213百万円の内数)

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(6) 電気通信網の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進した。

(7) 災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備

総務省においては、災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局に移動電源車を配備し、重要通信の確保に必要な電源確保を迅速に行う体制を強化した。

(令和2年度決算額 151百万円)

(8) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出をプッシュ型で行った。

(9) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(令和2年度決算額 429百万円)

(10) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行っ

た。

(令和2年度決算額 5,197百万円)

(11) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(令和2年度決算額 1,099百万円)

(12) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(令和2年度決算額 31,148百万円の内数)

(13) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行った。

(令和2年度決算額 978百万円)

(14) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(令和2年度決算額 89百万円)

(15) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(令和2年度決算額 25,631百万円の内数)

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(令和2年度決算額 6,847百万円の内数)

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を

行った。

(令和2年度決算額 99,916百万円の内数)

(16) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設(SCU)に必要な医療資機材設備の整備について補助した。

(令和2年度決算額 20百万円)

(17) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行った(後掲 第3章2-2 (13)、3-2 (3))。

(令和2年度決算額 111,686百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(18) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行った。

(令和2年度決算額 5,320百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金(内閣府計上)の内数)

(19) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進した。

(令和2年度決算額 100,692百万円の内数)

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動

通信システム（K-λ）、衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサット及び衛星を経由して車両からの災害映像を伝送するCar-SAT（カーサット）を順次導入した。

(21) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

（令和2年度決算額 73百万円

※この他に357,619百万円の内数）

(22) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、避難所等地域の防災拠点となる「道の駅」の機能強化を進めるとともに、広域的な復旧・復興活動拠点となる「防災道の駅」として認定する制度を導入した。

(23) 災害予防融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害予防融資により、「地すべり等防止法」による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）や地域気象観測システム（アメダス）の整備を進めた。

（令和2年度決算額 22,179百万円）

(25) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の海水浸入防止対策、電源喪失対策及び老朽化等対策を行った。

（令和2年度決算額 473百万円）

(26) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等

及び電子海図システムの整備等を行った。

（令和2年度決算額 126,980百万円）

(27) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処しうる体制を確保した。

（令和2年度決算額 244百万円）

(28) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地域防災計画等に位置付けられた避難施設等に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する補助事業を実施した。

（令和2年度決算額 10,996百万円）

1-3 災害危険地住宅移転等

(1) 防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援した。

（令和2年度決算額 1百万円）

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化年次計画2020」、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び新たな取組である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を関係府省庁と連携して進めるとともに、地方公共団体や

民間の取組促進を図った。

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」及び「防災週間」並びに「津波防災の日」を中心に各種行事等を行うとともに、防災に関する総合ポータルサイトにおいて各種情報発信を行うなど、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(令和2年度決算額 143百万円)

(3) 災害ボランティア(多様な主体の)連携促進事業

内閣府においては、被災者支援を円滑に・効率的に実施するため、有識者からなる検討会を行い様々な課題の整理や環境整備の方策等について検討を行うとともに、多様な被災者支援主体間の連携を強化・協働のための研修会を行った。また、「防災とボランティアのつどい」を開催し防災ボランティア活動の裾野を広げる取組を行った。

(令和2年度決算額 32百万円)

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画(BCP)の評価等を行った。また、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査や、自然災害に対する事前対策の効果を把握する参考指標の作成等を行った。

(令和2年度決算額 37百万円)

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に向けた、地域における計画の作成支援を行った。

(6) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、自治体の事務の効率化を図るため、クラウド上における、被災者台帳作

成の調査検討や、罹災証明書発行のための周辺環境の整備のための調査検討を実施した。また、復旧・復興ハンドブック等を改訂し、地方公共団体に周知した。

(令和2年度決算額 23百万円)

(7) 特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)の運営に関する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(令和2年度決算額 251百万円)

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

(令和2年度決算額 22百万円)

(9) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の実効性向上を図るため、地方公共団体の防災計画に基づく取組について、事例調査等を行った。また、市町村における受援体制の構築を支援するため、先進的な受援計画を調査・分析するとともに、ひな型となる受援計画のモデルを策定した。

(令和2年度決算額 22百万円)

(10) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応現場で情報を集約・地図化するISUT(Information Support Team)の実際の活動や訓練を通じて作成した地図について、各機関が災害対応で活用しやすくなるよう事例集の制作等を行った。

(令和2年度決算額 29百万円)

(11) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、指定避難所の立地及び防災機能設備等の確保状況の調査や、諸外国等と日本の防災対策に係る比較調査等を実施した。

(令和2年度決算額 11百万円)

(12) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援した。

(令和2年度決算額 236百万円の内数)

(13) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーを育成するため、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」等の地域における活用を図った。

(令和2年度決算額 1百万円の内数)

(14) 地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究

内閣府においては、有識者検討会を設置し、令和2年5月に作成した、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容に沿った防災研修プログラムの改定を行った。

(令和2年度決算額 7百万円)

(15) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害警備対策の強化を図った。

(令和2年度決算額 13,639百万円)

(16) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、災害時における効

果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するためのプローブ情報処理システムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図った。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

(令和2年度決算額 423百万円)

(17) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間停電対策等を求めることとし、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準を行った（令和2年6月）。

(18) 非常時情報伝達ネットワークの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用した。

(令和2年度決算額 4百万円)

(19) 地域防災等のためのG空間情報の利活用推進（Lアラートの普及促進等）

総務省においては、地方公共団体職員等利用者を対象としたLアラートに関する研修を実施した。また、地域における防災等の課題へのG空間情報の利活用推進に向けた普及啓発・人材

育成等を実施した。

(令和2年度決算額 39百万円)

(20) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク・デイズ等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等の導入支援等を行った。

(令和2年度決算額

テレワーク普及展開推進事業 832百万円、
地域IoT実装・共同利用総合支援施策
208百万円)

(21) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行った。

(令和2年度決算額 217百万円)

(22) 訪日外国人等の被災時におけるコミュニケーション支援

総務省においては、訪日外国人等が被災した際の避難所等での円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語音声翻訳システムの高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、同システムの社会実装を推進した。

(令和2年度決算額 1,317百万円)

(23) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を支援した。

(令和2年度決算額 915百万円)

(24) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについ

て、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行った。

(令和2年度決算額 362百万円)

(25) 全国瞬時警報システム（Jアラート）更改に伴う設計・開発

消防庁においては、平成27年のJアラートの更改から5年が経過し、ソフトウェア及びハードウェアの保守に関するサポート期限を迎えることから、これを機に機能強化、自治体ニーズへの対応や開発・運用コストの低減を目的とした次期Jアラートの設計・開発を行った。

(令和2年度決算額 39百万円)

(26) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを支援し、防災体制の充実を推進した。

(27) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、アクションプラン等の見直し、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行った。

(令和2年度決算額 225百万円)

(28) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な車両及び資機材を整備した。

(令和2年度決算額 2,177百万円)

(29) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性

や若者等の入団を促進するために地域の企業や大学等と連携して消防団員を確保する取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団等の充実強化を図った。

(令和2年度決算額 1,864百万円)

(30) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率を向上させるため、救急車の適正利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行った。

(令和2年度決算額 859百万円)

(31) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(令和2年度決算額 11百万円)

(32) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業」の実施や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行った。

(令和2年度決算額 14百万円)

(33) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行った。

(令和2年度決算額 0百万円)

(34) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の

災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(令和2年度決算額 4百万円)

(35) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の災害危機管理対応力の向上を図ることを目的とした研修、市町村の業務継続計画（BCP）の策定支援や大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、インターネットを活用して防災教育を行うe-カレッジのカリキュラムの新設、小規模市町村における災害対応訓練、防災情報システムの在り方に関する基礎的な調査・検討等を行った。

(令和2年度決算額 53百万円)

(36) 災害対応無人航空機運用推進事業

消防庁においては、災害時にドローンを活用した効果的な情報収集及び部隊運用体制を強化するため、消防職員等を対象としたドローン運用アドバイザー育成研修と、アドバイザーによるドローン未導入消防本部等への普及啓発を推進した。

(令和2年度決算額 9百万円)

(37) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(令和2年度決算額 36百万円)

(38) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備を実施した。

(令和2年度決算額 742百万円)

(39) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(令和2年度決算額 9百万円)

文部科学省においては、災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの安全と健康を守るため、公立学校における空調設備の整備への支援を行った。

〔令和2年度決算額 171,608百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)〕

(注) [] 書きは、第3章2-2(6)に計上したものと同一である。

(40) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)の活動費

(令和2年度決算額 6百万円)

(41) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害時要配慮者(高齢者・障害者等支援が必要な方々)に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(令和2年度決算額 1,092,065百万円の内数)

(42) 災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施した。また、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行った。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャー

ター費用の補助を行った。

(令和2年度決算額 310百万円)

(43) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

(44) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進した。

(令和2年度決算額 8,619百万円の内数)

(45) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況、被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備、保守運用を行った。

(令和2年度決算額 16,761百万円の内数)

(46) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援した。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業自らが策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行った。

(47) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄の維持・管理を行った。

(令和2年度決算額 25,671百万円の内数)

(48) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部を支援した。

(令和2年度決算額 5,632百万円)

(49) 災害時に備えた地域におけるエネルギー 供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給を確保するため、自家発電設備を備えた「住民拠点SS」の整備やSSの地下タンクの大型化に伴う入換、SSの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援した。

(令和2年度決算額 3,373百万円)

(50) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援した。

(令和2年度決算額 702百万円の内数)

(51) 石油コンビナートの生産性向上及び強じん 化推進事業

経済産業省においては、大規模災害時にも石油供給能力を維持するため、製油所等における設備の耐震・液状化対策や、被災地域外からの供給に必要な出入荷設備の増強対策、非常用発電設備の設置・増強等の支援を行った。

(52) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行った。

(53) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進

するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、土砂災害警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援した。

(令和2年度決算額 8,979百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(54) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等の職員により組織する緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(55) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせることでわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(令和2年度決算額 66百万円)

(56) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時のサプライチェーン維持のため、成田国際空港において大規模な災害等が発生した場合を想定し、代替輸送調整に必要な関係者の連絡調整体制の在り方について検討を行い、基本的な方向性を示す指針を策定した。

(令和2年度決算額 10百万円)

(57) 災害発生時の情報収集・共有等のための 体制整備

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器(衛星携帯電話)や、情報収集・共有等のための体制を整備し運用を行った。

(令和2年度決算額 22百万円)

(58) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援した。

(59) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施した。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国が代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図った。

(60) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、「自転車活用推進計画」(平成30年6月8日閣議決定)に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性について検討した。

(61) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置づけることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進した。

(62) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、「国民目線」と「連携」をキーワードとして検討を行い、令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」として取りまとめ、同プロジェクトに基づき総力を挙げて防災・減災対策を推進した。

(63) 訪日外国人旅行者への初動対応体制の構築

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、対応言語を5言語から15言語に拡大する等、アプリの改修を行った。

(64) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図や、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の脆弱性に関する脆弱地形分類データ等、防災対策の基礎となる情報の整備・更新を行った。

(令和2年度決算額 1,301百万円の内数)

(65) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ脆弱地形分類データ等の防災地理情報を活用した地域防災力向上のための防災教育支援を行った。

(令和2年度決算額 46百万円の内数)

(66) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海氷の実況・予想図等について気象無線模写通報(無線ファクシミリ放送)等による提供を行った。

(67) J E T T (気象庁防災対応支援チーム)の派遣

気象庁においては、災害が発生した場合又は発生が予想される場合に、T E C - F O R C Eの一員として活動するJ E T T (気象庁防災対応支援チーム)を都道府県や市町村の災害対策本部等へ派遣した。

(68) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、臨海部に立地する施設の周辺海域において錨泊制限等の対策を実施するとともに、海域監視体制の強化を図った。

(令和2年度決算額 1,244百万円)

(69) 強靱な災害廃棄物処理システムの構築

環境省においては、災害廃棄物対策推進検討会において災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための必要事項を整理し、個別のワーキンググループにおいて検討事項の具体化を進めた。また、地方公共団体レベルの取組の加速化のための災害廃棄物処理計画策定支援等モデル事業、地域ブロックレベルでの広域連携を促進するための地域ブロック協議会、全国レベルで災害廃棄物対応力を向上させるためのD.Waste-Netや人材バンクの体制強化や各種の検討会等を実施した。

(令和2年度決算額 835百万円)

(70) 浄化槽長寿命化計画策定推進

環境省においては、浄化槽の長寿命化による国土強靱化を実現するため、浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進する長寿命化計画策定のためのガイドラインの検討等を実施し、浄化槽長寿命化計画策定ガイドラインとして取りまとめ、公表した。

(令和2年度決算額 15百万円)

(71) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）という考え方の普及啓発

環境省においては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の社会実装に向けて必要な事項や優良事例等の情報を整理したパンフレットを用いて、Eco-DRRの考え方の普及啓発を進めた。

(72) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図った。

(令和2年度決算額 238,402百万円)

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民

が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（「津波防災の日」周辺）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう都道府県警察を指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施した。

(令和2年度決算額 4百万円)

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。さらに、南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した地震災害対

応訓練等を実施した（後掲 第3章3-1（2））。

（令和2年度決算額 4百万円）

2-2 防災施設設備の整備

（1）広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った（後掲第3章3-2（1））。

（令和2年度決算額 168百万円）

（2）公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

（3）地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（令和2年度決算額 5,178百万円）

（4）庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施した。

（令和2年度決算額 99百万円）

（5）国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

（令和2年度決算額 129,958百万円の内数）

（6）公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について非構造部材を含めた耐震対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

（令和2年度決算額 171,608百万円の内数）

（内閣府で計上している沖縄分を含む）

（7）私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援した。早期の耐震化完了を目指した。

（令和2年度決算額 14,327百万円の内数）

（8）社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

（令和2年度決算額 127,915百万円の内数）

（内閣府で計上している沖縄分を含む）

（9）医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

（令和2年度決算額 2,710百万円）

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

（令和2年度決算額 2百万円）

（10）水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進した。

（令和2年度決算額 41,515百万円）

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(12) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した（後掲 第3章3-2（2）、4-2（1）、5-2（2）、6-2（3）、第4章2）。

（令和2年度決算額 99,949百万円の内数）
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(13) 漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲 第3章1-2（17））（後掲 第3章3-2（3））

（令和2年度決算額 111,686百万円の内数）
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(14) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲 第3章3-2（4）、4-2（2）、第4章5）。

（令和2年度決算額 45,403百万円の内数）
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(15) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

（令和2年度決算額 268,957百万円の内数）
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(16) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等を推進した。

（令和2年度決算額 20,635百万円の内数）

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

（令和2年度決算額 32,852百万円の内数）
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

（令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数）
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

（令和2年度決算額 1,107百万円の内数）
また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金の内数）
・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

（令和2年度決算額 22,810百万円の内数）
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター

等)の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

(令和2年度決算額 72,431百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

(令和2年度決算額 100百万円の内数)

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施

(令和2年度決算額 472百万円の内数)

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援

(令和2年度決算額 32,852百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援

(令和2年度決算額 13,054百万円の内数)

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、大規模な地震時でも、公衆衛生の確保や浸水被害の発生防止といった機能を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。

(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進した。

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、ミッシングリンクの解消等による多重化・代替性の確保を推進するとともに、ロックアップ橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施した。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV(無人航空機)による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、高架区間の一次的避難場所としての活用を推進した。

(令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(令和2年度決算額 90,383百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(26) 大規模地震・津波に対する港湾の防災・減災対策の推進

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った（後掲第3章3-2（6））。

（令和2年度決算額 357,619百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数）

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、宅地耐震化推進事業による防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進した。

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進した。

(29) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度及び税制特例措置により、民間事業者による耐震改修の促進を図った。

(30) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行った。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策を一層推進した。

（令和2年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,802百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）6,164百万円の内数）

(31) 住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

（令和2年度決算額 90,383百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

(32) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援した。

(33) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

（令和2年度決算額 380,295百万円の内数）

(34) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付した。

（令和2年度決算額 78,572百万円）

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害、防災対策の検討を行った（後掲 第3章3-3（1））。

（令和2年度決算額 245百万円）

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震等応急対策活動に係る具体計画の検証及び病院船の活用に関する検討等

内閣府においては、大規模地震（南海トラフ地震、首都直下地震）の応急対策活動の具体計画の実効性を高めるため、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容の検証及び病院船の活用に関する検討等を行った。

（令和2年度決算額 126百万円）

(3) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進し、都市の安全の確保を図った。

(4) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定的な運用を行うとともに、他機関が保有する情報システムとの連携強化を図った（後掲 第3章3-3（2）、5-3（2））。

（令和2年度決算額 462百万円）

(5) 物資調達・輸送調整等支援システムの整備

内閣府においては、国と地方公共団体間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保した。

（令和2年度決算額 53百万円）

(6) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確

に運用した。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導した。

(7) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

（令和2年度決算額 57,327百万円）

(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(9) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・提供を実施した。

（令和2年度決算額 46百万円の内数）

(10) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組んだ（後掲 第3章3-3（4）、4-3（19））。

(11) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。

(12) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係

機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。
(令和2年度決算額 1,931百万円の内数)

(13) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備した。

(令和2年度決算額 3百万円)

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第3章2-1(6))

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」及び11月5日の「津波防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した津波災害対応訓練等を実施した。

(令和2年度決算額 4百万円)

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2(1))

(2) 海岸防災林の整備

(再掲 第3章2-2(12))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤

の造成や植栽等の整備を進めた(後掲 第3章4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第4章2)。

(令和2年度決算額 105,790百万円の内数
(東日本大震災復興特別会計含む)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第3章1-2(17)、2-2(13))

(令和2年度決算額 111,686百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(14))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した(後掲 第3章4-2(2)、第4章5)。

(5) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(6) 大規模地震・津波に対する港湾の防災・減災対策の推進

(再掲 第3章2-2(26))

(7) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(令和2年度決算額 32,852百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数)

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び

社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(令和2年度決算額 1,107百万円の内数)

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・南海トラフ地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(令和2年度決算額 防災・安全交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター等)の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

(令和2年度決算額 72,431百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金の内数)

(8) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

(令和2年度決算額 20,635百万円の内数)

(9) 港湾における災害時避難機能の確保

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進した。

(令和2年度決算額 357,619百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

5-3(2))

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導した。

(4) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第3章2-3(10)、後掲 第3章4-3(19))

(5) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策の推進を図るため、前年度に引き続き、津波避難に必要な主要ポイントを選定したマニュアル様式「津波対応シート」及び「津波対応シート」の外国語版を国土交通省HPに掲載し、活用を促した。

(6) 津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(令和2年度決算額 1,931百万円の内数)

(7) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援した。

(令和2年度決算額 0百万円)

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第3章2-3(1))

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3(4))(後掲 第3章

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての

教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第3章2-2(12)、3-2(2))

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した(後掲 第3章5-2(2)、6-2(3)、第4章2)。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(14)、3-2(4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した(後掲 第4章5)。

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進した(後掲 第4章3-1(2)、8(1))。

(令和2年度決算額 86,963百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(4) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(5) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量レーダ等の整備を行った。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報

通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施した。

(6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

(7) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、ミッシングリンクの解消等による多重化・代替性の確保を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や道路構造令等の見直し等を推進した。また、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。また、危険箇所等の調査方法の高度化や土壌の残留水分量による新たな通行規制の導入に向けた取組を実施した。

(令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 風水害に対する港湾の防災・減災対策の推進

国土交通省においては、平成30年台風第21号に伴う高潮・高波による浸水被害を踏まえ、コンテナターミナルにおける電気系設備の浸水対策、コンテナの漂流対策等を推進した。また、令和元年房総半島台風及び東日本台風の被害を踏まえ、最新の手法で設計沖波等を更新し、主要な施設を対象に安定性等の照査を実施した。

(令和2年度決算額 357,619百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(9) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設

等の下水道の整備を推進した。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った（後掲第4章9）。

（令和2年度決算額 19,166百万円
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

（10）風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

（令和2年度決算額 32,852百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

（令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

（令和2年度決算額 1,107百万円の内数）

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金の内数）

- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難

空間等の整備の実施

（令和2年度決算額 72,431百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数）

4-3 その他

（1）土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、東京都とともに首都圏における大規模水害からの広域避難の検討を進めた。また、令和元年台風第19号等を踏まえ、避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループを設置し、避難情報について避難勧告・避難指示の避難指示への一本化を始めとした提言を取りまとめるなど、土砂災害・水害等の災害時における避難対策の検討を行った。

（令和2年度決算額 48百万円）

（2）風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図った。

（3）風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

（4）災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

（令和2年度決算額 286,861百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、要配慮者利用施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進した。

また、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図った。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型河川監視カメラなど、防災情報を迅速かつ適確に把握・提供のための情報基盤の整備を推進した。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」等のウェブサイトによりリアルタイムのレーダ雨量、河川水位、洪水予報、河川カメラ画像等を提供した。また、河川水位等の河川情報をデータ配信し、民間企業によるウェブサイトやアプリを通じた配信等を推進した。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する

情報のリアルタイム交換を行った。

(10) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で策定する流域水害対策計画に沿った総合的な都市型水害対策を推進した。

(12) 浸水想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援した。その他、ハザードマップの作成・公表状況を関係自治体間で共有する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施した。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の

指定や情報基盤整備等に対して支援を行った。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図った。

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施した。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(17) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

（令和2年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,802百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）6,164百万円の内数）

(18) 鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進した。

（令和2年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,802百万円の内数）

(19) 港湾における災害対応力強化

（再掲 第3章2-3（10）、3-3（4））

(20) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報の発表をするとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。

（令和2年度決算額 1,318,121百万円の内数）

(2) 火山地域における治山事業の推進

（再掲 第3章2-2（12）、3-2（2）、4-2（1））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した（後掲 第3章6-2（3）、第4章2）。

（令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するた

め、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成27年に改正された「活動火山対策特別措置法」等を踏まえ、各火山地域における火山防災対策の推進、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討、大規模噴火時の広域降灰対策の検討等を行った。また、全国の火山地域の集客施設等における避難確保計画作成の支援等を行った。

(令和2年度決算額 131百万円)

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3(4)、3-3(2))

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、火山噴火に係る住民等避難への対応の支援や、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(令和2年度決算額 10百万円)

(4) 降灰による消防活動への影響評価

消防庁消防研究センターにおいては、富士山噴火による首都圏への降灰量予測に基づいたシミュレーションにより評価した。

(令和2年度決算額 5百万円)

(5) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(6) 火山防災協議会における警戒避難体制の整

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂

災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

(7) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第2章2-1(12))

(8) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会における共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進した。

(令和2年度決算額 1,279百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生等の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担した。

(令和2年度決算額 1,318,121百万円の内数)

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

(令和2年度決算額 6百万円)

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第3章2-2(12)、3-2(2)、4

- 2 (1)、5 - 2 (2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を実施した（後掲 第4章2）。

（令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進した。特に異常な降雪時等への対応として、関係機関と連携した出控え等の呼びかけを行うとともに、集中除雪による迅速な交通の確保を行った。また、除雪機械の高度化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図った。

（令和2年度決算額 2,317,518百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数）

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策を推進した。

（令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数）

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

（令和2年度決算額 721百万円）

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防衛、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係

る教育を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

(令和2年度決算額 2百万円)

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行った。

(令和2年度決算額 69,918百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行った。

(令和2年度決算額 958百万円)

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

令和2年度決算額 2百万円

・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

令和2年度決算額 9百万円

・住宅防火対策の推進

令和2年度決算額 7百万円

・消防法令に係る違反是正推進

令和2年度決算額 11百万円

・消防の技術に関する総合的な企画立案

令和2年度決算額 1百万円

・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築

令和2年度決算額 13百万円

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施した。

(令和2年度決算額 11百万円)

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討

「危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策」(再掲 第2章8(1))

(令和2年度決算額 32百万円)

「燃料供給インフラの維持に向けた安全対策の検討」(再掲 第2章8(1))

(令和2年度決算額 23百万円)

- ・危険物施設の事故防止対策等

(令和2年度決算額 11百万円)

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

(令和2年度決算額 8百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナート災害対応においてA・I・O・T等の先進技術を活用するための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催した。

(令和2年度決算額 10百万円)

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等の際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行った。

(令和2年度決算額 1百万円)

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

(令和2年度決算額 461百万円)

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(7) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、近年大規模石油精製プラント等において設備の老朽化・従業員の高齢化等を背景に重大事故が随時発生していることを受けて、石油・ガス等に係る事故を未然に防止するとともに産業保安法令の技術基準等の策定や・改正や制度設計を行うための事業を実施した。

(令和2年度決算額 385百万円)

(8) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施した。

(令和2年度決算額 152百万円の内数)

(9) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、大型タンカーバースにおける安全な荷役等について指導し、安全防災対策を推進した。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

(10) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

(令和2年度決算額 1百万円)

(11) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイ

を用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備した。

(令和2年度決算額 8百万円)

(12) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供しうる体制を確保した。

(13) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等による活用の推進及び更新のための情報収集を実施した。

(令和2年度決算額 0百万円)

9 原子力災害

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進した。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究等を実施した。

(令和2年度決算額 314百万円)

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示した。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動

等に関する教育訓練を行った。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施した。

(令和2年度決算額 0百万円)

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

(令和2年度決算額 250百万円)

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、国が実施する原子力総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施した。

(令和2年度決算額 4百万円)

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

(令和2年度決算額 3,549百万円)

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、地方公共団体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行った。

(令和2年度決算額 10,337百万円)

(2) 放射線防護対策等の推進

内閣府においては、無理な避難をすることでかえって健康リスクが高まる要配慮者等が、避

難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避を安全に行うために、病院、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の支援等を実施した。

(令和2年度決算額 4,338百万円)

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、万一の発災時に関係道府県が実効性のある避難退域時検査及び簡易除染を実施するために、必要な資機材の設置や要員が実施する検査・簡易除染の方法等に関する詳細なマニュアルの案の作成を実施した。

(令和2年度決算額 11百万円)

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等を行った。

(令和2年度決算額 28百万円の内数)

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、高齢者の消費者被害の深刻化、平成26年改正消費者安全法の施行等を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」等により、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を支援した。

(令和2年度決算額 2,975百万円の内数)

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の地方公共団体への貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(令和2年度決算額 4,211百万円の内数)

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、消防機関と原子力事業者の自衛消防組織等が緊密に連携して効果的な消防活動を行えるよう、実践的な訓練の助言を行った。

(令和2年度決算額 0百万円)

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行った。

(令和2年度決算額 148百万円の内数)

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(令和2年度決算額 87百万円の内数)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(令和2年度決算額 242百万円の内数)

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行った。

(令和2年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害

の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止を図った。

(令和2年度決算額 227百万円)

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行った。

(5) 高圧ガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い高圧ガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援した。

(令和2年度決算額 165百万円)

(6) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施した。

(令和2年度決算額 53百万円)

第4章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和元年の台風第19号や平成30年7月の豪雨など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震に対し、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力のある地域をつくるため、以下により、新たな技術を最大限活用しながら、整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策を総動員し、『水防災意識社会』の再構築を推進した。

また、平成30年7月豪雨等の近年の災害を受けて実施した重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を重点的に推進した。

(令和2年度決算額 1,241,809百万円)

(1) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化

令和元年度台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施した。

(2) 住民主体の避難行動のための情報提供の充実

令和元年度台風第19号等の教訓を踏まえ、河川の水位や画像情報などの情報の充実を図るとともに、関係者等と連携しながら、住民自らの避難行動につながる情報の提供を推進した。

(3) 令和元年台風第19号等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止

激甚な水害・土砂災害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施した。

(4) 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新

維持更新コストの最小化に向け、長寿命化計

画に基づく「予防保全型」の維持管理へ転換するとともに、無動力化や遠隔操作化による省人化、新技術を活用した管理の高度化を推進した。

2 治山事業

(再掲 第3章2-2(12)、3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3))

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害、流木災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進した。

(令和2年度決算額 99,949百万円

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

(令和2年度決算額 30,149百万円の内数)

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続8地区(直轄治山と重複している地区を含む)において事業を実施した(後掲 第4章3-1(1))。

(令和2年度決算額 17,156百万円の内数)

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を

実施した。

(令和2年度決算額 1,202百万円の内数)

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施した。

(令和2年度決算額 46,121百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

(令和2年度決算額 169百万円)

・直轄地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2(1))

(令和2年度決算額 17,156百万円の内数)

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

(令和2年度決算額 基礎技術調査費
222百万円の内数)

(2) 補助事業

・地すべり対策事業

(再掲 第3章4-2(3))

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した(後掲 第4章8(1))。

(令和2年度決算額 86,963百万円の内数)

・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、集落、

公共施設等に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施した。

(令和2年度決算額 46,121百万円の内数)

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他に対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援した。

5 海岸事業

(再掲 第3章2-2(14)、3-2(4)、4-2(2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

(1) 直轄事業

・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(令和2年度決算額 26,671百万円)

(2) 補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

(令和2年度決算額 87,329百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施した。

(令和2年度決算額 21,416百万円)

(2) 国土交通省所管事業(河川等)

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められた場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

(令和2年度決算額 60,501百万円)

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査(保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施した。

(令和2年度決算額 基礎技術調査費
222百万円の内数)

・地盤沈下対策事業

(再掲 第3章4-2(3)、第4章3-1(2))

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図る

ため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(令和2年度決算額 86,963百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築15事業を実施した。

(令和2年度決算額 508百万円)

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(令和2年度決算額 1百万円)

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行った。

(令和2年度決算額 6百万円)

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析や水準測量を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(令和2年度決算額 244百万円の内数)

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行った。これらの結果を活用し、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。

(令和2年度決算額 30百万円)

(5) 地下水・地盤環境対策

環境省においては、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」の公表を行った。また、地盤沈下を防止しつつ、再生可能エネルギー等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、地下水の持続可能な保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行った。

(令和2年度決算額 11百万円の内数)

9 下水道における浸水対策

(再掲 第3章4-2 (9))

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、433億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置した。また、地方公共団体が単独で実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、942億円の一般事業債（河川等事業）を措置した。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に実施する自然災害を防止するための社会基盤整備に関する地方単独事業について、2,806億円の緊急自然災害防止対策事業債を措置した。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川等の浚渫について、651億円の緊急浚渫推進事業債を措置した。

(2) 保安林等整備管理費

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(令和2年度決算額 402百万円)

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(令和2年度決算額 2,749百万円)

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進した。

(令和2年度決算額 1,584百万円)

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進した。

(令和2年度決算額 6,802百万円の内数)

(6) 防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域や事前防災・減災対策を図る必要の生じた地域等134地区において、緊急的かつ機動的に予算を配分し、住民等の安全・安心の確保を図った。

(令和2年度決算額 7,990百万円)

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、老朽化対策の加速化を推進した。

(令和2年度決算額 357,619百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設が老朽化し、地域

でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

(令和2年度決算額 76,771百万円)

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型汚水処理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行った。

(令和2年度決算額 7,454百万円)

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 令和2年(2020年)7月豪雨に対して とった措置

(1) 内閣官房における対応

内閣官房内閣情報調査室においては、被災等の状況の早期把握等に資するため、関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行ったほか、当該画像に基づく加工処理画像を内閣官房のウェブサイトで公開した。

(2) 警察庁における対応

警察庁においては、非常災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害応急対策本部を設置し、関係都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請した。また、文部科学省職員の現地への派遣、各都道府県等に対し、被災した児童生徒等の就学機会の確保等に関する取組を促す通知の発出等を通じ、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。さらに、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、「基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)」からの情報を一元的に集約し、「防災科研クライシスレスポンスサイト(NIED-CRS)」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、土砂撤去、再度災害防止の観点を踏まえた復旧、農業用ハウス・機械、果樹等の再整備、

林野、水産関係に係る総合的な支援対策を行った。

また、熊本県に約32万点の食料支援を行うとともに、被災した地方公共団体等へ延べ1,362人・日のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(5) 経済産業省における対応

経済産業省においては、熊本県や大分県等に「災害救助法」が適用されたことを踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常災害対策本部を設置し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、全国から緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプターやドローン等も活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

(7) 環境省における対応

環境省においては、現地支援チーム(本省及び地方環境事務所(北海道・関東・近畿・中部・中国・四国・九州))、D.Waste-Net、専門家を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営や収集運搬について支援を行った。

1-2 令和2年(2020年)台風第10号に対して とった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、行方不明者の捜索、交通対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、関係都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請するとともに、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。

(3) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ18人・日のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策本部を設置し、台風接近前から、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や排水ポンプ車等を九州地方へ派遣、災害発生後の迅速な活動に備えた。発災後は、災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査、土砂災害専門家による二次災害防止のための技術的助言を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-3

令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、12月16日からの大雪では、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、交通対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、関係都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請するとともに、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。さらに、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、「基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)」からの情報を一元的に集約し、「防災科研クライシスレスポンスサイト(NIED-CRS)」を介して災害対応機

関等へ情報発信を行った。

(3) 経済産業省における対応

経済産業省においては、秋田県や新潟県等に「災害救助法」が適用されたことを踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧、果樹を含む農作物被害等への支援、林野、水産関係に係る総合的な支援対策を行った。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、除雪車等による除雪作業、滞留車両のドライバーへの物資支援等を実施した。また、道路利用者等に対して大雪に対する警戒を呼びかけるため、大雪に対する国土交通省緊急発表等を実施した。

また、令和3年3月に「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ」の改定を行い、今後は「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、大雪時の道路交通確保に向けて各種対策を推進していくこととした。

1-4

令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、交通対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設

置し、関係都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と二次災害防止等を要請した。また、文部科学省職員の現地への派遣、関係機関等に対する被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点についての事務連絡や福島県沖を震源とする地震の被災地域の受験生等への配慮についての事務連絡の発出等を通じ、被害状況等の把握や必要な支援に努めた。さらに、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、「基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)」からの情報を一元的に集約し、「防災科研クライシスレスポンスサイト(NIED-CRS)」を介して災害対応機関等へ情報発信を行った。

(3) 経済産業省における対応

経済産業省においては、福島県に「災害救助法」が適用されたことを踏まえ、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、総合的な支援対策を行った。

また、被災した地方公共団体等へ延べ56人・日のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、地震発生直後に災害対策本部を設置し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、災害対策ヘリコプター3機により上空から被災状況調査を行ったほか、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、自治体所管施設の被災状況調査や技術的な助言等を実施した。

1-5 その他の災害に対してとった措置

(1) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和2年度に発生した災

害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(令和2年度決算額 882百万円)

(2) 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

(令和2年度決算額 21,693百万円)

(3) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

・災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行った。

(令和2年度決算額 247百万円)

・災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行った。

(令和2年度決算額 248百万円)

(4) 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、消防組織法第49条の規定に基づき負担した。

(令和2年度決算額 137百万円)

(5) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(令和2年度決算額 30,129百万円)

(6) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊

員に支給される食事等に係る経費を計上した。
(令和2年度決算額 450百万円)

1 令和2年度災害派遣の実績 (防衛省)

区分	件数	延べ現地活動人員	延べ車両 (両)	延べ航空機 (機)	延べ艦艇 (隻)
風水害・地震など	10	4,709	846	25	
急患輸送	349	1,710	6	367	
捜索救助	7	276	54	2	4
消火支援	33	3,208	313	143	
その他	131	48,925	6,913	30	
合計	530	58,828	8,132	567	4
令和2年7月豪雨	1	現地活動人員 約61,000 活動人員 約350,000	約13,000	約270	4

※令和2年7月豪雨については、2年度の派遣実績から除く。

※活動人員とは、現地活動人員に加えて整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員などの後方活動人員を含めた人員数

※その他に含まれている新型コロナウイルスに係る教育支援は人員のみ計上

(気象庁)

津波警報・注意報の発表回数 (令和2年4月～令和3年3月)

大津波警報 (発表総数)	津波警報 (発表総数)	津波注意報 (発表総数)
0	0	1

(気象庁)

緊急地震速報 (警報・予報) の発表回数 (令和2年4月～令和3年3月)

緊急地震速報 (警報)		緊急地震速報 (予報)
地震動特別警報 (発表総数)	地震動警報 (発表総数)	地震動予報 (発表総数)
2	14	807

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報 (震度6弱以上) が特別警報と位置付けられている。

気象等警報の発表回数

(令和2年4月～令和3年3月) (気象庁)

種類	特別警報 ※1 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	0	150
暴風雪	0	103
大雨	8	859
大雪	0	105
高潮	0	26
波浪	0	210
洪水	—	554
合計 ※2	8	1,802

※1 平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

※2 同一官署において、同一時刻に2種類以上の警報を発表した場合、合計の発表回数を1回と集計していることから、合計の発表回数は各警報の発表回数の和より少なくなることがある。特別警報についても同様。

噴火警報・予報の発表回数 (令和2年4月～令和3年3月)

噴火警報 (居住地域) (発表総数)	噴火警報 (火口周辺) 噴火警報 (周辺海域) (発表総数)	噴火予報 (発表総数)
0	10	6

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成23年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した。

(令和2年度決算額 4,026百万円)

・補助事業

治山施設について、平成23年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成23年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成30年災害の復旧を完了し、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した(後掲 第5章2-2)。

(令和2年度決算額 61,241百万円の内数)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、平成23年災害、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した。

(令和2年度決算額 132,449百万円)

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成23年災害、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業を実施した。また、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(令和2年度決算額 354,380百万円)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等について、平成23年災害、平成30年災害、令和元年災害及び令和2年災害に係る復旧事業を実施した。

(令和2年度決算額 21,095百万円)

・補助事業

(再掲 第5章2-1(1))

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業を実施した。

(令和2年度決算額 95,277百万円の内数)

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和2年度決算額 1,981百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行った。

(令和2年度決算額 5,563百万円)

(3) 私立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた私立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行った。

(令和2年度決算額 1,638百万円)

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立社会教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和2年度決算額 1,433百万円)

(5) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(令和2年度決算額 31,148百万円の内数)

2-4 厚生施設災害復旧事業

厚生労働省においては、令和2年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

厚生施設災害復旧事業 (令和2年度決算額)

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局について、令和2年9月に仮庁舎から本庁舎へ戻り事務処理を行った。

(令和2年度決算額 41百万円)

(2) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、

ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(令和2年度決算額 373百万円)

(3) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。

(令和2年度決算額 70百万円)

(4) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の支援を実施した。

(令和2年度決算額 115百万円)

(5) 地域ICT強靱化事業 (本省・地方)

総務省においては、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時においては地方公共団体等に対

厚生施設等災害復旧事業 (令和2年度決算額)

厚生労働省においては、令和2年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

(単位：千円)

項目	区分	2年度決算額 (一般会計分)	2年度決算額 (復興特会分)	合計
社会福祉施設		6,948,278	618,416	7,566,694
医療施設		2,501,550	0	2,501,550
うち	公的医療機関施設	461,114	0	461,114
	政策医療実施機関施設	1,836,365	0	1,836,365
	医療関係者養成施設	150,011	0	150,011
	看護師宿舎	0	0	0
	その他	54,060	0	54,060
保健衛生施設		346,979	85,296	432,275
水道施設		4,121,762	4,672,545	8,794,307
うち	上水道施設	3,473,904	4,573,149	8,047,053
	簡易水道施設	647,858	99,396	747,254
合計		13,918,569	5,376,257	19,294,826

して貸し出すことにより、迅速な開設を図り、また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を実施した。

(令和2年度決算額 10百万円)

(6) 工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行った。

(令和2年度決算額 154百万円)

(7) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成30年から令和2年の災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(令和2年度決算額 1,000百万円)

(8) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(令和2年度決算額 3,503百万円)

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、被災した中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(令和2年度決算額 4百万円)

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

(令和2年度決算額 284,718百万円)

地方長期資金等の貸付

財政融資資金

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	284,512,000
東日本大震災復旧・復興事業分	205,500
合 計	284,717,500

(3) 日本私立学校振興・共済事業団の融資

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講じた。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(5) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(6) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(7) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通し

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) の融資
(令和2年度)

(単位: 件、千円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	202	1,360,300
平成28年熊本地震	17	164,500
平成30年5月20日から7月10日までの豪雨による災害	5	52,850
平成30年北海道胆振東部地震に係る災害	3	31,380
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	1	24,000
令和元年台風第15号による災害	20	150,930
令和元年台風第19号に伴う災害	173	1,947,010
令和2年7月3日からの大雨による災害	160	950,500
令和2年台風第14号に伴う災害	0	0
令和2年12月16日からの大雪による災害	0	0
令和3年1月7日からの大雪による災害	1	1,600
令和3年福島県沖を震源とする地震による災害	2	20,900
令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害	0	0
令和3年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害	0	0
合計	584	4,703,970

た。

さらに、甚大な自然災害により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

(8) 農業信用基金協会等による信用保証

農業信用基金協会等においては、被災農業者等による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入に対して保証を行った。

さらに、甚大な自然災害により被害を受けた農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会等の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除する措置を講じた。

(9) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するととも

(株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資
(令和2年度)

(単位: 件、百万円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	20	1,446
平成28年熊本地震	2	100
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号(九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	0	0
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	3	76
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	0	0
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	0	0
平成30年大島大橋の損傷	0	0
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	0	0
令和元年台風第15号等による災害	3	21
令和元年台風第19号等による災害	28	2,155
合計	56	3,798

に、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(10) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号については、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の

(株) 商工組合中央金庫の融資 (令和2年度)
(単位: 件、百万円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	1	50
平成28年熊本地震	5	350
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号(九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	0	0
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	0	0
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	0	0
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	0	0
平成30年大島大橋の損傷	0	0
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	0	0
令和元年台風第15号等による災害	0	0
令和元年台風第19号等による災害	0	0
合計	6	400

100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(11) 災害復旧高度化事業

都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(12) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金のうち、一定の範囲内で融資を行った。

信用保証協会による信用保証の特例措置 (令和2年度)
(単位: 件、百万円)

災害名	セーフティネット保証 4号・災害関係保証等	
	件数	金額
東日本大震災	1,587	39,046
平成28年熊本地震	5	186
平成29年7月5日からの大雨による災害/梅雨前線・台風第3号(九州北部豪雨)	0	0
平成30年霧島山における火山活動	0	0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	0	0
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	5	43
平成30年8月30日からの大雨による災害	0	0
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	0	0
平成30年台風第20号による災害	0	0
平成30年台風第21号による災害	1	10
平成30年大島大橋の損傷	0	0
令和元年山形県沖を震源とする地震による災害	0	0
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	0	0
令和元年台風第15号等による災害	8	225
令和元年台風第19号等による災害	12	255
合計	1,618	39,765

(13) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和2年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆5,662億円と定めて実施した。

(令和2年度決算額 3,927百万円)

(2) 農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災

害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施した。

(令和2年度決算額 71,785百万円)

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する農業共済事業を実施した。

(令和2年度決算額 10,094百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業

を実施した。

(令和2年度決算額 5,408百万円)

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

③-③ 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害関連経費	28,972	38,105	67,077

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	61,148	22,575	83,723

c 普通交付税の繰上交付の状況 (単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和 2.7.10	市町村分	14,546	20	令和2年7月豪雨
2.7.14	市町村分	10,112	13	令和2年7月豪雨
2.7.17	市町村分	5,375	10	令和2年7月豪雨
2.7.21	市町村分	2,859	4	令和2年7月豪雨
2.8.4	市町村分	10,874	18	令和2年7月豪雨
2年度計	県分	0	0	
	市町村分	43,766	65	
	合計	43,766	65	

(2) 災害関係地方債の発行(予定)額状況(通常収支分)

(単位：百万円)

区分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	77,940.6	1,272.7	20,296.8	21,569.5	99,510.1
過年補助・直轄災害復旧事業	56,114.5	5,185.5	17,364.9	22,550.4	78,664.9
現年一般単独災害復旧事業	21,938.0	6,060.3	21,304.8	27,365.1	49,303.1
過年一般単独災害復旧事業	6,490.9	6,012.1	24,806.5	30,818.6	37,309.5
歳入欠かん等債	8,156.0	0.0	16,421.6	16,421.6	24,577.6
公共土木施設等小災害復旧事業	127.3	0.0	507.3	507.3	634.6
農地等小災害復旧事業	1.0	0.0	1,526.4	1,526.4	1,527.4
地方公営企業等災害復旧事業	2,116.0	0.0	5,705.9	5,705.9	7,821.9
火災復旧事業	0.0	275.0	3,079.2	3,354.2	3,354.2
合計	172,884.3	18,805.6	111,013.4	129,819.0	302,703.3

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

（令和2年度決算額 13,056百万円）

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

（令和2年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数）

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月15日策定）に基づき債

務整理を行う場合における弁護士等の登録専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

（令和2年度決算額 0百万円）

(2) 復興庁における対応

- ・復興庁においては、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。
- ・復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への支援の継続に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

（令和2年度決算額 21,907百万円）

(3) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況にあわせて決定・配分した。

（令和2年度 地方財政計画額
374,249百万円）

(4) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、以下の施策を実施した。

- ・被災地に設置された出張所において、弁護士・司法書士による無料法律相談や各種専門家による「よろず相談」を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施した。
- ・「被災者専用フリーダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。

- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(令和3年3月31日失効)に基づき、東日本大震災法律援助事業(東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域(東京都を除く。)に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力の状況にかかわらず、法律相談等に係る援助を行う業務)を実施した。

(令和2年度決算額 573百万円)

(5) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(令和2年度決算額 72百万円)

(6) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関(法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員)が、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施した。

(令和2年度決算額 12百万円)

(7) 農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ①災害復旧等事業
(令和2年度決算額 64,731百万円)
- ②農山漁村整備
(令和2年度決算額 20,595百万円)
- ③森林整備事業
(令和2年度決算額 6,711百万円)
- ④災害関連融資
(令和2年度決算額 2,195百万円)
- ⑤東日本大震災農業生産対策交付金
(令和2年度決算額 81百万円)
- ⑥福島県農林水産業再生総合事業
(令和2年度決算額 3,843百万円)
- ⑦放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

(令和2年度決算額 2,953百万円)

- ⑧復興水産加工業等販路回復促進事業
(令和2年度決算額 990百万円)
- ⑨食料生産地域再生のための先端技術展開事業
(令和2年度決算額 795百万円)
- ⑩福島イノベーション・コースト構想関連事業
(令和2年度決算額 122百万円)
- ⑪安全な木材製品等流通影響調査・検証事業
(令和2年度決算額 102百万円)

(8) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

経済産業省においては、東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

(令和2年度決算額 10,405百万円)

4-4

平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生し、現在も顕著な土砂流出が継続している紀伊山系において土砂災害対策を行った。

4-5

平成26年(2014年)広島土砂災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、広島県において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂災害等が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行った。

4-6

平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、関係機関への観測情報の提供など警戒避難体制の整備を支援した。

4-7

平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年(2016年)熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・農業施設災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 96,124百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 経済産業省の対策

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
経済産業省においては、熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域(熊本県、大分県)を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

(令和2年度決算額 5,015百万円)

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・道路事業
大規模な斜面崩壊が発生した阿蘇大橋地区においては、国道57号を北側復旧ルートにて引き続き復旧を推進するとともに、道路法及び大規模災害復興法による直轄権限代行で、国道325号阿蘇大橋、村道柘の木～立野線の復旧工事を引き続き実施した。

(令和2年度決算額 132,449百万円の内数)

- ・土砂災害対策の推進
地震により地盤の緩んだ阿蘇地域において、土砂災害対策を集中的に行った。
- ・宅地耐震化の推進
被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。
- ・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進
熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援した。
(令和2年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

4-8

平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年(2017年)7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日からの大雨に

よる災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 121,677百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策の推進
国土交通省においては、甚大な被害を受けた流域において、再度災害の防止を目的に河川整備や砂防堰堤等の整備を行った。
- ・宅地耐震化の推進
福岡県朝倉市において、大規模な土砂災害により宅地の被害が発生したため、現地再建及び再度災害防止のため、堆積土砂を活用した宅地の嵩上げを支援した。

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年（2018年）7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 121,897百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた岡山県等において治水対策を行うとともに、広島県等において土砂災害対策を集中的に行った。

4-10

平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和2年度決算額 121,897百万円の内数)

・果樹農業生産力増強総合対策

(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)

・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

・林業施設整備等利子助成事業

(令和2年度決算額 272百万円の内数)

・治山事業

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

・漁業経営基盤強化金融支援事業

(令和2年度決算額 86百万円の内数)

4-11

平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和2年度決算額 121,897百万円の内数)

・果樹農業生産力増強総合対策

(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)

・林業施設整備等利子助成事業

(令和2年度決算額 272百万円の内数)

・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

・治山事業

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

・漁業経営基盤強化金融支援事業

(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた北海道勇払郡厚真町等において、土砂災害対策を集中的に行った。

・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

4-12

平成30年(2018年)台風第24号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第24号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和2年度決算額 121,897百万円の内数)

・果樹農業生産力増強総合対策

(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)

- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

4-13

令和元年(2019年)8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年(2019年)8月の前線に伴う大雨を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 124,935百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、令和元年8月の前線に伴う大雨の影響を受けた商店街に対し、商店街活性化・観光消費創出事業により、新たな需要を効果的に取り込み消費の喚起につなげるためのイベント等の事業への支援を実施した。

(令和2年度決算額 0百万円)

4-14

令和元年(2019年)令和元年房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年(2019年)台風第15号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 124,935百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)

- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

4-15

令和元年(2019年)東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年(2019年)台風第19号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

(令和2年度決算額 124,935百万円の内数)

- ・果樹農業生産力増強総合対策

(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)

- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)

- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

- ・林業施設整備等利子助成事業

(令和2年度決算額 272百万円の内数)

- ・治山事業

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・森林整備事業

(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(2) 経済産業省の対策

経済産業省は、令和元年(2019年)東日本台風で被害を受けた事業者に対し、以下を実施した。

- ・中小企業組合等共同施設等復旧事業

広範囲かつ甚大な被害を受けた地域を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

(令和2年度決算額 12,262百万円)

- ・地域企業再建支援事業

中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を実施した。

(令和2年度決算額 6,354百万円)

- ・被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)

被災小規模事業者が作成する経営計画に基づく事業再建に向けた機械設備の購入費等の補助を行った。

(令和2年度決算額 2,154百万円)

- ・商店街災害復旧等事業

令和元年東日本台風の影響を受けた商店街に対し、アーケード等の改修や活気を取り戻すためのぎわい創出事業等を実施した。

(令和2年度決算額 10百万円)

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・道路事業

国土交通省においては、広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、大規模災害復興法に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

(令和2年度決算額 132,449百万円の内数)

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県等において土砂災害対策を集中的に行った。

(1) 日本司法支援センター(法テラス)における復興対策

日本司法支援センター(法テラス)においては、「改正総合法律支援法(平成28年法律第53号)」に基づき、大規模災害の被災者に対し災害発生から1年を超えない範囲内で無料法律相談援助を実施する制度を令和2年7月豪雨に適用し、令和2年7月14日から、同制度による被災者支援を実施した(同豪雨発生から1年を超えない範囲内で最長の日である令和3年7月2日まで)。そのほか、以下の施策を実施した。

- ・避難所や公共施設等における巡回相談を実施した。
- ・「法テラス災害ダイヤル(0120-078309(おなやみレスキュー))」において、被災者が直面する法的トラブルの解決や生活再建に役立つ法制度等についての情報提供を実施した。
(令和2年度決算額 日本司法支援センター運営費交付金 15,247百万円の内数)

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年(2020年)7月豪雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 121,758百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
(令和2年度決算額 1,172百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)

- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(3) 経済産業省の対策

経済産業省は、令和2年(2020年)7月豪雨で被害を受けた事業者に対し、以下を実施した。

- ・なりわい再建支援事業(中小企業等「新グループ補助金」)
中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を実施した。
(令和2年度決算額 230百万円)
- ・被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)
被災小規模事業者が作成する経営計画に基づく事業再建に向けた機械設備の購入費等の補助を行った。

(令和2年度決算額 1,294百万円)

- ・商店街災害復旧等事業
令和2年7月豪雨の影響を受けた商店街に対し、アーケード等の改修や活気を取り戻すためにぎわい創出事業等を実施した。

(令和2年度決算額 174百万円)

(4) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・道路事業
国土交通省においては、豪雨により流出した熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、道路法に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

(令和2年度決算額 132,449百万円の内数)

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年(2020年)台風第10号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
(令和2年度決算額 121,758百万円の内数)
- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)

- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)

- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・果樹農業生産力増強総合対策
(令和2年度決算額 5,557百万円の内数)
- ・農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
(令和2年度決算額 4,289百万円の内数)
- ・林業施設整備等利子助成事業
(令和2年度決算額 272百万円の内数)
- ・治山事業
(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)
- ・森林整備事業
(令和2年度決算額 149,229百万円の内数)
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
(令和2年度決算額 86百万円の内数)

4-20 その他の災害に関する復興対策**(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援**

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自

然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日策定)に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

(令和2年度決算額 43百万円)

(2) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

- ・農林水産省においては、治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進した。

(3) 三宅島噴火災害に関する対策

- ・農林水産省においては、治山事業を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進した。

(令和2年度決算額 99,949百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

- ・国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援した。

(4) 霧島山(新燃岳)災害による復興対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備を推進した。

(5) 新潟県糸魚川市大規模火災に関する対策

国土交通省においては、糸魚川市の復興まちづくり計画の実現に向け、復興事業について支援した。

(令和2年度決算額 70,000百万円の内数)

第6章 国際防災協力

(令和2年度決算額 3百万円)

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域等における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

(令和2年度決算額 217百万円)

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるよう、我が国の取組を共有するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を実施した。

(令和2年度決算額 6百万円)

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施した。

(令和2年度決算額 17百万円)

(4) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、我が国の経験やノウハウをもとに培った防災ICTシステムの国際展開を推進するため、中南米地域等自然災害多発国に対し、実証実験や技術支援、セミナーへの参加を通じて民間企業と連携した働きかけを行った。

(令和2年度決算額 周波数の国際協調利用
促進事業の一部 25百万円)

(5) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行った。

(6) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図った。

(令和2年度決算額 8百万円)

(7) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催などの教育訓練を行った。

(令和2年度決算額 9百万円)

(8) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（UNDRR）への拠出等を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援した。

(令和2年度決算額 1,435百万円
(UNDRR：602百万円、OCHA：688百万円、その他145百万円))

(9) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連にお

ける防災と水に関する国際会議等の活動の支援を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進した。

(令和2年度決算額 65百万円)

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

(13) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関とのオンライン会議システムを利用した会議及び油防除に関する研修を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進した。

(令和2年度決算額 2百万円)

(14) 災害廃棄物対策に係る国際支援

環境省においては、日本の過去の災害による経験・知見を活かした国際支援の一環として、アジア・太平洋地域において災害廃棄物が適正かつ迅速に処理が行われるよう、「アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン」の普及を進めた。

(令和2年度決算額 20百万円)

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により

開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の一つとして防災分野における協力を行った。

(令和2年度決算額 JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金の内数)

(3) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続きインドネシアやベトナム、トルコで実施した。さらに、新興国等を対象に河川管理施設のアセットマネジメントやダム再生をテーマに今後の防災分野の協力に向けた意見交換会であるワークショップを開催した。加えて平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」を活用した。

(令和2年度決算額 40百万円)

第3部

令和4年度の 防災に関する計画

第1章

科学技術の研究

第2章

災害予防

第3章

国土保全

第4章

災害復旧等

第5章

国際防災協力

概要

1 科学技術の研究

防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震及び東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害及び火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧・復興については、被災者生活再建支援金の支給、公共土木施設等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

注) 第3部に記載の予算額は全て当初予算である。

第1章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行うほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献する。

令和4年度予算額 62,517百万円の内数
 令和3年度予算額 62,532百万円の内数

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション推進戦略等に基づき、我が国及び国民の安全・安心の確保に向けた取組の一環として防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

①戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

平成30年度に開始した「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」第2期の「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」において、引き続き、衛星、AI、ビッグデータ等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人ひとりの確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を推進する。

令和4年度予算額
 科学技術イノベーション創造推進費
 55,500百万円の内数
 令和3年度予算額
 科学技術イノベーション創造推進費
 55,500百万円の内数

②官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)

「官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)」の「革新的建設・インフラ維持管理技術/革新的防災・減災技術領域」において、国、自治体に加え、民間の災害対応主体による事前の防災・減災対策や、発災後の応急対応等の充実に寄与する各省による技術開発や社会実装の取組を推進する。

令和4年度予算額
 科学技術イノベーション創造推進費
 55,500百万円の内数
 令和3年度予算額
 科学技術イノベーション創造推進費
 55,500百万円の内数

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、防災・減災に向けた取組として、光や電波を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を瞬時に把握するリモートセンシング技術の高性能化及び高精細化を進める。また、総務省では膨大な上記リモートセンシングデータをリアルタイムに伝送するための研究開発を進めるとともに、NICTと一体となってリモートセンシング技術の社会実装に取り組む。

(4) レジリエントICTに関する研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、大規模災害や障害等の様々な事象によって引き起こされる非連続な変化に対応が可能な、ネットワークの障害検知・予測及び適応制御技術、IoT等による柔軟な情報収集と総合的な可視化・解析の基盤技術、持続性に優れたレジリエントICT基盤技術等の研究開発を推進するとともに、耐災害ICT等に係る研究開発成果の普及や社会実装について、継続的に取り組む。

(5) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

(6) 宇宙天気現象がもたらすハザードの対応

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、太陽活動や電離圏・磁気圏の変動によって航空無線、電力網、通信・放送・測位システムなどの社会インフラに異常を発生させるおそれがあることから、総務省における「宇宙天気予報の高度化の在り方に関する検討会」（令和4年1月～）における検討結果を踏まえ、宇宙天気予報の高度化に取り組む。

(7) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「統合イノベーション戦略2021」（令和3年6月18日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

令和4年度予算額	135百万円
令和3年度予算額	135

(8) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発及び自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発を行う。

令和4年度予算額	60百万円
令和3年度予算額	60

(9) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

(10) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、内陸部を震源とする地震、海溝型巨大地

震及び津波、火山噴火による被害の軽減に向けた陸海の基盤的地震観測網等を活用した研究開発、地震・火山・津波防災に関する各観測システムの安定的運用継続を実施している。具体的には、陸海の基盤的地震観測網のデータ等を活用した地震動・津波即時予測研究等、火山観測網やリモートセンシング技術等を活用した火山活動や噴火現象の把握及び火山災害のリスクコミュニケーションの在り方等の研究を実施する。

(11) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・利活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について研究開発を行い、社会全体への浸透を目指す。特に、ゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を行い、ステークホルダーと協働し成果の社会実装を図る。

(12) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行う。

(13) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行う。

(14) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組む。

(15) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止技術の開発のために、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行う。

震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

令和4年度予算額	752百万円
令和3年度予算額	945

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機 SAR 等を用いた、地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

(2) 南海トラフ海底地震観測網の構築

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網を構築する（後掲第1章3-1(1)）。

令和4年度予算額	70百万円
令和3年度予算額	56

令和4年度予算額	135百万円
令和3年度予算額	139

(17) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行う。

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用する（後掲第1章3-1(2)）。

令和4年度予算額	1,157百万円
令和3年度予算額	1,017

(18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

令和4年度予算額	995百万円
令和3年度予算額	901

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明や地震活動の予測及び津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進する。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）－」（令和元年5月31日）等の方針に基づき、地

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、「通常と異なる現象」が観測された場合の地震活動の推移を科学的に評価する手法開発や、被害が見込まれる地域を対象とした防災対策の在り方などの調査研究に

より、地震被害の軽減を図るため、「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施する。また、「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」として、これまで蓄積されてきた莫大な地震計データ等をもとに、IoT、AI、ビッグデータといった情報科学分野の科学技術を活用した調査研究等を行い、従来の地震調査研究に新たな視点を展開することを目指す。

令和4年度予算額	566百万円
令和3年度予算額	536

(6) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施する。さらに、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行う。また、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発する（後掲 第1章5（4））。

(7) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(8) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行う（後掲 第1章3-1（3））。

(9) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測や断層活動による地表変形を評価するため、都市の立地する平野部において地下地質の3次元モデルの構築を進める。また、過去の地震を再現できる高度化した震源断

層モデルの開発や断層破壊メカニズムの解明を進める。

(10) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行う。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行う。

令和4年度予算額	64百万円の内数
令和3年度予算額	64百万円の内数

(11) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する（後掲 第2章5-3（4））。

令和4年度予算額	1,187百万円の内数
令和3年度予算額	1,206百万円の内数

(12) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進する。また、南海トラフで発生する地震の規模、破壊領域やゆっくりすべりの即時把握に関する研究等を行う（後掲 第1章3-1（4））。

令和4年度予算額	31百万円の内数
令和3年度予算額	60百万円の内数

(13) 地震観測

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する（後掲 第2章2-3（10）、3-3（6））。

令和4年度予算額	2,539百万円
令和3年度予算額	2,694

(14) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸

念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

令和4年度予算額	49百万円
令和3年度予算額	51

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献するため、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等研究基盤を活用して実証・評価実験による地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に資する研究及びシミュレーション技術を活用した耐震性評価に関する研究を行うとともに、実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を継続的に実施する。

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池やパイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行う。

(4) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、巨大地震等に対する建築物の損傷や倒壊防止等のための構造安全性等の確保に関する研究開発及び建築物や都市の継続使用性の確保に関する研究開発を行う。

(5) 大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁、土工構造物について、耐震性能評価による被害リスクの戦略的低減、耐震補強技術による被害の最小化、致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行う。

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発、地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する検討に関する研究を行う。

(7) 鉄道施設の戦略的維持管理に資する技術開発

国土交通省においては、戦略的維持管理の観点から、鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発を行う。

令和4年度予算額	102百万円の内数
令和3年度予算額	121百万円の内数

(8) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

令和4年度予算額	11百万円
令和3年度予算額	11

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震観測網の構築 (再掲 第1章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測網の運用 (再掲 第1章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究 (再掲 第1章2-1 (8))

(4) 津波に関する調査研究 (再掲 第1章2-1 (12))

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

令和4年度予算額 31百万円の内数
令和3年度予算額 60百万円の内数

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行う。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を行う。

(4) 積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海水を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海水の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行う。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のため

に、外郭施設群を対象とする大規模数値波動水槽の開発に関する研究を行う。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、風、水蒸気、降水等を高時間空間分解能で観測可能なレーダーやライダー等をシステム化するとともに、ゲリラ豪雨や竜巻など災害を起こす突発的な大気現象の早期捕捉に関する研究開発を行う。

(2) マルチセンシングに基づく水災害予測技術に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地球温暖化による気候変動の影響等に伴う竜巻、短時間強雨、強い台風等の増加による風水害、土砂災害等の気象災害を軽減するため、先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短時間のゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施する。

(3) 豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

(4) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構や流木対策、森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(5) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行う。

(6) 水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等にご貢献するため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行う。

(7) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、治水と環境が調和した河道の設計・管理及び気候変動に対応可能な河道・河川構造物の予防保全型維持管理等に向けた技術の開発を行う。

(8) 顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等にご貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定、適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行う。

(9) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減にご貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、日本沿岸域を対象とした波浪推算手法の課題整理と高度化、岸壁の越波・排水を考慮したふ頭の浸水シミュレーション手法の開発に関する研究を行う。

(11) 氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、全国の洪水減災対策を推進するため、具体的な減災対策の検討に必要なハザード情報図の作成手法や、各対策の内容・優先順位・効果等をご検討する手法の開発を行う。

令和4年度予算額	15百万円
令和3年度予算額	15

(12) 土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫による被害範囲を高精度に予測するため、幅広い粒径の土砂の流下・堆積特性を明らかにし、それを反映した数値計算モデルを開発するための研究を行う。

令和4年度予算額	15百万円
令和3年度予算額	15

(13) 既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、屋根の改修促進による既存建築物ストック全体の耐風性能の向上に資するため、既存の屋根ふき材の耐風診断法の開発と改修時の耐風補強技術の評価法の提案を行う。

令和4年度予算額	12百万円
令和3年度予算額	12

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減にご貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31～令和5年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明や火山噴火発生及び噴火推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進する。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的

火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を目指す。

令和4年度予算額	636百万円
令和3年度予算額	640

(3) 火山機動観測実証研究事業

文部科学省においては、噴火発生や前兆現象発現などの緊急時等に、人員や観測機器を当該火山に集中させた迅速かつ効率的な機動観測を実現するために必要な体制構築に係る実証研究を実施する。

令和4年度予算額	100百万円
令和3年度予算額	62

(4) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

(再掲 第1章2-1(6))

(5) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行う。

(6) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

令和4年度予算額	40百万円
令和3年度予算額	59

(7) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の活動海域の温度分布や火山性変色水の分布等の調査を

行う。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報の整備を引き続き行う。

令和4年度予算額	1百万円
令和3年度予算額	1

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ステークホルダーと協働によりニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、道路雪氷等の雪氷災害についてのモニタリング技術及び面的予測モデルに関する研究開発を行う。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件や積雪状態、雪崩の流下や森林の倒壊状況の調査研究を行う。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行う。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行う。

(4) 積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術や、吹雪対策施設の性能評価と防雪機能確保・向上技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。
・市街地火災による被害を抑制するための研究

開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数と死傷者数や焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、飛び火の防御方法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。

令和4年度予算額	60百万円
令和3年度予算額	60

・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法及び延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発、建物外壁から離れ、消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行う。

令和4年度予算額	38百万円
令和3年度予算額	38

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲 第1章8（1））。

令和4年度予算額	21百万円
令和3年度予算額	19

・火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化と、高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行う

令和4年度予算額	40百万円
令和3年度予算額	40

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構におい

ては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、建築物や都市の高度な火災安全性の確保に向けた技術に関する研究開発を行う。

(4) 非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標及び評価プログラムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、非住宅建築物の防火性能の向上のため、火災後の継続使用性能を総合的に評価する新しい性能指標（等級）及びその評価プログラムの開発を行う。

令和4年度予算額	10百万円
令和3年度予算額	10

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究と化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行う。

令和4年度予算額	51百万円
令和3年度予算額	42

・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。

令和4年度予算額	39百万円
令和3年度予算額	40

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査

（再掲 第1章7（1））

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安分野では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

(2) 原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

令和4年度予算額	1,399百万円
令和3年度予算額	1,358

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

令和4年度予算額	1,025百万円
令和3年度予算額	694

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」の前後において、住民参加の地震・津波防災訓練を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修等を実施する。

令和4年度予算額	195百万円
令和3年度予算額	193

(2) 実践的な防災教育や避難訓練の実施促進

内閣府においては、防災・減災、国土強靱化新時代に向けて、全ての子どもが災害から生命を守る能力を身に付けられるように、実践的な防災教育や避難訓練の実施促進に取り組む。

(3) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

令和4年度予算額	1,491,839百万円の内数
令和3年度予算額	1,393,168百万円の内数

(4) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示する。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行うこととし、特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行う。

(5) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省

庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,000者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施する。

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の実施

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施する。

令和4年度予算額	6百万円の内数
令和3年度予算額	7百万円の内数

(7) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

令和4年度予算額	474百万円
令和3年度予算額	469

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

令和4年度予算額	30百万円
令和3年度予算額	30

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーション等の考え方に基づく防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援する。

令和4年度予算額	294百万円の内数
令和3年度予算額	244百万円の内数

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(11) NBC 災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC 災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

令和4年度予算額	7百万円
令和3年度予算額	7

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

令和4年度予算額	7百万円
令和3年度予算額	7

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

令和4年度予算額	2百万円
令和3年度予算額	2

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ることを目的としたPTSD対策専門研修に対する補助を行う。

令和4年度予算額	20百万円の内数
令和3年度予算額	20百万円の内数

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施する。

令和4年度予算額	36百万円
令和3年度予算額	36

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターやDMAT に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンを養成する研修を実施する。

令和4年度予算額	6百万円
令和3年度予算額	6

(17) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施する。

令和4年度予算額	19百万円の内数
令和3年度予算額	23百万円の内数

(18) 事業継続計画（BCP）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（BCP）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施する。

令和4年度予算額	9百万円
令和3年度予算額	5

(19) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に

演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(20) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

令和4年度予算額	127百万円
令和3年度予算額	127

(21) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施する。

(22) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

令和4年度予算額	77百万円
令和3年度予算額	96

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。令和4年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ず

る。

令和4年度予算額	988百万円
令和3年度予算額	722

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星による災害関連情報の伝送機能を有する災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集した個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる衛星安否確認サービスの全国展開に向け普及を推進するとともに、確実な機能確保および高度化に向けて必要なシステム整備を進める。

令和4年度予算額	16,752百万円の内数
令和3年度予算額	17,069百万円の内数

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機（ヘリコプター）等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

令和4年度予算額	21,495百万円
令和3年度予算額	24,015

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

令和4年度予算額	17,830百万円の内数
令和3年度予算額	18,339百万円の内数

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(6) 電気通信網の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に

利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進する。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出をプッシュ型で行う。

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

令和4年度予算額	525百万円
令和3年度予算額	470

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

令和4年度予算額	4,986百万円
令和3年度予算額	4,986

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

令和4年度予算額	1,372百万円
令和3年度予算額	1,372

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行う。

令和4年度予算額	1,763百万円
令和3年度予算額	2,632

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

令和4年度予算額	2,392百万円の内数
令和3年度予算額	2,507百万円の内数

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備等を行う。

令和4年度予算額	190百万円
令和3年度予算額	115

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和4年度予算額	4,812百万円の内数
令和3年度予算額	4,812百万円の内数

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和4年度予算額	1,167百万円の内数
令和3年度予算額	1,167百万円の内数

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

令和4年度予算額	47,665百万円の内数
令和3年度予算額	56,007百万円の内数

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設(SCU)に必要な医療資機材設備の整備について補助する。

令和4年度予算額	23,986百万円の内数
令和3年度予算額	23,949百万円の内数

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う（後掲 第2章2-2（12）、3-2（3））。

令和4年度予算額 79,163百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 77,794百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行う。

令和4年度予算額 6,000百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数

令和3年度予算額 6,001百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進する。

令和4年度予算額 78,398百万円の内数

令和3年度予算額 80,725百万円の内数

(19) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（K-λ）と衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサット及び衛星を経由して車両からの災害映像を伝送するCar-SAT（カーサット）を順次導入していく。

(20) 災害予防融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害予防融資により、「地すべり等防止法」による関連事業計画等に基づく住宅の移転等に加え、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等も対象とするとともに、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(21) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施する。

令和4年度予算額 127百万円

令和3年度予算額 77

(22) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図る。

(23) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）や地域気象観測システム（アメダス）の整備等を行い、防災行動に資する。

令和4年度予算額 14,499百万円

令和3年度予算額 14,435

(24) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を推進する。

令和4年度予算額 1,635百万円

令和3年度予算額 7

(25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等、電子海図システム及び航路標識の整備等を行う。

令和4年度予算額	105,390百万円
令和3年度予算額	100,257

(26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処しうる体制を確保する。

令和4年度予算額	44百万円
令和3年度予算額	78

(27) 海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。

令和4年度予算額	454百万円
令和3年度予算額	429

(28) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能とする再生可能エネルギー設備等を導入する事業への支援を行う。

令和4年度予算額	2,000百万円
令和3年度予算額	5,000

1-3 災害危険地住宅移転等

防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

令和4年度予算額	132百万円
令和3年度予算額	45百万円

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」、「国土強靱化年次計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するとともに、地方公共団体や民間の取組促進、「国土強靱化基本計画」の見直しに向けた検討等を実施する。

令和4年度予算額	170百万円
令和3年度予算額	169

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

令和4年度予算額	89百万円
令和3年度予算額	105

(3) 災害ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、近い将来発生が危惧されている巨大災害等に備え、発災時にボランティア活動がより円滑かつ効果的に行われるよう、行政とボランティアの相互理解など、広く災害ボランティア活動に関する環境整備を図る。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を進める。

令和4年度予算額	32百万円
令和3年度予算額	26

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害

リスクマネジメント力向上の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査や、自然災害に対する事前対策の効果を把握する参考指標の作成を行う。さらに、地方公共団体における業務継続体制の確保のため、感染症まん延下も想定した災害時の業務継続に関する調査等を行う。

令和4年度予算額	42百万円
令和3年度予算額	23

(5) 物資調達・輸送調整等支援システムの整備

内閣府においては、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

令和4年度予算額	20百万円
令和3年度予算額	20

(6) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に努める。

(7) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

令和4年度予算額	44百万円
令和3年度予算額	53

(8) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

令和4年度予算額	251百万円
----------	--------

令和3年度予算額	251
----------	-----

(9) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

令和4年度予算額	14百万円
令和3年度予算額	15

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に関する基本計画の実効性の確保を図るため、関係機関・地方公共団体の防災計画に基づく取組事例、課題の収集整理・分析、課題解決のための方策の検討等を行う。

令和4年度予算額	9百万円
令和3年度予算額	9

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場である「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）を引き続き運営するとともに、マッチング事例の更なる創出等のため、マッチング支援業務を行う。

大規模災害時に現地で災害情報を集約・地図化して提供するISUT（Information Support Team）の体制を強化するとともに、ISUTサイトの活用に関する研修プログラムを地方公共団体等へ実施する。また、現地写真等の被災情報をより迅速に災害対応機関に提供する情報収集・共有ツールを運用する。

令和4年度予算額	50百万円
令和3年度予算額	43

(12) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府において、自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者ごとの避難計画である個別避難計画の作成の促進に資する効果的・効率的な手法を構築するため、モデル事業を実施し、効率的な作成プロセ

ス・作成ノウハウの共有を図り、個別避難計画の全国的な作成の推進を図る。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、避難所における感染症対策や、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えた避難所の運営や良好な生活環境確保の留意点等について、自治体において必要となる対策について調査検討を行う。

さらに、在宅避難者等の把握方法やきめ細かな支援方法について調査検討を行うとともに、関係機関・団体等との連携や、指定避難所において必要となる施設・設備・備蓄等の準備状況について調査検討を行う。

令和4年度予算額	57百万円
令和3年度予算額	216

(13) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

令和4年度予算額	263百万円
令和3年度予算額	293

(14) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための地方公共団体の取組等を支援する。

令和4年度予算額	300百万円の内数
令和3年度予算額	150百万円の内数

(15) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーを育成するため、男女共同参画の視点からの防災研修に関するプログラム等の地域における、更なる活用を図る。

令和4年度予算額	2百万円の内数
令和3年度予算額	2百万円の内数

(16) 防災分野における女性の参画促進事業

地方防災会議などへの女性の参画拡大を図るため、地域で活躍する女性防災リーダーの先進事例の収集や女性防災士のネットワークのためのシンポジウムや意見交換会等を行う。

(17) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や無人航空機（ドローン）を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害警備対策の強化を図る。

令和4年度予算額	3,682百万円
令和3年度予算額	785

(18) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するためのシステムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図る。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

令和4年度予算額	251百万円
令和3年度予算額	253

(19) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間停電対策等を求めている。

(20) 災害情報自動集約ネットワークの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の迅速かつ効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークを運用する。

令和4年度予算額	9百万円
令和3年度予算額	9

(21) 地域防災等のためのG空間情報の利活用推進（Lアラートの高度利用・普及促進等）

総務省においては、他の災害関連システムとの連携により、地理空間情報と紐付いた情報を住民や行政機関へ提供が可能となるよう調査研究を実施し、災害情報の視覚化を推進する。

令和4年度予算額	55百万円
令和3年度予算額	55

(22) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク月間等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等を通じた企業等への導入支援や地域窓口による全国的な導入支援等を行う。

令和4年度予算額	
テレワーク普及展開推進事業	261百万円
令和3年度予算額	
テレワーク普及展開推進事業	258

(23) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、

ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

令和4年度予算額	300百万円
令和3年度予算額	300

(24) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

令和4年度予算額	195百万円
令和3年度予算額	233

(25) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用を支援する。

令和4年度予算額	148百万円
令和3年度予算額	45

(26) 地域ICT強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時においては地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。

令和4年度予算額	19百万円
令和3年度予算額	15

(27) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部

を支援する。

令和4年度予算額	900百万円
令和3年度予算額	1,100

(28) 応急対策職員派遣制度の運用

総務省においては、平成30年3月から運用している応急対策職員派遣制度に関して関係地方公共団体等と連携し、円滑に運用するための情報伝達・連携訓練を実施するとともに、令和4年度以降、被害の甚大な南海トラフ地震等における同制度に係るアクションプランの策定に向けて検討を行う。

令和4年度予算額	27百万円
令和3年度予算額	22

(29) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

令和4年度予算額	376百万円
令和3年度予算額	409

(30) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを支援し、防災体制の充実を推進する。

(31) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、全国合同訓練やブロック訓練の実施、機器の保守管理等を行う。

令和4年度予算額	380百万円
令和3年度予算額	261

(32) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする

切迫する大地震など、大規模な自然災害やNBC災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、必要な車両及び資機材を整備する。

令和4年度予算額	0百万円
令和3年度予算額	0

(33) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等の入団を促進するために地域の企業や大学等と連携して消防団員を確保する取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団等の充実強化を図る。

令和4年度予算額	740百万円
令和3年度予算額	731

(34) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率を向上させるため、救急車の適正利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行う。

令和4年度予算額	145百万円
令和3年度予算額	113

(35) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

令和4年度予算額	15百万円
令和3年度予算額	16

(36) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の実用化に向けた改修や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行う。

令和4年度予算額	26百万円
令和3年度予算額	17

(37) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行う。

令和4年度予算額	2百万円
令和3年度予算額	2

(38) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

令和4年度予算額	7百万円
令和3年度予算額	5

(39) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の災害危機管理対応力の向上を図ることを目的とした研修、市町村の業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定支援や大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、インターネットを活用して防災教育を行うe-カレッジのコンテンツの更新等を行う。

令和4年度予算額	37百万円
令和3年度予算額	41

(40) ドローンの活用推進

消防庁においては、災害時に各消防本部がドローンを安全かつ効果的に活用できるよう、消防職員を対象としたドローン運用アドバイザー育成研修と、アドバイザーによるドローン未導入消防本部等への普及啓発を推進する。

また、消防本部が災害対応ドローン（災害対応について標準的に備える必要のある機能を有したドローンをいう。）を整備する場合の機体等の調達経費について、地方財政措置を講じ

る。

令和4年度予算額	7百万円
令和3年度予算額	5

(41) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

令和4年度予算額	25百万円
令和3年度予算額	6

(42) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被收容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施する。

令和4年度予算額	190百万円
令和3年度予算額	601

(43) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

令和4年度予算額	11百万円
令和3年度予算額	7

(44) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用

- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

令和4年度予算額	12百万円
令和3年度予算額	12

(45) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において災害時要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な

方々) に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

令和4年度予算額 38,621百万円の内数
令和3年度予算額 38,328百万円の内数

(46) 災害派遣医療チーム (DMAT) 体制整備

厚生労働省においては、以下の事業を実施する。

- ・ 医師、看護師等に対し、DMAT 隊員養成研修の実施
- ・ DMAT を統轄し、DMAT 隊員の技能継続研修等を行う DMAT 事務局の運営
- ・ 災害時に被災地の医療機関に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るヘリコプター運営

令和4年度予算額 802百万円
令和3年度予算額 608

(47) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において「予防接種法」に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組む。

(48) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 事務局体制整備

厚生労働省においては、DPAT の活動能力保持のため、都道府県等及び DPAT 構成員に対する研修や技術的支援等を行う DPAT 事務局の運営について委託する。

令和4年度予算額 57百万円
令和3年度予算額 57

(49) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 体制整備

厚生労働省においては、DPAT を整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助する。

令和4年度予算額 28百万円
令和3年度予算額 28

(50) 在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供機関版の事業継続計画 (BCP) 策定に関する手引きを作成する。

令和4年度予算額 15百万円

(51) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(52) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進する。

令和4年度予算額 7,510百万円の内数
令和3年度予算額 8,185百万円の内数

(53) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況、被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備、保守運用を行う。

令和4年度予算額 1,040百万円
※この他にデジタル庁一括計上分
令和3年度予算額 316百万円
※この他にデジタル庁一括計上分

(54) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定や実行に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援する。

令和4年度予算額 17,592百万円の内数
令和3年度予算額 17,729百万円の内数
株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が自ら策定した事業継続計画や、経済産業

大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき、防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行う。

(55) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を効率的に維持・管理する。

令和4年度予算額 26,200百万円の内数
令和3年度予算額 25,977百万円の内数

(56) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部等を支援する。

令和4年度予算額 3,750百万円
令和3年度予算額 4,200

(57) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、SSの地下タンクの大型化に伴う入換、災害時専用臨時設置給油設備の導入、SSの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援する。

令和4年度予算額 672百万円
令和3年度予算額 1,083

(58) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援する。

令和4年度予算額 715百万円の内数
令和3年度予算額 777百万円の内数

(59) 石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業

経済産業省においては、特別警報級の大雨・

高潮等を想定した製油所の排水設備の増強など、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組を支援する。

令和4年度予算額 7,500百万円の内数
令和3年度予算額 12,230百万円の内数

(60) クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

経済産業省においては、災害時に避難所や老人福祉施設等に電力の供給が可能な電気自動車や燃料電池自動車等の電動車の導入やインフラ整備を促進する。

令和4年度予算額 14,000百万円の内数
令和3年度予算額 15,500百万円の内数

(61) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行う。

(62) 地籍整備の推進

国土交通省においては、引き続き、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂災害特別警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援する。

令和4年度予算額 5,870百万円
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
令和3年度予算額 6,052
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(63) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等の職員により組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

(64) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

令和4年度予算額	41百万円
令和3年度予算額	34

(65) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国等が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。

(66) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、ラストマイルの着実な輸送も含めた避難所への支援物資輸送の円滑化に向け、「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（平成31年3月策定）について、令和2年4月に「物資調達・輸送調整等支援システム」が運用開始されたことを踏まえ、新たな課題の洗い出しやシステムの活用を念頭においた改訂を実施する。

さらに、近年、豪雨や大雪、パンデミック等BCPが必要となる場面が多様化していることを踏まえ、災害の予見可能性がある場合の荷主と物流事業者の連絡体制の構築等、大規模地震以外の災害等にも対応可能なBCP策定ガイドラインを作成する。

令和4年度予算額	11百万円
令和3年度予算額	31百万円の内数

(67) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援する。

(68) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図る。

令和4年度予算額	25百万円
令和3年度予算額	30

(69) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）により定められる「自転車活用推進計画」に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性について検討する。

(70) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、「国土交通省防災・減災対策本部」において令和3年6月に取りまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト（第2弾）」に基づいて総力を挙げて防災・減災対策を推進するとともに、関係省庁との連携強化等を図りながら、防災・減災に関する取組の更なる充実を図る。

(71) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理において、港湾での取扱いに当たって生じる課題を整理し、それら課題の対応策及びその実効性を向上させるために必要となる関係者の体制及び役割分担等について、関係省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(72) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体

制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進する。

(73) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

(74) 空港BCPの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持や早期復旧に向けた関係機関の役割分担等を明記した空港BCPに基づいて対応する。また、訓練や定期監査などを実施し、必要に応じて空港BCPの見直しを行うなど、実効性の強化を図る。

(75) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、防災対策や災害時の応急活動の支援のため、平時から国土の変化に応じた電子国土基本図の更新や火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類データ等の防災地理情報の整備・更新を行う。

令和4年度予算額 1,264百万円の内数

令和3年度予算額 1,273百万円の内数

(76) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類データや適切な避難行動に資する指定緊急避難場所データ等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行う。

令和4年度予算額 57百万円の内数

令和3年度予算額 45百万円の内数

(77) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者救助や洪水時の排水作業等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じ

て、浸水推定図等の災害状況を表した図の作成を行う。

(78) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、発信する災害情報を他のアプリでも提供できるよう連携を推進する。

(79) 災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難や緊急輸送を確保するため、踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定し、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置の実施を促進する。

(80) J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣

気象庁においては、市町村等の防災対応の支援を強化すべく、災害が発生した場合又は発生が予想される場合に、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の一員として活動するJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）を都道府県や市町村の災害対策本部等へ派遣し、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、防災気象情報の「読み解き」の支援や市町村長が避難指示等を行う際の助言など、地方公共団体や各関係機関（自衛隊、警察、消防等）の防災対応を支援する。

(81) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

(82) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、臨海部に立地する施設の周辺海域における錨泊制限や令和3年に改正された海上交通安全法等による措置として、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難の勧告等を実施するとともに海域監視体制の強化を図るなど走錨事故防止対策を推進する。

令和4年度予算額	710百万円
令和3年度予算額	760

(83) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討等を進める。

令和4年度予算額	305百万円
令和3年度予算額	296

(84) 災害を想定したペットの適正飼養及び支援体制等強化推進

環境省においては、これまでに取りまとめたガイドラインを活用し、市町村等の地方自治体と一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携したウェブ会議等による災害対応訓練を実施する。

令和4年度予算額	5百万円
令和3年度予算額	5

(85) 浄化槽リノベーション推進事業費

環境省においては、浄化槽の長寿命化計画策定による計画的・効率的な更新、修繕等を実施するとともに、浄化槽台帳システムの普及による管理の高度化の検討を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図る。

令和4年度予算額	15百万円
令和3年度予算額	15

(86) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響を分析するとともに、気候変

動を考慮した感染症・気象災害に対する強靱性強化に関するマニュアル整備等を実施する。

令和4年度予算額	97百万円
令和3年度予算額	110

(87) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

環境省においては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進のため、かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた「生態系機能ポテンシャルマップ」の作成を進める。また、同マップの作成方法や活用方策等の技術的な情報をまとめた自治体職員向けの手引きを策定し、その情報発信に努める。

令和4年度予算額	64百万円
令和3年度予算額	80

(88) 災害対応能力の向上経費

防衛省においては、災害対応拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対応能力の向上を図る。

令和4年度予算額	235,536百万円
令和3年度予算額	213,456

(89) 防災情報のアーキテクチャ等の検討

デジタル庁においては、関係府省庁等と連携し、防災関係者間で共有すべき基本情報の設定等の検討を踏まえ、防災情報の構造を整理したアーキテクチャの検討を行う。

(90) 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進

デジタル庁においては、災害対応に係る地方公共団体等の現状を把握し、地方公共団体等が、デジタル技術を活用して、確実かつ迅速に災害対応を実施できる仕組みや被災者支援のための活動を効率化できる仕組みを検討する。

2 地震災害対策**2-1 教育訓練****(1) 緊急地震速報の訓練**

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民

が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震・津波災害対応訓練等を実施する（後掲 第2章3-1(2)）。

令和4年度予算額 4百万円

令和3年度予算額

4

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲第2章3-2(1)）。

令和4年度予算額 91百万円
令和3年度予算額 123

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施する。

令和4年度予算額 3,103百万円
令和3年度予算額 5,591

(4) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行う（後掲 第4章2-3(1)）。

令和4年度予算額 36,320百万円の内数
令和3年度予算額 36,320百万円の内数

(5) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設に

ついて、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行う。

令和4年度予算額 73,835百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)
令和3年度予算額 76,834百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。

令和4年度予算額 4,451百万円
令和3年度予算額 4,776

(7) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

[令和4年度予算額 31,153百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)]
[令和3年度予算額 31,689百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)]
(注) [] 書きは、第2章2-2(5)に計上したものの内数である。

(8) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

令和4年度予算額 13百万円
令和3年度予算額 13

(9) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進する。

令和4年度予算額 21,804百万円
令和3年度予算額 22,704

(10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(11) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する(後掲 第2章3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第3章2)。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(12) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第2章1-2(16))
(後掲 第2章3-2(3))

(13) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章3-2(4)、4-2(2)、第3章5)。

令和4年度予算額 40,379百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
令和3年度予算額 33,400百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(14) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

令和4年度予算額 251,670百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 248,996百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(15) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等を推進する。

令和4年度予算額 17,556百万円の内数
令和3年度予算額 17,532百万円の内数

(16) 建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備する。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

(17) 盛土による災害の防止

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う盛土の安全性把握のための詳細調査及び盛土の撤去や擁壁設置等の対策を支援し、環境省においては、都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査及び支障除去等事業を支援する（後掲 第2章4-2（4））。

令和4年度予算額
防災・安全交付金の内数
農山漁村地域整備交付金の内数
産業廃棄物適正処理推進基金の内数

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
令和4年度予算額 31,971百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和4年度予算額 2,110,940百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和4年度予算額 1,463百万円の内数

令和3年度予算額 1,426百万円の内数

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

令和4年度予算額	9,894百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
令和3年度予算額	9,794百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和4年度予算額	70,000百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数	
令和3年度予算額	70,000百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数	
- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

令和4年度予算額	80百万円
令和3年度予算額	82
- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施

令和4年度予算額	270百万円
令和3年度予算額	350
- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援

令和4年度予算額	250百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
令和3年度予算額	245百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害

時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援する。

令和4年度予算額	13,000百万円の内数
令和3年度予算額	12,820百万円の内数

- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

令和4年度予算額	防災・安全交付金の内数
----------	-------------

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、大規模な地震時でも、公衆衛生の確保や浸水被害の発生防止といった機能を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

令和4年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
令和3年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

令和4年度予算額	848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分	
令和3年度予算額	830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分	

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進する。

令和4年度予算額	848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分	
令和3年度予算額	830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロックング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施する。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進する。

令和4年度予算額 2,110,940百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

令和4年度予算額 115,242百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 117,407百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(26) 港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により、防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進する。

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通

信設備・情報通信基盤の整備を推進する。

(29) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度並びに延長・拡充した固定資産税及び法人税の特例措置により、民間事業者による耐震改修を支援する。

(30) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保及び社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。

令和4年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,588百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）

4,473百万円の内数

令和3年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）

4,905百万円の内数

(31) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

令和4年度予算額 115,242百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 117,407百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(32) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融

資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援する。

(33) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震化を実施する。

令和4年度予算額 389,641百万円の内数

令和3年度予算額 391,855百万円の内数

(34) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付する。

令和4年度予算額 31,633百万円の内数

令和3年度予算額 31,936百万円の内数

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における防災・減災対策や大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討・推進を行う（後掲 第2章3-3（1））。

令和4年度予算額 228百万円

令和3年度予算額 223

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震等応急対策活動に係る具体計画の検証及び災害時における船舶を活用した医療体制の強化

内閣府においては、南海トラフ地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の実効性の確保・向上を図るとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する応急対策活動の具体計画策定のための調査・検討を行う。また、災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備に向けた訓練・調査等を行う。

令和4年度予算額 75百万円

(3) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法等を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進し、都市の安全の確保を図る。

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都道府県警察と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導する。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

令和4年度予算額	24,273百万円
令和3年度予算額	20,293

(6) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(7) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組む（後掲 第2章3-3（3）、

(8) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・更新を行う。

令和4年度予算額	57百万円の内数
令和3年度予算額	45百万円の内数

(9) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するか調査を開始した場合又は南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(10) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達（再掲 第1章2-1（13））

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努める（後掲 第2章3-3（6））。

令和4年度予算額	2,539百万円
令和3年度予算額	2,694

(11) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

令和4年度予算額	1百万円
令和3年度予算額	1

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対し

て津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第2章2-1(6))

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2(1))

(2) 海岸防災林の整備

(再掲 第2章2-2(11))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める(後掲 第2章4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第3章2)。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第2章1-2(16)、2-2(12))

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(13))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章4-2(2)、第3章5)。

(5) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

(6) 港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(7) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

令和4年度予算額 31,971百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 29,045百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和4年度予算額 2,110,940百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和4年度予算額 1,463百万円の内数

令和3年度予算額 1,426百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・南海トラフ地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和4年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

(8) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

令和4年度予算額 17,556百万円の内数

令和3年度予算額 17,532百万円の内数

(9) 港湾における災害時避難機能の確保

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

3-3 その他**(1) 地震対策の推進**

(再掲 第2章2-3(1))

(2) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導する。

(3) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第2章2-3(7) 後掲 第2章4-3(16))

(4) 海・船の視点から見た港湾強靱化

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や千島海溝等での巨大地震等の発生に備え、迅速な沖合退避や係留強化に資する海・船の視点から見た港湾強靱化に取り組む。

(5) 船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策推進を図るために、前年度に引き続き船舶運航事業者に対し津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行うとともに、作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施等による同マニュアルの改善を促していく。

(6) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(13)、第2章2-3(10))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

令和4年度予算額	2,539百万円
令和3年度予算額	2,694

(7) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

令和4年度予算額	0百万円
令和3年度予算額	0

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2))

農林水産省においては、森林の水源涵養機能

や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する(後掲 第2章5-2(2)、6-2(3)、第3章2)。

令和4年度予算額	62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(13)、3-2(4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進する(後掲 第3章5)。

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進する。

令和4年度予算額	40,725百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

令和3年度予算額	44,909百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 盛土による災害の防止

(再掲 第2章2-2(17))

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

令和4年度予算額	848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分	

令和3年度予算額	830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分	

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等

の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP（マルチパラメータ）レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施する。

（7）土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

（8）道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や道路構造令等の見直し等を推進する。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進する。また、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施する。

令和4年度予算額 2,110,940百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

（9）港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

（10）下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進する。併せて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせた総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る（後掲 第3章9）。

令和4年度予算額 52,448百万円
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 38,448百万円
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

（11）風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

令和4年度予算額 31,971百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 29,045百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

本整備総合交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

令和4年度予算額 2,110,940百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 2,065,453百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

令和4年度予算額 1,463百万円の内数

令和3年度予算額 1,426百万円の内数

- ・風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施

令和4年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 70,000百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

- ・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施

令和4年度予算額 250百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額 245百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

(12) 空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化など、空港の防災・減災対策を推進する。

令和4年度予算額 389,641百万円の内数

令和3年度予算額 391,855百万円の内数

(13) 港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(14) 港湾等の埋塞対策の推進

国土交通省においては、令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことも踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物の回収体制の強化を推進する。

令和4年度予算額 243,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び
防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額 240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び
防災・安全交付金の内数

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、首都圏等における大規模水害時の広域避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討を行う。

令和4年度予算額 66百万円

令和3年度予算額 66

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達)等を受け、災害時要

援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

令和4年度予算額 164,779百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 106,857百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)を実施する。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図る。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型河川監視カメラなど、防災情報を迅速かつ正確に把握・提供のための情報基盤の整備を推進する。

(8) 河川情報・洪水情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」等のウェブサイトによりリアルタイムのレーダ雨量、河川水位、洪水予報、河川カメラ画像等を提供する。また、河川水位等の河川情報をデータ配信し、民間企業によるウェブ

サイトやアプリを通じた配信等を推進する。

デジタル庁一括計上分

(9) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

(後掲 第3章 1 (1))

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、流域治水関連法の完全施行を踏まえ、水害リスク情報の充実や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを積極的に推進する。

(10) 水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮・土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援する。その他、ハザードマップの作成・公表状況を関係自治体間で共有する等、関係自治体と連携し、引き続き住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図る。

(11) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施する。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行う。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図る。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及び

(12) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、6月を「土砂災害防止月間」、6月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施する。

(13) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに実施する各種の行事・活動、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を引き続き実施する。

(14) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

令和4年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,588百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）

4,473百万円の内数

令和3年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）

4,905百万円の内数

(15) 鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進する。

令和4年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,588百万円の内数
令和3年度予算額
鉄道施設総合安全対策事業費補助

4,308百万円の内数

(16) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第2章2-3(7)、3-3(3))

(17) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

令和4年度予算額 1,393,168百万円の内数

令和3年度予算額 1,337,862百万円の内数

(2) 火山地域における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(2)、4-2(1))

農林水産省においては、火山地域における山

地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する(後掲 第2章6-2(3)、第3章2)。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、火山監視観測・調査研究体制の整備、火山専門家の技術的支援、広域噴火災害対策、多様な火山災害に応じた避難対策等の火山災害対策を検討・推進する。

令和4年度予算額 172百万円

令和3年度予算額 172

(2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、火山噴火に係る住民等避難への対応の支援や、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火

山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(4) 測地技術を用いた地殻変動の監視
(再掲 第1章2-1 (11))

(5) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

(6) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等呼びかけること、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会での共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの改善を推進する。

令和4年度予算額	881百万円
令和3年度予算額	866

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生等の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

令和4年度予算額	1,393,168百万円の内数
令和3年度予算額	1,337,862百万円の内数

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

令和4年度予算額	6百万円
令和3年度予算額	6

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2 (11)、3-2 (2)、4-2 (1)、5-2 (2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る(後掲 第3章2)。

令和4年度予算額	62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和3年度予算額	61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進する。特に短期間の集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼びかけ、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行う。また、除雪機械の自動化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図る。

令和4年度予算額	2,110,940百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
令和3年度予算額	2,065,453百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

令和4年度予算額 383百万円

令和3年度予算額 260

(8) 除排雪時等の死傷事故防止

国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体を支援する。

令和4年度予算額 75百万円

令和3年度予算額 0

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示する。

令和4年度予算額

2百万円

令和3年度予算額

2

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した消防訓練を実施する。

令和4年度予算額

2百万円

令和3年度予算額

2

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行う。

令和4年度予算額 70,229百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数

令和3年度予算額 70,503百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

令和4年度予算額 920百万円

令和3年度予算額 1,410

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

令和4年度予算額 3百万円

令和3年度予算額 3

- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

令和4年度予算額 11百万円

令和3年度予算額 11

- ・住宅防火対策の推進

令和4年度予算額 7百万円

令和3年度予算額 9

- ・消防法令に係る違反是正推進

令和4年度予算額 15百万円

令和3年度予算額 16

- ・消防の技術に関する総合的な企画立案

令和4年度予算額 4百万円

令和3年度予算額 3

- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築

令和4年度予算額 14百万円

令和3年度予算額 15

- ・消防用整備等の性能規定化の推進

令和4年度予算額 9百万円

令和3年度予算額 10

- ・火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

令和4年度予算額 1百万円

令和3年度予算額 1

- ・二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策の推進

令和4年度予算額 1百万円

令和3年度予算額 0

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、火薬類等の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、火薬類の基礎知識等について必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(3) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施する。

令和4年度予算額	13百万円
令和3年度予算額	13

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の

整備の検討（危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策）

令和4年度予算額	59百万円
令和3年度予算額	69

- ・危険物施設の事故防止対策等

令和4年度予算額	12百万円
令和3年度予算額	12

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

令和4年度予算額	10百万円
令和3年度予算額	11

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナート災害対応においてAI・IoT等の先進技術を活用するための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図る。

令和4年度予算額	31百万円
令和3年度予算額	21

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行う。

令和4年度予算額	2百万円
令和3年度予算額	2

(5) AI技術・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動支援

消防庁においては、石油コンビナート災害対応においてAI・IoT等の先進技術を活用するための検討を行う。

令和4年度予算額	23百万円
令和3年度予算額	17

(6) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

令和4年度予算額 600百万円の内数
 令和3年度予算額 600百万円の内数

(7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(8) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、近年大規模石油精製プラント等において設備の老朽化・従業員の高齢化等を背景に重大事故が随時発生していることを受けて、石油・ガス等に係る事故を未然に防止するとともに産業保安法令の技術基準等の策定・改正や制度設計を行うための事業を実施する。

令和4年度予算額 557百万円
 令和3年度予算額 557

(9) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施する。

令和4年度予算額 237百万円の内数
 令和3年度予算額 237百万円の内数

(10) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、大型タンカーバースにおける適切な荷役等について指導し、安全防災対策を推進する。

(11) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

令和4年度予算額 1百万円
 令和3年度予算額 1

(12) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

令和4年度予算額 4百万円
 令和3年度予算額 8

(13) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供可能な体制を確保する。

(14) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等による活用の推進及び更新のための情報収集を実施する。

令和4年度予算額 4百万円
 令和3年度予算額 4

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進する。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究を実施する。

令和4年度予算額 435百万円
 令和3年度予算額 431

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の

実施を指示する。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

令和4年度予算額	0百万円
令和3年度予算額	0

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施する。

令和4年度予算額	227百万円
令和3年度予算額	227

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施する。

令和4年度予算額	2百万円
令和3年度予算額	2

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

令和4年度予算額	3,638百万円
令和3年度予算額	3,592

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業）

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。また、緊急時避難円滑化事業等により避難の円滑化を着実に推進する。

令和4年度予算額	9,502百万円
令和3年度予算額	8,792

(2) 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

内閣府においては、避難経路の狭隘部におけるバス等による住民避難の迅速性の向上等のため、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を数例選定し、避難円滑化計画を作成した上で、この計画に基づく改善モデルの実証とその成果の普及について支援する。

令和4年度予算額	500百万円
令和3年度予算額	1,000

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、広域的視野からより有効な資機材等の調達・活用等を推進するべく、資機材等の備蓄・配送体制の構築及び運用の最適化を進める。

令和4年度予算額	23百万円
令和3年度予算額	22

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催、「食品と放射能Q&A」による情報提供等を行う。

令和4年度予算額	63百万円の内数
令和3年度予算額	42百万円の内数

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、「地方消費者行政強化交付金」により、地方公共団体の取組を支援する。

被災県（福島県）に対しては、別途「地方消費者行政推進交付金」（復興特別会計）により、消費サイドの放射性物質検査体制の整備等を支援する。

令和4年度予算額 2,029百万円の内数
令和3年度予算額 2,148百万円の内数

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

令和4年度予算額 3,026百万円の内数
令和3年度予算額 3,026百万円の内数

（6）原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行う。

令和4年度予算額 3百万円
令和3年度予算額 5

（7）海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行う。

令和4年度予算額 237百万円の内数
令和3年度予算額 237百万円の内数

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

（1）消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

（2）船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

令和4年度予算額 81百万円の内数
令和3年度予算額 62百万円の内数

（3）船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

令和4年度予算額 301百万円の内数
令和3年度予算額 288百万円の内数

10-2 その他

（1）特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行う。

令和4年度予算額 0百万円
令和3年度予算額 1

（2）労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における化学物質による災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

令和4年度予算額 278百万円の内数
令和3年度予算額 242百万円の内数

（3）鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

（4）ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

（5）外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備

するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施する。

令和4年度予算額	97百万円
令和3年度予算額	95

第3章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靱化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方にに基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ・ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・国土強靱化に資するDXの推進
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

(1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

(再掲 第2章 4-3 (9))

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、流域治水関連法の完全施行を踏まえ、水害リスク情報の充実や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを積極的に推進する。

(2) 国土強靱化に資するDXの推進

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組を加速するとともに、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や河川の利用等に関する手続きの省力化・効率化の取組を推進する。

(3) インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現する。

2 治山事業

(再掲 第2章 2-2 (11)、3-2 (2)、4-2 (1)、5-2 (2)、6-2 (3))

農林水産省においては、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進する。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備、及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図る。

令和4年度予算額 62,027百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

令和4年度予算額 20,878百万円の内数
令和3年度予算額 20,851百万円の内数

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業

継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続7地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施する（後掲 第3章3-1（1））。

令和4年度予算額 12,832百万円の内数
 令和3年度予算額 12,816百万円の内数

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

令和4年度予算額 180百万円の内数
 令和3年度予算額 176百万円の内数

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する（後掲 第3章3-1（2））。

令和4年度予算額 28,137百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 28,105百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

令和4年度予算額 440百万円

令和3年度予算額

340

・直轄地すべり防止事業

（再掲 第3章2-2（1））

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

令和4年度予算額

基礎技術調査費 219百万円の内数

令和3年度予算額

基礎技術調査費 219百万円の内数

(2) 補助事業

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

令和4年度予算額

40,725百万円の内数

令和3年度予算額

44,909百万円の内数

・地すべり防止事業

（再掲 第3章2-2（2））

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

令和4年度予算額

28,137百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額

28,105百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他に対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが

発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援する。

令和4年度予算額
防災・安全交付金の内数
令和3年度予算額
防災・安全交付金の内数

5 海岸事業

(再掲 第2章2-2(13)、3-2(4)、4-2(2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進する。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

(1) 直轄事業

・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

令和4年度予算額 28,027百万円
※この他にデジタル庁一括計上分
令和3年度予算額 25,142百万円
※この他にデジタル庁一括計上分

(2) 補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

令和4年度予算額 41,025百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 45,209百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

令和4年度予算額 5,219百万円
令和3年度予算額 5,322

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

令和4年度予算額 17,946百万円
令和3年度予算額 16,322

(3) 環境省所管事業

環境省においては、国立公園内における緊急避難場所となる利用拠点施設の整備や利用者の安全確保を目的とした皇居外苑の石垣の修復等を実施する。

令和4年度予算額 8,332百万円の内数
令和3年度予算額 8,332百万円の内数

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）
農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施する。

令和4年度予算額	
基礎技術調査費	219百万円の内数
令和3年度予算額	
基礎技術調査費	219百万円の内数

・地盤沈下対策事業
農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

令和4年度予算額	40,725百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
令和3年度予算額	44,909百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業
地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施する。

令和4年度予算額	491百万円
令和3年度予算額	414

・地下水位観測調査
「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

令和4年度予算額	2百万円
令和3年度予算額	2

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地下水保全管理調査
地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等

の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

令和4年度予算額	6百万円
令和3年度予算額	6

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析や水準測量を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

令和4年度予算額	239百万円の内数
令和3年度予算額	239百万円の内数

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。また、広域的な地下水マネジメントが必要となる地盤沈下防止等対策要綱地域等を対象に、関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用するための環境整備を行う。

令和4年度予算額	16百万円
※この他にデジタル庁一括計上分	
令和3年度予算額	28

(5) 地下水・地盤環境対策

環境省においては、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」の公表を行う。また、地盤沈下を防止しつつ、再生可能エネルギー等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、地下水の持続可能な保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行う。

令和4年度予算額	29百万円の内数
令和3年度予算額	31百万円の内数

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2 (10))

10 その他の事業

(1) 緊急自然災害防止対策事業債等

総務省においては、地方公共団体が自然災害を未然に防止するために行う地方単独事業を防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とするとともに、河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等の地方単独事業を一般事業債（河川等事業）の対象とする。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に関する地方単独事業について緊急自然災害防止対策事業債の対象とする。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について緊急浚渫推進事業債の対象とする。

(2) 保安林等整備管理費

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

令和4年度予算額	467百万円
令和3年度予算額	476

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

令和4年度予算額	2,100百万円
令和3年度予算額	2,002

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進する。

令和4年度予算額	923百万円
令和3年度予算額	923

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。

令和4年度予算額	4,588百万円の内数
令和3年度予算額	4,308百万円の内数

(6) 防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが急遽高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、緊急的かつ機動的に事業を実施し、防災・減災対策を強化する。

令和4年度予算額	19,971百万円
令和3年度予算額	28,401

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、老朽化対策の加速化を推進する。

令和4年度予算額	243,903百万円の内数
令和3年度予算額	240,802百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進する。

令和4年度予算額	40,379百万円の内数
----------	--------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額	33,400百万円の内数
----------	--------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交

付金の内数

(9) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

令和4年度予算額	30,933百万円
令和3年度予算額	30,836

(10) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行う。

令和4年度予算額	10,810百万円
令和3年度予算額	10,907

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上している。

令和4年度予算額	974百万円
令和3年度予算額	859

1-2 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和4年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行う。

令和4年度予算額	58百万円
令和3年度予算額	77

1-3 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、「消防組織法」第49条の規定に基づき負担する。

令和4年度予算額	10百万円
令和3年度予算額	10

1-4 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

令和4年度予算額	2,839百万円
令和3年度予算額	3,239

1-5 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に

関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

令和4年度予算額	140百万円
令和3年度予算額	140

(2) 災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

令和4年度予算額	150百万円
令和3年度予算額	150

1-6 その他の災害応急対策

(1) 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等について、都道府県等に対し補助を行う。

令和4年度予算額	1,200百万円の内数
令和3年度予算額	1,300百万円の内数

(2) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

令和4年度予算額	200百万円
令和3年度予算額	200

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

- ・直轄事業

治山施設について、令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設について、令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和4年度予算額	893百万円
令和3年度予算額	893

・補助事業

治山施設について、令和2年災害の復旧を完了し、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和2年災害の復旧を完了し、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和2年災害の復旧を完了し、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和4年度予算額	10,697百万円の内数 (2-2農林水産業施設災害復旧事業分を含む)
令和3年度予算額	10,666百万円の内数 (2-2農林水産業施設災害復旧事業分を含む)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

令和4年度予算額	37,879百万円
令和3年度予算額	38,636

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和4年度予算額	18,973百万円
令和3年度予算額	22,834

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、令和2年災害、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業並びに堆積土砂排除事業の円滑な

施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

令和4年度予算額	18,906百万円
令和3年度予算額	15,802

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等について、平成30年災害、令和2年災害、令和3年災害及び令和4年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

令和4年度予算額	3,178百万円
令和3年度予算額	2,986

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

令和4年度予算額	10,697百万円の内数 (2-1公共土木施設等災害復旧事業分を含む)
令和3年度予算額	10,666百万円の内数 (2-1公共土木施設等災害復旧事業分を含む)

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う(再掲 第2章2-2(4))。

令和4年度予算額	36,320百万円の内数
令和3年度予算額	36,320百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫負担(補助)を行う。

令和4年度予算額	495百万円
令和3年度予算額	511

(3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

令和4年度予算額	26,550百万円の内数
令和3年度予算額	28,150百万円の内数

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

令和4年度予算額	356百万円
令和3年度予算額	356

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた既設公営住宅等の復旧事業に対し、補助を行う。

令和4年度予算額	101百万円
令和3年度予算額	101

(2) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して「鉄道軌道整備法」に基づく補助を行うとともに、熊本地震を踏まえ、特に、大規模な災害により甚大な被害を受けた鉄道の復旧事業に対しては、より強力に支援する。

令和4年度予算額	974百万円
令和3年度予算額	941

(3) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

令和4年度予算額	30百万円
令和3年度予算額	30

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団の融資 (私立学校施設)

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講ずる。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

J A 等金融機関においては、被災した農林漁業者等に対して災害関連資金を融通する。さらに、甚大な自然災害については、災害関連資金の金利負担を貸付当初5年間軽減する措置を講ずる。また、農業信用基金協会等においては、被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行う。さらに、甚大な自然災害については、保証料を保証当初5年間免除する措置を講ずる。

(5) (株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) の融資

株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) においては、被災中小企業者等に対し、必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災

中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(6) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、プロパー融資により運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害であって特に中小企業への影響が大きい場合については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(8) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

(9) 災害復旧高度化事業

都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、必要な資金の一部の貸付を行う。

(10) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金の範囲内で融資を行う。

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和4年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆7,751億円と定めて実施する。

令和4年度予算額	109,941百万円
令和3年度予算額	107,341

(2) 農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施する。

令和4年度予算額	96,326百万円
令和3年度予算額	93,799

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

令和4年度予算額	24,433百万円
令和3年度予算額	10,728

・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

令和4年度予算額	7,160百万円
----------	----------

令和3年度予算額 7,432

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について令和4年度地方債計画（通常収支分）において1,127億円を計上している。

令和4年度地方債計画額〔112,700〕百万円
令和3年度地方債計画額〔114,100〕

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額を補助する。

令和4年度予算額 600百万円
令和3年度予算額 600

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その

元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

令和4年度予算額
社会資本整備総合交付金の内数
令和3年度予算額
社会資本整備総合交付金の内数

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁等関係省庁においては、避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施する。

令和4年度予算額 27,849百万円
令和3年度予算額 36,218

(主な事業)

①被災者支援総合交付金
令和4年度予算額 11,527百万円
令和3年度予算額 12,519

②被災した児童生徒等への就学等支援
令和4年度予算額 2,570百万円
令和3年度予算額 3,393

③緊急スクールカウンセラー等活用事業
令和4年度予算額 1,671百万円
令和3年度予算額 1,749

④仮設住宅等
令和4年度予算額 788百万円
令和3年度予算額 2,188

⑤被災者生活再建支援金補助金
令和4年度予算額 2,538百万円
令和3年度予算額 4,552

⑥地域医療再生基金	
令和4年度予算額	2,915百万円
令和3年度予算額	5,450

(2) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁等関係省庁においては、住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続する。

令和4年度予算額	50,782百万円
令和3年度予算額	54,040

(主な事業)

①家賃低廉化・特別家賃低減事業	
令和4年度予算額	22,133百万円
令和3年度予算額	22,353

②社会資本整備総合交付金	
令和4年度予算額	10,272百万円
令和3年度予算額	7,650

③森林整備事業	
令和4年度予算額	4,601百万円
令和3年度予算額	4,657

④災害復旧事業	
令和4年度予算額	8,498百万円
令和3年度予算額	16,053

⑤ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業	
令和4年度予算額	133百万円
令和3年度予算額	95

(3) 産業・生業（なりわい）の再生

復興庁等関係省庁においては、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や福島県における漁業者に対する人材育成の支援などの生産体制の強化を実施する。

令和4年度予算額	34,698百万円
令和3年度予算額	45,931

(主な事業)

①災害関連融資	
令和4年度予算額	2,008百万円
令和3年度予算額	2,809

②復興特区支援利子補給金	
令和4年度予算額	641百万円
令和3年度予算額	804

③中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	
令和4年度予算額	2,246百万円
令和3年度予算額	6,428

④水産業復興販売加速化支援事業	
令和4年度予算額	4,053百万円
令和3年度予算額	0

⑤福島県次世代漁業人材確保支援事業	
令和4年度予算額	381百万円
令和3年度予算額	0

⑥福島県農林水産業復興創生事業	
令和4年度予算額	4,055百万円
令和3年度予算額	4,700

⑦原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	
令和4年度予算額	2,970百万円
令和3年度予算額	4,393

⑧自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	
令和4年度予算額	14,090百万円
令和3年度予算額	21,510

⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金	
令和4年度予算額	451百万円
令和3年度予算額	988

⑩原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化	
令和4年度予算額	123百万円
令和3年度予算額	123

⑪福島県における観光関連復興支援事業	
令和4年度予算額	500百万円

令和3年度予算額	300
⑫ブルーツーリズム推進支援事業	
令和4年度予算額	270百万円
令和3年度予算額	0

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁等関係省庁においては、避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や移住等の促進、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備及び管理運営等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進。また、ALPS処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施する。

令和4年度予算額	445,246百万円
令和3年度予算額	467,345

(主な事業)

①特定復興再生拠点整備事業	
令和4年度予算額	44,461百万円
令和3年度予算額	63,705
②特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業	
令和4年度予算額	1,434百万円
令和3年度予算額	0
③福島再生加速化交付金	
令和4年度予算額	70,084百万円
令和3年度予算額	72,070
④福島生活環境整備・帰還再生加速事業	
令和4年度予算額	8,819百万円
令和3年度予算額	9,060
⑤帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等	
令和4年度予算額	5,296百万円
令和3年度予算額	5,207
⑥放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	
令和4年度予算額	3,618百万円
令和3年度予算額	3,113
⑦福島県浜通り地域等の教育再生	

令和4年度予算額	618百万円
令和3年度予算額	618

⑧帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業	
令和4年度予算額	411百万円
令和3年度予算額	414

⑨中間貯蔵施設の整備等	
令和4年度予算額	198,106百万円
令和3年度予算額	187,241

⑩放射性物質汚染廃棄物処理事業等	
令和4年度予算額	63,776百万円
令和3年度予算額	76,797

⑪除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	
令和4年度予算額	27,087百万円
令和3年度予算額	25,264

⑫風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策	
令和4年度予算額	2,020百万円
令和3年度予算額	2,035

⑬地域の魅力等発信基盤整備事業	
令和4年度予算額	219百万円
令和3年度予算額	234

⑭福島医薬品関連産業支援拠点化事業	
令和4年度予算額	2,328百万円
令和3年度予算額	2,998

(5) 創造的復興

復興庁等関係省庁においては、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施する。

令和4年度予算額	15,684百万円
令和3年度予算額	13,153

(主な事業)

①国際教育研究拠点推進事業	
令和4年度予算額	2,537百万円

令和3年度予算額 0

②福島イノベーション・コースト構想関連事業
令和4年度予算額 7,638百万円
令和3年度予算額 7,476

③福島県高付加価値産地展開支援事業
令和4年度予算額 5,180百万円
令和3年度予算額 5,180

④「新しい東北」普及展開等推進事業
令和4年度予算額 329百万円
令和3年度予算額 298

(6) 東日本大震災の教訓継承事業

東日本大震災の教訓を継承するため、第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、これまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題を取りまとめるほか、被災者を始めとする国民の有する復興に係る知見の収集等を実施する。

令和4年度予算額 74百万円
令和3年度予算額 0

(7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況にあわせて決定・配分する。

令和4年度
地方財政計画額 106,939百万円
令和3年度
地方財政計画額 132,627

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、被災者への法的支援として、「総合法律支援法」に基づく情報提供、民事法律扶助の各業務を実施する。

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(10) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施する。

令和4年度予算額 3百万円
令和3年度予算額 7

4-4

平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年（2016年）熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・農業施設災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 8,276百万円の内数
令和3年度予算額 8,078百万円の内数

- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)

- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数

- ・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数

- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(2) 国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、地震により地盤の緩んだ阿蘇地域において土砂災害対策を行う。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

令和4年度予算額

防災・安全交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金の内数

・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進

熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援する。

令和4年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

令和3年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

4-5

平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年(2017年)7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施す

る。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 9,410百万円の内数

令和3年度予算額 9,223百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数

令和3年度予算額 5,102百万円の内数

(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和4年度予算額 1,367百万円の内数

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和4年度予算額 20,700百万円の内数

令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数

令和3年度予算額 389百万円の内数

・治山事業

令和4年度予算額 62,027百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数

令和3年度予算額 124,803百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、甚大な被害を受けた河川において、再度災害の防止を目的に河川整備や砂防堰堤等の整備を行う。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及び

デジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及び

デジタル庁一括計上分

4-6

平成30年(2018年)7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 9,410百万円の内数

令和3年度予算額 9,223百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数

令和3年度予算額 5,102百万円の内数

(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和4年度予算額 1,367百万円の内数

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和4年度予算額 20,700百万円の内数

令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数

令和3年度予算額 389百万円の内数

・治山事業

令和4年度予算額 62,027百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数

令和3年度予算額 124,803百万円の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額 209百万円の内数

令和3年度予算額 307百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた岡山県等において治水対策を行うとともに、広島県等において土砂災害対策を集中的に行う。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

令和3年度予算額 830,843百万円の内数

※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

4-7

平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年(2018年)台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 1,134百万円の内数

令和3年度予算額 9,223百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数

令和3年度予算額 5,102百万円の内数

(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和4年度予算額 1,367百万円の内数

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和4年度予算額 20,700百万円の内数
 令和3年度予算額 4,398百万円の内数

- ・林業施設整備等利子助成事業
 令和4年度予算額 289百万円の内数
 令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・治山事業
 令和4年度予算額 62,027百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 令和3年度予算額 61,948百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
 令和4年度予算額 124,823百万円の内数
 令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
 令和4年度予算額 209百万円の内数
 令和3年度予算額 307百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
 令和4年度予算額 20,700百万円の内数
 令和3年度予算額 4,398百万円の内数

- ・治山事業
 令和4年度予算額 62,027百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 令和3年度予算額 61,948百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
 令和4年度予算額 124,823百万円の内数
 令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
 令和4年度予算額 209百万円の内数
 令和3年度予算額 307百万円の内数

4-8 平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、平成30年（2018年）北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
 被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
 令和4年度予算額 9,410百万円の内数
 令和3年度予算額 9,223百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
 令和4年度予算額 5,102百万円の内数
 令和3年度予算額 5,102百万円の内数
 （ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）
- ・林業施設整備等利子助成事業
 令和4年度予算額 289百万円の内数
 令和3年度予算額 389百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進
 国土交通省においては、甚大な被害を受けた北海道勇払郡厚真町等において、土砂災害対策を集中的に行う。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分
 令和3年度予算額 830,843百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

・宅地耐震化の推進
 国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

令和4年度予算額
 防災・安全交付金の内数
 令和3年度予算額
 防災・安全交付金の内数

4-9 平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年（2018年）台風第24号による災害の復旧対策とし

て、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 9,410百万円の内数
令和3年度予算額 9,223百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和4年度予算額 1,367百万円の内数
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
- ・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

4-10

令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 14,743百万円の内数
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
(ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置)
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和4年度予算額 1,367百万円の内数
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
- ・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数

令和3年度予算額 124,803百万円の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額 209百万円の内数

令和3年度予算額 307百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数

令和3年度予算額 124,803百万円の内数

4-11 令和元年房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年（2019年）台風第15号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 1,134百万円の内数

令和3年度予算額 14,545百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数

令和3年度予算額 5,102百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和4年度予算額 1,367百万円の内数

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和4年度予算額 20,700百万円の内数

令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数

令和3年度予算額 389百万円の内数

・治山事業

令和4年度予算額 62,027百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数

4-12 令和元年東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年（2019年）台風第19号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 14,743百万円の内数

令和3年度予算額 14,545百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数

令和3年度予算額 5,102百万円の内数

（ただし令和元年度までは果樹農業好循環形成総合対策事業として措置）

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

令和4年度予算額 1,367百万円の内数

令和3年度予算額 1,367百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

令和4年度予算額 20,700百万円の内数

令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数

令和3年度予算額 389百万円の内数

- ・ 治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・ 森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・ 漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

(2) 国土交通省の対策

- ・ 治水対策及び土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県等において土砂災害対策を集中的に行う。
令和4年度予算額 848,413百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分
令和3年度予算額 830,843百万円の内数
※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分
- ・ 道路事業
国土交通省においては、広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、大規模災害復興法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。
令和4年度予算額 18,973百万円の内数
令和3年度予算額 22,834百万円の内数

4-13 令和2年7月豪雨に関する復興対策

(1) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、「改正総合法律支援法」に基づく被災者法律相談援助（被災者の資力を問わない無料法律相談）の業務を実施する。

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年7月豪雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・ 災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 14,743百万円の内数
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
- ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和4年度予算額 1,367百万円の内数
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
- ・ 農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・ 林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・ 治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・ 森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・ 漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

(3) 国土交通省の対策

- ・ 治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

令和4年度予算額 848,413百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分
 令和3年度予算額 830,843百万円の内数
 ※この他に防災・安全交付金の内数及びデジタル庁一括計上分

・道路事業

国土交通省においては、豪雨により流出した熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、道路法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

令和4年度予算額 18,973百万円の内数

・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、令和2年7月豪雨により被災した鉄道の早期復旧を図るため、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-14 令和2年(2020年)台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年(2020年)台風第10号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

令和4年度予算額 9,410百万円の内数
 令和3年度予算額 9,198百万円の内数

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数
 令和3年度予算額 5,102百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和4年度予算額 20,700百万円の内数
 令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数
 令和3年度予算額 389百万円の内数

・治山事業

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 令和3年度予算額 61,948百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数
 令和3年度予算額 124,803百万円の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額 209百万円の内数
 令和3年度予算額 307百万円の内数

4-15 令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年(2020年)12月から令和3年(2021年)1月の大雪等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・果樹農業生産力増強総合対策

令和4年度予算額 5,102百万円の内数
 令和3年度予算額 5,102百万円の内数

・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

令和4年度予算額 20,700百万円の内数
 令和3年度予算額 4,398百万円の内数

・林業施設整備等利子助成事業

令和4年度予算額 289百万円の内数
 令和3年度予算額 389百万円の内数

・治山事業

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
 ※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
 令和3年度予算額 61,948百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

- ・森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

4-16

令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 14,743百万円の内数
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
- ・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
- ・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

4-17

令和3年(2021年)7月1日からの大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年(2021年)7月1日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 14,743百万円の内数
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和4年度予算額 1,367百万円の内数
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
- ・農の雇用事業及び雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数
- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

- ・森林整備事業
令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、令和3年7月1日からの大雨により、大きな被害を受けた地域（静岡県熱海市）を対象に中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行う。

令和3年度予算額 1,079百万円の内数

4-18

令和3年（2021年）8月の大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年（2021年）8月の大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
令和4年度予算額 14,743百万円の内数
令和3年度予算額 14,545百万円の内数
- ・果樹農業生産力増強総合対策
令和4年度予算額 5,102百万円の内数
令和3年度予算額 5,102百万円の内数
- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
令和4年度予算額 1,367百万円の内数
令和3年度予算額 1,367百万円の内数
- ・農の雇用事業及び雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
令和4年度予算額 20,700百万円の内数
令和3年度予算額 4,398百万円の内数
- ・林業施設整備等利子助成事業
令和4年度予算額 289百万円の内数
令和3年度予算額 389百万円の内数

- ・治山事業
令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

・森林整備事業

令和4年度予算額 124,823百万円の内数
令和3年度予算額 124,803百万円の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、令和3年8月の大雨により、大きな被害を受けた地域（佐賀県武雄市、大町町）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行う。

4-19 その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行う。

令和4年度予算額 98百万円
令和3年度予算額 24

(2) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数
令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(3) 三宅島噴火災害に関する対策

・農林水産省においては、治山事業を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(4) 平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 平成26年(2014年) 広島土砂災害に関する復興対策

農林水産省においては、広島県において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(6) 平成26年(2014年) 御嶽山噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

令和4年度予算額 62,027百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

令和3年度予算額 61,948百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(7) 令和3年(2021年) 海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石に関する対策

・農林水産省においては、令和3年(2021年) 海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧等事業
漁港施設及び海岸保全施設へ漂着した軽石除去等を支援する。

令和4年度予算額 9,620百万円の内数

・漁業経営基盤強化金融支援事業
令和4年度予算額 209百万円の内数
令和3年度予算額 307百万円の内数

・国土交通省においては、災害復旧等事業による軽石除去等の支援を行う。
令和4年度予算額 51,818百万円の内数

第5章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進する。

令和4年度予算額	231百万円
令和3年度予算額	248

(2) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行う。

令和4年度予算額	5百万円
令和3年度予算額	5

(3) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図る。

令和4年度予算額	17百万円
令和3年度予算額	19

(4) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図る。

令和4年度予算額	20百万円
令和3年度予算額	18

(5) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津

波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（UNDRR）への拠出等を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援する。

令和4年度予算額	733百万円
(UNDRR:494百万円、OCHA:101百万円、その他138百万円)	

令和3年度予算額	728
(UNDRR:485、OCHA:101、その他142)	

(6) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

(7) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動の支援を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進する。

令和4年度予算額	65百万円
令和3年度予算額	65

(8) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(9) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各

国に対して提供する。

(10) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」への参画や、各国関係機関との合同油防除訓練等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進する。

令和4年度予算額	1百万円
令和3年度予算額	1

2 二国間協力

(1) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にアジア圏内の国を対象に開催し、相手国の消防防災能力の向上を図る。また、日韓両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行う日韓消防行政セミナーを開催し、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図る。

令和4年度予算額	5百万円
令和3年度予算額	5

(2) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介、展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図る。

令和4年度予算額	35百万円
令和3年度予算額	35

(3) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

令和4年度予算額	
JICA 運営費交付金及び無償資金協力	

等の内数

令和3年度予算額

JICA 運営費交付金及び無償資金協力等の内数

(4) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の一つとして防災分野における協力を行う。

令和4年度予算額

JICA 運営費交付金の内数、JST 運営費交付金の内数

令和3年度予算額

JICA 運営費交付金の内数、JST 運営費交付金の内数

(5) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、防災面での課題を抱えた新興国等を対象に、両国の産学官が参画し、平常時から防災分野の二国間協力関係を強化するとともに本邦防災技術の海外展開を図る「防災協働対話」の取組を引き続きインドネシアやベトナム、トルコ等で実施する。さらに、ダム再生案件等の海外の関心が高い分野について、本邦技術の優位性を実感させるワークショップを新興国等を対象に行う。また、加えて産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」と協力し、引き続き海外展開を推進する。

令和4年度予算額	40百万円
令和3年度予算額	40

附 属 资 料

附属資料 目次

1. 我が国の国土の状況

- 附属資料 1 世界のマグニチュード6以上の震源分布と
プレート境界 ……………附- 1
- 附属資料 2 世界の火山の分布状況 ……………附- 1
- 附属資料 3 我が国の海溝型地震の発生領域と主要活断層帯の分布 …附- 2
- 附属資料 4 我が国の活火山の分布 ……………附- 4

2. 災害の状況

- 附属資料 5 我が国の主な地震被害（明治以降） ……………附- 5
- 附属資料 6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況 ……附- 6
- 附属資料 7 自然災害による死者・行方不明者数 ……………附- 7
- 附属資料 8 自然災害による死者・行方不明者内訳 ……………附- 8
- 附属資料 9 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降） …附- 9
- 附属資料 10 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び
特定災害対策本部の設置状況 ……………附-17
- 附属資料 11 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降） ……附-18
- 附属資料 12 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降） ……附-21
- 附属資料 13 過去5年の激甚災害の適用実績 ……………附-26
- 附属資料 14 令和3年以降に発生した主な災害における
各府省の対応 ……………附-27
- 附属資料 15 施設関係等被害額及び同被害額の国内総生産に対する
比率の推移 ……………附-32
- 附属資料 16 令和2年発生災害による災害別施設関係等被害額 ……附-32
- 附属資料 17 阪神・淡路大震災、東日本大震災、
スマトラ島沖大地震の比較 ……………附-33
- 附属資料 18 東日本大震災における被害額の推計 ……………附-34
- 附属資料 19 我が国の主な火山噴火及び噴火災害 ……………附-35
- 附属資料 20 土砂災害の発生状況の推移 ……………附-36
- 附属資料 21 短時間強雨の増加傾向 ……………附-36
- 附属資料 22 竜巻等の発生確認回数 ……………附-37
- 附属資料 23 1900年以降の世界の主な自然災害の状況 ……………附-38
- 附属資料 24 1900年以降に発生した地震の規模の
大きなもの上位10位 ……………附-41

附属資料 25	令和3年以降に発生した世界の主な自然災害	附-41
3. 法制度		
附属資料 26	戦後の防災制度・体制の歩み	附-46
附属資料 27	主な災害対策関係法律の類型別整理表	附-47
附属資料 28	防災基本計画の構成と体系	附-48
附属資料 29	防災基本計画の主な修正経緯	附-49
4. 体制		
附属資料 30	中央防災会議の組織について	附-51
附属資料 31	近年の中央防災会議の開催状況（平成23年度以降）	附-52
附属資料 32	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-53
5. 予算		
附属資料 33	年度別防災関係予算額	附-54
附属資料 34	地震対策緊急整備事業計画について	附-56
附属資料 35	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-57
6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況		
附属資料 36	日赤病院・救急救命センター・災害拠点病院数	附-58
附属資料 37	公共インフラ等の耐震化の状況	附-59
附属資料 38	防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移	附-59
附属資料 39	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-60
7. 防災業務に従事する人員の状況		
附属資料 40	消防団員数の推移	附-61
附属資料 41	消防団員の年齢構成比率の推移	附-61
附属資料 42	水防団員数の推移	附-62
附属資料 43	自主防災組織の推移	附-62
附属資料 44	地方防災会議の委員に占める女性委員の割合 （都道府県別、令和3年）	附-63
8. 各種施策の状況		
附属資料 45	ハザードマップの整備状況	附-64
附属資料 46	災害が想定される市区町村における 避難勧告等の発令基準の策定状況	附-64
附属資料 47	市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段	附-65
附属資料 48	都道府県間の応援協定に基づく応援回数と 民間機関等との応援協定の締結状況	附-66
附属資料 49	市区町村の応援協定の締結状況	附-67

附属資料 50	市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況	附-68
附属資料 51	防災訓練の実施状況	附-69
附属資料 52	震災訓練の実施状況	附-70
附属資料 53	津波対策の実施状況	附-71

9. 我が国の国際協力の状況

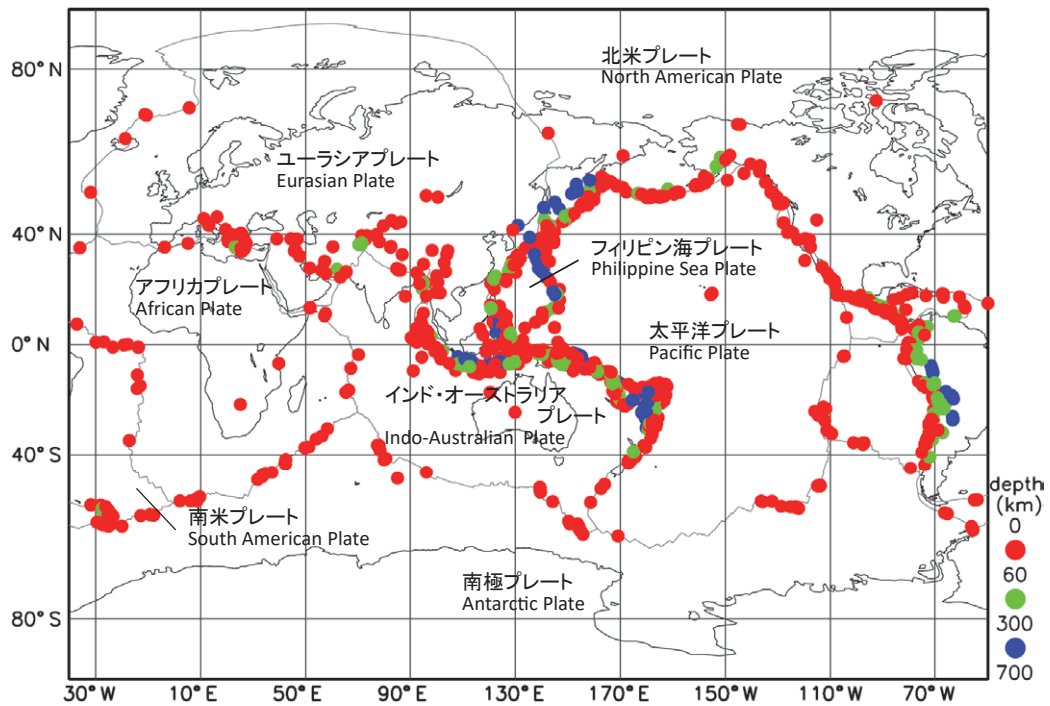
附属資料 54	各府省庁における国際協力に関する事業一覧	附-72
附属資料 55	技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例 (令和3年度)	附-74

10. その他

附属資料 56	地震保険の契約件数等の推移	附-77
附属資料 57	自助、共助、公助の対策に関する意識	附-77
附属資料 58	気象庁震度階級関連解説表	附-78
附属資料 59	特別警報発表基準	附-82
附属資料 60	5段階の警戒レベルを用いた避難情報 (水害・土砂災害)	附-83
附属資料 61	学習指導要領等における主な防災教育関連記述	附-84

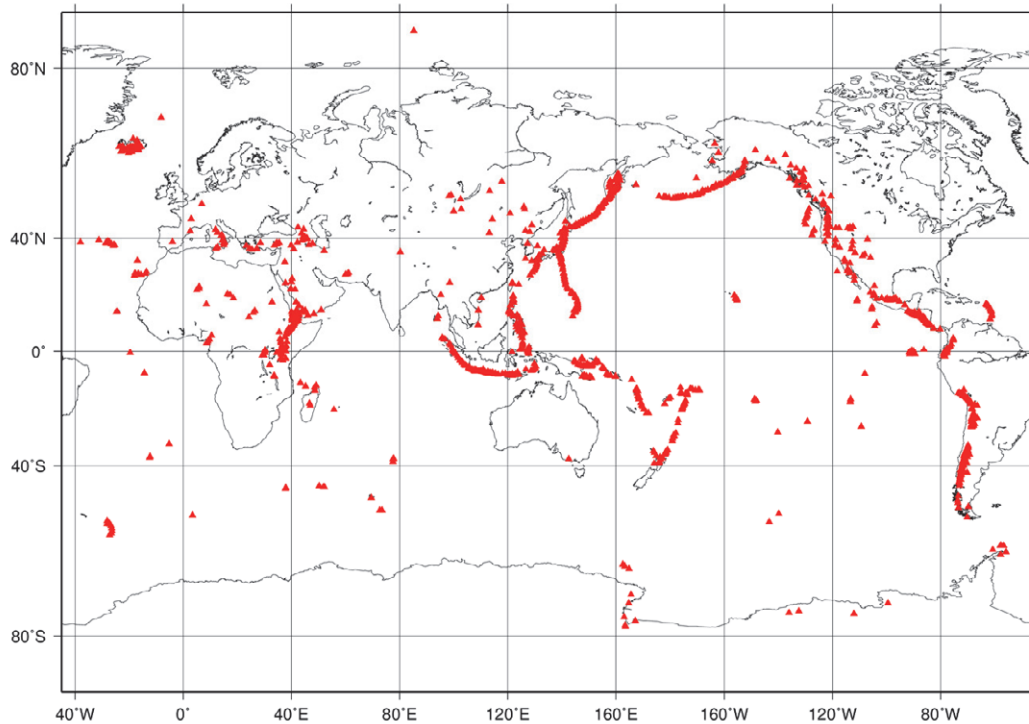
1. 我が国の国土の状況

附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



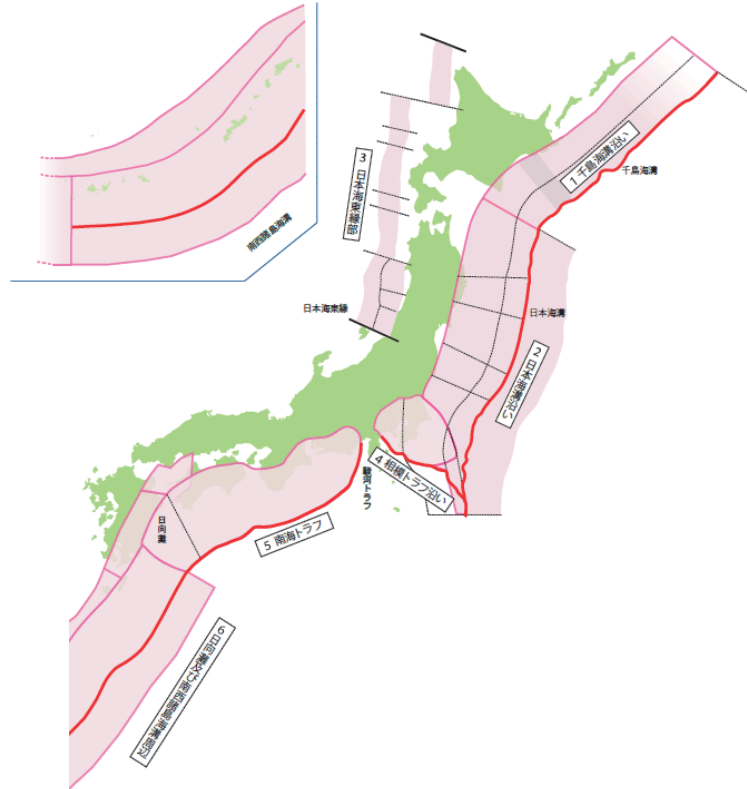
注) 2012年～2021年
 出典：米国地質調査所の震源データ（2022年3月14日現在）より気象庁作成

附属資料2 世界の火山の分布状況

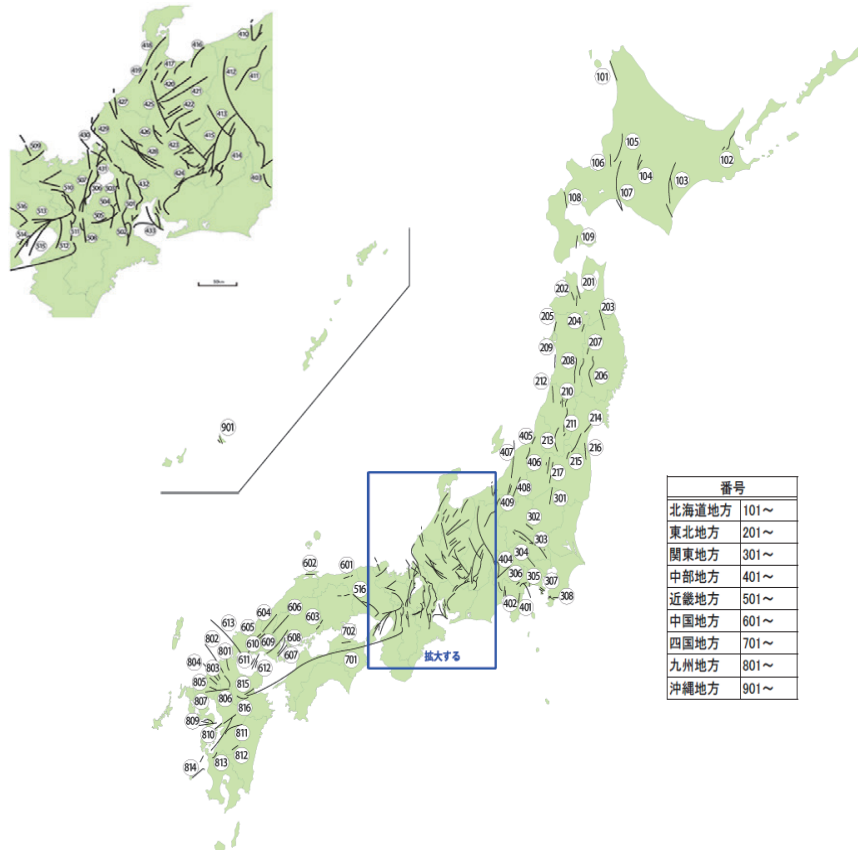


出典：気象庁資料

海溝型地震の発生領域



主要活断層帯の分布

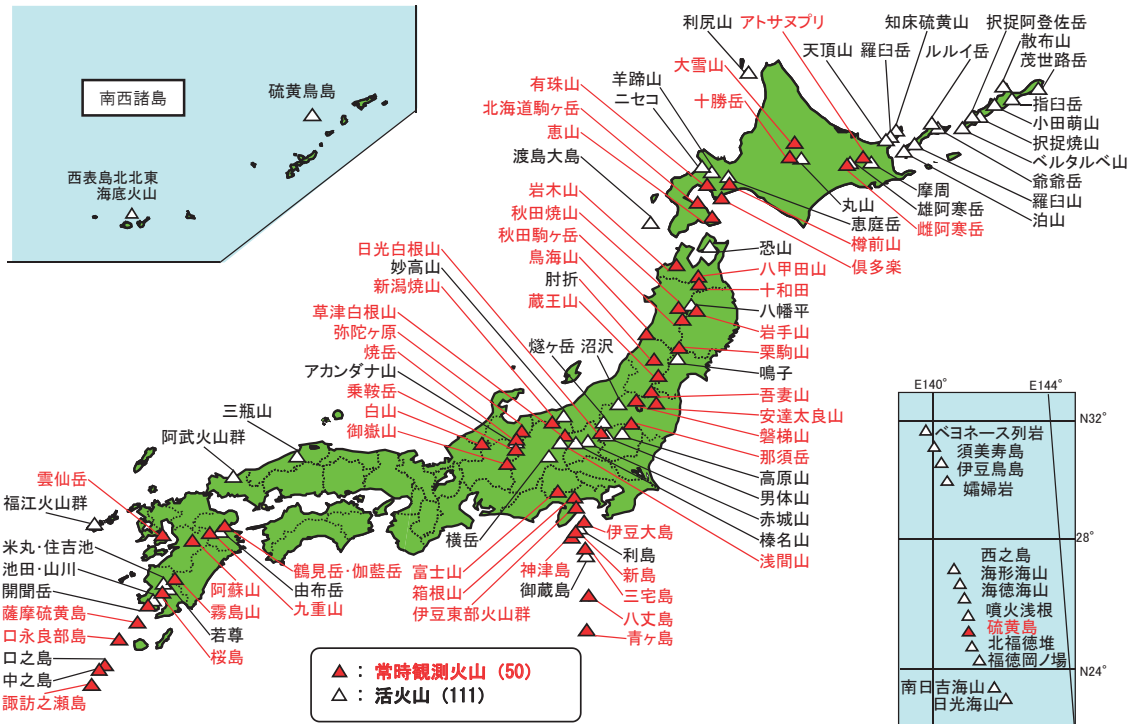


出典：地震調査研究推進本部資料

番号	断層の名称	番号	断層の名称
101	サロベツ断層帯	424	屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯
102	標津断層帯	425	庄川断層帯
103	十勝平野断層帯	426	長良川上流断層帯
104	富良野断層帯	427	福井平野東縁断層帯
105	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	428	濃尾断層帯
106	当別断層	429	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
107	石狩低地東縁断層帯	430	野坂・集福寺断層帯
108	黒松内低地断層帯	431	湖北山地断層帯
109	函館平野西縁断層帯	432	養老－桑名－四日市断層帯
201	青森湾西岸断層帯	433	伊勢湾断層帯
202	津軽山地西縁断層帯	501	鈴鹿東縁断層帯
203	折爪断層	502	布引山地東縁断層帯
204	花輪東断層帯	503	鈴鹿西縁断層帯
205	能代断層帯	504	頓宮断層
206	北上低地西縁断層帯	505	木津川断層帯
207	雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯	506	琵琶湖西岸断層帯
208	横手盆地東縁断層帯	507	三方・花折断層帯
209	北由利断層	508	京都盆地－奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)
210	新庄盆地断層帯	509	山田断層帯
211	山形盆地断層帯	510	三峠・京都西山断層帯
212	庄内平野東縁断層帯	511	生駒断層帯
213	長井盆地西縁断層帯	512	上町断層帯
214	長町－利府線断層帯	513	有馬－高槻断層帯
215	福島盆地西縁断層帯	514	六甲・淡路島断層帯
216	双葉断層	515	大阪湾断層帯
217	会津盆地西縁・東縁断層帯	516	山崎断層帯
301	関谷断層	601	鹿野－吉岡断層
302	大久保断層	602	穴道(鹿島)断層
303	深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)	603	長者ヶ原－芳井断層
304	立川断層帯	604	弥栄断層
305	伊勢原断層	605	地福断層
306	塩沢断層帯・平山－松田北断層帯・国府津－松田断層帯(神縄・国府津－松田断層帯)	606	筒賀断層
307	三浦半島断層群	607	広島湾－岩国沖断層帯
308	鴨川低地断層帯	608	安芸灘断層帯
401	北伊豆断層帯	609	岩国－五日市断層帯
402	富士川河口断層帯	610	大原湖断層
403	身延断層	611	小郡断層
404	曾根丘陵断層帯	612	周防灘断層帯
405	楡形山脈断層帯	613	菊川断層帯
406	月岡断層帯	701	中央構造線断層帯(金剛山地東縁－由布院)
407	長岡平野西縁断層帯	702	長尾断層帯
408	六日町断層帯	801	福智山断層帯
409	十日町断層帯	802	西山断層帯
410	高田平野断層帯	803	宇美断層
411	長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)	804	警固断層帯
412	糸魚川－静岡構造線断層帯	805	日向峠－小笠木峠断層帯
413	境峠・神谷断層帯	806	水縄断層帯
414	伊那谷断層帯	807	佐賀平野北縁断層帯
415	木曾山脈西縁断層帯	809	雲仙断層群
416	魚津断層帯	810	布田川断層帯・日奈久断層帯
417	砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	811	緑川断層帯
418	邑知瀧断層帯	812	人吉盆地南縁断層
419	森本・富樫断層帯	813	出水断層帯
420	牛首断層帯	814	甌断層帯
421	跡津川断層帯	815	日出生断層帯
422	高山・大原断層帯	816	万年山－崩平山断層帯
423	阿寺断層帯	901	宮古島断層帯

出典：地震調査研究推進本部資料

附属資料 4 我が国の活火山の分布



出典：気象庁ホームページより内閣府作成（令和4年3月現在）

2. 災害の状況

附属資料5 我が国の主な地震被害（明治以降）

災 害 名		年 月 日	死者・行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年（明治24年）10月28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8.1)	1896年（明治29年）6月15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年（大正12年）9月1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年（昭和2年）3月7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年（昭和8年）3月3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年（昭和18年）9月10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年（昭和19年）12月7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年（昭和20年）1月13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年（昭和21年）12月21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年（昭和23年）6月28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年（昭和27年）3月4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年（昭和35年）5月23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年（昭和39年）6月16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年（昭和43年）5月16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年（昭和49年）5月9日	30人
1978年伊豆大島近海の地震	(M7.0)	1978年（昭和53年）1月14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年（昭和53年）6月12日	28人
昭和58年（1983年）日本海中部地震	(M7.7)	1983年（昭和58年）5月26日	104人
昭和59年（1984年）長野県西部地震	(M6.8)	1984年（昭和59年）9月14日	29人
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年（平成5年）7月12日	230人
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年（平成7年）1月17日	6,437人
平成16年（2004年）新潟県中越地震	(M6.8)	2004年（平成16年）10月23日	68人
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年（平成20年）6月14日	23人
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年（平成23年）3月11日	2万2,312人
平成28年（2016年）熊本地震	(M6.5)	2016年（平成28年）4月14日	273人
	(M7.3)	4月16日	
平成30年北海道胆振東部地震	(M6.7)	2018年（平成30年）9月6日	43人

※Mw: モーメントマグニチュード

- 注) 1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える地震被害、戦後については死者・行方不明者が20人を超える地震被害を掲載した。
2. 関東大地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の死者・行方不明者については平成18年5月19日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
4. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の死者（震災関連死含む）・行方不明者数については令和4年3月8日現在。
5. 平成28年（2016年）熊本地震については平成31年4月12日現在（震災関連死含む）。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料

附属資料6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

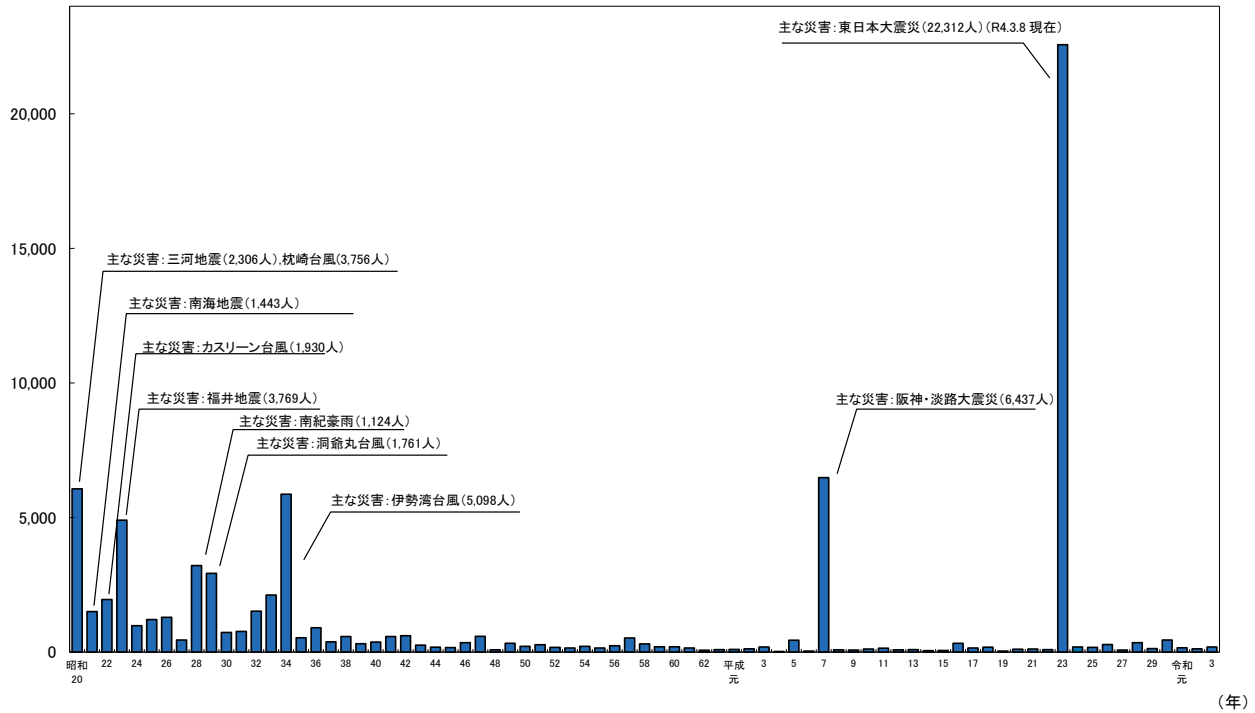
年月日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21.12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~	アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26.10. 13 ~	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部, 東北北部	33人
28. 6. 25 ~	大雨 (前線)	九州, 四国, 中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~	風害 (低気圧)	北日本, 近畿	670人
9. 25 ~	洞爺丸台風	全国 (特に北海道, 四国)	1,761人
32. 7. 25 ~	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~	伊勢湾台風	全国 (九州を除く, 特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸, 三陸海岸, 志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟, 秋田, 山形	26人
40. 9. 10 ~	台風第23, 24, 25号	全国 (特に徳島, 兵庫, 福井)	181人
41. 9. 23 ~	台風第24, 26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	317人
42. 7 ~	7, 8月豪雨	中部以西, 東北南部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州, 島根, 広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川, 岡山)	171人
52. 1	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101人
52. 8. 7 ~	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54.10. 17 ~	台風第20号	全国 (特に東海, 関東, 東北)	115人
55.12 ~	雪害	東北, 北陸	152人
57. 7 ~	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎, 熊本, 三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田, 青森	104人
7. 20 ~	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12 ~	雪害	東北, 北陸 (特に新潟, 富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61.11. 15 ~	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2.11. 17 ~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16.10. 20 ~	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12 ~	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城, 岩手)	23人
22. 12 ~	雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城, 岩手, 福島)	22,312人
23. 8. 30 ~	平成23年台風第12号	近畿, 四国	98人
23. 11 ~	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24. 11 ~	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25. 11 ~	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26. 8. 20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
26. 9. 27	平成26年(2014年)御嶽山噴火	長野県, 岐阜県	63人
28. 4. 14 及び	平成28年(2016年)熊本地震 (M7.3)	九州地方	273人
30. 6. 28 ~	平成30年(2018年)7月豪雨	全国 (特に広島, 岡山, 愛媛)	271人
30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7)	北海道	43人
令和 1.10. 10 ~	令和元年東日本台風	関東, 東北地方	108人
2. 7. 3 ~	令和2年(2020年)7月豪雨	全国 (特に九州地方)	88人
3. 7. 1 ~	令和3年(2021年)7月1日からの大雨	全国 (特に静岡)	29人
3. 8. 7 ~	令和3年(2021年)8月の大雨	全国 (特に長野, 広島, 長崎)	13人

- 注) 1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののみか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成18年5月19日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 東日本大震災の死者(災害(震災)関連死含む)・行方不明者数については令和4年3月1日現在の数値。
5. 令和元年東日本台風の被害は令和2年10月13日時点のもの。
6. 令和2年7月豪雨の被害は令和3年11月26日時点のもの。
7. 令和3年7月1日からの大雨の被害は令和4年3月25日時点のもの。
8. 令和3年8月の大雨の被害は令和4年3月25日時点のもの。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料7 自然災害による死者・行方不明者数

(人)



注) 平成7年死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む(兵庫県資料)
令和3年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

年	人	年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	37	381	54	208	8	84	25	173
21	1,504	38	575	55	148	9	71	26	283
22	1,950	39	307	56	232	10	109	27	77
23	4,897	40	367	57	524	11	141	28	344
24	975	41	578	58	301	12	78	29	129
25	1,210	42	607	59	199	13	90	30	444
26	1,291	43	259	60	199	14	48	令和元	155
27	449	44	183	61	148	15	62	2	119
28	3,212	45	163	62	69	16	327	3	186
29	2,926	46	350	63	93	17	148		
30	727	47	587	平成元	96	18	177		
31	765	48	85	2	123	19	39		
32	1,515	49	324	3	190	20	101		
33	2,120	50	213	4	19	21	115		
34	5,868	51	273	5	438	22	89		
35	528	52	174	6	39	23	22,575		
36	902	53	153	7	6,482	24	190		

出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 8 自然災害による死者・行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	234	1	9	11	438
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	43	1	0	98	6	148
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	22	24	0	48	7	101
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	22,312	0	125	2	22,575
24	52	0	0	138	0	190
25	75	0	0	92	6	173
26	112	0	63	108	0	283
27	28	0	0	49	0	77
28	45	267	0	32	0	344
29	60	0	0	68	1	129
30	285	49	1	103	6	444
令和元年	123	0	0	32	0	155
2	89	0	0	30	0	119
3	41	0	0	145	0	186

注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

令和3年の死者・行方不明者は内閣府とりまとめによる速報値

平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災分は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」について（令和4年3月8日）により、死者（震災関連死を含む）・行方不明者22,312人となっている。

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料9 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降）

（計数：令和4年4月19日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	—	・緊急対策本部設置（※1） ・非常災害対策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
東日本大震災 (平成23年3月11日)	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,312	6,242	122,006	283,160	1,490	・緊急災害対策本部設置 ・緊急災害現地对策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
平成12年有珠山噴火 (平成12年3月31日 ～平成13年6月28日)	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	—	—	119	355	—	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び 新島・神津島近海地震 (平成12年6月25日 ～平成17年3月31日)	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	—	・非常災害対策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年台風第23号 (平成16年10月18日～ 21日)	近畿、四国地方を中心とする全国で河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生、円山川水系円山川、出石川等で堤防の破堤・溢水。	98	555	909	7,776	14,323	・非常災害対策本部設置 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年（2004年） 新潟県中越地震 (平成16年10月23日)	最大震度7 家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。	68	4,805	3,175	13,810	—	・非常災害対策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定 ・特定非常災害法適用
福岡県西方沖を 震源とする地震 (平成17年3月20日)	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	—	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・離島振興法適用
平成17年台風第14号 (平成17年9月4日～8日)	九州地方を中心とする記録的な大雨、土砂災害によって、多くの人的被害が発生。	29	177	1,217	3,896	3,551	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年豪雪 (平成17年12月 ～平成18年3月)	昭和38年に次いで、昭和56年と並び戦後2番目となる死者・行方不明者数。	152	2,145	18	28	12	・災害救助法適用
平成18年梅雨前線による 豪雨 (平成18年6月10日～7月 29日)	長野県、鹿児島県等で土砂災害による死者が多数発生。	33	64	313	1,457	1,971	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年台風第13号 (平成18年9月15日～20日)	沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、宮崎県延岡市で竜巻による被害が発生。	10	446	121	518	251	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
北海道佐呂間町 における竜巻 (平成18年11月7日)	竜巻による被害としては観測史上最も多い死者。	9	31	7	7	—	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成19年（2007年） 能登半島地震 (平成19年3月25日)	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	—	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成19年台風第4号及び 梅雨前線による大雨 (平成19年7月5日～31日)	7月に上陸した台風としては最強の勢力。各地で記録的な大雨。	7	75	33	33	434	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・激甚災害指定
平成19年（2007年） 新潟県中越沖地震 (平成19年7月16日)	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,710	—	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成20年（2008年） 岩手・宮城内陸地震 （平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	—	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
岩手県沿岸北部を 震源とする地震 （平成20年7月24日）	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	210	1	0	—	・政府調査団派遣
7月28日から大雨 （平成20年7月28日～29日）	北陸地方や近畿地方などで局地的な大雨。 神戸市の都賀川で人的被害が発生。	6	13	6	16	585	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年8月末豪雨 （平成20年8月26日～31日）	各地で記録的な大雨となり、特に愛知県で多数の浸水被害が発生。	2	7	6	7	3,106	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成21年7月 中国・九州北部豪雨 （平成21年7月19日～26日）	梅雨前線により、山口県及び福岡県等で記録的な大雨。 山口県等で土砂災害により多数の死者が発生。	36	59	52	102	2,139	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成21年台風第9号 （平成21年8月8日～11日）	台風の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨。 兵庫県で浸水等による人的・住家被害が発生。	27	23	183	1,130	974	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
駿河湾を震源とする地震 （平成21年8月11日）	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	—	
平成21年台風第18号 （平成21年10月6日～8日）	台風の影響で、沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。 愛知県で風雨による多数の住家一部破損や浸水被害が発生。	5	139	9	86	571	・激甚災害指定
チリ中部沿岸を震源とする 地震による津波 （平成22年2月27日～28日）	27日正午過ぎ、チリ中部沿岸で地震が発生。翌28日に日本に津波が到達することから、28日9:33に大津波警報・津波警報が発表された。 養殖施設等、多数の水産被害が発生。	0	0	0	0	6	・激甚災害指定
平成22年梅雨前線による 大雨 （平成22年6月11日～7月19日）	6月中旬から梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的な活動が活発。九州南部では平年の2倍を超える雨量となった。 鹿児島県で大規模な土砂崩れ、広島県や岐阜県を中心に死者・行方不明者が生じた。	22	21	43	91	1,844	・内閣総理大臣現地視察 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
鹿児島県奄美地方における 大雨 （平成22年10月18日～25日）	前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。 奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となり、降り始めからの降水量が800ミリを超えた。	3	2	10	443	116	・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成22年の大雪等 （平成22年11月～平成23年3月）	年末年始にかけて、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。鳥取県や島根県では、漁船が転覆、沈没する等の被害が発生した。	131	1,537	9	14	6	・関係閣僚会議 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用
霧島山（新燃岳）の噴火 （平成23年1月26日～9月7日）	新燃岳では、1月19日に小規模噴火したのち26日に小規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルを3（入山規制）に引き上げた。その後も9月上旬まで噴火を繰り返し、空振や噴石による窓ガラス破損等の被害が発生したほか噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測された。	0	52	0	0	—	・関係閣僚会議（2回） ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域指定 ・災害救助法適用
平成23年台風第6号 （平成23年7月12日～24日）	7月20日00時30分頃に徳島県南部に上陸。上陸時の最大風速は40m/sで、大型で強い勢力を保っていた。 西日本では記録的な大雨となり、四国地方では降り始めからの降水量が1000ミリを超えたところがある。	3	54	0	1	28	・激甚災害指定
平成23年7月 新潟・福島豪雨 （平成23年7月27日～30日）	新潟県、福島県会津では、27日昼ごろから雨が降り始め、28日から断続的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。 新潟県と福島県では「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。	6	13	74	1,000	1,082	・政府調査団派遣（2回） ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第12号 （平成23年8月30日～9月5日）	西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。 特に紀伊半島では、降り始めの8月30日17時からの総降水量が多いところで1800ミリを超え、多数の河道閉塞が発生した。	98	113	380	3,159	5,499	・非常災害対策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第15号 （平成23年9月15日～22日）	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。 9月15日0時から22日9時までの総降水量は、九州や四国の一部で1000ミリを超え、多くの地点で9月の降水量平年値の2倍を超えた。	20	425	34	1,524	2,270	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年の大雪等 （平成23年11月～24年3月）	日本海側を中心に記録的な大雪となり、累積降雪量が過去5年間の平均を28%上回るとともに、積雪の深さも過去30年間の平均の2倍以上となっている地域もある。	133	1,990	13	12	3	・関係閣僚会議（2回） ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察（2回） ・災害救助法適用
平成24年5月に発生した 突風等 （平成24年5月6日）	東海地方から東北地方にかけて、落雷や突風、降ひょうが発生。茨城県常総市からつくば市においては、国内最大級の強さ（F3）と推定される竜巻が発生。栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては、統計史上2番目の長さとなる約32kmに及び被害をもたらした竜巻が発生するなど、複数の竜巻が発生した。	3	61	103	234	—	・政府調査団派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成24年台風第4号 (平成24年6月18日～20日)	台風と梅雨前線により、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で大雨となったほか、台風の進路に沿って、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で暴風、高波、高潮となった。	1	85	1	3	49	・激甚災害指定
平成24年6月21日から7月7日までの大雨 (平成24年6月21日～7月7日)	6月21日から7月7日にかけて、梅雨前線及び梅雨前線上に発生した黄海の低気圧の影響により、西日本から東日本及び北日本で雨が降り、九州など一部では大雨となった。	2	7	36 (※2)	180 (※2)	1,131 (※2)	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年7月九州北部豪雨 (平成24年7月11日～14日)	7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方では断続的に雷を伴って非常に激しい雨が降った。	33	34	276 (※3)	2,306 (※3)	2,574 (※3)	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年11月からの大雪等 (平成24年11月～25年3月)	北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県の酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなるなど、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。	104	1,517	5	7	2	・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
淡路島付近を震源とする地震 (平成25年4月13日)	最大震度6弱	0	34	8	97	—	・激甚災害指定
平成25年梅雨期における大雨等 (平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)	6月8日から8月9日にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が梅雨明け後も継続した。また、この間、台風第4号及び7号が日本に接近した。このため、各地で大雨となった。	17	50	73	222	1,845	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（7回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年8月23日からの大雨等 (平成25年8月23日～28日)	前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となった。特に8月24日には島根県で、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、北海道で大雨となったところがあった。	2	4	9	53	243	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年9月2日及び4日の竜巻等 (平成25年9月2日、4日、7日)	・9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市でF2の竜巻 ・9月4日、高知県宿毛市でF0、高知県安芸市でF0、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市でそれぞれF1、三重県伊勢市から小俣町でF0の竜巻 ・9月7日、北海道苫小牧市でF0の突風	0	67	13	38	0	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	9月15日は東日本や北日本で局地的に激しい雨が降った。16日は、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。特に福井県、滋賀県、京都府では、記録的な大雨となった。また、F0～F1の竜巻が計10件発生した。	6	136	40	967	2,453	・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年台風第26号及び第27号 (平成25年10月14日～16日) (平成25年10月24日～26日)	東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。	45	140	65	63	2,011	・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年からの大雪等 (平成25年11月～26年3月)	・北日本から関東甲信越にかけて、広い範囲で記録的な大雪となった。 ・特に、2月14日から16日にかけては、甲府（山梨県）で114cm、秩父（埼玉）で98cm、前橋（群馬）で73cmになるなど、関東甲信越地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。	95	1,770	28	40	3	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用
平成26年台風第8号 (平成26年7月6日～7月11日)	・沖縄本島地方では記録的な大雨となった。 ・また、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降った所があった。	3	70	14	12	409	・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定 ・内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ
平成26年8月豪雨							
平成26年台風第12号及び第11号 (平成26年7月30日～8月11日)	<台風第12号> 5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降った所があった。 <台風第11号> 西日本から北日本の広い範囲で大雨となった。特に、高知県では7日から11日までの総降水量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総降水量が600ミリを超える大雨となった。 また、大気の状態が非常に不安定となり、栃木県等で、竜巻などの激しい突風が吹いた。	5	93	22	374	1,529	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月15日からの大雨 (8月15日～8月26日) ※8月20日広島土砂災害を除く	局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。	8	7	38	332	2,240	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月20日広島土砂災害（平成26年8月19日からの大雨による広島県における被害）	・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。 ・20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。	77	68	179	217	1,086	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成26年御嶽山噴火 (平成26年9月27日)	<ul style="list-style-type: none"> 9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生。 南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げ。 火口4キロメートル以内の立入を規制。 この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。 	63	69	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 非常災害現地対策本部設置 政府調査団派遣（2回） 災害救助法適用
長野県北部を震源とする地震 (平成26年11月22日)	最大震度6弱	0	46	81	133	—	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣現地視察 政府調査団派遣（2回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成26年の大雪等 (平成26年11月～27年3月)	強い冬型の気圧配置や低気圧と寒気の影響により、北日本から東日本の日本海側山沿いを中心に大雪に見舞われた。	83	1,029	9	12	5	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議 政府調査団派遣 災害救助法適用 内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ（4回）
口永良部島噴火 【噴火警戒レベル5】 (平成27年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> 5月29日9時59分に新岳で爆発的噴火が発生。この噴火により黒灰色の噴煙が火口縁上9,000mまで上がり、火砕流が北西側（向江浜地区）海岸まで到達。 10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3から5（避難）へ引き上げ。 町営フェリー「太陽」等により噴火時島滞り者全員が屋久島へ避難（全員の無事を確認） 	0	1	確認中			<ul style="list-style-type: none"> 政府現地連絡調整室設置（鹿児島県屋久島町） 内閣総理大臣現地視察 政府調査団派遣 災害救助法適用
箱根山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年6月30日)	<ul style="list-style-type: none"> 火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、6月30日12時30分、気象庁は噴火警戒レベルを2から3（入山規制）へ引き上げ 同時刻、箱根町が火口から約1km以内の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令し、住民等が規制区域外へ避難 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府情報先遣チーム派遣
平成27年台風第11号 (平成27年7月16日～7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風や台風に向かって暖かく湿った空気が入った影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。 この影響で西日本を中心に、河川の氾濫、公共土木施設等の損壊、交通機関の運休等の被害が生じた。 	2	57	5	10	85	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ
桜島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成27年8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> 8月15日07時頃から、島内を震源とする火山性地震が多発。また、山体膨張を示す急激な地殻変動を観測。 同10時15分、気象庁は噴火警戒レベルを3から4（避難準備）へ引き上げ（昭和火口および南岳山頂火口から3km以内の有村町及び古里町で警戒が必要）。 同16時50分、鹿児島市は、有村町有村地区、古里町古里地区（火口から3km圏内）、黒神町塩屋ヶ元地区の住民に対し避難勧告を発令。 同18時10分、避難対象地区内全住民（51世帯77名）の避難が完了。 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 政務官現地視察 内閣府リゾン派遣
平成27年台風第15号 (平成27年8月22日～8月26日)	<ul style="list-style-type: none"> 25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸した台風は、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日中、日本海に達した。 沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測したほか、台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、三重県で25日一日の雨量が500ミリを超える等、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となった。 	1	147	12	138	53	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定
平成27年9月関東・東北豪雨 【台風第18号を含む】 (平成27年9月9日～9月11日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第18号が9月9日9時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。 台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県、茨城県、宮城県に大雨特別警報が発表された。 	20	82	81	7,090	2,523	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府特命担当大臣（防災）より関係省庁への要請事項の発出 政府調査団派遣 関係閣僚会議（2回） 内閣総理大臣現地視察 内閣府特命担当大臣（防災）現地視察（2回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
阿蘇山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年9月14日)	<ul style="list-style-type: none"> 9月14日9時43分、中岳第一火口で噴火が発生し、同09時50分、気象庁は噴火速報を発表（平成27年8月の運用開始以降で初） 10時10分、気象庁は噴火警戒レベル2から3（入山規制）へ引き上げ（火口から概ね2kmの範囲で警戒が必要）。 同11時00分、地元自治体において、入山規制区域（火口から2km）の観光客等が全て避難を完了したことを確認。 	—	—	—	—	—	
平成27年台風第21号 (平成27年9月27日～28日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第21号は、28日の日中に猛烈な勢力で石垣島地方、与那国島地方に接近した。 与那国島では、28日15時41分に最大瞬間風速81.1メートルを観測し、統計開始以来の1位を更新。八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島では、うねりを伴い猛烈なしけとなったほか、沖縄本島地方で大しけとなった。 	0	0	5	23	0	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成27年11月からの大雪等 (平成27年11月～28年3月)	平成28年1月は、急速に発達する低気圧の影響により広い範囲での大雪となり、関東地方の平野部でも積雪となった。また、強い冬型の気圧配置により、例年に比べ降雪のペースが早く、鹿児島県奄美大島で明治34年2月12日以来115年ぶり初雪を観測するなど普段降雪の少ない地域でも普段降雪の少ない地域降雪による被害をもたらした。	27	631	—	3	—	
平成28年（2016年）熊本地震 (平成28年4月14日、16日)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月14日21時26分 最大震度7 平成28年4月16日1時25分 最大震度7 	273	2,809	8,667	34,719	—	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・内閣総理大臣現地視察（3回） ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・大規模災害復興法一部適用 ・激甚災害指定
平成28年6月20日からの 梅雨前線に伴う大雨 (平成28年6月20日～6月 25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本から東日本にかけて停滞する梅雨前線と前線上にある低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。 ・19日0時からの雨量が、九州の広い範囲及び中国地方・四国地方・伊豆諸島の一部で300ミリを超え、熊本県・大分県・宮崎県では500ミリを超えた所があった。 	7	12	37	165	520	・激甚災害指定
平成28年台風第7号 (平成28年8月16日～8月 18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第7号は、関東地方及び東北地方の太平洋側沿岸を北上し、8月17日17時半ごろ襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。 ・台風第7号から変わった温帯低気圧の寒冷前線の通過に伴い、栃木県宇都宮市で18日3時14分までの1時間に83ミリの雨を観測するなど、関東地方では、局地的に猛烈な雨が降った。 ・8月16日0時から18日6時までの雨量は関東地方、東北地方、北海道地方の広い範囲で100ミリを超える大雨となった。 	0	5	0	9	67	・激甚災害指定
平成28年台風第11号及び 第9号 (平成28年8月20日～8月 23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第11号は、8月20日9時に日本の東海上で発生し、東北地方に接近、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 ・台風第9号は、8月22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断、23日6時には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 ・これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸櫛別で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。 	2	76	6	19	665	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・激甚災害指定
平成28年台風第10号 (平成28年8月26日～8月 31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第10号は、8月30日朝に関東地方に接近、30日17時半頃に暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜ける特異な進路をたどり、31日に温帯低気圧となった。 ・台風が東北太平洋側に上陸したのは、気象庁が1951年に統計を開始して以来初めてであった。 	29	14	518	2,281	279	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地連絡調整室設置 ・内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ ・内閣総理大臣現地視察（2回） ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成28年台風12号 (平成28年9月1日～9月 5日)	台風第12号は、9月5日1時過ぎに長崎県長崎市付近に上陸したのち勢力を弱め、5日9時には対馬近海で熱帯低気圧となった。	—	1	—	—	—	
平成28年台風13号 (平成28年9月6日～9月 8日)	台風第13号は、日本の南を北東に進んだ後、8日に東海道沖で温帯低気圧に変わった。	1	2	15	42	112	
平成28年台風第16号 (平成28年9月16日～9月 20日)	台風第16号は、9月20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常滑市付近に再上陸した後、同日21時に東海道沖で温帯低気圧となった。	1	47	8	65	509	・激甚災害指定
平成28年台風18号 (平成28年9月30日～10 月5日)	台風第18号は、10月3日に猛烈な勢力で久米島に接近し、その後、東シナ海を北上した後、日本海を東北東に進み5日21時に佐渡沖で温帯低気圧となった。 ※10月3日19時02分沖縄本島地方に特別警報（暴風、波浪、大雨、高潮）を発表、10月4日5時42分に全て解除	—	14	—	1	—	・内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ（1回）
平成28年鳥取県中部を震源とする地震 (平成28年10月21日)	最大震度6弱	0	32	18	312	—	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
茨城県北部を震源とする地震 (平成28年12月28日)	最大震度6弱	0	2	0	1	—	—
平成29年3月27日栃木県 那須町の雪崩 (平成29年3月27日)	那須温泉ファミリースキー場で雪崩が発生し、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれた。	8	40	—	—	—	—

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号（九州北部豪雨を含む） （平成29年6月30日～7月10日）	梅雨前線や台風第3号の影響により、九州北部地方を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に、7月5日から6日にかけては、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方で記録的な大雨となった。	44	39	338	1,101	223	<ul style="list-style-type: none"> ・関係閣僚会議（3回） ・内閣総理大臣現地視察 ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・政府調査団派遣（2回） ・現地連絡調整室設置 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定 ・内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ
平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨 （平成29年7月22日～26日）	東北地方及び北陸地方付近に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり22日から東北地方や北陸地方を中心に大雨となった。	0	0	3	44	618	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成29年台風第5号 （平成29年8月4日～8月9日）	7月21日に南鳥島近海で発生した台風第5号は、奄美地方に接近した後、和歌山県北部に上陸し、近畿地方を縦断、その後日本海を北東方向へ進み、8月9日3時に山形県沖で温帯低気圧に変わった。台風の動きが遅かったこともあり、奄美地方や西日本、東日本の各地で大雨となったほか、突風が確認されるなど、広い範囲に被害をもたらした。	2	51	5	6	47	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定
平成29年台風第18号 （平成29年9月13日～18日）	台風第18号は、9月13日に宮古島付近を北上した後、17日11時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。台風はその後、暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上し、18日21時にサハリンで温帯低気圧となった。台風や活発な前線の影響で、西日本から北日本にかけて猛烈な雨となった。	5	73	5	615	1,553	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成29年台風第21号 （平成29年10月21日～23日）	台風第21号は、10月21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東の海上で温帯低気圧となった。台風を取り巻き発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。	8	245	13	485	2,794	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成29年からの大雪等 （平成29年11月～30年3月）	冬型の気圧配置がしばしば強まり、日本海側では大雪となったところがあり、2月上・中旬は発達した雪雲が日本海から盛んに流れ込み、福井（福井県）で日最深積雪が37年ぶりに140cmを超えるなど、多い所で平年の6倍を超える記録的な積雪を観測した北陸地方を中心に大雪に見舞われた。	116	1,539	9	18	13	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
草津白根山の噴火 （平成30年1月23日）	<ul style="list-style-type: none"> ・1月23日10時02分、噴火が発生。本白根山の鏡池付近から1キロメートル以上飛散する噴石を確認。 ・11時05分、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制）に引き上げ。 ・11時50分、噴火警戒レベルを2から3（入山規制）に引き上げ（鏡池付近からおおむね2kmの範囲では警戒が必要）。 	1	11	0	0	0	—
島根県西部を震源とする地震 （平成30年4月9日）	最大震度5強	0	9	16	58	0	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法適用
大分県中津市の土砂災害 （平成30年4月14日）	中津市耶馬溪町で土砂崩落	6	0	4	0	0	—
大阪府北部を震源とする地震 （平成30年6月18日）	最大震度6弱	6	462	21	483	0	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・関係閣僚会議 ・内閣総理大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成30年7月豪雨 （平成30年6月28日～7月8日）	前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となり、また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。	271	449	6,783	11,342	6,982	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部設置 ・関係閣僚会議 ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・政府調査団派遣 ・内閣総理大臣現地視察（4回） ・内閣府特命担当大臣（防災）現地視察（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害指定 ・激甚災害指定
口永良部島の火山活動【噴火警戒レベル4】 （平成30年8月15日）	8月8日頃から、火山性地震や火山ガスの放出量が多い状態で経過。8月15日0時頃からこれまでより深い場所で火山性地震が増加し、同日未明に最大でマグニチュード1.9（速報値）を観測。同日10時30分、噴火警戒レベルを4（避難準備）へ引き上げ。	—	—	—	—	—	—
平成30年台風第21号 （平成30年9月4日～9月5日）	9月4日12時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸し、その後14時頃には兵庫県神戸市に再び上陸し速度を上げながら近畿地方を縦断した。5日9時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に、四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、これまでの観測記録を更新する記録的な高潮となったところがあった。	14	980	68	833	244	<ul style="list-style-type: none"> ・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成30年北海道胆振東部地震 (平成30年9月6日)	最大震度7 道内全域で大規模停電が発生した。	43	782	469	1,660	—	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府情報先遣チーム派遣 関係閣僚会議（9回） 政府現地連絡調整室設置 政府調査団派遣 内閣総理大臣現地視察 内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成30年台風第24号 (平成30年9月29日～10月1日)	9月29日から30日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近し、勢力を保ったまま、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸。その後、急速に加速しながら東日本から北日本を縦断し、10月1日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。	4	231	62	404	326	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定 被災者生活再建支援法適用
熊本県熊本地方を震源とする地震 (平成31年1月3日)	最大震度6弱	1	3	0	0	—	—
北海道胆振地方中東部を震源とする地震 (平成31年2月21日)	最大震度6弱	0	6	0	0	—	—
山形県沖を震源とする地震 (令和元年6月18日)	最大震度6強	0	43	0	28	—	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議（2回） 政府調査団派遣
6月下旬からの大雨 (令和元年6月28日～7月5日)	6月下旬から梅雨前線が西日本から東日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため前線の活動が活発となった。 6月28日から7月5日までの総降水量は、宮崎県えびの市えびのびので1,089.5ミリに達し、鹿児島県や宮崎県、熊本県では500ミリを超えたところがあり、記録的な大雨となった。	2	5	11	9	92	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議（3回） 内閣府情報先遣チーム派遣 激甚災害指定
梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号 (令和元年7月17日～22日)	台風第5号周辺や太平洋高気圧の縁をまわって流れ込んだ暖かく湿った空気の影響で西日本では20日から21日にかけて局地的に猛烈な雨が降った。特に、長崎県の五島と対馬では19日夜から20日昼過ぎにかけて、数十年に一度の記録的な雨となり、20日10時5分に大雨特別警報を発表（同日16時10分までにすべて解除）。また、21日未明から朝にかけて佐賀県から福岡県にかけて発達した雨雲が停滞し、24時間で7月の平均の降水量を超える記録的な大雨となったところがあった。 台風第5号は21日21時に温帯低気圧に変わった。	1	6	0	1	216	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議 政府調査団派遣 激甚災害指定
令和元年台風第8号 (令和元年8月5日～7日?)	台風第8号は、6日5時頃に宮崎市付近に上陸、その後も北西に進み、7日9時に日本海で熱帯低気圧となった。 宮崎県延岡市や大分県佐伯市等では1時間に約110～120ミリの猛烈な雨となり、5日から7日24時までの総降水量が徳島県那賀町の木頭で467ミリとなったほか、九州や四国の太平洋側で300ミリ前後の大雨となった。	1	5	1	0	1	—
令和元年台風第10号 (令和元年8月12日～16日)	台風第10号は、15日15時頃に広島県呉市付近に上陸、西日本と東日本の太平洋側を中心に、広い範囲で強風を伴った非常に激しい雨が降り、総雨量が800ミリを超えた所があった。 16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わったが、勢力を維持したまま北海道へ接近し、北海道を中心に17日明け方にかけて、強い風を伴った非常に激しい雨が降った。	2	58	1	0	2	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議（2回） 激甚災害指定
令和元年8月の前線に伴う大雨 (令和元年8月26日～29日)	前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に8月26日からの総降水量が600ミリを超えたところがあるなど記録的な大雨となった。 特に、8月28日明け方には1時間100ミリ以上の記録的な大雨が相次いで観測されるなど、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、28日5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報を発表した。	4	4	95	890	918	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚会議（3回） 内閣府情報先遣チーム派遣 政府調査団派遣 内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
令和元年房総半島台風 (令和元年9月7日～9日)	7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した。 台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。特に、千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。	9	160	457	4,806	125	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府情報先遣チーム派遣 内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察（3回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
令和元年東日本台風 (令和元年10月10日～13日)	12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。	108	375	3,229	28,107	7,524	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 関係閣僚会議（2回） 内閣府調査チーム派遣 政府調査団派遣 内閣総理大臣現地視察（2回） 内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察（6回） 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 特定非常災害指定 激甚災害指定 非常災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
令和2年7月豪雨 (令和2年7月3日～31日)	7月3日から14日までの総降水量が、年降水量（平年値）の半分以上を超える地点が発生するなど、九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨となった。 特に九州北部地方では、48時間降水量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の値を記録するなど、複数の地点で観測記録を更新した。 この記録的な大雨により、4日4時50分に熊本県、鹿児島県の2県に、6日16時30分に福岡県、佐賀県、長崎県の3県に、8日6時30分に岐阜県に、同日6時43分に長野県において、大雨特別警報が発表された。	88	82	1,627	4,535	1,741	・非常災害対策本部設置 ・関係閣僚会議 ・政府現地災害対策室設置 ・内閣府調査チーム派遣 ・内閣総理大臣現地視察 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察（6回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害指定 ・非常災害指定 ・激甚災害指定
令和2年台風第10号 (令和2年9月5日～7日)	9月5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に温帯低気圧に変わった。 長崎県野母崎で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風または非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった。	6	110	7	40	31	・関係閣僚会議（2回） ・内閣府特命担当大臣（防災） から国民への呼びかけ（2回）
令和2年台風第14号 (令和2年10月7日～12日)	台風第14号は、前線や台風の影響で伊豆諸島南部では総雨量が多い所で700ミリを超える記録的な大雨となり、東京都三宅村、御蔵島村において10日17時に大雨特別警報が発表された。	0	3	0	0	0	・関係閣僚会議 ・災害救助法適用
12月16日からの大雪 (令和2年12月16日～18日)	強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に雪が降り、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。特に群馬県利根郡みなかみ町藤原では、48・72時間降雪量の期間最大値が歴代全国1位（アメダス観測値による統計）を更新する記録的な大雪となった。	6 (※5)	63 (※4)	0	0	0	・関係閣僚会議 ・災害救助法適用
1月7日からの大雪等 (令和3年1月7日～11日)	1月7日から8日朝にかけて、低気圧が急速に発達しながら日本海から北日本を通過して千島近海へ進んだ。その後、日本の上空に強い寒気が流れ込んで11日にかけて強い冬型の気圧配置が続いた。これらの影響で、北日本から西日本にかけて広範囲で大雪・暴風となった。特に、新潟県上越市高田では9日に24時間降雪量103センチを観測し、観測史上1位の記録を更新するなど、多くの地点で記録的な大雪・暴風となった。	35 (※5)	382 (※4)	1	2	2	・関係閣僚会議 ・内閣府調査チーム派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用
福島県沖を震源とする地震 (令和3年2月13日)	最大震度6強	2	184	144	3,065	0	・関係閣僚会議（2回） ・内閣府調査チーム派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
令和3年7月1日からの大雨 (令和3年7月1日～7月14日)	梅雨前線が、6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。7月2日から3日にかけては、静岡県内の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の記録を更新。静岡県熱海市においては、大規模な土石流により多数の人的被害が発生した。10日には鹿児島県、宮崎県、熊本県に大雨特別警報が発表された。12日には青森県、三重県、島根県や鳥取県で1時間降水量の観測史上1位の記録を更新するなど記録的な大雨となった。	29	12	59	119	499	・非常災害対策本部設置 ・特定災害対策本部設置 ・関係閣僚会議（2回） ・内閣府調査チーム派遣 ・内閣総理大臣現地視察 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
令和3年8月の大雨 (令和3年8月7日～8月23日)	8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となった影響により、西日本から東日本の広い範囲で長期間の大雨となった。長崎県雲仙市における土石流や長野県岡谷市における土石流により人的被害が発生。13日には広島県、14日には長崎県、佐賀県、福岡県、広島県に大雨特別警報が発表された。佐賀県の六角川では、令和元年8月に続いて再度の氾濫が発生した。	13	17	45	1,234	796	・特定災害対策本部設置 ・関係閣僚会議（2回） ・内閣府調査チーム派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
千葉県北西部を震源とする地震 (令和3年10月7日)	最大震度5強 首都圏における鉄道の運転見合わせ等により、帰宅滞留者が発生。	0	50	0	0	0	—
福島県沖を震源とする地震 (令和4年3月16日)	最大震度6強	3	245	111	1,285	0	・内閣府調査チーム派遣 ・内閣府特命担当大臣（防災） 現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

- ※1 閣議決定により設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。
- ※2 住家被害数は、平成24年7月九州北部豪雨と一部重複がある。
- ※3 住家被害数は、平成24年6月21日から7月7日までの大雨と一部重複がある。
- ※4 車両の立ち往生によるもの、除雪中の事故等によるものの合計値。
- ※5 除雪中の事故等によるもの。

出典：内閣府資料、消防庁資料、非常災害対策本部資料

附属資料10 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置状況

令和4年2月1日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 内閣府特命担当大臣（防災）
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1		H7.1.19～H7.4.28
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 内閣府特命担当大臣（防災）
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓ 内閣府特命担当大臣（防災）
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	内閣府特命担当大臣（防災）
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	内閣府特命担当大臣（防災）
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～H26.12.26	内閣府特命担当大臣（防災）
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18～H26.5.30	内閣府特命担当大臣（防災）
30	平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部	H26.8.22～H27.1.9	内閣府特命担当大臣（防災）
31	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部	H26.9.28～H27.11.9	内閣府特命担当大臣（防災）
32	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部	H28.4.14～H30.11.30	内閣府特命担当大臣（防災）
33	平成30年（2018年）7月豪雨非常災害対策本部	H30.7.8～H30.11.30	内閣府特命担当大臣（防災）
34	令和元年（2019年）台風第19号非常災害対策本部	R1.10.13～R2.3.31	内閣府特命担当大臣（防災）
35	令和2年（2020年）7月豪雨非常災害対策本部	R2.7.5～R2.12.25	内閣府特命担当大臣（防災）
36	令和3年（2021年）7月1日からの大雨特定災害対策本部	R3.7.3～R3.7.5	内閣府特命担当大臣（防災）
	令和3年（2021年）7月1日からの大雨非常災害対策本部	R3.7.5～R3.11.30	
37	令和3年（2021年）8月の大雨特定災害対策本部	R3.8.13～R3.11.30	内閣府特命担当大臣（防災）

注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び特定災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから、名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料11 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

令和3年3月1日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県、熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県、福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県、愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県、鹿児島県	内閣府特命担当大臣(防災)
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	内閣府特命担当大臣(防災)
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県、京都府	内閣府特命担当大臣(防災)
		10.22	香川県、岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	内閣府特命担当大臣(防災)	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	内閣府特命担当大臣(防災)
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	内閣府特命担当大臣(防災)
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	内閣府特命担当大臣(防災)
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	内閣府特命担当大臣(防災)
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	内閣府特命担当大臣(防災)
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	内閣府特命担当大臣(防災)
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県、宮城県	内閣府特命担当大臣(防災)
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県、青森県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	内閣府特命担当大臣(防災)
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	内閣府特命担当大臣(防災)
		7.27	福岡県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県、岡山県	内閣府特命担当大臣(防災)
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	内閣府特命担当大臣(防災)
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
平成24	平成24年5月に発生した突風等	9.6	奈良県	国土交通大臣
		5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	平成24年7月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	内閣府特命担当大臣(防災)
		7.21～7.22	福岡県、大分県、鹿児島県	内閣府特命担当大臣(防災)

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成 25	平成 24 年の大雪等	3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官
	梅雨期における大雨等	7.29～7.30	島根県、山口県	内閣府副大臣
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官
		8.9	島根県、山口県	内閣府特命担当大臣(防災)
		8.13	秋田県	内閣府副大臣
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官
	9月2日及び4日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官
	台風第18号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官
		9.18	京都府	内閣府特命担当大臣(防災)事務代理
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官
	9.19～9.20	青森県、岩手県、秋田県	内閣総理大臣補佐官	
台風第26号	10.19	東京都大島町	内閣府特命担当大臣(防災)	
平成 26	平成 25 年の大雪等	2.6	秋田県	内閣府副大臣
		2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
		3.7	東京都、山梨県	内閣府副大臣、 環境省副大臣
		3.10	埼玉県	内閣府副大臣
		3.15	長野県、群馬県	内閣府副大臣
	台風第8号及び梅雨前線	7.11	長野県	内閣府大臣政務官
		7.12	山形県	内閣府大臣政務官
		7.14～7.15	沖縄県	内閣府大臣政務官
	台風第12号及び第11号	8.11～8.13	徳島県、高知県	内閣府副大臣
		8.11	栃木県	内閣府大臣政務官
	8月15日からの大雨	8.18～8.19	兵庫県、京都府	内閣府副大臣
		8.19	岐阜県	内閣府大臣政務官
	8月19日からの広島県の大雨	8.20～8.21	広島県	内閣府特命担当大臣(防災)
		9.6	広島県	内閣府特命担当大臣(防災)
		9.17	広島県	内閣府大臣政務官
	御嶽山噴火	9.28	長野県	内閣府副大臣
		10.11	長野県	内閣府特命担当大臣(防災)
	長野県北部を震源とする地震	11.23	長野県	内閣府大臣政務官
12.2		長野県	内閣府特命担当大臣(防災)	
平成 26 年の大雪等	12.9	徳島県	内閣府特命担当大臣(防災)	
平成 27	□永良部島噴火	5.29～5.30	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨	9.11	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	台風第 21 号	9.30～10.1	沖縄県	内閣府大臣政務官
平成 28	平成 28 年 (2016 年) 熊本地震	4.15	熊本県	内閣府副大臣
	平成 28 年 台風 第 11 号 及び 第 9 号	8.28～8.29	北海道	内閣府大臣政務官
		8.31～9.1	岩手県	内閣府大臣政務官
	平成 28 年 台風 第 10 号	9.5	北海道	内閣府特命担当大臣(防災)
平成 28 年 鳥取県 中部 を 震源 と する 地震	10.29	鳥取県	内閣府副大臣	
平成 29	平成 29 年 6 月 30 日 からの 梅雨 前線 に 伴う 大雨 及び 平成 29 年 台風 第 3 号	7.7	福岡県	内閣府副大臣
		7.9	大分県、福岡県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成 29 年 台風 第 21 号	10.27	大阪府、和歌山県	内閣府特命担当大臣(防災)
平成 30	平成 29 年の大雪等	2.24	福井県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成 30 年 7 月 豪雨	7.9	岡山県、広島県	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成 30 年 台風 第 21 号	9.11	兵庫県、大阪府	内閣府特命担当大臣(防災)
	平成 30 年 北海道 胆振 東部 地震	9.19	北海道	内閣府特命担当大臣(防災)

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
令和元	山形県沖を震源とする地震	7.1	新潟県、山形県	内閣府特命担当大臣(防災)
	梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号	7.24～7.25	長崎県、鹿児島県	内閣府特命担当大臣(防災)
	令和元年8月の前線に伴う大雨	8.31	佐賀県	内閣府特命担当大臣(防災)
	令和元年東日本台風	10.14	福島県	内閣府特命担当大臣(防災)

出典：内閣府資料

附属資料 12 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

令和4年4月1日現在

年	災害名	適用日	都道府県・ 救助実施市	適用 市町村数
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	7月3日からの大雨	7.5	愛媛県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11	新潟県	2
平成8	台風第17号	7.11、12	長野県	2
		8.10	新潟県	1
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	9.22	埼玉県	1
	平成9年台風第19号	9.22	千葉県	2
平成10	平成10年8月上旬豪雨	7.10	鹿児島県	1
		9.16	大分県	1
	平成10年8月末豪雨	8.4	宮崎県	4
			鹿児島県	1
			新潟県	3
			福島県	3
			茨城県	1
	平成10年台風第5号	8.27、30	栃木県	4
		8.28	埼玉県	1
	平成10年台風第7号	9.22	静岡県	1
福井県			1	
平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	兵庫県	1	
平成10年台風第10号	10.17	奈良県	1	
平成11	平成11年6月23日からの大雨	9.25	高知県	6
		10.17	岡山県	4
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	広島県	2
			福岡県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	長崎県	1
			山口県	9
			福岡県	1
東海村臨界事故	9.30	熊本県	9	
平成11年10月27日からの大雨	10.28	茨城県	2	
		青森県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	9.30	岩手県	1
	平成12年（2000年）三宅島噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年台風第3号	7.1、15	東京都	2
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	7.8	埼玉県	1
			愛知県	21
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	9.11	岐阜県	1
	10.6	鳥取県	6	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	10.6	島根県	2
		3.24	広島県	13
	平成13年9月6日の大雨	9.6	愛媛県	1
平成14	平成14年台風第6号	9.6	高知県	2
		9.8、11	沖縄県	2
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
平成15年台風第10号	7.26	宮城県	5	
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	8.9	北海道	3
	平成16年7月福井豪雨	7.13	新潟県	7
		7.18	福井県	5

年	災害名	適用日	都道府県・ 救助実施市	適用 市町村数	
平成16	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2	
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1	
	平成16年台風第16号	8.30	高知県	1	
			岡山県	9	
			香川県	13	
			愛媛県	1	
			宮崎県	2	
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2	
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5	
			愛媛県	4	
	平成16年台風第22号	10.9	兵庫県	2	
静岡県			1		
平成16年台風第23号			10.20	宮崎県	1
				徳島県	4
				香川県	9
				兵庫県	18
岐阜県	1				
京都府	7				
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.23	新潟県	54		
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1	
	平成17年台風第14号	9.6	9.4	東京都	2
			山口県	2	
			高知県	1	
			宮崎県	13	
9.4	鹿児島県	1			
平成18	平成18年豪雪	1.6、8、11、13	新潟県	11	
		1.7、12	長野県	8	
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2	
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3	
			鹿児島県	6	
	宮崎県	1			
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1		
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25	石川県	7	
	7月6日からの梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1	
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10	
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1	
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2	
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1	
	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5	
			宮城県	2	
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1	
			石川県	1	
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2		
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2	
			福岡県	1	
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3	
			岡山県	1	
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2	
			山口県	1	
			広島県	1	
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3	
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4	
			新潟県	2	
			新潟県	3	
			宮崎県	1	
	霧島山（新燃岳）の噴火	2.10	宮崎県	1	

年	災害名	適用日	都道府県・ 救助実施市	適用 市町村数
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
	東京都	47		
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9
	平成23年台風第12号	9.2	三重県	3
			奈良県	10
			和歌山県	5
岡山県			1	
平成23年台風第15号	9.21	鳥取県	2	
		青森県	1	
平成24	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
			長野県	5
		2.3	新潟県	4
		2.4	新潟県	1
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	茨城県	4
			栃木県	3
	7月3日からの大雨	7.3	福岡県	1
			大分県	2
	7月11日から梅雨前線による大雨	7.12	熊本県	5
			大分県	1
	8月13日からの大雨	8.14	福岡県	7
			京都府	1
	平成24年台風第16号	9.15	鹿児島県	1
	11月27日の暴風雪	11.27	北海道	7
平成25	今冬期の大雪等	2.22	新潟県	8
		2.25	新潟県	1
		2.26	山形県	1
		2.28	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	5.1	山形県	1
	7月22日からの大雨	7.22	山形県	4
			山口県	3
	7月28日からの大雨	7.28	島根県	1
			秋田県	3
	8月9日からの大雨	8.9	岩手県	1
			島根県	1
	8月23日からの大雨	8.23	埼玉県	2
	9月2日に発生した突風	9.2	埼玉県	1
			京都府	2
平成25年台風第18号	9.16	鹿児島県	1	
平成25年台風第24号	10.7	東京都	1	
平成25年台風第26号	10.16	千葉県	1	
		埼玉県	7	
平成26	今冬期の大雪等	2.15	長野県	4
			群馬県	1
			山梨県	16
		2.17	群馬県	7
			埼玉県	7

年	災害名	適用日	都道府県・ 救助実施市	適用 市町村数	
平成26	今冬期の大雪等	2.18	群馬県	1	
			山梨県	3	
			2.21	山梨県	2
	平成26年度台風第8号接近に伴う大雨	7.9	長野県	1	
	平成26年台風第12号	8.3	山形県	1	
	平成26年台風第11号	8.9	高知県	1	
			高知県	3	
	徳島県	1			
	平成26年8月15日からの大雨	8.17	京都府	1	
	兵庫県	1			
平成26年8月19日からの大雨	8.20	広島県	1		
御嶽山噴火に係る被害	9.27	長野県	2		
長野県神城断層地震	11.22	長野県	3		
12月5日からの大雪	12.8	徳島県	3		
平成27	口永良部島噴火	5.29	鹿児島県	1	
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.9	茨城県	10	
			栃木県	8	
	9.10	宮城県	8		
平成27年台風第21号	9.28	沖縄県	1		
平成28	平成28年熊本地震	4.14	熊本県	45	
	平成28年台風第10号	8.30	北海道	20	
		8.30	岩手県	12	
	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	10.21	鳥取県	4	
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	12.22	新潟県	1		
平成29	平成29年7月九州北部豪雨	7.5	福岡県	3	
			大分県	2	
	平成29年7月22日からの大雨	7.22	秋田県	1	
	平成29年台風第18号	9.17	大分県	2	
			10.22	三重県	2
			10.22	京都府	1
10.21			和歌山県	1	
平成30	平成30年2月4日からの大雪	2.6	福井県	8	
			2.13	福井県	1
	平成29年度豪雪	2.14	新潟県	5	
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	6.18	7.5	京都府	9
				兵庫県	6
				岡山県	19
				広島県	15
				愛媛県	7
				福岡県	2
				岐阜県	17
				兵庫県	5
				鳥取県	10
				島根県	2
岡山県				2	
山口県	1				
平成30年7月豪雨	7.6	7.6	高知県	3	
			兵庫県	4	
			高知県	1	
			岐阜県	4	
平成30年8月30日からの大雨	8.31	7.8	高知県	3	
			山形県	7	
平成30年北海道胆振東部地震	9.6	北海道	179		
令和元	令和元年8月の前線に伴う大雨	8.28	佐賀県	20	
	令和元年台風第15号に伴う災害	9.8	東京都	1	
	令和元年台風第15号の影響による停電	9.9	千葉県	41	

年	災害名	適用日	都道府県・ 救助実施市	適用 市町村数
令和元	令和元年台風第19号に伴う災害	10.12	岩手県	14
			宮城県	34
			仙台市	1
			福島県	55
			茨城県	30
			栃木県	21
			群馬県	30
			埼玉県	48
			東京都	28
			神奈川県	17
			川崎市	1
			相模原市	1
			新潟県	3
			山梨県	20
		長野県	43	
静岡県	2			
	—	(東京都)	再掲 (1)	
		(千葉県)	再掲 (41)	
令和2	令和2年7月3日からの大雨による災害	7.4	熊本県	16
			鹿児島県	11
		7.6	福岡県	4
			佐賀県	1
			熊本県	10
			大分県	4
		7.8	長野県	14
			岐阜県	6
		7.13	島根県	1
		7.28	山形県	31
令和2年台風第14号に伴う災害	10.10	東京都	2	
令和2年12月16日からの大雪に伴う災害	12.17	新潟県	2	
令和3	令和3年1月7日からの大雪に伴う災害	1.7	秋田県	7
			富山県	4
		1.9	福井県	3
			新潟県	6
		1.10	福井県	2
			新潟県	6
	令和3年福島県沖を震源とする地震に伴う災害	2.13	福島県	17
	令和3年栃木県足利市における大規模火災	2.23	栃木県	1
	令和3年新潟県糸魚川市における地滑り	3.4	新潟県	1
	島根県松江市における大規模火災	4.1	島根県	1
	令和3年7月1日からの大雨による災害	7.3	静岡県	1
			鳥取県	1
		7.7	島根県	2
			鹿児島県	5
		7.10	鹿児島県	5
		7.12	島根県	2
	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨災害	8.10	青森県	3
	令和3年8月11日からの大雨による災害	8.12	島根県	1
広島県			4	
福岡県			3	
佐賀県			3	
8.13		長崎県	2	
		島根県	2	
8.15	長野県	6		
令和3年長野県茅野市において発生した土石流	9.5	長野県	1	
令和4	令和4年福島県沖を震源とする地震	3.16	宮城県	34
			福島県	59
			仙台市	1

出典：内閣府資料

附属資料 13 過去5年の激甚災害の適用実績

政令名	災害名	主な被災地	主な適用措置											その他の適用措置	
			3、4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条				
平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線 (九州北部豪雨等) 台風第3号	福岡県・大分県	●	○	○			●						○ ※1	
平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	京都府・愛媛県・大分県	●	○										○ ※1	
平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第21号	新潟県・三重県・近畿地方	●	○	○									○ ※1	○
平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成29年等局激	—	●	●										●	
平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線 (平成30年7月豪雨等) 台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号・第20号・第21号等	和歌山県・奈良県・大阪府・長野県・新潟県	●	●	●									●	●
平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成30年北海道胆振東部地震	北海道	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	○
平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第24号	鳥取県・宮崎県・鹿児島県	●	○	○									○ ※1	
平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成30年等局激	—	●	●	●									●	●
令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第3号・第5号	鹿児島県・熊本県			○									○	
令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	前線による豪雨・台風第10号・第13号・第15号・第17号	佐賀県・千葉県	●	○	○			●						○ ※1	
令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和元年等局激	—	●	●										●	
令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線 (令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和2年等局激	—	●	●										●	
令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	鳥取県・島根県・鹿児島県	●	○										○ ※1	
令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	前線による豪雨・台風第9号・第10号	青森県・長野県・島根県・広島県・福岡県・佐賀県・長崎県	●	○				●						○ ※1	○
令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和3年等局激	—	●	●										●	

※1 公共土木施設等に係るものについては局激 ※2 第3号に係る部分に限る

【凡例】

- ・「○」は本激（地域を指定せず、災害そのものを指定）、「●」は局激（市町村単位で災害を指定）
- ・適用措置は、それぞれ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

【主な適用措置】

- 3、4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

出典：内閣府

14-1 令和3年7月1日からの大雨

① 災害の状況

令和3年6月末から7月上旬にかけて梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となった。この影響で西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。7月2日から3日にかけては、静岡県複数の地点で、72時間降水量の観測史上1位の値が更新されるなど記録的な大雨となった。また、7月4日以降は梅雨前線が次第に北上し、中国地方の日本海側でも線状降水帯が発生し、広島県を中心に大雨となった。9日夜から10日にかけては、九州南部を中心に雷を伴う猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り、9日からの総雨量が鹿児島県さつま町や伊佐市で500ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。気象庁は、10日鹿児島県、宮崎県、熊本県に大雨特別警報を発表した。その後、12日は全国的に広く大雨となり、青森県、三重県、島根県や鳥取県で1時間降水量の観測史上1位の値が更新された。

この大雨により、多くの河川で氾濫や河岸浸食等が発生し、国・都道府県管理河川合わせて29水系59河川で被害が生じるとともに、土砂災害は9県267箇所が発生した。この一連の災害により、人的被害は死者・行方不明者29名（うち1名は災害関連死）、負傷者12名、住家被害は全壊59棟、半壊119棟、一部破損321棟、床上・床下浸水2,945棟が確認されている。このうち、静岡県熱海市伊豆山地区では大規模な土石流災害が発生し、27名（うち1名は災害関連死）が死亡し、1名が行方不明となっている。また、住家被害は98棟に上った（※数値は令和4年3月25日時点）。

② 各府省庁等の対応

政府としては、全国的に広い範囲の大雨が予想されたことから、7月1日に関係省庁災害警戒会議を開催した。この会議の中で、棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）から関係省庁に対し、地方自治体等への注意喚起や避難の判断に係る助言等の対応をお願いした。また、地方自治体に対し、人命を最優先に、空振りを恐れずに避難指示等を発出することや、コロナ禍における適切な対応をお願いするとともに、国民の方々に対して、早めの安全確保をお願いした。

3日には、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて、内閣府調査チームが静岡県庁と熱海市に派遣された。これにより、現地情報の収集や政府への報告、被災自治体の応急対策などの支援を行う態勢を構築した。

同日17時には関係閣僚会議が開催され、菅内閣総理大臣（当時）から、二次災害に注意しつつ、機動的かつ万全の対応を進めること、避難所等に対する必要な支援を迅速に行うことについて指示があった。これを受け、同日、「令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部」が設置された（同本部会議は計2回開催）。

警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省においては、発災直後から部隊を被災地に派遣し、救助救出活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施した。これらの実働部隊による活動規模は、警察災害派遣隊延べ4,152人、緊急消防援助隊延べ7,961人、自衛隊延べ約23,000人、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ約1,300人等となっている。

5日には、熱海市の土石流災害による捜索・救助対象者が多数に上っていることや、それまでの降雨等により嚴重な警戒を継続する必要があること等を踏まえ、特定災害対策本部から「令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部」へ体制が強化された（同本部会議は計3回開催）。また、6日には各府省の事務次官級職員を構成員とする「被災者生活・生業再建支援チーム」が設置され、生活支援等が迅速かつ強力に進められた。

被災地には、菅内閣総理大臣（当時）（7月12日：静岡県）や棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）（7月6日：静岡県）などが赴き（※）、被害状況を直接確認し、被災地におけるニーズの把握等を行い、政府全体で被災者に寄り添った支援に取り組んだ。

7月30日の第3回非常災害対策本部会議では、「被災者生活・生業再建支援チーム」においてとりまとめられた「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」が報告されたほか、一連の災害に係る激甚災害の指定見込みが発表され、被災地の復旧、復興に向けて、全力で支援していくことが示された。

※赤澤内閣府副大臣（当時） 7月20日：鳥根県、21日：鳥取県、28日：鹿児島県
二之湯内閣府特命担当大臣（防災）11月22日：静岡県

この大雨による災害に伴い、4県11市町に災害救助法が、1県1市に被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕
 【静岡県】熱海市（適用日：7月3日）
 【鳥取県】鳥取市（適用日：7月7日）
 【鳥根県】松江市、出雲市（適用日：7月7日）安来市、雲南市（適用日：7月12日）
 【鹿児島県】出水市、薩摩川内市、伊佐市、さつま町、湧水町（適用日：7月10日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕
 【静岡県】熱海市（発生日7月3日）

8月31日の閣議で当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が決定された。

本災害に対する激甚災害指定の状況は以下のとおりである。

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害

指定見込公表 7月30日 閣議決定 8月31日 公布・施行 9月3日

対象地域	適用措置
全国	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
鳥根県雲南市、飯南町、鹿児島県さつま町	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

14-2 令和3年8月の大雨

① 災害の状況

令和3年8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日からの総降水量が多いところで1,400ミリを超える記録的な大雨となった。また、8月13日には中国地方で線状降水帯が発生し、記録的な大雨となり、気象庁は広島県広島市を対象とした大雨特別警報を発表した。14日には、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量555.5ミリを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は、長崎県、佐賀県、福岡県、広島県に大雨特別警報を発表した。その後、16日から18日にかけて、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、19日から22日にかけては、四国地方の太平洋側を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り続き、22日以降は、台風第12号や台風から変わった低気圧の影響を受け、大雨となったところがあった。

この大雨により、長野県岡谷市で土石流が、長崎県雲仙市で土砂崩れが発生したほか、佐賀県六角川では、「令和元年8月の前線に伴う大雨」に続いて、再度の氾濫が発生するなど、国・都道府県管

理河川合わせて68河川で氾濫等による被害が発生した。また、土砂災害は、32県で414件発生した。この一連の災害により、人的被害は死者13名、負傷者17名、住家被害は全壊45棟、半壊1,234棟、一部破損300棟、床上・床下浸水4,887棟が確認されている（※数値は令和4年3月25日時点）。

② 各府省庁等の対応

政府としては、棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）出席の下、8月12日に、関係省庁災害警戒会議を開催した。13日には広島県における大雨特別警報発表後直ちに関係府省庁に対して菅内閣総理大臣（当時）から、①国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと、②地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で災害応急対策に全力で取り組むことについて指示があった。

13日11時には関係閣僚会議が開催され、同日、政府は「令和3年8月の大雨特定災害対策本部」を設置し（同本部会議は計9回開催）、人命第一の方針の下、情報収集に努め、災害発生時に即応できる万全の体制を確保するとともに、地方自治体や関係機関と緊密に連携して、最大限の緊張感をもって対応に当たることとした。

また、警察においては、広域緊急援助隊を九州方面に向け前進待機させるなど、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等においても部隊を派遣し、救助救出活動や二次災害防止活動、生活支援等の態勢を構築した。15日には、佐賀県六角川の氾濫を受けて、内閣府調査チームを佐賀県庁に派遣し、現地情報の収集等を行った。

被災地には、棚橋内閣府特命担当大臣（防災）（当時）（8月21日：佐賀県、長崎県）などが赴き（※）、被害状況の直接確認が行われた。

※赤澤内閣府副大臣（当時）8月24日：長野県

この大雨による災害に伴い、6県21市町村に災害救助法が、6県11市町に被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

- 【長野県】 岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、王滝村、木曾町（適用日：8月15日）
- 【島根県】 江津市（適用日：8月12日）川本町、美郷町（適用日：8月13日）
- 【広島県】 広島市、三次市、安芸高田市、北広島町（適用日：8月12日）
- 【福岡県】 久留米市、八女市、みやま市（適用日：8月12日）
- 【佐賀県】 武雄市、嬉野市、大町町（適用日：8月12日）
- 【長崎県】 雲仙市、南島原市（適用日：8月12日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕

- 【長野県】 木曾町（発生日8月14日）
- 【広島県】 安芸高田市（発生日8月12日）
- 【福岡県】 久留米市、田川市（発生日8月12日）
- 【佐賀県】 武雄市、大町町、神埼市、嬉野市（発生日8月11日）
- 【長崎県】 雲仙市、波佐見町（発生日8月11日）
- 【大分県】 玖珠町（発生日8月14日）

9月28日の閣議で当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が決定された。

本災害に対する激甚災害指定の状況は以下のとおりである。

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
指定見込公表 8月31日 閣議決定 9月28日 公布・施行 10月1日

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
指定見込公表 8月31日 閣議決定 9月28日 公布・施行 10月1日

対象地域	適用措置
全国	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
島根県西ノ島町 隠岐の島町	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
佐賀県武雄市 大町町	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

14-3 千葉県北西部を震源とする地震[震度5強]

① 災害の状況

令和3年10月7日22時41分、千葉県北西部を震源とするマグニチュード5.9の地震が発生し、埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区で震度5強を観測したほか、東北地方から近畿地方にかけて震度5弱～1を観測した。この地震による被害は、重傷者6名、軽傷者44名となっている（※数値は令和4年3月25日時点）。首都圏において終電時間が近づく中で地震が発生したことから、鉄道の運転見合わせ等により、駅前を中心に多くの滞留者が発生した。

② 各府省庁等の対応

政府としては、10月7日の地震発生後、直ちに総理大臣官邸の危機管理センターに緊急参集チームが招集され、岸田内閣総理大臣から、①早急に被害状況を把握すること、②地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと、③国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと、④被害の拡大防止の措置を徹底することについて指示がなされ、関係府省庁は被害状況の把握や政府としての対応の共有、確認等を行った。

首都圏における鉄道の運転見合わせについては、8日の未明にかけて順次復旧されるとともに、早朝まで運行を継続した路線もあった。また、一部の新幹線では、一時的な滞在・宿泊ができるよう、車両を開放した。

14-4 福島県沖を震源とする地震[震度6強]

① 災害の状況

令和4年3月16日23時36分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、宮城県登米市、蔵王町及び福島県相馬市、南相馬市、国見町で震度6強を観測したほか、宮城県、福島県を中心に広範囲で震度6弱～1を観測した。この地震による被害は、死者3名（うち1名は災害関連死）、重傷者28名、軽傷者217名、住家被害は全壊111棟、半壊1,285棟、一部破損19,048棟となっている（※数値は令和4年4月19日時点）。また、停電、断水等のライフライン被害のほか、鉄道の運休等、交通インフラにも被害が発生した。

② 各府省庁等の対応

政府としては、3月16日の地震発生後、直ちに総理大臣官邸の危機管理センターに緊急参集チー

ムが招集され、岸田内閣総理大臣の下、被害情報の収集に当たるとともに、自衛隊へりにより内閣府調査チームを宮城県及び福島県へ派遣した。翌17日には関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況等について共有した。また自衛隊では、宮城県及び福島県の要請を受け、宮城県内3市町、福島県内6市町村で給水支援活動を行った。19日には、二之湯防災担当大臣による福島県現地視察が行われた。さらに、28日に岸田総理大臣より、二之湯防災担当大臣が中心となって、関係閣僚が連携し、被害状況や自治体からの要請を踏まえながら支援策を速やかに取りまとめるよう指示があった。これを踏まえ、4月8日に被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。

この地震に伴い、宮城県及び福島県は全市町村（94市町村）に災害救助法が、福島県及び宮城県65市町村に被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

【宮城県】 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町（適用日：3月16日）

【福島県】 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（適用日：3月16日）

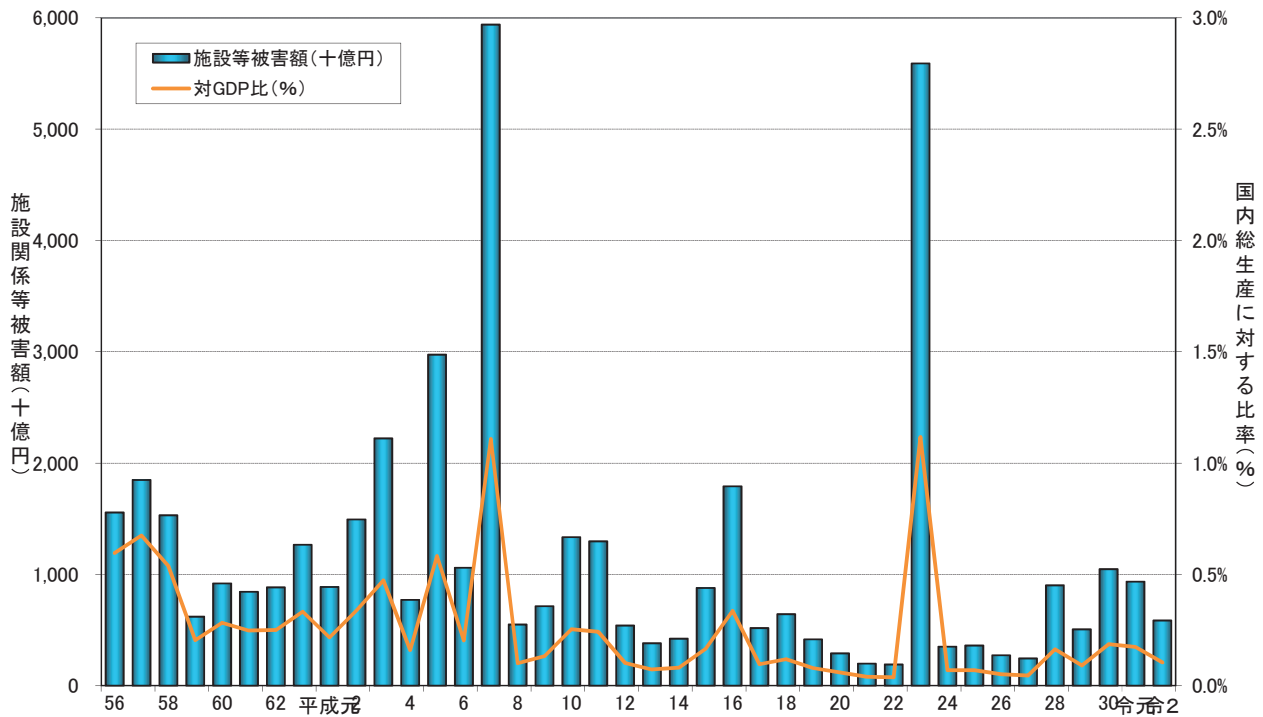
〔被災者生活再建支援法の適用〕

【福島県】 県内全域（発生日3月16日）

【宮城県】 山元町、角田市、白石市、蔵王町、亘理町、柴田町（発生日3月16日）

令和4年3月16日の地震による福島県新地町の区域に係る災害について、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の激甚災害指定見込公表を4月8日、閣議決定を4月22日、公布・施行を4月27日に行った。

附属資料 15 施設関係等被害額及び同被害額の国内総生産に対する比率の推移



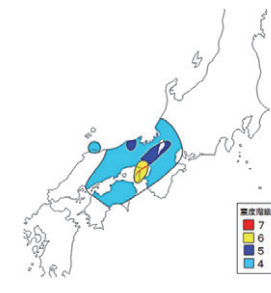
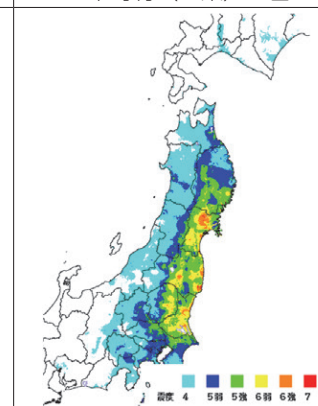
注) 国内総生産 (GDP) は、平成5年までは平成12年基準 (1993SNA)、平成6年以降は平成23年基準 (2008SNA)
出典：各省庁資料より内閣府作成

附属資料 16 令和2年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	16,884	274,406	74	0	13,973	305,337	河川、治山施設、港湾等
農林水産業関係	6,299	210,774	140	35	5,393	222,641	農地、農業用施設、林道、漁業用施設、農林水産物等
文教施設等関係	1,003	4,306	789	0	150	6,248	学校施設、文化財等
厚生施設関係	3,037	28,979	14	0	10	32,039	社会福祉施設、水道施設等
その他の施設関係	4,236	15,028	40	151	152	19,607	自然公園、電信電話、都市施設等
合計	31,459	533,493	1,057	185	19,677	585,872	

注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
出典：各省庁資料より内閣府作成

附属資料 17 阪神・淡路大震災、東日本大震災、スマトラ島沖大地震の比較

	阪神・淡路大震災 (日本)	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	M7.3	Mw9.0	Mw9.1
地震型	内陸(型)	海溝型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心	
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)	
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも大津波を観測
被害の特徴	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が発生、特にインドネシアでは甚大な被害が発生。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,747名 行方不明者2,556名 (令和3年3月1日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害 (全壊)	104,906	122,005 (令和3年3月1日時点)	※不明
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む	
震度分布図 (震度4以上を表示)			

※Mw：モーメントマグニチュード

注) 震度分布図において、平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱および6強が新たに加わった。

出典：内閣府資料、消防庁資料、UNOCHA資料をもとに内閣府作成

附属資料 18 東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日

項目	被害額
建築物等（住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等）	約10兆4千億円
ライフライン施設（水道、ガス、電気、通信・放送施設）	約1兆3千億円
社会基盤施設（河川、道路、港湾、下水道、空港等）	約2兆2千億円
農林水産関係（農地・農業用施設、林野、水産関係施設等）	約1兆9千億円
その他（文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等）	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

注）各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。

出典：内閣府資料

附属資料19 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

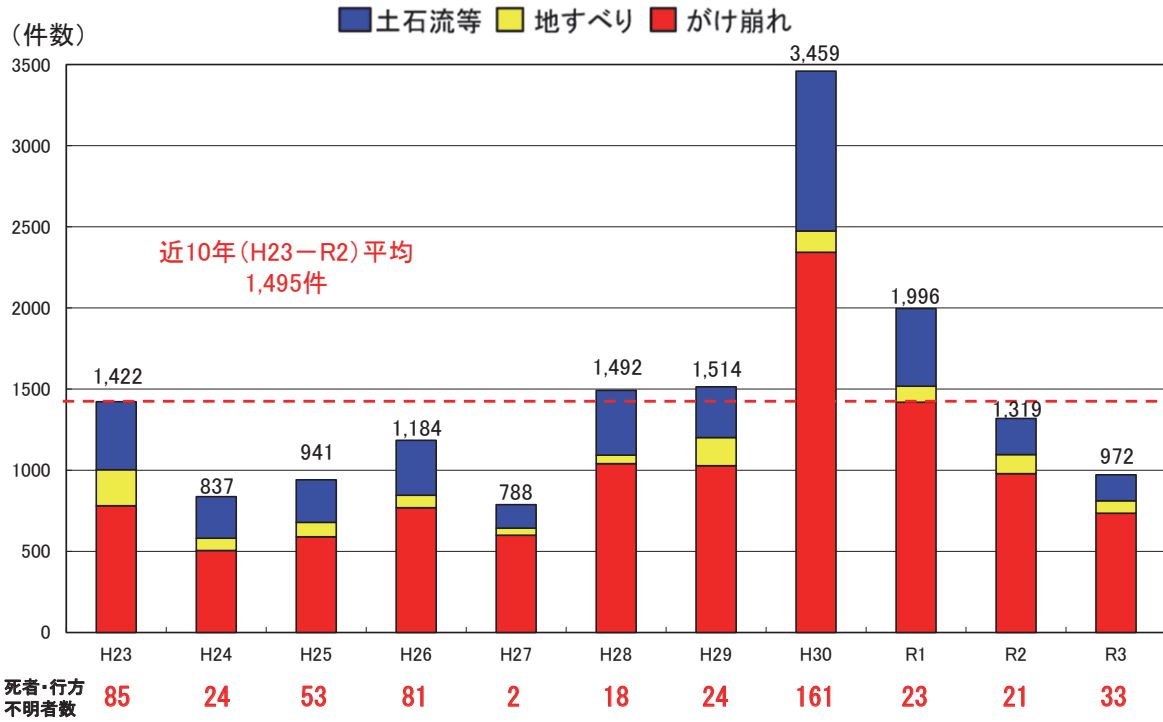
噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年(寛永17年)	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年(寛文3年)	有珠山※	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年(寛文3年)	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年(寛文7年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1694年(元禄7年)	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年(宝永4年)	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年(享保6年)	浅間山	15	噴石
1739年(元文4年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年(寛保元年)	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年(明和5年)	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年(安永6年)	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年(安永8年)	桜島※	150余	「安永の大噴火」、噴石、溶岩流
1781年(天明元年)	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年(天明3年)	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年(天明5年)	青ヶ島	130～140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年(寛政4年)	雲仙岳	15,000	「島原大変肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年(文政5年)	有珠山	50～103	火砕流、旧アブタ集落全滅
1853年(嘉永6年)	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年(安政3年)	北海道駒ヶ岳	21～29	降下軽石、火砕流
1888年(明治21年)	磐梯山※	461～477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流(火山泥流)
1900年(明治33年)	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年(明治35年)	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年(大正3年)	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年(大正15年)	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年(昭和4年)	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年(昭和15年)	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1943～45年(昭和18～20年)	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和山形成
1952年(昭和27年)	ベヨネース列岩(明神礁)	31	火砕サージ
1958年(昭和33年)	阿蘇山	12	噴石
1991年(平成3年)	雲仙岳	43	火砕流、土石流
2014年(平成26年)	御嶽山	58	噴石

※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

注)「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載
 出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編 平成25年)等をもとに内閣府作成

附属資料20 土砂災害の発生状況の推移

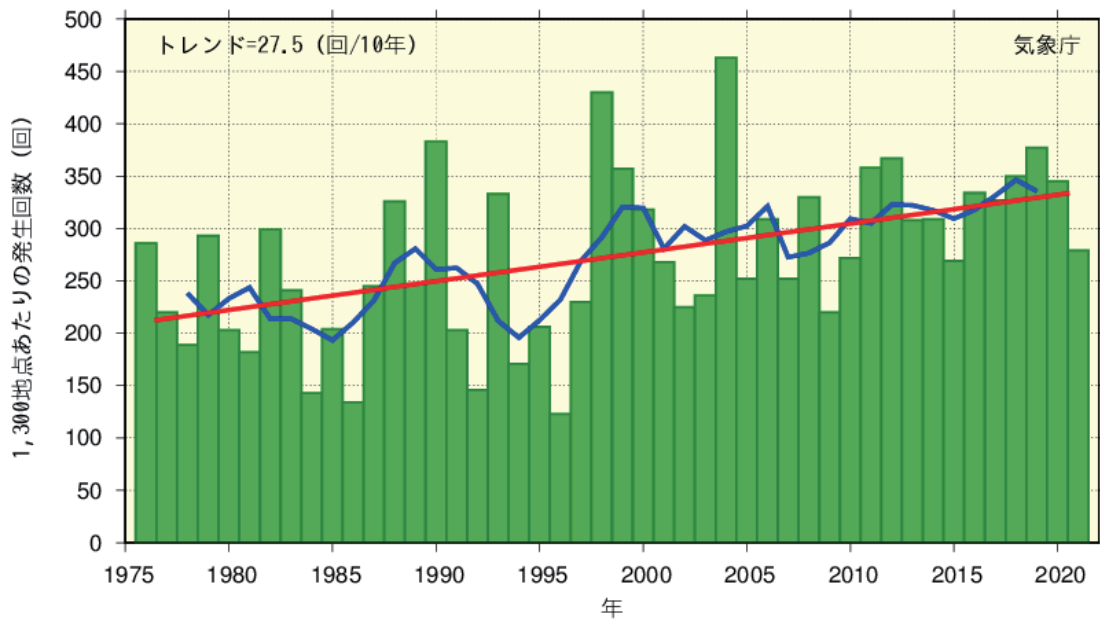
令和4年3月18日現在



出典：国土交通省資料

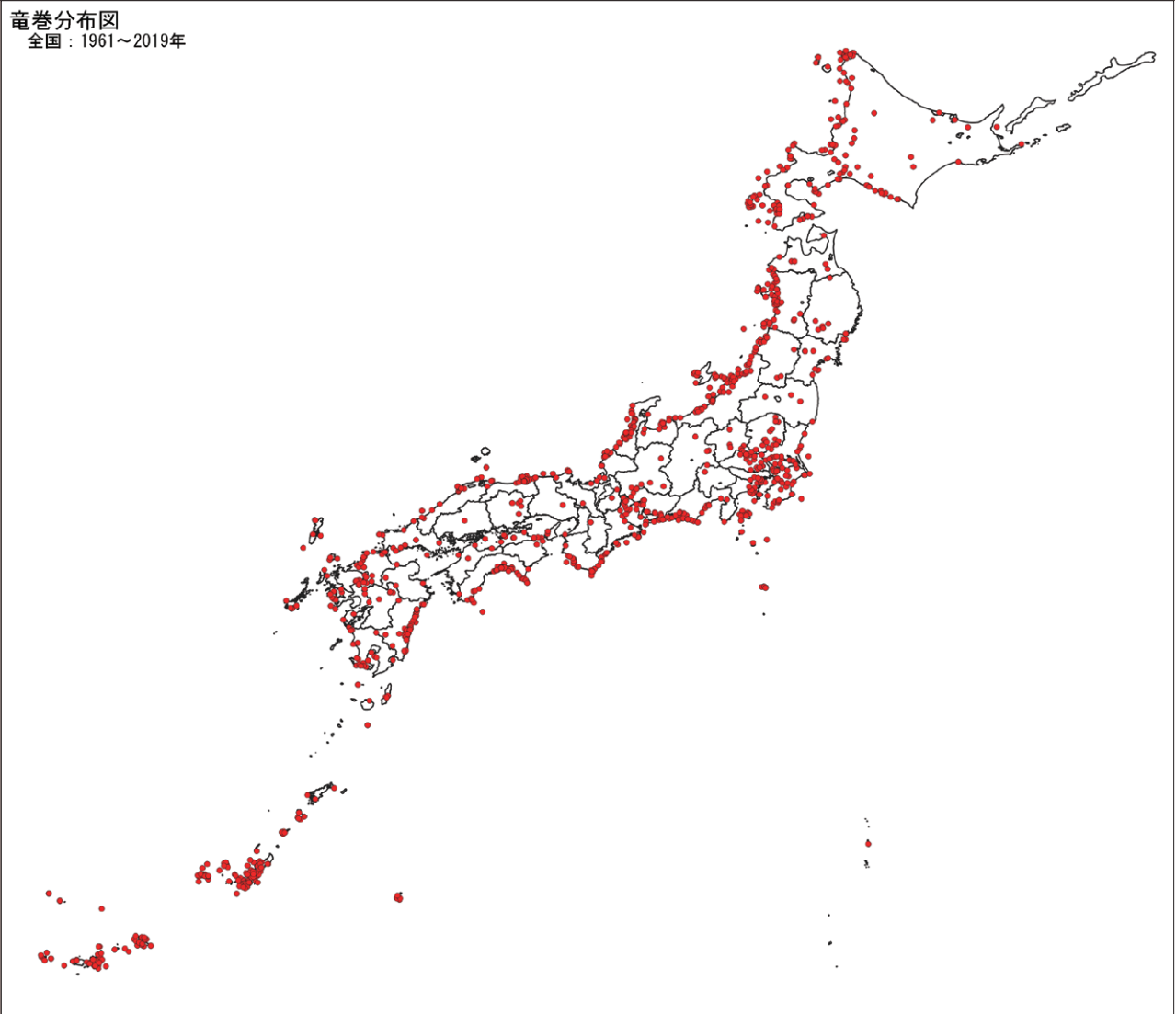
附属資料21 短時間強雨の増加傾向

[全国アメダス] 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



棒グラフ(緑)は各年の年間発生回数を示す(全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値)。太線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

出典：気象庁資料



出典：気象庁資料

附属資料 23 1900年以降の世界の主な自然災害の状況

年	災害の種類	GLIDE	国名(地域名)	死者・行方不明者数(概数)
1900	ハリケーン・ガルベストン		米国, テキサス	6,000
1902	火山噴火		マルティニク(西インド, プレー山)	29,000
1902	火山噴火		グアテマラ, サンタマリア火山	6,000
1905	地震		インド, 北部	20,000
1906	地震(嘉義地震)		台湾	6,000
1906	地震/火災		米国, サンフランシスコ	1,500
1906	地震		チリ	20,000
1906	台風		香港	10,000
1907	地震		中国, 天山	12,000
1907	地震		ウズベキスタン(旧ソ連)	12,000
1908	地震(メッシーナ地震)		イタリア, シシリー	75,000
1911	洪水		中国	100,000
1911	火山噴火		フィリピン, タール火山	1,300
1912	台風		中国, 温州	50,000
1915	地震		イタリア, 中部	30,000
1916	地すべり		イタリア, オーストリア	10,000
1917	地震		インドネシア, バリ島	15,000
1918	地震		中国, 広東省	10,000
1919	火山噴火		インドネシア, クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり(海原地震)		中国, 甘粛省	180,000
1922	台風		中国, 汕頭	100,000
1923	地震/火災(関東大震災)		日本, 関東南東部	143,000
1927	地震(北丹後地震)		日本, 京都府北部	2,930
1927	地震		中国, 南昌	200,000
1928	ハリケーン/洪水		米国, フロリダ	2,000
1930	火山噴火		インドネシア, メラピ火山	1,400
1931	洪水		中国, 長江等沿岸	3,700,000
1932	地震(甘粛地震)		中国, 甘粛省	70,000
1933	洪水		中国, 河南省他	18,000
1933	津波(昭和三陸津波)		日本, 三陸	3,000
1933	地震		中国	10,000
1935	洪水		中国	142,000
1935	地震(クエッタ地震)		パキスタン, バルチスタン地方	60,000
1939	地震/津波		チリ	30,000
1939	洪水		中国, 湖南省	500,000
1939	地震		トルコ, 東部	32,962
1942	サイクロン		バングラデシュ	61,000
1942	サイクロン		インド, オリッサ	40,000
1943	地震		日本, 鳥取	1,083
1944	地震(昭和東南海地震)		日本, 東南海	1,200
1944	地震		アルゼンチン, 中西部	10,000
1945	地震(三河地震)		日本, 愛知	2,300
1945	台風(枕崎台風)		日本, 西日本	3,700
1946	地震/津波(昭和南海地震)		日本, 南海	1,400
1947	台風(カスリーン台風)		日本, 東北以北	1,900
1948	地震(福井地震)		日本, 福井	3,900
1948	地震(アシガバート地震)		トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり		タジキスタン(旧ソ連)	12,000
1949	洪水		中国	57,000
1949	グアテマラ		洪水	40,000
1951	火山噴火		パプアニューギニア, ラミントン山	2,900
1953	洪水		北海沿岸	1,800
1953	洪水		日本, 九州	1,000
1953	洪水		日本, 本州	1,100
1954	洪水		中国	40,000
1954	台風(洞爺丸台風)		日本	1,700
1959	洪水		中国	2,000,000
1959	台風(伊勢湾台風)		日本	5,100
1960	洪水		バングラデシュ	10,000
1960	地震		モロッコ, 南西部	12,000
1960	地震/津波		チリ	6,000
1961	サイクロン		バングラデシュ	11,000

年	災害の種類	GLIDE	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1962	地震		イラン, 北西部	12,000
1963	サイクロン		バングラデシュ	22,000
1965	サイクロン		バングラデシュ	36,000
1965	サイクロン		パキスタン, 南部	10,000
1968	地震		イラン, 北西部	12,000
1970	地震		中国, 雲南省	10,000
1970	地震/地すべり		ペルー, 北部	70,000
1970	サイクロン・ポーラ		バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン		インド・オリッサ	10,000
1972	地震(マナグア地震)		ニカラグア	10,000
1974	地震		中国, 雲南省・四川省	20,000
1974	洪水		バングラデシュ	28,700
1975	地震		中国, 遼寧省	10,000
1976	地震(グアテマラ地震)		グアテマラ	24,000
1976	地震(唐山地震)		中国, 天津	242,000
1977	サイクロン		インド, アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震		イラン, 北東部	25,000
1982	火山噴火		メキシコ, エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン		バングラデシュ	10,000
1985	地震		メキシコ, メキシコ市	10,000
1985	火山噴火		コロンビア, ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス		カメルーン西部, ニオス湖	1,700
1986	地震		エルサルバドル, サンサルバドル市	1,000
1987	地震		エクアドル北西部	5,000
1987	洪水		バングラデシュ	1,000
1988	地震		インド, ネパール	1,000
1988	洪水		バングラデシュ	2,000
1988	地震(スピタク地震)		アルメニア(旧ソ連)	25,000
1988	地震		中国, 雲南省	1,000
1989	洪水		インド	1,000
1989	洪水/地すべり		中国, 四川省他	2,000
1990	地震(マンジール地震)		イラン, 北部	41,000
1990	地震		フィリピン	2,000
1991	サイクロン/高潮		バングラデシュ, チッタゴン等	137,000
1991	洪水		中国, 江蘇省他	1,900
1991	台風・アイク		フィリピン	6,000
1992	洪水		パキスタン	1,300
1992	地震/津波		インドネシア	2,100
1993	洪水		ネパール	1,800
1993	地震(マハラシュトラ地震)		インド	9,800
1993	洪水		インド	1,200
1994	豪雨・洪水		インド	2,000
1994	台風・洪水		中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風		ハイチ	1,100
1995	地震(阪神・淡路大震災)		日本	6,300
1995	地震		ロシア	1,800
1995	洪水		中国	1,200
1996	洪水/台風		中国南部7省, 北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨/洪水		ベトナム	1,000
1997	地震	EQ-1997-000095-IRN	イラン, 東部	1,600
1997	洪水	FL-1997-000260-IND	インド	1,400
1997	洪水	FL-1997-000265-SOM	ソマリア, 南部	2,000
1997	台風・リンダ	TC-1997-000007-VNM	ベトナム, 南部	3,700
1998	地震	EQ-1998-000026-AFG	アフガニスタン, 北部	2,300
1998	地震	EQ-1998-000152-AFG	アフガニスタン, 北部	4,700
1998	洪水/地すべり	FL-1998-000392-IND	インド, アッサム州等	3,000
1998	サイクロン		インド	2,900
1998	洪水	FL-1998-000203-BGD	バングラデシュ	1,000
1998	洪水	FL-1998-000165-CHN	中国, 長江等沿岸	3,700
1998	津波(アイタペ津波)	TS-1998-000220-PNG	パプアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン・ミッチ	TC-1998-000012-HND	ホンジュラス ニカラグア	17,000
1999	地震(キンディオ地震)	EQ-1999-000007-COL	コロンビア, 中西部	1,200
1999	地震(イズミット地震)	EQ-1999-000008-TUR	トルコ, 西部	15,500
1999	地震(集集地震)	EQ-1999-000321-TWVN	台湾	2,300

年	災害の種類	GLIDE	国名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1999	サイクロン	ST-1999-000425-IND	インド	9,500
2000	洪水		ベネズエラ	30,000
2001	地震 (インド西部地震)	EQ-2001-000033-IND	インド	20,000
2001	地震	EQ-2001-000013-SLV	エルサルバドル	1,200
2003	地震	EQ-2003-000074-DZA	アルジェリア, 北部	2,300
2003	地震 (バム地震)	EQ-2003-000630-IRN	イラン	26,800
2004	洪水	FL-2004-000028-HTI	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	TC-2004-000089-JAM	米国 ジャマイカ プエルトリコ ハイチ	3,000
2004	地震・津波 (2004年スマトラ沖地震・津波)	TS-2004-000147-LKA TS-2004-000147-IDN TS-2004-000147-MDV TS-2004-000147-IND TS-2004-000147-THA TS-2004-000147-MYS TS-2004-000147-MMR TS-2004-000147-SOM TS-2004-000147-BGD	スリランカ インドネシア モルディブ インド タイ マレーシア ミャンマー セイシェル ソマリア タンザニア バングラデシュ ケニア	226,000以上
2005	洪水/地すべり	FL-2005-000125-IND	インド	1,200
2005	ハリケーン・カトリーナ	TC-2005-000144-USA	米国	1,800
2005	暴風雨	ST-2005-000162-IND ST-2005-000162-BGD	インド バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン・スタン/洪水	TC-2005-000171-GTM FL-2005-000171-SLV	グアテマラ エルサルバドル メキシコ	1,500
2005	地震 (パキスタン地震)	EQ-2005-000174-PAK EQ-2005-000174-IND	パキスタン インド, 北部	75,000
2006	地すべり	LS-2006-000024-PHL	フィリピン	1,100
2006	地震/火山噴火	VO-2006-000048-IDN	インドネシア, ムラピ火山	5,800
2006	台風・シャンセン	TC-2006-000144-PHL	フィリピン, ルソン等	1,400
2007	大雨、洪水	FL-2007-000096-IND	インド	1,100
2007	サイクロン・シドル	TC-2007-000208-BGD	バングラデシュ	4,200
2008	地震 (四川大地震)	EQ-2008-000062-CHN	中国	87,500
2008	サイクロン・ナルギス	TC-2008-000057-MMR	ミャンマー	138,400
2008	洪水	FL-2008-000089-IND	インド, 北東部	1,100
2009	地震 (2009年スマトラ沖地震)	EQ-2009-000273-IDN	インドネシア	1,200
2009	洪水	FL-2009-000217-IND	インド, 南部	1,200
2010	地震 (ハイチ地震)	EQ-2010-000009-HTI	ハイチ	222,600
2010	地震 (青海地震)	EQ-2010-000073-CHN	中国, 青海省	3,000
2010	洪水	FL-2010-000141-PA	パキスタン, 北西部	2,000
2010	豪雨・土石流	LS-2010-000156-CHN	中国, 長江流域	1,800
2011	地震・津波 (東日本大震災)	EQ-2011-000028-JPN	日本, 東北・関東地方等	19,000
2011	台風・ワシ	TC-2011-000189-PH	フィリピン, ミンダナオ等	1,400
2012	台風・ポーファ	TC-2012-000197-PHL	フィリピン, ミンダナオ等	1,900
2013	洪水	FL-2013-000070-IND	インド, 北部	1,500
2013	台風・ハイヤン	TC-2013-000139-PHL	フィリピン, レイテ等	6,200
2015	地震 (ネパール地震)	EQ-2015-000048-NPL	ネパール	9,000
2018	地震・津波	EQ-2018-000156-IDN	インドネシア, スラウェシ島	3,400
2019	洪水	FL-2019-000084-IND	インド	1,900
2020	洪水	FL-2020-000164-IND	インド	1,922
2021	地震	EQ-2021-000116-HTI	ハイチ	2,575
2021	洪水	FL-2021-000093-IND	インド	1,282

出典：EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium)、理科年表等の資料をもとに内閣府作成。

注) GLIDE番号 (Global unique disaster IDentifier number、世界災害共通番号)は、世界で発生した様々な災害に共通かつ単一の災害番号を付することにより、異なる災害データベース間での災害情報の共有を促進するために、2001年にアジア防災センターが提案し、国連人道問題調整事務所 (OCHA・ReliefWeb) などとともに運用しており、多数の防災関係機関に利用されている。関係機関が必要と判断した災害について各々の基準により番号を発出しているため、網羅的なものではない。今後、より多くの防災関係機関がGLIDEを活用できるようになることにより、より多くの災害に関する情報の共有が促進されることが期待される。

附属資料 24 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(令和4年3月12日現在)

順位	日時 (日本時間)	発生場所	マグニチュード (Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 [平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震]	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	1950年8月16日	チベット、アッサム	8.6
	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1946年4月1日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震のマグニチュード(Mw)は気象庁による

出典：米国地質調査所資料

附属資料 25 令和3年以降に発生した世界の主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2021年01月01日-2021年12月31日	米国	干ばつ	0	0	9,000,000
2021年01月01日-2021年12月31日	中国	干ばつ	0	0	3,100,000
2021年01月05日-2021年01月11日	タイ	洪水	4	175,493	0
2021年01月07日-2021年01月12日	日本	暴風雨	23	394	2,000,000
2021年01月08日-2021年01月12日	スペイン	暴風雨	5	0	1,900,000
2021年01月10日-2021年01月18日	フィリピン	洪水	2	261,580	0
2021年01月13日-2021年01月15日	米国	暴風雨	3	0	675,000
2021年01月14日-2021年01月27日	シリア	洪水	1	142,003	0
2021年01月15日-2021年01月15日	インドネシア	地震	110	100,653	58,700
2021年01月15日-2021年01月21日	インドネシア	洪水	21	126,025	0
2021年01月23日-2021年01月23日	モザンビーク	熱帯低気圧	11	481,901	0
2021年01月24日-2021年01月29日	米国	暴風雨	2	75	1,100,000
2021年01月24日-2021年01月27日	米国	暴風雨	1	30	120,000
2021年01月29日-2021年02月02日	チリ	暴風雨	0	521	175,000
2021年01月30日-2021年02月02日	米国	暴風雨	4	0	100,000
2021年01月-2021年04月	アフガニスタン	干ばつ	0	11,000,000	0
2021年01月-2021年08月27日	イラク	干ばつ	0	7,000,000	0
2021年01月-2021年10月	シリア	干ばつ	0	5,500,000	0
2021年02月01日-2021年02月07日	オーストラリア	森林火災	0	243	120,000
2021年02月07日-2021年02月08日	インド	氷河湖決壊洪水	234	0	210,000
2021年02月09日-2021年02月10日	ボリビア	洪水	9	145,000	0
2021年02月10日-2021年02月20日	米国	暴風雨	235	10	30,000,000
2021年02月10日-2021年02月22日	ブラジル	洪水	6	100,000	36,000

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2021年02月12日-2021年02月20日	メキシコ	暴風雨	12	0	100,000
2021年02月13日-2021年02月13日	日本	地震	1	7,892	7,700,000
2021年02月19日-2021年02月23日	インドネシア	洪水	7	228,650	50,000
2021年02月21日-2021年02月22日	フィリピン	熱帯低気圧	5	272,453	3,114
2021年02月25日-2021年03月04日	オーストラリア	熱帯低気圧	0	6,000	155,000
2021年02月25日-2021年03月01日	米国	洪水	1	51	150,000
2021年03月16日-2021年03月18日	米国	暴風雨	0	92	500,000
2021年03月18日-2021年03月19日	オーストラリア	洪水	2	18,000	2,100,000
2021年03月20日-2021年03月20日	日本	地震	0	611	550,000
2021年03月24日-2021年03月26日	米国	暴風雨	6	0	1,700,000
2021年03月24日-2021年03月24日	中国	地震	3	195	125,000
2021年03月27日-2021年03月28日	米国	洪水	8	0	1,300,000
2021年03月-2021年03月	南アフリカ	干ばつ	0	12,000,000	0
2021年03月-2022年03月	ソマリア	干ばつ	0	5,600,000	0
2021年03月-2022年03月	ケニア	干ばつ	0	2,100,000	0
2021年03月-2021年04月	ケニア	疫病	0	1,352,253	0
2021年03月-2021年03月15日	エクアドル	火山噴火	0	133,306	0
2021年04月02日-2021年04月06日	インドネシア	熱帯低気圧	226	509,625	800,000
2021年04月05日-2021年04月06日	東ティモール	熱帯低気圧	41	143,670	0
2021年04月09日-2021年04月11日	米国	暴風雨	3	7	945,000
2021年04月09日-2021年04月30日	セントビンセント及び グレナディーン諸島	火山噴火	0	13,300	325,000
2021年04月11日-2021年04月11日	オーストラリア	熱帯低気圧	1	2,625	530,000
2021年04月13日-2021年04月15日	米国	暴風雨	13	0	215,000
2021年04月15日-2021年04月16日	米国	暴風雨	0	0	1,500,000
2021年04月20日-2021年04月23日	ブラジル	洪水	0	455,005	0
2021年04月27日-2021年05月02日	米国	暴風雨	0	0	3,100,000
2021年05月01日-2021年05月31日	ソマリア	洪水	25	400,000	0
2021年05月02日-2021年05月04日	米国	暴風雨	4	8	1,300,000
2021年05月02日-2021年05月06日	アフガニスタン	洪水	116	30,833	0
2021年05月11日-2021年06月15日	ガイアナ	洪水	0	150,000	0
2021年05月14日-2021年05月19日	インド	熱帯低気圧	198	700,153	1,400,000
2021年05月14日-2021年05月19日	米国	暴風雨	6	250	1,300,000
2021年05月21日-2021年05月21日	中国	地震	3	39,028	516,000
2021年05月22日-2021年05月23日	コンゴ	火山噴火	32	288,404	0
2021年05月25日-2021年05月29日	インド	熱帯低気圧	19	1,625,000	3,000,000
2021年05月25日-2021年05月29日	バングラデシュ	熱帯低気圧	3	1,300,000	0
2021年05月-2022年02月	エチオピア	干ばつ	0	5,500,000	0
2021年05月-2021年10月07日	南スーダン	洪水	7	623,000	0
2021年06月01日-2021年08月30日	中国	洪水	352	14,500,000	16,500,000
2021年06月01日-2021年09月30日	インド	洪水	1,282	375,000	3,100,000
2021年06月01日-2021年06月30日	インド	洪水	59	1,000	100,000
2021年06月07日-2021年06月10日	米国	洪水	0	636	950,000
2021年06月09日-2021年06月11日	オーストラリア	洪水	2	600	330,000
2021年06月15日-2021年08月31日	ニジェール	洪水	62	105,750	0
2021年06月17日-2021年06月18日	ウクライナ	暴風雨	1	1,700	170,000
2021年06月18日-2021年06月21日	米国	暴風雨	14	344	375,000
2021年06月24日-2021年06月25日	チェコ	暴風雨	6	3,813	701,000

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2021年06月24日-2021年08月11日	ロシア	洪水	0	24,000	200,000
2021年06月26日-2021年08月31日	チャド	洪水	32	269,180	0
2021年06月26日-2021年07月	カナダ	熱波	808	0	0
2021年06月26日-2021年06月30日	米国	熱波	229	0	0
2021年06月28日-2021年07月02日	中国	洪水	0	1,080,000	161,000
2021年07月01日-2021年09月30日	パキスタン	洪水	194	0	10,000
2021年07月02日-2021年07月09日	米国	熱帯低気圧	1	9	1,200,000
2021年07月03日-2021年07月05日	日本	地すべり	26	900	250,000
2021年07月06日-2021年07月31日	米国	森林火災	0	483	325,000
2021年07月08日-2021年07月11日	米国	暴風雨	1	0	1,200,000
2021年07月12日-2021年07月15日	ドイツ	洪水	197	1,000	40,000,000
2021年07月13日-2021年08月11日	米国	森林火災	3	1,261	3,000,000
2021年07月14日-2021年07月15日	ベルギー	洪水	43	1,950	1,700,000
2021年07月15日-2021年07月17日	ニュージーランド	洪水	0	200	140,000
2021年07月20日-2021年09月24日	スーダン	洪水	52	303,045	0
2021年07月21日-2021年07月28日	中国	熱帯低気圧	5	72,000	2,000,000
2021年07月21日-2021年07月29日	ミャンマー	洪水	0	125,000	0
2021年07月22日-2021年07月28日	米国	洪水	9	0	300,000
2021年07月22日-2021年07月28日	コスタリカ	洪水	3	200,000	0
2021年07月27日-2021年08月03日	バングラデシュ	洪水	21	268,744	0
2021年07月28日-2021年08月07日	トルコ	森林火災	9	561,088	232,000
2021年07月28日-2021年07月29日	アフガニスタン	洪水	260	4,200	0
2021年07月29日-2021年08月12日	ギリシャ	森林火災	2	7,012	580,000
2021年07月-2021年11月	ザンビア	干ばつ	0	1,180,000	0
2021年08月09日-2021年08月24日	ニジェール	疫病	144	4,283	0
2021年08月10日-2021年08月13日	米国	暴風雨	0	0	1,300,000
2021年08月10日-2021年08月16日	トルコ	洪水	70	2,660	290,000
2021年08月10日-2021年08月16日	米国	洪水	3	0	225,000
2021年08月11日-2021年08月16日	日本	洪水	12	30,000	100,000
2021年08月12日-2021年08月13日	中国	洪水	21	286,100	0
2021年08月13日-2021年08月31日	米国	森林火災	0	2,136	1,500,000
2021年08月14日-2021年08月14日	ハイチ	地震	2,575	702,763	1,620,071
2021年08月17日-2021年08月22日	米国	熱帯低気圧	7	105	1,300,000
2021年08月20日-2021年08月25日	米国	熱帯低気圧	0	86	550,000
2021年08月21日-2021年08月23日	メキシコ	熱帯低気圧	13	0	500,000
2021年08月21日-2021年08月22日	米国	洪水	22	89	150,000
2021年08月23日-2021年08月24日	ベネズエラ	洪水	46	1,400,100	0
2021年08月27日-2021年08月31日	タイ	洪水	0	325,400	0
2021年08月28日-2021年09月02日	米国	熱帯低気圧	96	14,000	65,000,000
2021年08月28日-2021年08月30日	メキシコ	熱帯低気圧	2	1,503	100,000
2021年08月28日-2021年09月02日	キューバ	熱帯低気圧	0	0	100,000
2021年08月29日-2021年09月02日	スペイン	洪水	2	150	105,000
2021年08月-2021年12月19日	ナイジェリア	疫病	3,604	179,189	0
2021年08月-2022年02月	ジンバブエ	干ばつ	0	167,000	0
2021年09月07日-2021年09月13日	コンゴ	疫病	131	301	0
2021年09月08日-2021年09月08日	メキシコ	地震	3	21,951	200,000
2021年09月12日-2021年09月17日	米国	熱帯低気圧	0	0	1,000,000
2021年09月13日-2021年09月15日	インド	洪水	7	850,000	0

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2021年09月16日-2021年09月16日	中国	地震	3	24,395	250,000
2021年09月19日-2021年12月25日	カナリア諸島	火山噴火	1	6,888	1,000,000
2021年09月19日-2021年10月06日	タイ	洪水	10	298,900	591,000
2021年10月02日-2021年10月07日	中国	洪水	18	1,760,000	1,800,000
2021年10月03日-2021年10月03日	インド	熱帯低気圧	7	179,000	0
2021年10月04日-2021年10月07日	米国	洪水	4	0	325,000
2021年10月11日-2021年10月12日	フィリピン	熱帯低気圧	59	1,140,539	103,128
2021年10月16日-2021年10月22日	ネパール	洪水	118	10	0
2021年11月04日-2021年11月05日	ボスニア・ヘルツェゴビナ	洪水	0	250,000	0
2021年11月05日-2021年11月09日	中国	暴風雨	1	5,600	935,000
2021年11月06日-2021年11月07日	スリランカ	洪水	26	230,004	0
2021年11月13日-2021年11月16日	カナダ	洪水	4	15,000	2,000,000
2021年11月13日-2021年11月15日	米国	洪水	1	500	200,000
2021年11月14日-2021年11月14日	イラン	地震	1	36,583	165,000
2021年11月15日-2022年01月16日	ブラジル	洪水	52	966,173	417,000
2021年11月15日-2021年12月01日	オーストラリア	洪水	2	1,000	100,000
2021年11月27日-2021年11月30日	ベトナム	洪水	18	300,000	0
2021年11月29日-2021年12月02日	タイ	洪水	0	132,900	0
2021年12月10日-2021年12月11日	米国	暴風雨	93	100	5,200,000
2021年12月15日-2021年12月16日	米国	暴風雨	5	120	1,900,000
2021年12月16日-2021年12月17日	フィリピン	熱帯低気圧	457	10,608,996	915,271
2021年12月17日-2022年01月03日	マレーシア	洪水	52	62,999	200,000
2021年12月27日-2021年12月28日	サントメ・プリンシペ	洪水	8	219,668	0
2021年12月30日-2022年01月01日	米国	森林火災	2	3,654	3,300,000
2021年-2021年08月	イラン	干ばつ	0	2,580,000	0

出典：EM-DAT (The International Disasters Database) ルーベンカトリック大学災害疫学研究所センター (CRED) の資料より内閣府作成

① カナダ、米国 熱波 (HT-2021-000074-CAN、HT-2021-000074-USA)

2021年6月下旬から7月にかけて、カナダ西部およびアメリカ北西部では、記録的な熱波に見舞われた。カナダ・バンクーバー近郊のリットンでは27日に46.6度を記録し、カナダでの過去最高気温を84年ぶりに更新した。各地域で高温警報と注意報が発令され、カナダでの過去最高気温を観測したリットンでは山火事が発生し、村の多くが焼失した。

カナダでは、熱波が始まった2021年6月25日からの5日間に少なくとも486人が突然死し、例年の3倍以上の数となった。本災害により、カナダでは808人、アメリカでは229人の死者が確認された (EM-DAT、2022年3月10日時点)。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN28CKC0Y1A620C2000000/>

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN02EB40S1A700C2000000/>

<https://www.cbc.ca/news/canada/british-columbia/sudden-deaths-heat-wave-b-c-1.6086770>

② ハイチ 地震 (EQ-2021-000116-HTI)

2021年8月14日午前8時29分 (現地時間)、カリブ海にあるハイチ共和国の南西部でマグニ

チュード7.2の地震が発生した。震源はサンルイデュソッドの北東12km付近で、首都ポルトープランスの西125kmに位置し、地震の深さは10kmであった。本地震により、死傷者を含む多数の被災者と物的被害が生じた。2022年3月10日現在、EM-DATデータベースでは、死者2,575人、被災者702,763人、経済被害額16億米ドル以上に上っている。ハイチでは、2010年にもマグニチュード7.0の大地震が発生し、22万人以上が死亡するなど、壊滅的な被害を受けた。

日本政府は、ハイチ政府からの要請を受けて、国際協力機構（JICA）を通じ、緊急援助物資を供与するとともに、国連世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）、国連児童基金（UNICEF）及び国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を通じて、ハイチにおける地震被害に対する325万ドル（約3億5,100万円）の緊急無償資金協力を実施した。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000585.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000601.html

<https://www.jrc.or.jp/international/results/2021HaitiEQ.html>

③ フィリピン 台風（TC-2021-000202-PHL）

2021年12月16日から17日にかけて、台風22号（アジア名：ライ、フィリピン名：オデット）が、フィリピン南東部に上陸し、死傷者を含む多数の被災者が発生したほか、電力等の基幹インフラや家屋への物的被害が生じた。

本台風は、上陸前にカテゴリー5の暴風にまで急速に発達し、強い勢力を保ったまま、フィリピンの17ある地方のうち11地方を横断した。本台風により、豪雨、洪水、地すべりが発生するなどし、EM-DATでの集計によると、死者457人、被災者10,608,996人、経済被害額9.1億米ドル以上（2022年3月10日現在）の大災害となった。

日本政府は、フィリピン政府の要請を受けて、国際協力機構（JICA）を通じた緊急援助物資を供与するとともに、1,300万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001025.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000681.html

https://www.adrc.asia/view_disaster_jp.php?NationCode=&Lang=jp&Key=2507

<https://unocha.exposure.co/nbsp-nbsp-super-typhoon-rainbsp-nbspnbsp?embed=true>

3. 法制度

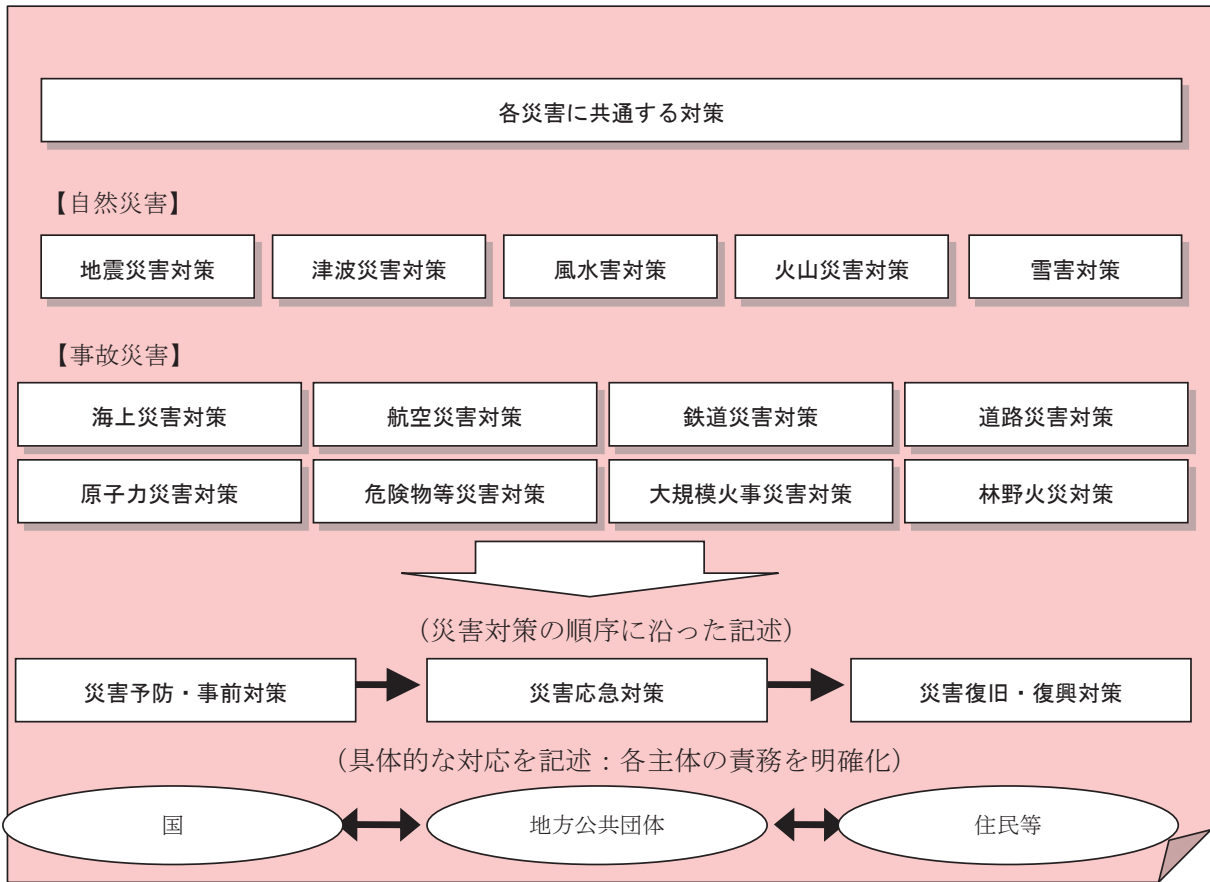
附属資料 26 戦後の防災制度・体制の歩み

法制度の導入・改正の契機となった災害等	災害対策に係る主な法制度	法制度の説明
1940年代 1945 (昭和20年) 枕崎台風 1946 南海地震 1947 カスリーン台風 (昭和22年) 1948 福井地震 (昭和23年)	77 「災害救助法」 79 「水防法」	
1950年代 1959 (昭和34年) 伊勢湾台風	80 「建築基準法」	
1960年代 1961 豪雪 (昭和36年) 1964 新潟地震 (昭和39年) 1967 羽後豪雨 (昭和42年)	80 「治山治水緊急措置法」 81 「災害対策基本法」 82 中央防災会議設置 83 防災基本計画 82 「被災者生活再建支援法」 (豪雪地帯対策特別措置法) 86 「地震保険に関する法律」	我が国の災害対策の最も基本となる法律 ・防災行政の責任の明確化 ・総合的かつ計画的な防災行政の推進等
1970年代 1973 桜島噴火 (昭和48年) 1976 東海地震発生可能性の 研究発表 (地震学会) 1978 宮城県沖地震 (昭和53年)	73 「災害弔慰金の支給等に関する法律」 「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」 (昭和53年、「活動火山対策特別措置法」) 76 「大規模地震対策特別措置法」	
1980年代 1995 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 1999 広島豪雨 JCO臨界事故 2000 東海豪雨 (平成12年)	80 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 「建築基準法施行令」一部改正 89 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 90 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 91 「水防法」一部改正 92 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 93 「特定都市河川治水対策法」 94 「日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 95 「水防法」一部改正 96 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 97 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 98 「宅地造成等規制法」一部改正	・新耐震設計基準 (現行の基準) の導入等
2008 (平成20年) 岩手・宮城内陸地震 2011 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2014 豪雨 広島土砂災害 御嶽山噴火 熊本地震 台風10号 2018 (平成30年) 房総半島台風 東日本台風 2020 (令和2年) 7月豪雨 2021 (令和3年) 2022 (令和4年)	99 「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 96 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 98 「被災者生活再建支援法」 99 「原子力災害対策特別措置法」 90 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 91 「水防法」一部改正 92 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 93 「特定都市河川治水対策法」 94 「日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 95 「水防法」一部改正 96 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 97 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 98 「宅地造成等規制法」一部改正 11 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 11 「津波対策の推進に関する法律」 「津波防災地域づくりに関する法律」 12 「災害対策基本法」一部改正 「原子力規制委員会設置法」 13 「災害対策基本法」一部改正 「大規模災害からの復興に関する法律」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 「水防法」・「河川法」・「海岸法」一部改正 「大規模な災害の被災地における個別復興に関する特別措置法」 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 (「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」一部改正) 「首都圏下地帯対策特別措置法」 14 「災害対策基本法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 15 「活動火山対策特別措置法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正 16 「災害対策基本法」一部改正 17 「水防法等の一部を改正する法律」 18 「災害救助法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正 20 「都市再生特別措置法」一部改正 「被災者生活再建支援法」一部改正 21 「災害対策基本法」一部改正 「特定都市河川治水対策法」一部改正 22 「津波対策の推進に関する法律」一部改正 22 「豪雪地帯対策特別措置法」一部改正 22 「日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」一部改正 22 「宅地造成及び特定国土等規制法」 (「宅地造成等規制法」一部改正)	・洪水予報河川の拡充、浸水想定区域の公表等 ・浸水想定区域の指定対象河川の拡大等 ・土砂災害ハザードマップ等による危険回避等 ・基本方針の策定 (国) 及び前策改修促進計画の策定 (地方公共団体) し、計画的な前策化の促進等 ・大規模な土砂災害が発生している場合における緊急調査の実施 ・被害の想定される区域・時期の情報 (土砂災害緊急情報) を市町村へ通知、一般へ周知 【第1弾改正 (2012年)】 ・大規模災害の広域対応 ・教訓伝達、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上等 【第2弾改正 (2013年)】 ・被災者支援の充実 ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・大規模広域な災害に対する初動力の強化 ・災害からの防災対策の強化等 ・緊急安全確認大規模建築物の前震診断の義務付け及び結果公表等 ・水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画、河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保 等 ・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、基本計画の作成等による南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進 ・首都圏下地帯警戒区域の指定、基本計画の作成等による首都圏下地帯の地震防災対策の推進 ・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための前置車両対策等 (実施主体は、道路管理者) ・土砂災害の危険性のある区域の明示 (基礎調査の結果の公表)、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供 等 ・国による基本方針の策定、火山災害警戒地域の指定、指定地域における火山防災協議会設置、避難確保計画作成義務化 等 ・特定の大規模災害による建築物の耐震性について、環境大臣による災害建築物耐震に関する指針の策定、建築物耐震の代行 等 ・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための前置車両対策 (実施主体は消防管理者及び漁業管理者を追加) ・登記簿等利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け ・救助要請市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設 ・被災市町村からの応援の要を受け都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を要することができることを明確化 ・傾地・脆弱化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発規制、移転の促進、正地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的対策を講じる。 ・支援金の支給対象を中規模半壊 (損害割合20%以上40%未満) まで拡大 ・避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化、広域避難に係る居住者等の搬入し難い地域の確保、おそれ区域での国の災害対策本部設置及び災害救助法の適用等 ・流域治水の計画・体制の強化、流域における雨水貯留対策の強化、水防災に対応したまちづくりの連携・協賛の工夫、洪水等に対応したハザードマップの作成の中小河川までの拡大 ・津波の発生に起因した津波避難施設等の整備、津波対策におけるデジタル技術の活用に関する規定の追加 等 ・特別豪雪地帯に対する特別措置の前記証書、総論的規定の整備、基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し、国、地方公共団体の協賛すべき措置に関する規定の追加 (交付金の交付その他の措置、施設等時の災害発生防止、幹線道路の交通確保) ・科学的に想定し得る最大規模の地震を想定した日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震津波対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画に係る事業の特別措置 等 ・土地の利用に関わらず全国一律の基準により、人等に被害を及ぼしうる悪質な行為を厳罰併科等の許可の対象とし、安全性を確保するとともに、土地所有者や地主等の行為の責任の明確化、罰則の強化等の措置を講ずる。

出典：内閣府資料

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	災害対策基本法		
	・大規模地震対策特別措置法	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律	<全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・ 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法
	・津波対策の推進に関する法律		
	・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律		
	・海岸法		
火山	・活動火山対策特別措置法		
風水害	・河川法 ・海岸法	・水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法		
豪雪	・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	・原子力災害対策特別措置法		・大規模災害からの復興に関する法律

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料 29 防災基本計画の主な修正経緯

修正年月	修正等の概要	背景
昭和38年6月	・災害対策基本法の制定を受け、防災基本計画を作成 ・災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	・S34.9.26 伊勢湾台風 ・S36.11.15 災害対策基本法制定
46年5月	一部修正 ・地震対策の充実（地震予知等の施設、消防用ヘリの整備） ・危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置付け	S42.9.6 災害防止対策に関する行監勧告（最近の経済社会に対応した見直しを勧告）
平成7年7月	全面修正 ・災害の種類別に編を構成するとともに、予防、応急、復旧・復興の順に記載 ・国、公共機関、地方公共団体、事業者等の主体の明確化及び対策の具体化 ・高齢化社会等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	H7.1.17 阪神・淡路大震災
9年6月	一部修正 ・事故災害対策編の追加（非常対策本部の設置等の体制整備） ・雪害対策編の追加	H9.1.2 ナホトカ号油流出事故
12年5月	一部修正 ・原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正	H11.9.30 茨城県東海村ウラン加工施設臨界事故
12年12月	一部修正 ・中央省庁等改革に伴う修正	中央省庁等改革
14年4月	一部修正 ・洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等へ情報伝達、避難対策に関する記述を充実 ・原子力艦の原子力災害について新たに位置付け	・H11.6.29 広島県豪雨災害 ・H11.9.24 熊本県高潮災害
16年3月	一部修正 ・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成等を踏まえた修正（公共建築物の耐震強化等） ・緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえた修正	H16.3.31 東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成
17年7月	一部修正 ・災害への備えを実践する国民運動の展開や企業防災の促進、地震防災戦略の作成・実施、津波避難ビルの整備など津波防災対策、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援など、施策の進展を踏まえた修正	・H16.7.28 地震防災戦略作成 ・H16.12.26 インド洋津波災害（スマトラ沖地震）
19年3月	一部修正 ・防衛庁の防衛省への移行に伴う修正	防衛庁の防衛省への移行
20年2月	一部修正 ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等	H19.7.16 新潟県中越沖地震
23年12月	一部修正 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等（津波災害対策編の追加）	H23.3.11 東日本大震災
24年9月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	・H23.3.11 東日本大震災 ・H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 ・H24.9.19 原子力規制委員会の発足
26年1月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	・H23.3.11 東日本大震災 ・H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
26年11月	一部修正 ・災害対策基本法の改正に伴う放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ・大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化など平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた記述の追加	・H26.2 平成26年2月豪雪 ・H26.11.21 災害対策基本法の一部改正
27年3月	一部修正 ・地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実に係る国の支援などの原子力防災体制の充実・強化（原子力災害対策編）	H27.3.5 内閣官房3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」
27年7月	一部修正 ・広島土砂災害や御嶽山噴火災害により得た教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	・H27.1.18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正 ・H27.3.26 火山防災対策推進ワーキンググループ報告 ・H27.6.4 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ報告
28年2月	一部修正 ・活動火山対策特別措置法、水防法・下水道法、廃棄物処理法・災害対策基本法の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.12.10 活動火山対策特別措置法の一部改正

修正年月	修正等の概要	背景
28年5月	一部修正 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H28.3.31 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ報告
29年4月	一部修正 ・平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	・H28.12.20 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告 ・H28.12.26 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会報告
30年6月	一部修正 ・災害救助法、道路法、水防法等の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編） ・平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年1月～2月の大雪対応により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	・H29.12.8 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会報告 ・H30.5.16 大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ ・H30.6.15 災害救助法の一部改正
令和元年5月	一部修正 ・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正（各編）	・H30.12.26 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告） ・H31.3.29 避難勧告等に関するガイドラインの改定
令和2年5月	一部修正 ・令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る検証、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	R2.3.31 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）
令和3年5月	一部修正 ・災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた修正（各編）	R3.5.10 災害対策基本法の一部改正

出典：内閣府資料

4. 体制

附属資料30 中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）		
会長	内閣総理大臣	
委員	防災担当大臣	指定公共機関の代表者・学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	
	内閣危機管理監 (総理任命)	
	日本銀行総裁	黒田 東彦
	日本赤十字社社長	大塚 義治
	NHK会長	前田 晃伸
	NTT執行役員	岡 敦子
		国立研究開発法人土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 主任研究員 大原 美保
		東京国際大学副学長 兼 言語コミュニケーション学部長 小室 広佐子
		全国知事会危機管理・防災 特別委員会委員長(神奈川県知事) 黒岩 祐治
		日本消防協会評議員 植田 和生
		被災者健康支援連絡協議会会長 (日本医師会会長) 中川 俊男
専門調査会		
●防災対策実行会議(H25. 3. 26～)		
幹事会		
会 長	内閣府大臣政務官	
顧 問	内閣危機管理監	
副会長	内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長	
幹 事	各府省庁局長クラス	

諮問
 答申
 意見具申

内閣総理大臣、
防災担当大臣

- 【役割】**
- 防災基本計画、地震防災計画等の作成及びその実施の推進
 - 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議
(防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等) 等
 - 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

出典：内閣府資料

附属資料31 近年の中央防災会議の開催状況（平成23年度以降）

平成23年度	
H23.4.27	○ 「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○ これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	○ 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○ 今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○ 防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	○ 防災基本計画の修正について ○ 中央防災会議運営要領の改正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○ 防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	○ 防災対策推進検討会議 中間報告について ○ 防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○ 平成24年度総合防災訓練大綱について 等
平成24年度	
H24.9.6	○ 防災基本計画の修正について ○ 首都圏大規模水害対策大綱について ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 防災対策推進検討会議 最終報告について ○ 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○ 災害時の避難に関する専門調査会 報告について ○ 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	○ 災対法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○ 防災対策実行会議の設置について ○ 平成25年度総合防災訓練大綱について 等
平成25年度	
H26.1.17	○ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○ 首都直下地震緊急対策区域の指定について ○ 防災基本計画の修正について ○ 首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 ○ 首都直下地震対策特別措置法関係 ○ 大規模地震防災・減災対策大綱について ○ 平成26年度総合防災訓練大綱について 等
平成26年度	
H26.11.28	○ 防災基本計画の修正について
H27.3.31	○ 防災基本計画の修正について ○ 平成27年度総合防災訓練大綱について ○ 首都直下地震の地震防災戦略について
平成27年度	
H27.7.7	○ 防災基本計画の修正について 等
H28.2.16	○ 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針について ○ 火山災害警戒地域の指定について ○ 防災基本計画の修正について 等
平成28年度	
H28.5.31	○ 平成28年度総合防災訓練大綱について ○ 防災基本計画の修正について
平成29年度	
H29.4.11	○ 防災基本計画の修正について ○ 平成29年度総合防災訓練大綱について
平成30年度	
H30.5.29	○ 平成30年度総合防災訓練大綱について
H30.6.29	○ 防災基本計画の修正について ○ 災害救助法の一部改正等について 等
令和元年度	
R元.5.31	○ 防災基本計画の修正について ○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について ○ 令和元年度総合防災訓練大綱について ○ 地震調査研究の推進について（第3期） 等
令和2年度	
R2.5.29	○ 防災基本計画の修正について ○ 令和2年度総合防災訓練大綱について
令和3年度	
R3.5.25	○ 防災基本計画の修正について ○ 令和3年度総合防災訓練大綱について 等

出典：内閣府資料

附属資料32 中央防災会議専門調査会の設置状況

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
専門調査会 名称																							
東海地震に関する専門調査会 (全1回)		H13.9.14 H13.12.11																					
各地地震対策のあり方に関する専門調査会 (全11回)		H13.9.17 H14.6.26																					
東海、南海地震等に関する専門調査会 (全36回)		H13.10.3																					
東海・南海地震対策(第1回~第10回)		H16.11.26																					
中部圏・近畿圏内陸直下地震対策(第1回~第3回)									H20.12.2														
防災技術対策専門調査会 (全8回)		H13.10.11																					
東海地震対策専門調査会 (全10回)		H14.3.4																					
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全5回)		H14.9.25																					
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全12回)		H14.10.3																					
災害救助の継承に関する専門調査会 (全15回)		H15.7.16																					
災害救助の継承に関する専門調査会 (全15回)		H15.7.31																					
首都圏下地域防災専門調査会 (全20回)		H15.9.12																					
国土強靱化を促した防災力向上に関する専門調査会 (全5回)		H17.7.22																					
日本海溝・千島海溝・東海海溝型地震に関する専門調査会 (全17回)		H15.9.18																					
災害被害を軽減する国土強靱化の推進に関する専門調査会 (全14回)		H15.10.27																					
首都圏下地域強靱化等専門調査会 (全14回)		H17.12.9																					
大規模水害対策に関する専門調査会 (全14回)		H18.12.13																					
地方自治体等における地震防災のあり方に関する専門調査会 (全10回)		H18.5.16																					
災害時の避難に関する専門調査会 (全8回)		H18.8.29																					
東日本地方太平洋沖地震を教訓とした地震対策に関する専門調査会 (全2回)		H20.10.21																					
防災対策推進検討会議 (全13回)		H22.3.18																					
防災対策実行会議		H22.4.26																					
		H23.8.26																					
		H23.5.28																					
		H23.9.28																					
		H25.10.28																					
		H24.7.31																					
		H25.6.14																					

出典：内閣府資料

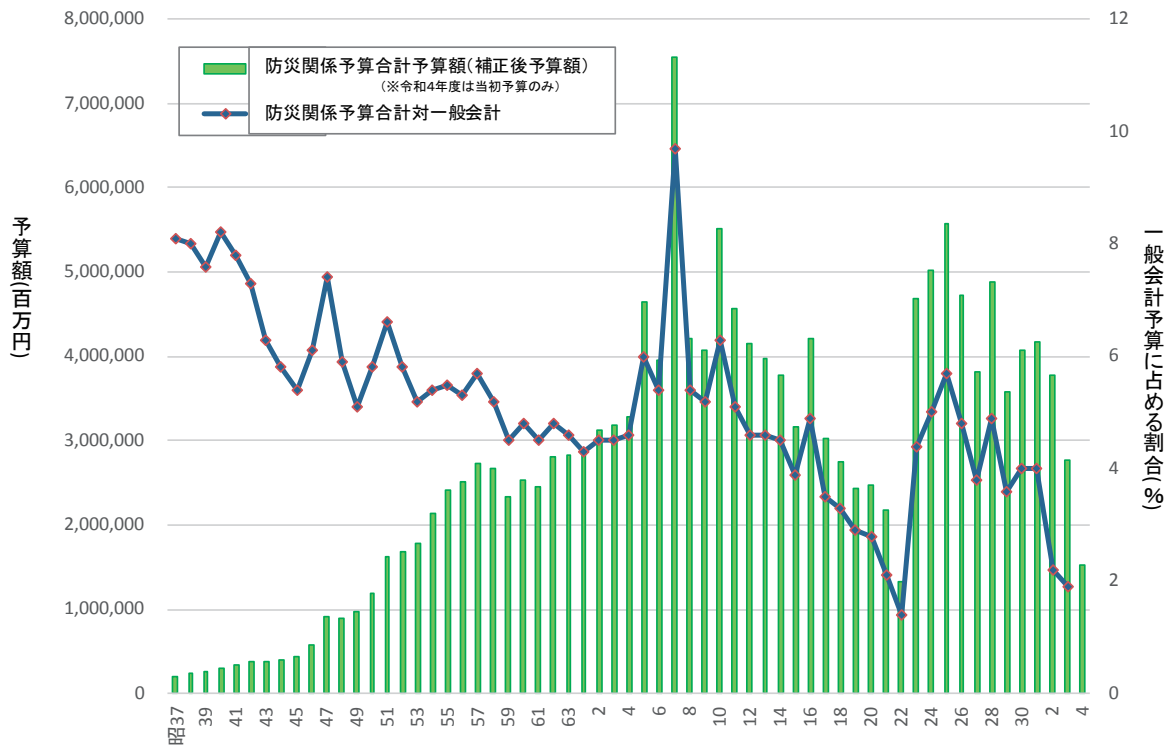
5. 予算

附属資料33 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計(百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計(百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	383,384	8.2	743,936	15.9	3,534,830	75.4	4,690,222
24	53,496	1.1	1,010,535	20.1	951,561	19.0	2,854,537	56.9	5,016,359
25	15,339	0.3	786,046	14.1	879,932	15.8	3,881,875	69.6	5,573,470
26	16,688	0.4	771,210	16.3	841,367	17.8	3,102,691	65.6	4,731,956
27	14,961	0.4	701,843	18.4	155,239	4.1	2,951,923	77.2	3,823,966
28	14,023	0.3	696,399	14.3	318,320	6.5	3,855,516	78.9	4,884,258
29	10,123	0.3	790,361	22.1	267,629	7.5	2,515,384	70.2	3,583,497
30	22,781	0.6	737,429	18.1	482,711	11.8	2,834,284	69.5	4,077,205
令和元	14,390	0.3	814,471	19.5	512,324	12.3	2,835,790	67.9	4,176,975
2	15,726	0.4	1,037,401	27.2	437,134	11.5	2,320,286	60.9	3,810,547
3	26,756	0.5	1,108,485	33.3	404,554	7.5	1,226,931	58.2	2,766,726
4	7,060	0.5	542,716	35.5	116,860	7.6	861,170	56.4	1,527,806

- 注) 1. 補正後予算額(国費)である。ただし、令和4年度は速報値であり、当初予算である。
2. 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3. 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4. 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
- 出典：各省庁資料より内閣府作成



出典：各省庁資料より内閣府作成

附属資料34 地震対策緊急整備事業計画について

(令和2年度末現在、単位：百万円)

区 分	昭和55～令和6年度		
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b) / (a)
1 避難地	202,572	196,515	97.0%
2 避難路	136,082	94,676	69.6%
3 消防用施設	149,684	133,285	89.0%
4 緊急輸送路	1,150,690	1,020,763	88.7%
4-1 緊急輸送道路	1,016,648	898,820	88.4%
4-2 緊急輸送港湾	72,924	63,744	87.4%
4-3 緊急輸送漁港	61,118	58,199	95.2%
5 通信施設	16,819	16,637	98.9%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	55,586	55,586	100.0%
8 公立小・中学校	456,315	432,314	94.7%
9 津波対策	300,638	251,964	83.8%
9-1 河川管理施設	99,381	79,745	80.2%
9-2 海岸保全施設	201,257	172,219	85.6%
10 山崩れ対策	615,613	560,620	91.1%
10-1 砂防設備	123,888	110,695	89.4%
10-2 保安施設	179,201	171,720	95.8%
10-3 地すべり施設	93,050	86,384	92.8%
10-4 急傾斜地施設	187,922	168,646	89.7%
10-5 ため池	31,552	23,175	73.4%
合 計	3,138,011	2,816,371	89.8%

- 注) 1. 地震対策緊急整備事業計画(昭和55年度～令和6年度)の内容は、令和2年度末現在のものである。
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがある地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づく事業の一部については、国庫補助率の嵩上げ措置を受けられることとなる。

これまで、5次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。

同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

5次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

(全都道府県・令和2年度末現在、単位：百万円)

区 分	第1次五箇年計画(平成8～12年度)				第2次五箇年計画(平成13～17年度)				第3次五箇年計画(平成18～22年度)				第4次五箇年計画(平成23～27年度)				第5次五箇年計画(平成28～令和2年度)						
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)	事業規模 (単位)	計画額 (c)	計画額 (d)	実績額 (e)	進捗率 (e)/(d)	事業規模 (単位)	計画額 (f)	計画額 (g)	実績額 (h)	進捗率 (h)/(g)	事業規模 (単位)	計画額 (i)	計画額 (j)	実績額 (k)	進捗率 (k)/(j)	事業規模 (単位)	計画額 (m)	実績額 (n)	進捗率 (n)/(m)	
1号 遊樂地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,456 ha	305,490	257,218	84.2%	1,090 ha	286,744	222,144	77.5%	2,744,914	2,689,146	98.0%	
2号 遊歩路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	2,191 km	1,336,465	781,628	58.5%	601 km	832,907	613,192	73.6%	2,627,436	2,601,846	99.0%	
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039箇所	448,460	246,745	55.0%	20,052箇所	677,209	472,644	69.8%	18,421箇所	442,422	335,743	75.9%	2,439基	21,854	13,750	62.9%
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	56 km	23,506	19,998	85.1%	29 km	24,167	19,265	79.7%	0箇所	0	0	-
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920 km	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552 km	3,557,657	3,106,165	87.3%	2,439基	9,242	6,844	74.0%	2,191 km	2,584,039	2,279,595	88.2%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448基	16,855	8,473	50.3%	0箇所	0	0	-	2,439基	9,242	6,844	74.0%	4,837箇所	15,464	12,214	79.0%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
5号-2 緊急輸送道路	23,900	21,017	87.9%	1箇所	550	387	70.4%	0箇所	0	0	-	2,439基	9,242	6,844	74.0%	2,191 km	2,584,039	2,279,595	88.2%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	1箇所	550	387	70.4%	0箇所	0	0	-	2,439基	9,242	6,844	74.0%	2,191 km	2,584,039	2,279,595	88.2%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
5号-4 緊急輸送港灣施設	359,671	237,940	66.2%	113箇所	181,503	119,869	66.0%	100箇所	198,676	136,895	68.9%	100箇所	198,676	136,895	68.9%	77箇所	153,101	133,801	87.4%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,481	85.0%	73箇所	70,423	46,387	65.9%	43箇所	47,594	41,558	87.3%	43箇所	47,594	41,558	87.3%	26箇所	20,843	17,652	84.7%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	591 km	259,420	175,571	67.7%	471 km	255,017	208,175	81.6%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	115施設	391,016	277,721	71.0%	93施設	239,424	150,877	63.0%	93施設	239,424	150,877	63.0%	219施設	689,917	506,681	73.4%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	857施設	280,028	176,408	63.0%	521施設	114,756	56,400	49.1%	521施設	114,756	56,400	49.1%	681施設	126,275	98,772	78.2%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
8の2号 公立幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	35,198	7,074	20.1%	995学校	35,198	7,074	20.1%	1,159学校	54,480	27,203	49.9%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
9号 公立中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	5,840学校	1,078,849	594,777	55.1%	16,256学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	16,256学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,617学校	2,322,751	1,631,920	70.3%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
10号 公立特別支援学校	84,577	29,685	35.1%	114学校	32,094	12,070	37.6%	264学校	56,834	23,262	40.9%	264学校	56,834	23,262	40.9%	199学校	43,173	29,955	69.4%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
11号 公的建築物	24,169	5,267	21.8%	29施設	2,662	1,199	45.0%	670施設	62,975	24,429	38.8%	670施設	62,975	24,429	38.8%	1,737施設	369,417	209,134	56.6%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	334箇所	272,744	225,598	82.7%	491箇所	237,787	182,911	76.9%	491箇所	237,787	182,911	76.9%	687箇所	345,184	302,195	87.5%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	215箇所	196,496	146,699	74.7%	422箇所	187,407	146,044	77.9%	422箇所	187,407	146,044	77.9%	525箇所	229,583	184,601	80.4%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	119箇所	76,248	78,899	103.5%	66箇所	50,380	36,867	73.2%	66箇所	50,380	36,867	73.2%	162箇所	115,601	117,594	101.7%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	14,332箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	10,504箇所	1,069,686	976,742	91.3%	10,504箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,327箇所	845,288	786,324	93.0%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	2,278箇所	436,635	409,636	93.8%	2,033箇所	354,972	325,910	91.8%	2,033箇所	354,972	325,910	91.8%	2,063箇所	303,286	257,665	85.0%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号-2 保安設備	409,216	469,126	114.6%	5,583箇所	330,719	263,907	79.8%	3,672箇所	210,861	202,299	95.9%	3,672箇所	210,861	202,299	95.9%	2,683箇所	146,012	173,261	118.7%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	1,651箇所	275,558	219,200	79.5%	1,151箇所	158,479	160,883	101.5%	1,151箇所	158,479	160,883	101.5%	849箇所	119,025	109,130	91.7%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	3,568箇所	446,098	356,530	79.9%	2,500箇所	244,461	220,779	90.3%	2,500箇所	244,461	220,779	90.3%	2,629箇所	193,935	185,729	95.8%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%	1,252箇所	133,038	90,165	67.8%	1,147箇所	100,913	66,870	66.3%	1,147箇所	100,913	66,870	66.3%	1,103箇所	83,029	60,539	72.9%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	121箇所	81,642	40,342	49.4%	78箇所	60,905	34,277	56.3%	78箇所	60,905	34,277	56.3%	161箇所	90,683	68,591	75.6%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	1,702箇所	126,944	38,693	30.5%	5,844箇所	239,525	78,112	32.6%	5,844箇所	239,525	78,112	32.6%	8,777箇所	190,612	105,334	55.3%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
16号 軟体水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	444箇所	89,822	55,599	61.9%	405箇所	142,958	72,142	50.5%	405箇所	142,958	72,142	50.5%	517箇所	121,728	93,437	76.8%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%	437箇所	10,338	5,292	51.2%	296箇所	4,081	838	20.5%	296箇所	4,081	838	20.5%	650箇所	7,053	3,968	56.3%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
18号 応急食糧設備	3,595	659	18.3%	610箇所	1,133	687	60.6%	515箇所	314	262	83.4%	515箇所	314	262	83.4%	304箇所	891	161	18.0%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	12,156 ha	501,836	340,080	67.8%	2,773,563	2,443,339	88.1%	
	18,503,368	14,117,470	76.3%	-	14,157,285	10,018,773	70.8%	-	12,197,074	8,359,916	68.5%	-	12,197,074	8,359,916	68.5%	-	11,080,537	8,386,758	75.7%	2,773,563	2,443,339	88.1%	

(注) 1. 第5次五箇年計画(平成28～令和2年度)の内容は、令和2年度末現在のものである。
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。
 3. 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。
 出典：内閣府資料

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

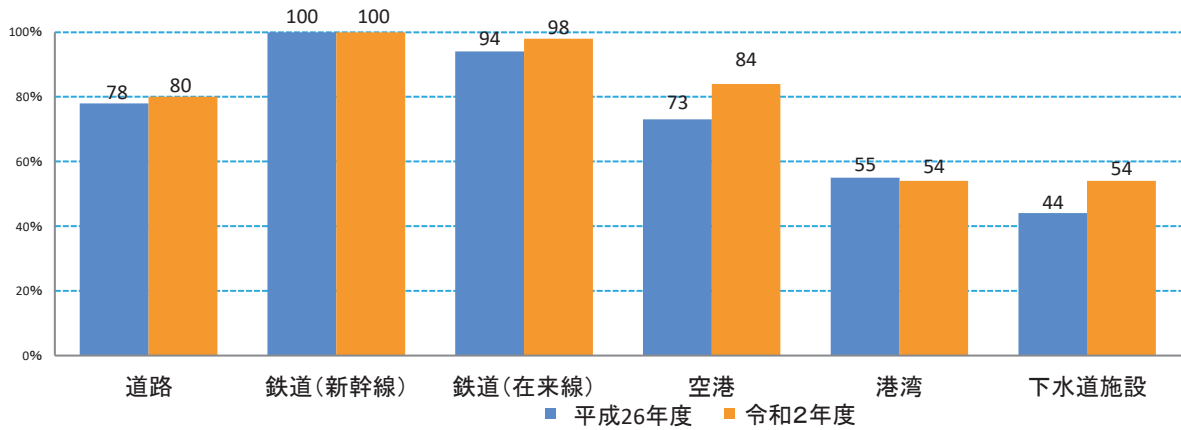
附属資料36 日赤病院・救急救命センター・災害拠点病院数

都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院	都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院
北海道	10	12	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	3	10	京都府	3	6	13
岩手県	1	3	11	大阪府	2	16	20
宮城県	2	6	16	兵庫県	3	10	18
秋田県	2	2	13	奈良県	0	3	7
山形県	0	3	7	和歌山県	1	3	10
福島県	1	4	8	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	18	島根県	2	4	10
栃木県	3	5	11	岡山県	2	5	11
群馬県	2	4	18	広島県	3	7	19
埼玉県	3	9	23	山口県	2	5	15
千葉県	1	14	26	徳島県	1	3	11
東京都	4	26	86	香川県	1	3	10
神奈川県	6	21	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	6	14	高知県	1	3	12
富山県	1	2	8	福岡県	3	10	31
石川県	1	2	10	佐賀県	1	4	8
福井県	1	2	9	長崎県	2	3	14
山梨県	1	1	9	熊本県	2	3	15
長野県	6	7	13	大分県	1	4	14
岐阜県	2	6	12	宮崎県	0	3	12
静岡県	5	11	23	鹿児島県	1	3	14
愛知県	2	24	37	沖縄県	1	3	13
三重県	1	4	17	合計	96	293	765

出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成（令和4年3月現在）

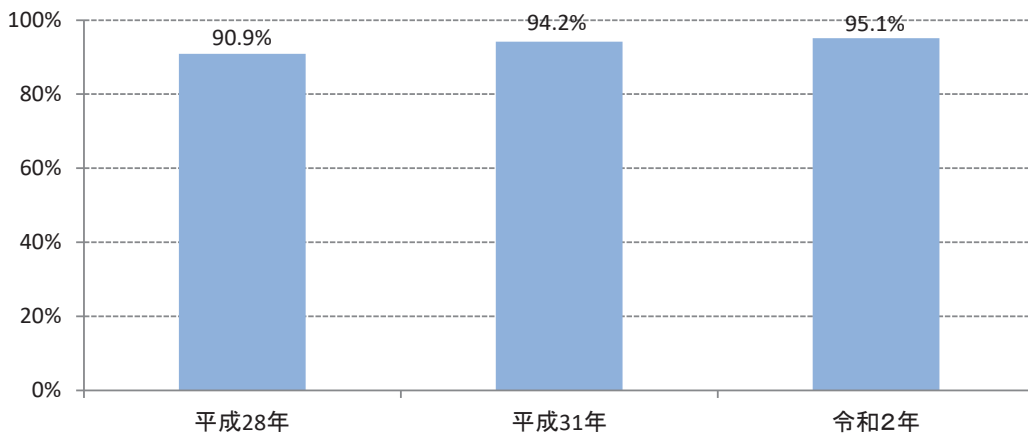
救命救急センター、災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムをもとに内閣府作成（令和4年3月現在）

附属資料37 公共インフラ等の耐震化の状況



注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合（令和2年度末時点）
 鉄道（新幹線）：高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和2年度末時点）
 鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和2年度末時点）
 空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合
 港湾：耐震強化岸壁（緊急物資輸送を目的とする耐震強化岸壁の計画に対する整備済みの割合（重要港湾以上））（左：平成25年度末時点、右：令和2年度末時点）
 下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）（左：平成25年度末時点、右：令和2年度末時点）
 出典：国土交通省資料より内閣府作成

附属資料38 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移

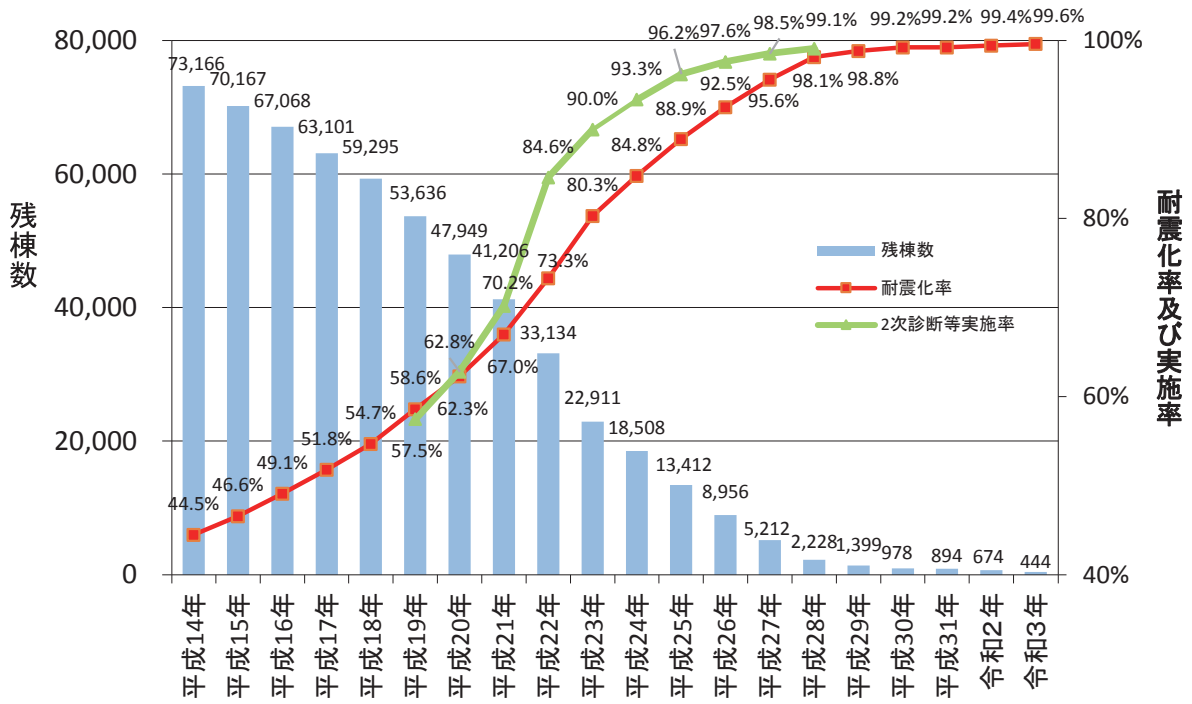


※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

- <防災拠点となる公共施設等の分類基準>
- ① 社会福祉施設……………全ての施設
 - ② 文教施設（校舎、体育館）…指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ③ 庁舎……………災害応急対策の実施拠点となる施設
 - ④ 県民会館・公民館等……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑤ 体育館……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑥ 診療施設……………地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている施設
 - ⑦ 警察本部、警察署等……………全ての施設
 - ⑧ 消防本部・消防署所……………全ての施設

出典：総務省「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（令和3年10月）

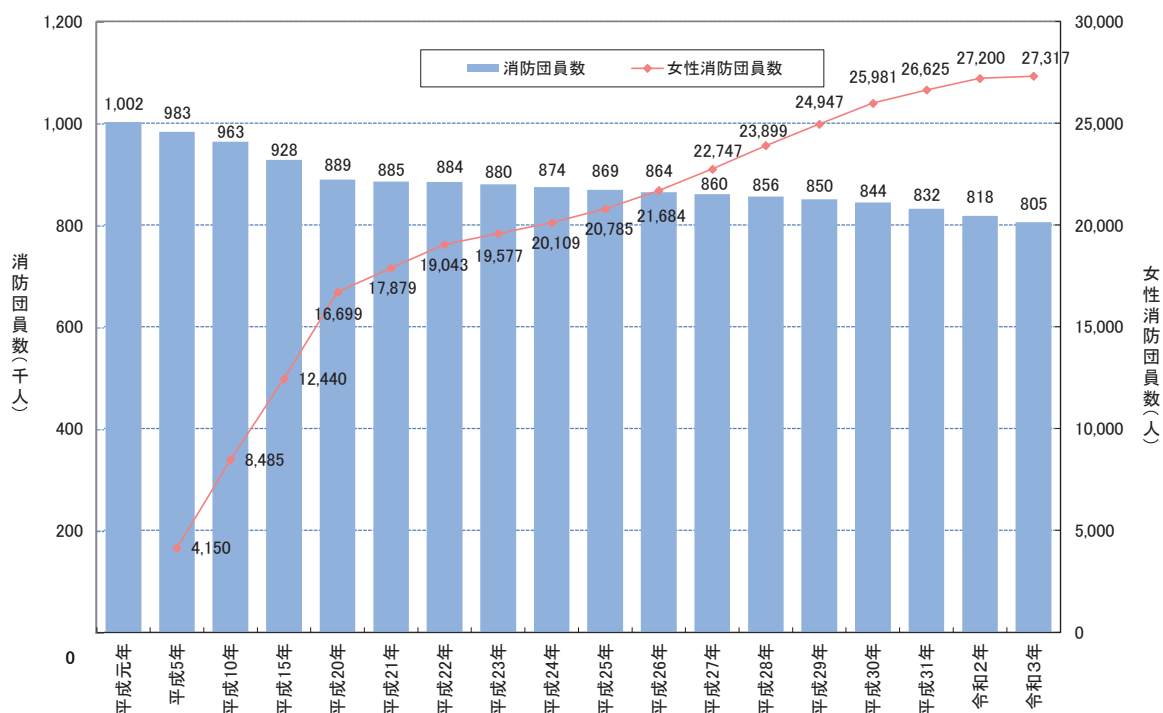
附属資料 39 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」（令和3年8月）

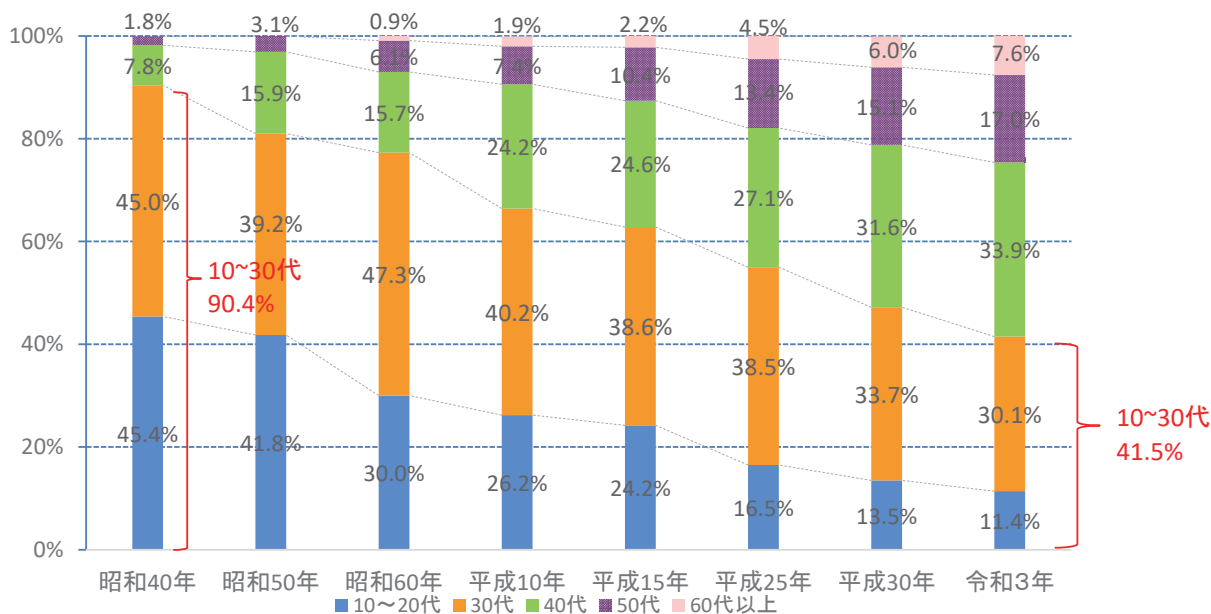
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料40 消防団員数の推移



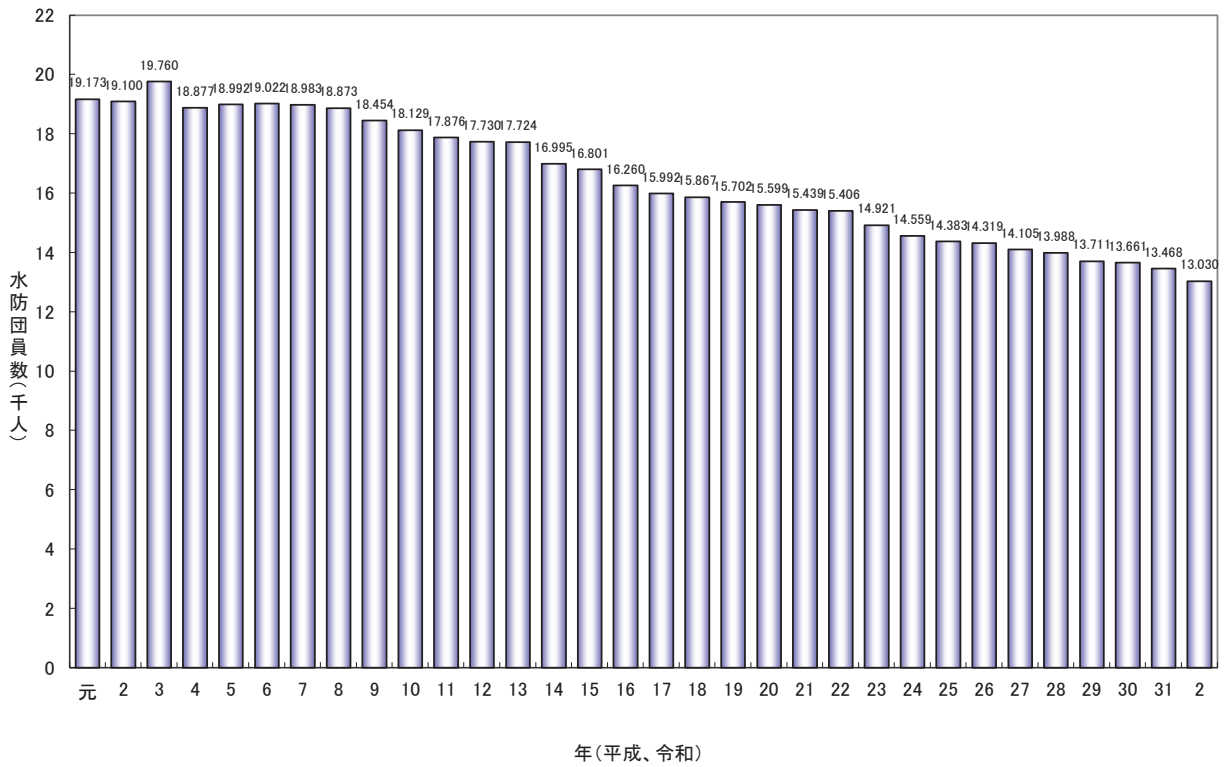
注) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県北鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計。
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より内閣府作成

附属資料41 消防団員の年齢構成比率の推移



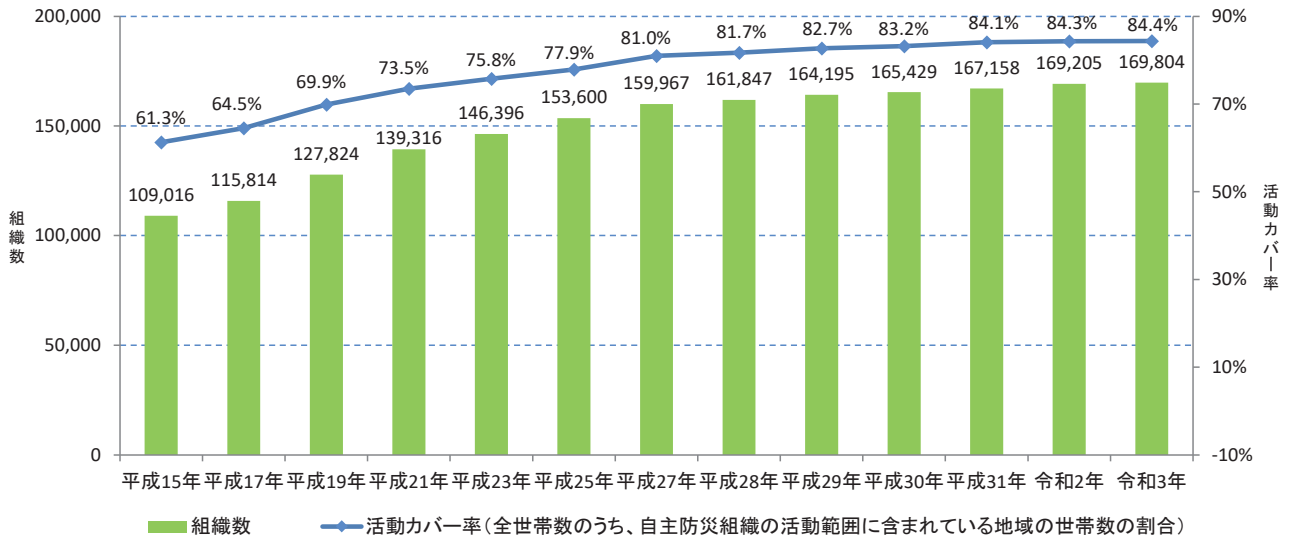
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より消防庁作成

附属資料42 水防団員数の推移



※専任水防団員数
出典：国土交通省資料

附属資料43 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

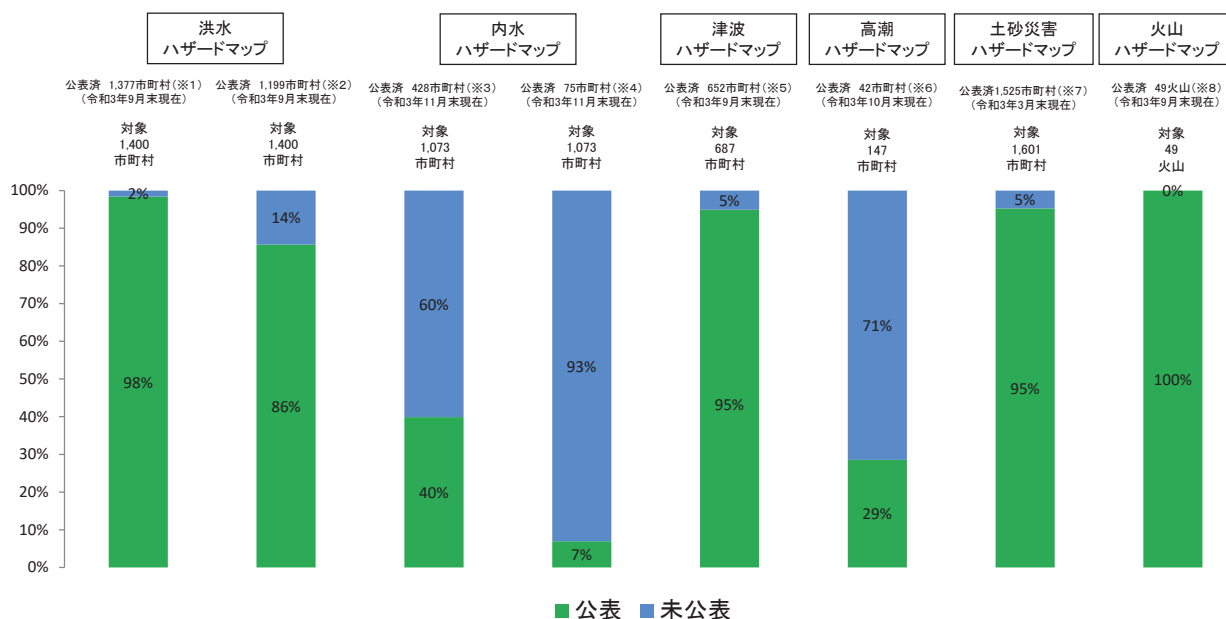
附属資料 44 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別、令和3年）

	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	68	4	5.9	3,901	145	3.7
青森県	60	11	18.3	753	42	5.6
岩手県	77	13	16.9	1,159	123	10.6
宮城県	59	7	11.9	832	68	8.2
秋田県	61	4	6.6	723	75	10.4
山形県	60	6	10.0	1,003	74	7.4
福島県	54	10	18.5	1,186	63	5.3
茨城県	52	14	26.9	1,291	127	9.8
栃木県	56	10	17.9	745	68	9.1
群馬県	48	7	14.6	1,010	100	9.9
埼玉県	73	11	15.1	2,016	246	12.2
千葉県	52	10	19.2	1,493	186	12.5
東京都	74	8	10.8	2,268	297	13.1
神奈川県	57	7	12.3	955	107	11.2
新潟県	77	14	18.2	874	58	6.6
富山県	67	12	17.9	530	36	6.8
石川県	70	5	7.1	452	34	7.5
福井県	56	7	12.5	429	40	9.3
山梨県	64	3	4.7	569	55	9.7
長野県	80	15	18.8	1,896	147	7.8
岐阜県	61	12	19.7	955	80	8.4
静岡県	60	4	6.7	1,052	90	8.6
愛知県	69	4	5.8	1,518	153	10.1
三重県	64	8	12.5	863	87	10.1
滋賀県	62	16	25.8	494	48	9.7
京都府	66	14	21.2	747	84	11.2
大阪府	61	7	11.5	1,418	164	11.6
兵庫県	56	7	12.5	1,297	137	10.6
奈良県	60	6	10.0	842	68	8.1
和歌山県	55	7	12.7	564	38	6.7
鳥取県	67	27	40.3	368	51	13.9
島根県	72	29	40.3	570	54	9.5
岡山県	59	8	13.6	514	85	16.5
広島県	59	3	5.1	827	65	7.9
山口県	60	7	11.7	624	77	12.3
徳島県	81	39	48.1	585	51	8.7
香川県	60	9	15.0	425	52	12.2
愛媛県	60	7	11.7	508	37	7.3
高知県	59	6	10.2	781	85	10.9
福岡県	61	6	9.8	1,293	220	17.0
佐賀県	70	19	27.1	356	66	18.5
長崎県	68	11	16.2	689	53	7.7
熊本県	57	8	14.0	1,663	121	7.3
大分県	59	5	8.5	518	42	8.1
宮崎県	55	7	12.7	757	60	7.9
鹿児島県	63	10	15.9	1,129	59	5.2
沖縄県	55	10	18.2	463	38	8.2
計	2,944	474	16.1	45,905	4,256	9.3

備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(令和3年度)より作成。
2. 原則として4月1日現在。

8. 各種施策の状況

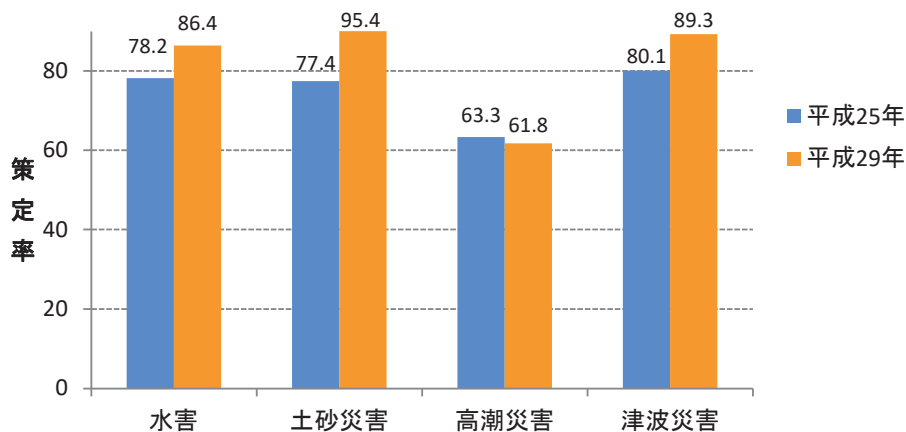
附属資料45 ハザードマップの整備状況



出典：国土交通省の資料より内閣府作成（火山ハザードマップは内閣府資料）

- ※1 水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域のうち、洪水予報河川・水位周知河川に対する洪水浸水想定区域が指定された市町村において、水防法第15条第3項に基づいたハザードマップを公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※2 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※3 下水道による浸水対策が実施されている市町村のうち、既往最大降雨等に対応した内水ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※4 下水道による浸水対策が実施されている市町村のうち、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※5 沿岸市町村及び津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定に含まれる内陸市町村のうち、津波ハザードマップを公表済みの市町村
- ※6 水防法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域が指定された市町村のうち、水防法第15条第3項に基づいたハザードマップを公表済みの市町村
- ※7 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村のうち、土砂災害防止法第8条第3項に基づく、ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※8 活火山法第4条に基づき火山防災協議会が設置された火山のうち、協議事項として定められた火山ハザードマップが公表済みの火山

附属資料46 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」より内閣府作成

附属資料 47 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設 (有線を含む)	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	メール	その他
	戸別受信方式	同報受信方式								
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	— —	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	— —	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	— —	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	— —	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	— —	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	— —	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	— —	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	— —	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	— —	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	— —	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	— —	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	— —	1,049 60%
平成27年	1,128 65%	1,412 81%	192 11%	1,659 95%	1,317 76%	238 14%	975 56%	1,193 69%	— —	1,093 63%
平成28年	1,145 66%	1,426 82%	178 10%	1,654 95%	1,282 74%	219 13%	993 57%	1,204 69%	— —	1,078 62%
平成29年	1,157 66%	1,443 83%	169 10%	1,651 95%	1,277 73%	208 12%	1,028 59%	1,212 70%	— —	1,081 62%
平成30年	1,170 67%	1,450 83%	155 9%	1,651 95%	1,256 72%	195 11%	1,046 60%	1,203 69%	883 51%	972 56%
平成31年	1,181 68%	1,466 84%	149 9%	1,658 95%	1,255 72%	182 10%	1,070 61%	1,211 70%	1,070 61%	990 57%
令和2年	1,192 68%	1,469 84%	141 8%	1,653 95%	1,250 72%	170 10%	1,098 63%	1,233 71%	1,207 69%	1,036 60%
令和3年	1,229 71%	1,483 85%	129 7%	1,647 95%	1,247 72%	166 10%	1,119 64%	1,240 71%	1,284 74%	1,089 63%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料48 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の締結状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の策定状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	回数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46
平成27年	24	6	343	47	454	39	893	47	382	46	2,397	47	1,694	47	1,515	46
平成28年	19	5	352	47	461	40	970	47	438	46	2,626	47	1,795	47	1,751	47
平成29年	16	5	351	47	438	40	1,065	47	477	47	2,648	47	1,754	47	1,898	47
平成30年	10	5	349	47	457	41	1,272	47	514	47	3,392	47	1,850	47	2,384	47
平成31年	14	5	364	47	467	41	1,415	47	561	47	3,461	47	1,998	47	2,893	47
令和2年	24	7	383	47	476	41	1,576	47	627	47	3,531	47	2,028	47	3,147	47
令和3年	91	7	393	46	476	42	1,971	47	660	47	3,756	47	2,099	47	3,384	47

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料 49 市区町村の応援協定の締結状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,472 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%
平成27年	1,741	3,642	1,705 98%
平成28年	1,741	4,013	1,699 98%
平成29年	1,741	4,280	1,698 98%
平成30年	1,741	—	1,701 98%
平成31年	1,741	—	1,708 98%
令和2年	1,741	—	1,708 98%
令和3年	1,741	—	1,704 98%

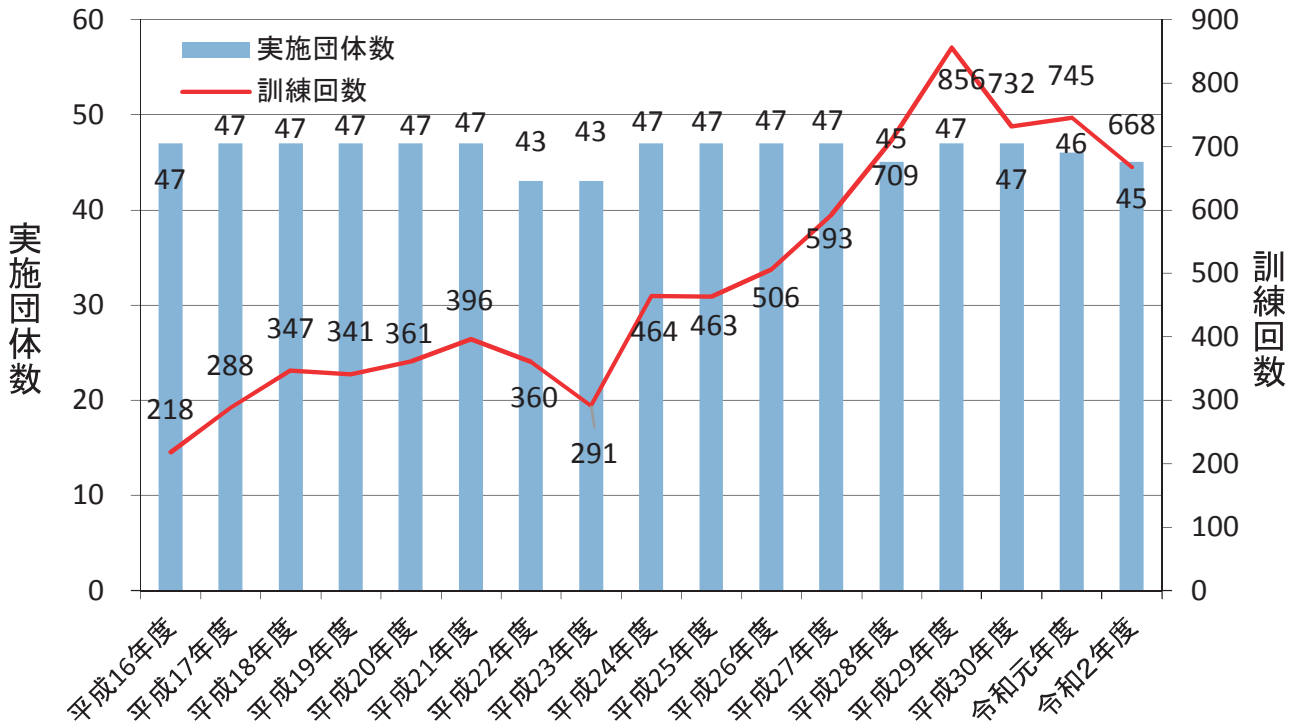
出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料50 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

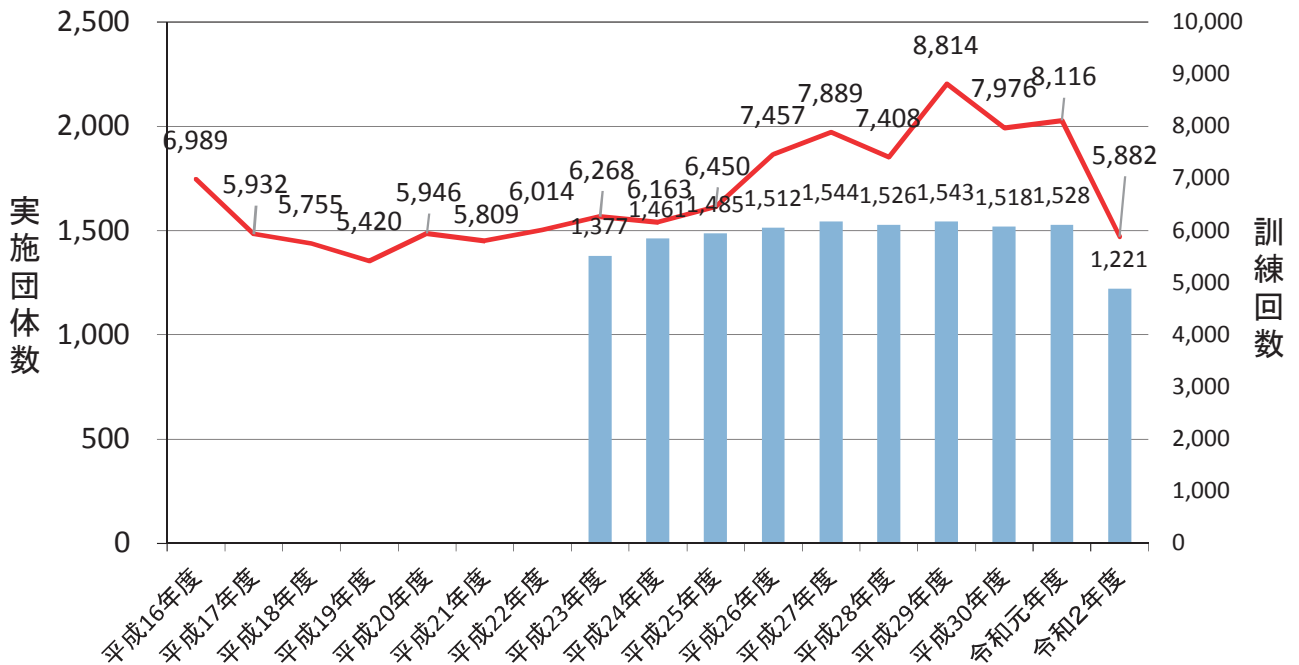
年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17
平成27年	609	50	83	1	869	34	719	1	1,408	62	1,500	31	809	15
平成28年	636	48	101	1	921	43	811	6	1,451	41	1,526	44	810	25
平成29年	676	108	116	1	948	2	870	14	1,454	49	1,543	40	821	11
平成30年	708	140	117		981	31	925	10	1,478	213	1,561	56	826	276
平成31年	731	100	135	1	1,007	54	958	20	1,492	1,020	1,577	107	837	37
令和2年	783	114	173	2	1,039	72	1,009	30	1,520	598	1,586	99	863	52
令和3年	829	132	197		1,057	156	1,045	11	1,531	185	1,601	53	889	12

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

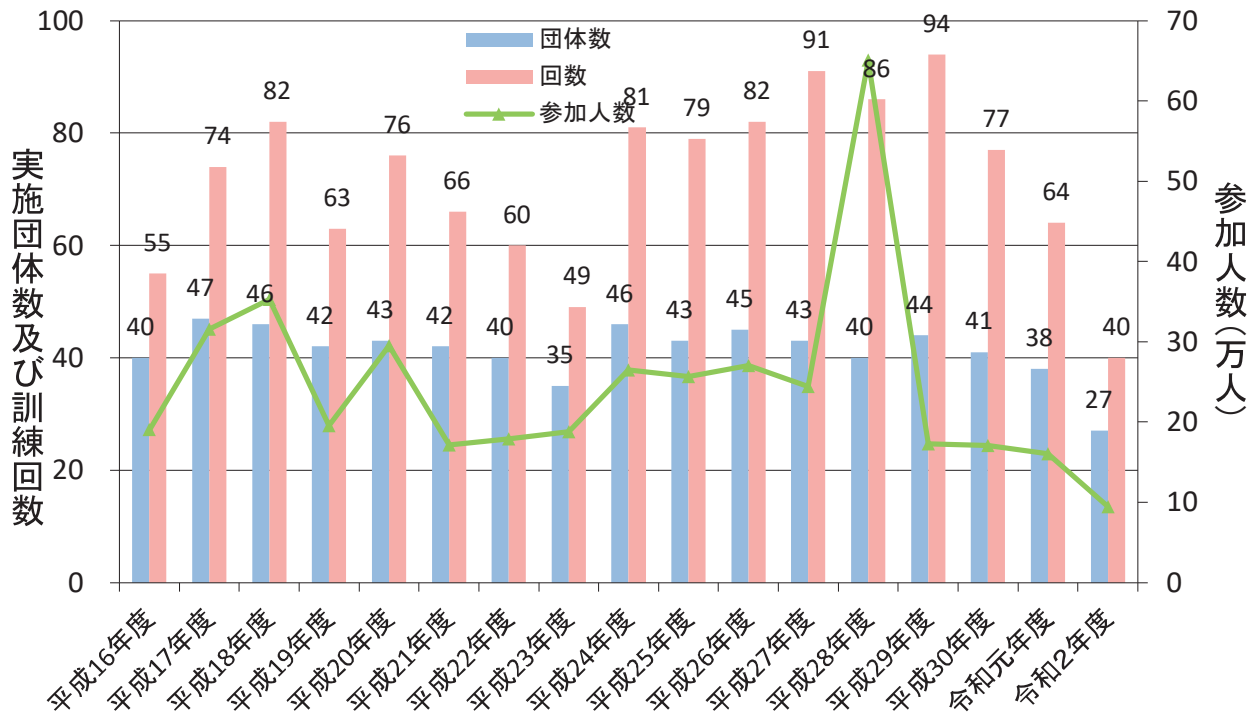


市区町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

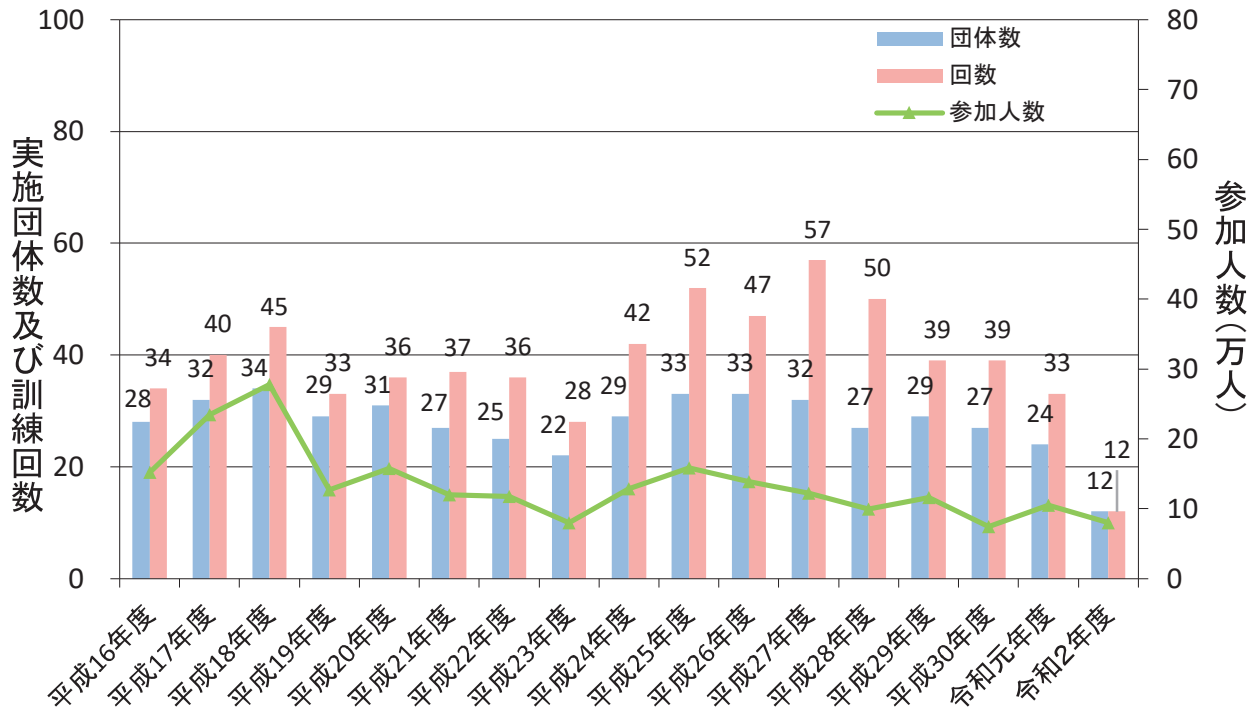


出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移



都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移 (広域支援を含んだもの)



出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料53 津波対策の実施状況

(単位：延長距離＝km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96
平成27年	1,741	646	1,095	603	431	6,176	166	22,589	410	841	97
平成28年	1,741	646	1,095	612	444	6,086	174	23,263	418	913	93
平成29年	1,741	645	1,096	623	483	9,414	179	23,481	425	959	98
平成30年	1,741	645	1,096	626	500	10,058	184	23,285	414	967	101
平成31年	1,741	645	1,096	628	525	10,279	187	24,331	432	1,023	101
令和2年	1,741	645	1,096	630	538	10,683	187	26,040	432	1,004	101

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料 54 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国/対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和3年度 予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	内閣府と米国FEMAとの連携	米国	平成26年12月に締結され、令和元年12月に更新された、内閣府とFEMA間の協力覚書に基づき、令和4年3月に日米防災協力ビデオ会議を実施した。	—	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
	ASEANとの防災協力	ASEAN加盟国及びASEAN事務局	令和3年10月14日、日本とASEAN加盟10カ国による第一回日ASEAN防災閣僚級会合がオンラインで開催され、二之湯内閣府特命担当大臣(防災)が共同議長として出席した。同会合では日本とASEANの防災分野における協力の在り方について意見交換が行われ、今後の方針について、共同声明の採択という形で合意された。	—	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
	アジア防災センター(ADRC)を通じた国際協力	ADRC加盟国等	主としてADRC加盟国等を中心に、災害情報の共有、人材育成、コミュニティの防災力向上などに資する協力をを行っている。また、アジア各国の防災能力の向上及びアジア地域での防災ネットワークの充実・強化を図る目的で、「アジア防災会議」を2003年以降毎年開催している。	102	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
	防災技術の海外展開に向けた官民連絡会(JIPAD)	関係各国	令和元年8月、官民一体となった我が国の防災技術の海外展開を促進し、世界各国の防災能力向上を主導することを目的に設立。令和4年1月15日時点の会員数は205企業・団体にのぼり、「官民防災セミナー」の開催などを通じて、我が国の防災に関する政策や民間の技術・ノウハウなどを一体的に紹介している。	30	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
総務省	中南米諸国における地上デジタルテレビジョン放送方式の普及促進に関する技術調査	ペルー、ニカラガ、コスタリカ、エルサルバドル等	日本方式地上デジタルテレビジョン放送採用国に対し、日本方式の特徴の一つである防災システム(EWBS:緊急警報放送システム)の普及に係る調査・実証並びに導入・運用のための協力を実施	38	国際戦略局国際経済課
消防庁	消防庁とベトナム公安省との消防分野における協力	ベトナム	平成30年10月に締結した消防分野における協力覚書に基づき、同国の関係機関と意見交換を行い、消防用機器等の規格・認証制度構築を始めとする、同国の防火安全性向上に対する協力をを行う。	—	消防庁予防課
	国際消防防災フォーラム	主にアジア諸国	主としてアジア圏内の国を対象に、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催している。	3	消防庁国民保護・防災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で相互に開催している。	1	消防庁国民保護・防災部参事官付
外務省	日トルコ防災協力	トルコ	平成29年、30年の日トルコ首脳会談を踏まえ、平成30年12月に防災協力に関する覚書に署名。防災分野における各種研修・ノウハウ共有等を実施し、年次協議において意見交換や進捗状況の確認を行っている。	—	外務省中東アフリカ局中東第一課
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	ODA対象国のうち128か国(令和4年度公募時)	外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施。研究分野の一つである防災分野では、2021年度までに、21か国で30案件が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金の内数 (文部科学省) JST運営費交付金の内数	外務省国際協力局事業管理室 文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付
	日本の国際協力NGOとの連携を通じた防災協力・災害復旧支援	被災国	(1)日本NGO連携無償資金協力(N連)を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム(JPF)(注1)を通じた緊急人道支援・災害復旧支援、(2)アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)(注2)を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 (注1)国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 (注2)我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。	(1)無償資金協力の内数 (2)A-PADへの任意拠出金 95.38	外務省国際協力局民間援助連携室
	緊急援助物資供与	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な緊急援助物資の供与を行っている。令和3年度には、インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する酸素濃縮器の供与等、12か国への支援(計13件)を実施した。※令和4年3月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局緊急・人道支援課
	国際緊急援助隊の派遣	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、国際緊急援助隊を派遣している。令和3年度には、トンガ王国における火山噴火・津波被害に対し国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣し、自衛隊輸送機や輸送艦で緊急援助物資をトンガに輸送した他、給水(海水淡水化)活動を行った。※令和3年2月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局緊急・人道支援課
文部科学省	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	ODA対象国のうち128か国(令和4年度公募時)	外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施。研究分野の一つである防災分野では、2021年度までに、21か国で30案件が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金の内数 (文部科学省) JST運営費交付金の内数	外務省国際協力局事業管理室 文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付
	アジア・太平洋地域の国々で災害関連情報を共有する「センチネルアジア」プロジェクトの推進	アジア・太平洋地域の28カ国/地域・17国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。28カ国・地域の94機関及び17国際機関が参加(令和4年2月現在)。	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金の内数	文部科学省研究開発局宇宙開発利用課宇宙利用推進室

省庁名	事業名称	相手国/対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和3年度 予算額 (百万円)	担当部署名
農林水産省	国際的山地流域強靱化事業 (国連食糧農業機関)	フィリピン、ペルー	森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に向けて、災害時のリスク評価や管理に係る課題の調査や分析、教材開発や研修を通じた能力開発、リスク緩和技術の実証等優良事例の収集やワークショップの開催を支援。	86	林野庁計画課海外林業協力室
	森林技術国際展開支援事業	ベトナム、タイ、フィリピン、インド	民間企業等の海外展開の推進に向け、途上国における災害発生状況や森林による防災・減災対策の実施状況等の情報を収集・整理するとともに、我が国が持つリモートセンシング技術等を活用した途上国の森林の防災・減災等の機能強化に資する手法の開発等を実施。	53	林野庁計画課海外林業協力室
国土交通省	防災協働対話	ベトナム、ミャンマー、インドネシア、トルコ	平成25年より、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップを実施。	40	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課
	インドとの二国間会議を通じた防災技術に関する意見交換	インド 道路交通省	オンラインにて第7回日印道路交流会議を開催し、日本における斜面保護の事例について紹介し、意見交換を実施した。	-	国土交通省道路局企画課国際室
	地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門委員会 (UN-GGIM) を通じた国際協力	関係各国等	地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門委員会 (UN-GGIM) において、防災作業部会 (WG-Disasters) の共同議長として、災害や災害リスク情報を共有するための地理空間情報分野の技術の活用を推進。	-	国土交通省国土地理院企画部国際課
	天然資源の開発利用に関する日米会議 (UJNR) 地震調査専門部会	米国	地震災害軽減技術の確立に資することを目的に、日米両国政府の地震に関する調査研究機関の研究者等が会し、最新の研究成果について報告・議論を実施。令和4年に米国で開催予定 (2年ごとに日米交互に開催)。	-	国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センター研究管理課
	「世界津波の日」の普及啓発 (濱口梧陵国際賞)	関係各国	「世界津波の日」制定を機に、津波防災等の沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた方を対象とした濱口梧陵国際賞 (国土交通大臣賞) を平成28年度に創設。令和3年11月29日の授賞式では、松富英夫 秋田大学名誉教授 / 中央大学研究開発機構客員教授、Gerassimos A. Papadopoulos 博士 国際自然災害防止・軽減学会会長 (ギリシャ) 及び太平洋津波博物館 (アメリカ) の2名1団体が受賞。	-	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
海上保安庁	北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 海洋環境緊急時準備・対応に関する地域活動センター (MERRAC) 事業への参画	韓国、中国、ロシア	海上保安庁は、NOWPAPのうち海洋環境緊急時対応等にかかる拠点であるMERRACの事業に参画し、海洋環境の保全を近隣諸国と進めるとともに、合同油防除訓練等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努めている。	0.4	海上保安庁警備救難部環境防災課
気象庁	世界気象機関 (WMO) を通じた国際協力	WMO加盟国等	気象庁は、WMOのアジア地区における気象情報サービスの要として、国際的なセンター業務を数多く担当するなど中心的な役割を果たしている。また、気象庁の多くの職員が専門家としてWMOの活動に貢献している。	-	気象庁総務部企画課防災企画室
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) を通じた国際協力	UNESCO加盟国等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会 (IOC) の枠組みで、関係国と協力した北東アジア域の海洋、海上気象データの収集、解析、提供に加え、北西太平洋域で発生した地震による津波の情報提供等を行っている。	-	気象庁総務部企画課防災企画室
	国際民間航空機関 (ICAO) を通じた国際協力	ICAO加盟国等	気象庁は、ICAO主催の会合に参加し、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化の検討に参画している。また、ICAOの指定を受けて国際的なセンター業務を担当し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	-	気象庁総務部企画課防災企画室
	国際的な研究計画等との連携	関係各国	気象庁では、各国と協力して国際的な研究計画を進めており、特に地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執筆等に参画している。	-	気象庁総務部企画課防災企画室
	開発途上国への人材育成支援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国を対象に、気象業務改善のための集団研修を国際協力機構 (JICA) とともに実施している。また、開発途上国等からの要請に応じ、職員を専門家として派遣したり研修を受け入れたりしている。	-	気象庁総務部企画課防災企画室
環境省	国際連携による気候変動影響評価・計画策定推進	主にアジア太平洋地域	南北太平洋の小島しょ国における沿岸浸水ハザード予測情報の開発・提供やアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム (AP-Plat) の運営による気候変動リスクの情報発信等を通じ、気候変動適応に関する国際協力を推進。	288	地球環境局総務課気候変動適応室
防衛省	日比人道支援・災害救援共同訓練	フィリピン	日本およびフィリピンが実施する共同訓練であり、人道支援・災害救援活動に係る訓練を実施した。		防衛省防衛政策局訓練課
	多国間共同訓練コブラ・ゴールド21	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、韓国、中国、インド及びオーストラリア	米国及びタイが主催する多国間訓練であり、人道支援・災害救援を想定した机上演習等に参加した。		防衛省防衛政策局訓練課
	米比主催共同訓練 (Exercise SAMA SAMA 2021)	米国、フィリピン	米国及びフィリピンが主催する多国間訓練であり、人道支援・災害救援に関する専門家意見交換 (VTC) を実施した。		防衛省防衛政策局訓練課
	米比共同訓練 (カマンダグ21) への参加	フィリピン	米国及びフィリピンが主催している共同訓練であり、人道支援・災害救助活動に係る訓練を実施した。(本年度は人道支援・災害救助活動に係る訓練について米国は不参加)		防衛省防衛政策局訓練課
	ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練 (クリスマス・ドロップ)	米国等	米国等が実施する共同訓練であり、人道支援・災害救援活動に係る訓練を実施した。		防衛省防衛政策局訓練課
	多国間共同訓練コブラ・ゴールド22	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、韓国、中国、インド及びオーストラリア	米国及びタイが主催する多国間訓練であり、人道支援・災害救援を想定した机上演習に参加した。		防衛省防衛政策局訓練課
	コープ・ノース22における人道支援・災害救援共同訓練	米豪印仏及びシンガポール	日米豪印仏及びシンガポールが実施する共同訓練であり、人道支援・災害救助活動に係る訓練を実施した。		防衛省防衛政策局訓練課

出典：内閣府及び各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料55 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例（令和3年度）

国名	協力年度	事業名	協力概要
インドネシア	2022-2026	防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト	本事業は、パイロット流域における洪水対策マスタープラン策定を通じたマスタープラン策定・実施体制の整備を行うことにより、公共事業・国民住宅省（PUPR）の洪水対策マスタープランの立案及び実施に係る組織能力強化を図り、もって治水分野の事前防災投資に寄与するもの。
インドネシア	2022-2027	沿岸でのレジリエント社会構築のための新しい持続性システム（科学技術協力）	本事業は、最新のモニタリング・モデリング・グリーンインフラ等の科学的エビデンスに基づく沿岸地域の防御機能向上および社会実装手法の構築ならびに、最新技術を用いたモニタリング網の整備および解析技術の移転を行い、防災、環境、経済との調和のとれた沿岸地域の創造の社会実装を5～10年後に実現することを目的とする。
インドネシア	2021-2024	地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト	本事業は、BMKGの地震及び津波の観測から情報発信までの能力を強化することにより、BMKGから防災関係機関及び住民に対する、より適時かつ正確な地震情報及び津波警報を伝達する体制の整備を図り、もって防災関係機関及び住民の防災活動促進に寄与する。
フィリピン	2017-2022	フィリピンにおける極端気象の監視・情報提供システムの開発（科学技術協力）	雷、気象及び雲立体構造の監視システムの構築、マニラ首都圏における外挿手法による極端気象及び台風強度の短時間予報技術の開発、防災関係機関への情報提供を行うためのソフトウェア開発を行う。
フィリピン	2018-2022	ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト	ダバオ市を流れるダバオ川、マティナ川、タロモ川流域において、総合治水対策マスタープラン（3河川の外水対策、市内の内水対策、高潮対策を含む）の作成、及び優先事業に対するフィージビリティ調査を実施する。
フィリピン	2020-2023	高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト	地上気象観測システムの維持管理能力向上や定量的降水量推定・降水ガイダンスの開発等を行うことにより、高品質な観測・予報・警報および情報を提供する能力の強化を図り、もってこれらの情報が気象災害軽減のために国レベルと地方レベルにおいて広く活用されることに寄与する。
フィリピン	2019-2024	災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2	地方管区（リージョン）及び地方自治体（州、市、町）において、国家防災体制の技術的なサポートのもと、自然災害による人的及び経済的被害削減のための防災施策立案、実施及びモニタリング体制の整備を支援する。
タイ	2018-2022	産業集積地におけるArea-BCMの構築を通じた地域レジリエンスの強化（科学技術協力）	タイの産業集積地において、水害リスクを解析して評価する手法の開発、自然災害によるビジネスインパクト分析の手法の開発、特定産業集積地におけるArea-BCMの運営体制の確立、国内外にArea-BCMを展開するための研修・訓練プログラムの開発を行うことにより、タイの産業集積地においてArea-BCMを展開・運用する手法の確立を図る。
ベトナム	2018-2023	気象予測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト	気象観測機材の保守点検及び校正能力の向上、無償資金協力によって導入した2台の気象レーダーから得られるレーダーデータの解析・品質管理能力の向上、大雨・台風に関する監視・予報業務の能力向上、情報伝達能力の向上などを行うことにより、防災関連機関及び住民に、より正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。
ベトナム	2021-2024	北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト	ベトナム国の北部山岳地域の対象省において、科学的データを用いた土砂災害ハザード・リスク評価手法の開発、パイロット流域における優先すべき対策工の整理、構造物および非構造物対策のパイロット事業を行うことにより、土砂災害リスク削減計画において提案された対策の効果実証を通じ、土砂災害対策が進められる組織体制・能力の強化を図り、もって北部山岳地域14省における土砂災害リスク削減に寄与する。
ミャンマー	2019-2022	気象観測・予報能力強化プロジェクト	ミャンマー気象局の気象観測機器の保守管理及び気象データの解析処理技術を改善し、より効果的な予報の発出を通じて、災害被害低減を目指す。無償資金協力で整備した3台の気象レーダーをはじめとした気象観測機器の成果との相乗効果を図る。
バングラデシュ	2015-2021	災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト	住宅公共事業省公共事業局を対象とし、建物の安全性向上のための人材育成体制の強化を図り、終了プロジェクトで作成した耐震診断・設計・施工監理能力向上のためのマニュアルを活用することで、バングラデシュの建物の安全性を改善し、都市部の公共建築物の被災リスク軽減を図る。
バングラデシュ	2016-2022	都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（科学技術協力）	ダッカ市において、主鉄筋コンクリート造建築を対象とし現地の部材や構造様式に適した建物診断手法・補強方法の研究及びその適用戦略の提言を行うことにより、建物の構造的強靱性を向上させ技術開発とその効果的な実装を促進し、もってバングラデシュ国内の建物構造的脆弱性を低減させ、都市の地震に対する安全性の向上に寄与する。
バングラデシュ	2020-2024	包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト	対象河川（ジャムナ川など大河川やマタムフリ川など中小河川）において、バングラデシュの河川特性に応じた構造物の設置・維持管理を行うための知識ツールの開発とそれを通じた知識・ノウハウの習得、包括的な河川整備・管理計画に係る策定手法の導入により、多様な河川に対するシステムティックな制御・計画管理の方法の確立を図る。
バングラデシュ	2020-2024	地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト	コックスバザール県、シュナムガンジ県、クリグラム県における各2郡をパイロット活動対象地として地方防災計画を策定し、計画された事業実施のための予算を獲得するための支援を行い、全国的に地方防災計画が展開され、実施される体制の強化を図る。
ブータン	2019-2022	ティンブー川・パロ川流域における災害事前準備・対応のための気象観測予報・洪水警報能力強化プロジェクト	本事業では、ティンブー川・パロ川流域を対象として、国家水文気象センター（NCHM）における気象観測・予報、洪水リスクアセスメント・予警報の能力向上を図るとともに、内務文化省防災局（DDM）や対象流域内の県・市における洪水災害の事前準備や対応の能力強化を図る。
ネパール	2016-2021	ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究（科学技術協力）	ヒマラヤの地震空白域において将来発生しうる地震の推定、カトマンズ盆地の地盤特性を精査し、地震観測網の充実化を通じたりモート監視体制の強化と地震分野の人材育成を目標とする。

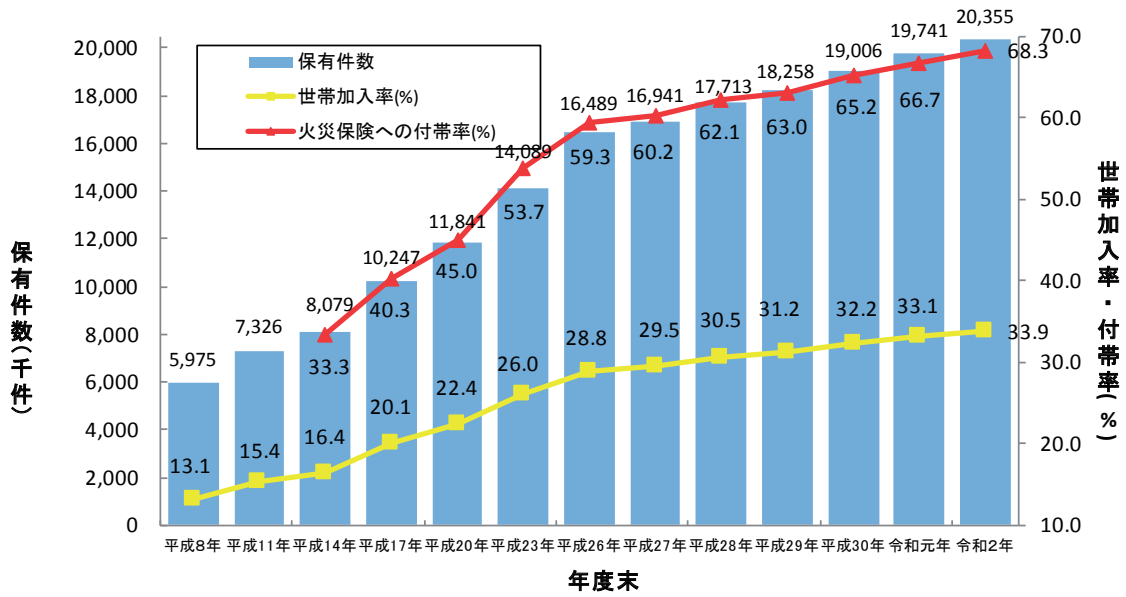
国名	協力年度	事業名	協力概要
ネパール	2020-2024	カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト	本事業は、ネパールの中央防災機関である国家減災庁（NDRRMA）の災害リスク削減（DRR）に係る行政能力の強化や、カトマンズ盆地内でのDRR事業実施に係る仕組みの整備及び地方政府の防災の主流化推進を支援することにより、同盆地の最大レジリエンスの強化を図り、ひいては防災の事前投資の促進に寄与するもの。
インド	2022-2024	チェンナイ都市河川流域包括的洪水対策マスタープラン策定プロジェクト	本事業はチェンナイ都市圏において、多様で複雑な洪水の複合要因とメカニズムの解明に基づく洪水対策を最適かつシステムティックに組み合わせた包括的洪水対策マスタープランを策定することにより、洪水リスク削減に寄与する。
パキスタン	2016-2022	防災人材育成計画プロジェクト	2007年に設置された国家防災庁（NDMA）の能力強化を目的として、NDMA傘下の研修機関である国家防災研究所（NIDM）における防災人材育成の実施体制を強化し、同国内の防災行政機関の人材の防災関連知識・実施能力の向上に寄与する。
パキスタン	2022-2025	国家防災計画更新に向けた技術支援プロジェクト	パキスタンにおいて、災害リスク分析、国家防災計画更新のための技術検討資料の作成、洪水分野に係る事前防災投資計画の検討や関係機関との調整を行うことにより、防災計画策定プロセスの強化を図り、もって事前防災投資の推進に寄与する
スリランカ	2018-2022	土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト	スリランカ国内において、土砂災害リスク評価に基づく早期警戒体制の構築、土地利用計画概念の導入等を行うことにより、スリランカの非構造物対策能力の向上を支援する。
スリランカ	2021-2024	スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発	スリランカ国内のパイロットサイトにおいてRRLLの発生・流動過程の評価技術の開発や、リスクコミュニケーション手法・手順の強化を行うことにより、これらの技術を統合したRRLLの早期警戒技術を適用し、もってスリランカのRRLLの早期警戒能力の強化に寄与する。
スリランカ	2020-2024	流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト	スリランカの主要都市であるコロンボ市を含むケラニ川流域をパイロット地域として、地方防災計画の策定及び中央政府機関事業申請書の防災の視点導入に係る項目の改善等を通じて、スリランカにおける防災主流化を促進するシステム作りを支援する。
スリランカ	2018-2022	コロンボ都市圏雨水排水対策計画策定プロジェクト	コロンボ都市圏において、都市排水・内水対策の整備計画の策定及び優先事業の選定・調査を実施する。
モルディブ	2021-2025	気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト	本事業は気候変動の影響を考慮した海岸保全・防護対策を促進するための体制構築に取り組み、気候変動に対する国土の強靱化および安全性向上を目指すもの。 「緑の気候基金」（Green Climate Fund。以下、「GCF」という。）受託事業“Building Climate Resilient Safer Islands in the Maldives”の一部Component（JICAコファイナンス事業）に該当。
トルクメニスタン	2017-2022	アシガバット市地域における地震モニタリングシステム改善プロジェクト	アシガバット市地域において、地震観測・強震観測システムの整備、震度・震源・地震の規模の迅速な決定及びパイロット地区における震度の推定のためのシステム構築を通じ、地震観測及び地震ハザード評価に関する能力向上を図り、地震観測データと地震ハザード評価の結果を適用した地震リスク評価の実施と地震防災計画の策定に寄与する。
アルメニア	2019-2022	クライシス・コミュニケーション及び防災啓発能力向上プロジェクト	クライシス・コミュニケーションに係る標準作業手順書の整備とそれに基づく訓練の実施、研修教材・研修計画の整備と研修の実施等を通じ、適時に正しい緊急情報を伝えられるよう、アルメニア非常事態省及び国内メディアのクライシス・コミュニケーションの強化を図る。
フィジー	2020-2024	防災の主流化促進プロジェクト	災害に脆弱なフィジーにおいてハザード評価能力の向上、地方防災計画策定・普及、及び中央政府の防災事業の実施促進体制の整備を行うことにより、国家災害管理局（NDMO）の防災活動の実施及び促進能力の強化を目指す。
バヌアツ	2018-2023	地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト	無償資金協力で整備した観測網を含む地震及び潮位に係る観測ネットワークの強化、データの解析能力の向上、ならびに防災情報の発信及び警報発令能力の強化を通じて、バヌアツ気象・地象災害局（VMGD）及び国家災害管理局（NDMO）から関係機関及び住民に対する地震・津波・高潮に関する防災情報の適時かつ的確な伝達体制の整備に寄与する。
メキシコ	2016-2022	メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究（科学技術協力）	メキシコ側研究機関との協働により、メキシコ南部グレロ州沿岸部において、地表や海底に計測機器を設置し、地震のデータを取得、解析することで、将来発生し得る巨大地震・津波の災害シナリオ、ハザードマップ、及び避難誘導標識の作成を行う。また、現地の社会・文化的特性に配慮した減災教育プログラムを開発し、その普及を行う。
ホンジュラス	2018-2023	首都圏斜面災害対策管理プロジェクト	テグシガルバ首都圏の①斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析、②中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理、③斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成、④斜面災害にかかる土地利用規制、にかかる能力強化を行うことにより、斜面災害対策管理能力の向上を図るもの。
コロンビア	2015-2022	コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト（科学技術協力）	地震・津波・火山噴火による災害が多発するコロンビアにおいて、研究機関と防災関係機関の連携を推進し、地震・津波・火山活動のモニタリング、モデリング、被害予測、情報伝達能力向上を通じた災害被害軽減策の強化を研究・実践する。また、周辺諸国との連携を通じて南米における災害研究の進展に貢献する。
エクアドル	2021-2025	土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト	キト市において、土砂災害の調査・分析能力の向上、リスク評価及びハザードマップ策定能力の向上、早期警戒、避難体制の強化、土地利用規制/開発基準へのリスク評価の活用を行うことにより、IIGE及びキト市役所の土砂災害に係る能力の向上を図り、もってエクアドル国内の土砂災害危険地域において、ハザード分析・リスク評価に基づいた対策の実施に寄与する。
エクアドル	2017-2021	地震と津波に強い街づくりプロジェクト	パイロット3市（アタカメス市、ポルトビエホ市、サリナス市）において、津波避難計画の策定、防災アジェンダの更新、建築制度運用体制の強化を行うことにより、「災害に強い街づくり」に向けた取組みが全国で展開され、地震・津波に対する被害が軽減される。

国名	協力年度	事業名	協力概要
チリ	2018-2021	災害リスク削減のためのONEMI組織強化プロジェクト	災害予防・減災対策の推進、災害ナレッジマネジメントシステム構築、地方防災計画の策定等に必要能力強化及び防災人材の育成を行うことにより、チリの国家防災機関であるONEMIが「仙台防災枠組」に即した防災の取組を推進していくことに資する。
チリ	2021-2022	新型コロナウイルス影響下における災害時の感染予防対策強化プロジェクト	チリ・サンティアゴ首都圏において、ONEMI及びパイロット市への感染症対策のための機材整備を行うことにより、感染症を含めた災害時の避難所管理能力の強化を図り、もってONEMIを通じた首都圏の災害対応能力強化に寄与する。
エルサルバドル	2021-2025	首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト	サンサルバドル首都圏（AMSS）において、耐震に係る診断・設計・施工管理に係る行政・技術能力の向上を行うことにより、AMSSの公共建物に対し適切な耐震診断、耐震改修設計、耐震改修施工の促進を図り、もってAMSS内外の公共建物の耐震改修が促進され、都市機能のレジリエンスの向上に寄与する。
ペルー	2021-2026	地震直後におけるリマ首都圏インフラ被災程度の予測・観測のための統合型エキスパートシステムの開発(科学技術協力)	本事業では、ペルー国リマ首都圏において、地震・津波発生時の被害予測の高度化、建築物・ライフラインの被災度即時評価システムの確立により、それらの情報を統合したエキスパートシステムの構築、及びシステム活用のための人材育成を図り、もって、ペルーの地震・津波に対する災害対応能力強化（二次被害の低減、及び復旧・復興の迅速化）に寄与するもの。
ブラジル	2021-2026	強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト	ブラジル国において、土石流対策構造物の特性、設計、施工管理、維持管理方法にかかる技術指針を作成し、技術指針を活用・普及するためのツール及び計画を策定することにより、地域開発省の土石流対策構造物の設計・施工監理・維持管理を実施する能力の向上を図り、もって土石流対策事業のブラジル国内における展開に寄与する。
モーリシャス	2019-2022	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	本事業は、無償資金協力で整備された気象レーダーの活用を念頭に、モーリシャス気象局に対する気象観測及び予警報能力の向上に係る技術協力を通じて、モーリシャスの防災関連機関及び住民への正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

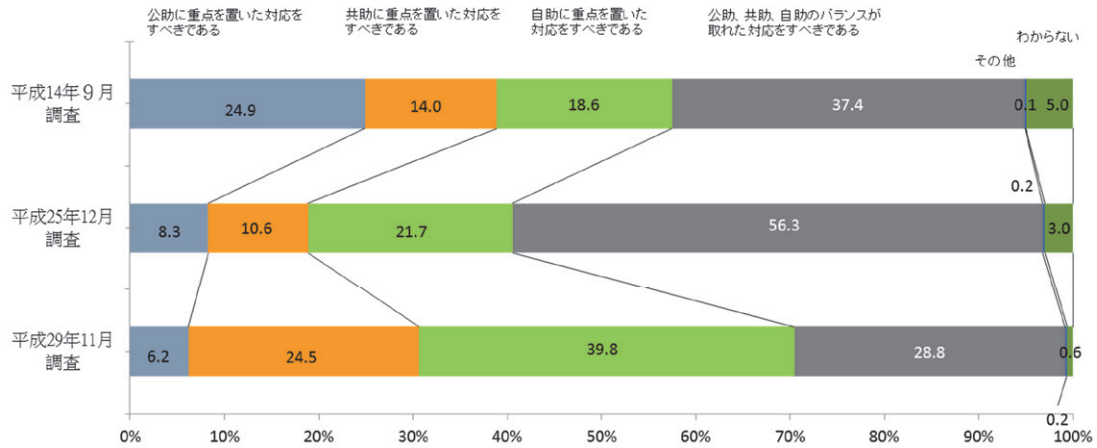
10. その他

附属資料56 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料より内閣府作成

附属資料57 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- 注) 1. 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
2. この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
3. 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- 注) 1. 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
2. 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

附属資料 59 特別警報発表基準

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づける。

出典：気象庁資料

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

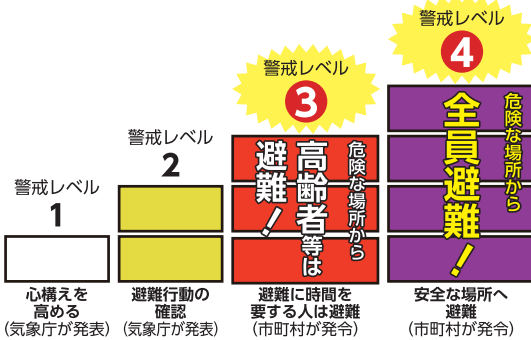
**避難情報のポイント
!..... 必ず確認してください**

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難^{*1}）です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5緊急安全確保が出てもまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、直ちに安全確保をしてください。
- ・警戒レベル5は災害の発生確認時に限らず、災害が切迫している状況（災害が発生直前又は未確認だが既に発生している可能性が高い状況）においても出される情報です。
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、これまでの警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで出されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して出される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

! 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。
このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かす。幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身を通じた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第3 教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出し力を養う。〕

第2章 ねらい及び内容

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べたことを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

- 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
 - (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を使って活動する気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きの中で、体の動きを調整するようにすること。
 - (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
 - (4) 健康な心と体を育てるためには、食育を通じて望ましい食習慣の形成が大切であること。また、幼児の食生活の表情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもつたりにするなどし、食の大切さに気付かせ、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
 - (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
 - (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構築を身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにすることも、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成する編成を図るものとする。
----	--

総則	体育科	特別の教科 道徳	
<p>第1 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間をもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(第5学年及び第6学年) A 体づくり運動 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすること。 ※「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E ボール運動」、「F 表現運動」及び第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の同領域においても同様に記載。</p> <p>D 水泳運動 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。</p> <p>G 保健 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>	<p>(第1学年及び第2学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。</p> <p>(第3学年及び第4学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。</p> <p>(第5学年及び第6学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。</p>	
		家庭科	
		<p>(第5学年及び第6学年) B 衣食住の生活 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 調理の基礎 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。</p> <p>第3 3 (1) 施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底すること。 (2) 服装を整え、衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこと。 (3) 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても配慮すること。</p>	
	特別活動		
	<p>(学級活動) (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 (学校行事) (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>	総合的な学習の時間	
		<p>3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。</p>	

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の

理科	社会科
<p>(第4学年) B 生命・地球 (3) 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。 イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p> <p>(第5学年) B 生命・地球 (3) 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。 【※自然災害についても触れること。】 イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(4) 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (1) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。 【※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。】 イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(第6学年) B 生命・地球 (4) 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。 【※自然災害についても触れること。】 イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>第3 2 (4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。 【※火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。】 (1) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。 【※社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えた選択・判断したりできるよう配慮すること。】</p> <p>(第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。 【※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。】 (1) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 【※地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えた選択・判断したりできるよう配慮すること。】</p> <p>(第5学年) (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。 【※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。】 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 災害の種類や発生位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p> <p>(第6学年) 3 (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。</p>
生活科	図画工作科
<p>(第1学年及び第2学年) (学校、家庭及び地域の生活に関する内容) (1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。 (3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。</p> <p>(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容) (4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p>	<p>第3 3 3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する。事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。</p>

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	保健体育科
<p>第1 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間ほもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(体育分野 第1学年及び第2学年) 2 内容 A 体づくり運動 (3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする、話合いに参加しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。 〔※「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」、「E球技」、「F武道」、「Gダンス」においても同様〕に記載。 また、第3学年の同領域においては、「健康・安全を確保すること」と記載。</p> <p>H 体育理論 (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。 (ウ) 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。 イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。 ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。</p> <p>(内容の取扱い) エ 「D水泳」の(1)の運動については、(略)。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができる。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。 カ 「F武道」については、(略)。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。 (3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、(略)。また、第3学年の領域の選択に当たっては、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際、(略)。 (5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。</p> <p>(保健分野) (3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (1) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができる。また、心肺蘇生^もなどを行うこと。 〔※包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。〕 イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>
	特別の教科 道徳
	<p>第2 A 主として自分自身に関すること 〔節度、節制〕 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 〔生命の尊さ〕 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</p>

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育

社会科	理科
<p>(地理的分野) C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、地域の共通点や差異、分布などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。 (4) ①から⑤までの考察の仕方を取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 地域の在り方 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 3 (1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。 (5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>(第2分野) (2) 大地の成り立ちと変化 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事象・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。 (4) 地層の重なりと過去の様子 ⑦ 地層の重なりと過去の様子 地層の様子やその構成物などから地層の成り立ち方を考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見いだして理解するとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。 (7) 火山と地震 ⑦ 火山活動と火成岩 火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。 ※「火山」については、粘性に関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。 ① 地震の伝わり方と地球内部の動き 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付けるとともに、地震の原因を地球内部の動きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 ※地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の動き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際、津波発生との仕組みについても触れること。 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 ⑦ 自然の恵みと火山災害・地震災害 自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生との仕組みと関連付けて理解すること。 ※「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べること。 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見いだし見直しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。 (4) 気象とその変化 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 気象観測 ⑦ 気象要素 気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。 ① 気象観測 校庭などで気象観測を継続的にを行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。 (4) 天気の変化 ⑦ 霧や雲の発生 霧や雲の発生についての観察、実験を行い、その成り立ちを気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。 ① 前線の通過と天気の変化 前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。 (7) 日本の気象 ⑦ 日本の天気の特徴 天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。 ① 大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けて理解すること。 (1) 自然の恵みと気象災害 ⑦ 自然の恵みと気象災害 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天</p>

[自然愛護]
自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

総合的な学習の時間

第2
3

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

特別活動

[学級活動]

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

[学校行事]

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

[技術分野]

A 材料と加工の技術

(2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。

B 生物育成の技術

(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。

C エネルギー変換の技術

(2) 生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 安全・適切な製作、実装、点検及び調整等ができること。

[※内容の「Cエネルギー変換の技術」の(1)については、電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する
※各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イでは、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目し、技術が最適化されてきたこ

[※各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
エ 製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については、図画工作科等の学習経験を踏

[家庭分野]

B 衣食住の生活

次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、

(3) 日常食の調理と地域の食文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできるこ

(6) 住居の機能と安全な住まい方

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。

イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

[※内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ク (6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、
いても扱うこと。

第3

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用
家庭分野においては、幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生
ものとする。

- (7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
- (4) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。
- ウ (3)については、次のとおり取り扱うものとする。
- (7) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。

〔公民的分野〕

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (7) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。

〔※「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などに関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的な事例を取り上げたりすること。〕

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。

D 私たちと国際社会の諸課題

(1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (7) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

技術・家庭科

ことができるよう指導する。

とができるよう指導する。

けることができるよう指導する。

製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。〕

とに気付かせること。〕

まえるとともに、安全や健康に十分に配慮して選択すること。〕

住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

と。

内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(4)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方につ

具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。(略)

時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮する

気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。

〔※「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べること。〕

- イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 生物と環境

㊦ 地域の自然災害

地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。

- イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

〔※地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。〕

第3

- 3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

美術科

第3

- 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的問題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的に捉える視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。
ここで取り上げる自然環境については、「地理総合」の内容のCの(1)の内容の自然環境と防災における学習を踏まえた取扱いに留意すること。

第3節 公民

第2款 各科目

第1 公 共

2 内 容

B 自 立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(キ) アの(エ)については、(7)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

第3 政治・経済

2 内 容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究

社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・

歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事象・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、それらについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学と人間生活との関わりについての認識を深めるとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(エ) 宇宙や地球の科学

① 自然景観と自然災害

自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。

イ 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題をいだし見通しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。

3 内容の取扱い

(エ) ①については、地域の自然景観とその変化、自然災害を地域の地質や地形、気候などの特性や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて扱うこと。「身近な自然景観の成り立ち」については、身近な地域の自然景観が長い時間の中で変化してできたことを扱うこと。「自然災害」については、流水の作用や土石流などの作用、地震や火山活動によって発生する災害を扱うこと。また、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内 容

(1) 地球のすがた

地球のすがたについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球のすがたについて、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(4) 活動する地球

① 火山活動と地震

火山活動や地震に関する資料に基づいて、火山活動と地震の発生の仕組みをプレート運動と関連付けて理解すること。

(9) 大気と海洋

⑦ 地球の熱収支

気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の

構造の特徴を見いだして理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量が釣り合っていることを理解すること。

イ 地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

(2) 変動する地球
変動する地球についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 変動する地球について、宇宙や太陽系の誕生から今までの時間の中で捉えながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。また、自然環境の保全の重要性について認識すること。

(1) 地球の環境

④ 日本の自然環境
日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。

イ 変動する地球について、観察、実験などを通して探究し、地球の変遷、地球の環境について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

内容の(1)のアの(1)の④の「火山活動」については、プレートが発散境界と収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、多様な火成岩の成因をマグマと関連付けて扱うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱い、プレート内地震についても触れること。(1)の⑦については、温室効果にも触れること。また、「大気の構造」については、大気中で見られる現象にも触れること。内容の(2)のアの(1)の④の「恩恵や災害」については、日本に見られる気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

(7) 地球の活動

④ 地震と地殻変動

世界の震源分布についての資料に基づいて、プレート境界における地震活動の特徴をプレート運動と関連付けて理解するとともに、それに伴う地殻変動などについて理解すること。

⑦ 火成活動

高弧-海溝系における火成活動の特徴を、マグマの発生と分化及び火成岩の形成と関連付けて理解すること。

(1) 地球の歴史

⑦ 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について、身近な地形と関連付けて理解すること。

イ 地球の活動と歴史について、観察、実験などを通して探究し、地球の活動の特徴と歴史の概要を見いだして表現すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球の大気と海洋について、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 大気の構造と運動

④ 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

(1) 海洋と海水の運動

④ 海水の運動

海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のアの(7)の④の「地震活動の特徴」については、地震災害にも触れること。「地殻変動」については、活断層と地形との関係にも触れること。⑦の「火成活動の特徴」については、火山災害にも触れること。

(4)の⑦については、段丘、陸上及び海底の堆積物も扱うこと。「地形の形成」については、土砂災害にも触れること。

ウ 内容の(3)のアの(7)の④の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(4)の④の「海水の運動と循環」については、波浪と潮汐も扱うこと。また、高潮災害にも触れること。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、第2章第5節理科「第1 目標」及び「第2 各科目の目標及び内容」に照らして、各科目の目標や内容ねらいが十分達成できるように次の事項に配慮する。

(7) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄について適切な措置を講ずること。

第6節 保健体育

第2款 各科目

第1 体育

D 水泳

- (3) 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする。役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。(なお、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。)

第2 保健

2 内容

- (1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

- (2) 安全な社会生活について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 安全な社会生活について理解を深めるとともに、応急手当を適切にすること。

(7)安全な社会づくり

安全な社会づくりには、環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また、交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。

(4)応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

イ 心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。

安全な社会生活について、安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

3 内容の取扱い

- (5) 内容の(2)のアの(7)については、犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また、交通安全については、二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

- (6) 内容の(2)のアの(4)については、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、

効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第7節 芸術

第2款 各科目

第4 美術I

3 内容の取扱い

- (10) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第5 美術II

3 内容の取扱い

- (3) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

第6 美術III

3 内容の取扱い

- (2) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)まで、「美術II」の3の(1)と同様に扱うものとする。

第7 工芸I

3 内容の取扱い

- (9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第8 工芸II

3 内容の取扱い

- (3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)までと同様に扱うものとする。

第9 工芸III

3 内容の取扱い

- (2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)まで、「工芸II」の3の(1)と同様に扱うものとする。

第9節 家庭

第1款 各科目

第1 家庭基礎

2 内容

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 食生活と健康

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康
イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境
ア ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能性について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第2章 家庭総合

2 内容

B 衣食住の生活の科学と文化

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(4) ライフステージの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(4) ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(7) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全・管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4章 総合的な探究の時間

第2章 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報・環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

第5章 特別活動

第2章 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康・安全・生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立などある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

[学校行事]

2 内容

(3) 健康・安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

第1章 総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

第4 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する指導を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する指導を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間を

はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第7節 道徳教育に関する配慮事項

3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

イ 安全

危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 身の回りの安全に気づき、教師と一緒に安全な生活に取り組みうとすること。

○ 2段階

(2) 内容

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。

(4)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

○ 3段階

(2) 内 容

イ 安全

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。

(4)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

〔図画工作〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔体 育〕

2 各段階の目標及び内容

(2) 内 容

A 体づくり運動

簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動しようとする。

※「B 器械・器具を使った運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G 保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。

イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○ 3段階

(2) 内 容

A 体づくり運動

きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

※「B 器械・器具を使った運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G 保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基

本的な知識や技能を身に付けること。

イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第 2 節 中学部

〔社 会〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の安全を守ること。
① 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○ 2段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の安全を守ること。
① 地域における災害や事故に対して、様々な備えをしていることを理解すること。

① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

〔理 科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 2段階

(2) 内 容

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

④ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

(4)雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べの中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験

を基に予想し、表現すること。

イ 天気の変化

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

④ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

(4) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

〔美術〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

※ 「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E 球技」、「F 武道」、「G ダンス」各段階領域においても同様に記載。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○2段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内 容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

○2段階

(2) 内 容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

家庭分野

B 衣食住の生活

オ 快適で安全な住まい方
住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。
(4) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に忠じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるように必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流

及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を適切に定めること。

3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動)などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等 教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

ること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各教科

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社 会〕
○ 1段階

(2) 内 容

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ⑧ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

○ 2段階

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
- ⑧ 国土の環境保全について、自分たちができることを考え、表現すること。

3

指導計画の作成と内容の取扱い

(オ) ウについては、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気の汚染、水質の汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考慮することにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようすること。

〔理 科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

B 地球・自然

ア 流れる水の動きと土地の変化

流れる水の動きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ④ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。
- イ 天気の変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ⑦ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。
 - ⑧ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。
- (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の動きと土地の変化」の(7)の⑦については、自然災害についても触れること。
 - エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(7)の⑧については、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。
- 2段階
 - ア 土地のつくりと変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ⑤ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。
 - (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (4) (7)の⑤については、自然災害についても触れること。

〔保健体育〕

- 2 各段階の目標及び内容
- 1段階
 - (2) 内容
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
- 2段階
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

〔家庭〕

- 2 各段階の目標及び内容

- 1段階
 - 内容
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方
 - イ 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (4) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。
- 2段階
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方
 - (4) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

第4章 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものにするほか、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に際して、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対しては、特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものにするほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。